

# 調査時報

## 回顧特集号

議会活動と市政4カ年  
(令和2年度～5年度)



鹿児島市議会

2024 5月 No.146



令和2年から世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症は、わが国においても、3年余りにわたり、国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしました。5年5月に感染症法上の分類が5類に引き下げられ、市民生活によりやく日常が戻りインバウンドの回復など先行きへの期待感が高まる一方で、不安定さを増す国際情勢や、能登半島地震をはじめとする相次ぐ自然災害等への不安感も交錯しております。

このような状況の中、国においては、人口減少に歯止めをかけるための異次元の少子化対策やデジタル技術の活用による行財政改革のほか、物価高騰対策や賃上げの促進などの総合的な経済政策への取り組みを進めており、地方自治体においても、時代の潮流を的確に捉え、直面する課題に迅速かつ柔軟に対応し、持続可能なまちを築き上げていくことが求められています。

今期4年間の市政を振り返りますと、待機児童対策や児童相談所設置に向けた子ども・子育て支援の充実、インターネットによるオンラインサービスの幅広い分野への導入、鹿児島駅周辺整備の完了やセンテラス天文館、天文館図書館のオープンなど中心市街地のさらなるにぎわい創出や回遊性の向上など、「つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま」の実現に向けた取り組みが、着実に実施されております。

また、コロナ禍による延期を乗り越え、51年ぶりの鹿児島国体、本県初の全国障害者スポーツ大会開催や、5季ぶりとなる鹿児島ユナイテッドFCのJ2昇格など、本市にとって大変喜ばしい出来事もありました。

さらに、議員提案による初の政策条例として「客引き行為等の禁止に関する条例」を制定したほか、議会改革への取り組みとして、議会機能の充実・強化を図るため、3つのワーキンググループを設置し、各面から調査・検討を行い、市議会だよりやホームページの見直し、会期日程の早期公開や委員会記録のホームページ公開など市民に開かれた議会となるよう努めたほか、反問権の拡大やタブレット端末の導入による効率化・ペーパーレス化の推進などの改革に情熱を持って取り組んでまいりました。第六次鹿児島市総合計画の策定や鹿児島港本港区のまちづくりに関しては特別委員会を設置し、各面から調査や意見反映を行ってきたところであります。

今後におきましても、議会改革をさらに推進するとともに、政策提言及び執行機関の監視・評価を行うという、議会に求められる役割をしっかりと果たしていかなければなりません。

議員の任期を終えるに当たり、この4カ年を回顧して市政の動きをここに綴ることは、今後の市政を推進していく上で有意義なものと考えます。

本号はその内容に不足する点もあろうかと思いますが、市政史と市議会史のひとこまとしてご利用いただければ幸甚に存じます。

令和6年4月

鹿児島市議会議員 川越 桂路

# 目 次

## 議 会

### ◀鹿 児 島 市 議 会 史 誌▶

令和2年4月～令和6年4月・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### ◀議 会 の 組 織 運 営▶

1	市議会議員の選挙結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
2	会派の結成と異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
3	正・副議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
4	常任委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
5	議会運営委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
6	特別委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
7	鹿児島市議会防災都市推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
8	議会改革推進ワーキンググループの活動報告・・・・・・・・・・	64
9	会議開催状況と議案等審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80

## 総 務 環 境

### ◀行 政 一 般▶

1	市長の施政方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
2	第六次鹿児島市総合計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
3	交通政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
4	国際交流等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
5	広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
6	シティプロモーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
7	行政機構の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
8	行政改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
9	行政評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
10	指定管理者制度の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
11	特別職の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
12	特別職の給料と議員報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
13	職員定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
14	DXの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
15	投票率向上の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
16	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122

### ◀財 務▶

1	財政規模の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
2	一般会計の財政事情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
3	市債の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
4	収納代理金融機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
5	市有財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
6	市税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
7	健全化判断比率等審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139

◀環境▶

1	環境保全	141
2	環境衛生	148
3	清掃	151

防災福祉こども

◀危機管理▶

1	安心安全なまちづくり	157
2	防犯	160
3	交通安全	161
4	防災・危機管理	161
5	桜島火山対策	163

◀健康福祉▶

1	健康づくり	167
2	地域福祉	168
3	介護保険	169
4	生活保護	175
5	生活困窮者自立支援	177
6	高齢者福祉	178
7	障害者福祉	185
8	保健予防	189
9	救急医療	196
10	公衆衛生	197

◀こども▶

1	児童福祉	200
---	------	-----

市民文教

◀市民生活▶

1	相談・広聴	236
2	コミュニティづくり	238
3	地域活性化	241
4	市民協働	242
5	男女共同参画	243
6	文化振興	246
7	消費生活	248
8	国民年金	249
9	国民健康保険	250
10	コンビニ交付による証明発行等	253
11	支所	255
12	人権啓発	256

◀教育▶

1	教育行政の概要	258
2	学校教育	259
3	教育環境の整備	263

4	保健体育	269
5	社会教育	272
6	文化	275

## 産業観光企業

### ◀商 工▶

1	商工業の概要	278
2	商工業振興対策	279
3	融資制度	293
4	中心市街地の活性化	295
5	雇用対策	298
6	計量検査	305

### ◀農 林 水 産▶

1	農林水産業の概要	306
2	次世代の担い手の確保・育成	306
3	生産環境の整備	307
4	魅力ある地域資源の活用	313

### ◀中 央 卸 売 市 場▶

1	中央卸売市場の沿革	315
2	魚類市場再整備事業	315
3	魚類市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業	316
4	中央卸売市場の取扱高	316

### ◀観 光▶

1	観光施策の概要	317
2	観光資源・施設等の状況	318
3	イベントの振興	321
4	観光客誘致受入事業	324
5	世界文化遺産の活用	327
6	桜島・錦江湾ジオパークの推進	327
7	グリーン・ツーリズムの推進	327
8	スポーツを通じた観光交流等の促進	328
9	多機能複合型スタジアムの整備検討	329
10	特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会の開催	329
11	コンベンションの誘致	333

### ◀病 院 事 業▶

1	事業の概要	335
2	施設・設備等の整備	335
3	損益収支推移表	336
4	主な取り組み	336

### ◀交 通 事 業▶

1	事業の概要	338
---	-------	-----

2	車両、施設等の改善状況	340
3	電車・バスのダイヤ改正、路線の新設・延長等	340
4	運賃の改定	341
5	増収及びサービス向上策	342
6	損益収支推移表	343
7	その他	343

#### ◀水道・工業用水道・公共下水道事業▶

1	事業の概要	344
2	施設の整備	346
3	経営の効率化	348
4	損益収支推移表	348
5	その他	349

#### ◀船舶事業▶

1	事業の概要	352
2	運航ダイヤの改定	353
3	増収対策、節減対策及びサービス向上対策	353
4	損益収支推移表	354

### 建設消防

#### ◀建設管理▶

1	公園・緑化	355
2	河川	359
3	急傾斜地崩壊対策事業	360
4	港湾	361

#### ◀都市計画▶

1	都市計画関連事業	362
2	コンパクトな市街地形成促進事業	365
3	アクセス環境整備事業	365
4	かごしまコンパクトなまちづくりプラン推進事業	366
5	こどもまちづくり探検隊	366
6	かごしま団地みらい創造プラン推進事業	367
7	都市景観形成事業	367
8	宅地開発許可制度	371
9	市街化調整区域内での建築許可制度	372
10	住居表示	373
11	市街地のまちづくり	374
12	都市再生整備計画事業	379
13	鹿児島港のウォーターフロント開発	381
14	谷山地区連続立体交差事業	382
15	土地区画整理事業	383
16	清算事務	384
17	田上小学校周辺における土地区画整理事業の検討	384

◀ 建 築 ▶

1	建築指導	385
2	住宅	388
3	建築	391
4	設備	392

◀ 道 路 ▶

1	道路	393
2	特殊地下壕対策事業	397
3	道路・橋りょう維持事業	397
4	桜島降灰除去事業	399
5	自転車等駐車対策推進事業	399
6	地籍調査事業	401

◀ 消 防 ▶

1	大規模災害等対策の推進	402
2	救急需要対策の推進	406
3	火災予防対策の推進	407

特 別 委 員 会

	桜島爆発対策特別委員会	409
	都市整備対策特別委員会	411
	地方創生に関する調査特別委員会	414
	鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会	415

(付 表)

1	予算・決算に対する市議会要望・指摘事項及び附帯決議一覧	417
2	市議会における意見書・決議一覧（可決されたもの）	420
3	請願・陳情の処理結果	433



## 議 会

## ◀鹿児島市議会史誌▶

## （令和2年）

## 4月

- 12日 市議会議員選挙告示
- 19日 市議会議員選挙
- 20日 当選証書の付与及び当選人の告示
- 28日 議員任期の満了
- 29日 議員任期の始期
- 30日 ○初顔合わせ議員協議会 会派結成届及び会派役職届の提出、各派交渉会の設置及び運営等について協議

## 5月

- 8日 ○各派交渉会 会派の結成状況（会派名、会派略称名、代表者名、所属議員の氏名、会派の表示順序等）、会派に所属しない議員の取扱い、議員控室の割当て、議席の割振り、委員会での委員の席順等、役職等の選出（正・副議長、監査委員等、常任委員及び同正副委員長、議運委員、特別委員会の設置並びに特別委員及び同正副委員長、各種審議会等委員）について協議
- 11日 ○各派交渉会 臨時会の議会運営（議会運営に関する申合せ事項、会議録署名議員、議案の取扱い、会期日程、議場内交渉係、議事日程、議席の割振り）、議場における当局席の配置見直し、新型コロナウイルス感染症対策、請願・陳情等の市議会ホームページでの公開について協議
- 13日 ○各派交渉会 個人質疑発言通告一覧表の確認、臨時会の議会運営（会期日程、議事日程）、各種役職等氏名一覧表の確認、臨時会の議会運営（正副議長選挙の開票立会人）について協議

## 第1回臨時会・・・会期8日間

- 15日 ○本会議 議長の選挙（議長に川越桂路議員が当選）。議席の指定。会議録署名議員を指名。会期を8日間と決定。副議長の選挙（副議長に小森のぶたか議員が当選）。各常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任。特別委員会（桜島爆発対策特別委員会、都市整備対策特別委員会、地方創生に関する調査特別委員会）を設置し、同委員会の委員を選任
- 総環委 正副委員長の互選（委員長に佐藤高広委員、副委員長に園山えり委員）
- 防福こ委 正副委員長の互選（委員長に古江尚子委員、副委員長にのぐち英一郎委員）
- 市文委 正副委員長の互選（委員長に霜出佳寿委員、副委員長に森山きよみ委員）

- 産観企委 正副委員長の互選（委員長に松尾まこと委員、副委員長に徳利こうじ委員）。各種審議会等委員の選出
- 建消委 正副委員長の互選（委員長に米山たいすけ委員、副委員長に菌田裕之委員）。各種審議会等委員の選出
- 桜島爆発 正副委員長の互選（委員長にしらが郁代委員、副委員長に中元かつあき委員）
- 都市整備 正副委員長の互選（委員長に瀬戸山つよし委員、副委員長に伊地知紘徳委員）
- 地方創生 正副委員長の互選（委員長に奥山よしじろう委員、副委員長に長浜昌三委員）
- 議運委 正副委員長の互選（委員長に山口健委員、副委員長に崎元ひろのり委員）。委員外議員の取扱い、議会運営に関する申合せ事項、議場内交渉係、本日のこれからの本会議運営、追加議案の取扱いについて協議
- 本会議 各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長互選結果の報告。森市長あいさつ。専決処分の承認を求める件など議案 6 件を一括上程。市長提案説明
- 18 日 ○本会議 個人質疑（6 人）。議案 6 件を関係常任委員会に付託
- 19 日 ○総環委 専決処分の承認を求める件など議案 2 件を審査し、いずれも報告承認
- 防福こ委 専決処分の承認を求める件など議案 3 件を審査し、原案可決並びに報告承認
- 市文委 専決処分の承認を求める件など議案 3 件を審査し、いずれも報告承認
- 産観企委 専決処分の承認を求める件の議案 1 件を審査し、報告承認
- 20 日 ○議運委 緊急質問について協議
- 21 日 ○議運委 追加議案の取扱い、閉会中の継続調査の件、個人質疑における発言取消し（向江議員の個人質疑における発言取消し、小川議員の個人質疑における発言取消し）、5 月 22 日の本会議運営、令和 2 年第 2 回市議会定例会、特別委員会のガイドライン、防災都市推進協議会の設置について協議
- 22 日 ○本会議 小川みさ子議員の発言取消しを許可。向江かほり議員の発言取消しを許可。専決処分の承認を求める件など議案 6 件について、4 常任委員長の審査報告。専決処分の承認を求める件（鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の議案 1 件については、起立表決（電子表決）の結果、承認。その他の議案 5 件についても、いずれも原案可決・承認。監査委員の選任について同意を求める件 2 件を急施事件として追加上程。いずれも同意。各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中継続調査の件を急施事件として追加上程。議決

## 6 月

- 3 日 ○議運委 令和 2 年第 2 回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、新型コロナウイルス感染症対策、常任委員会等の行政調査について協議

**第 2 回定例会** 令和 2 年第 2 回定例会は、6 月 9 日から 6 月 25 日までの 17 日間にわたって開かれた。

この定例会では、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を含む令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 2 号）など議案 32 件を議決した。このほか、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」、「教育予算の拡充を求める意見書」の 2 件を可決した。

- 9 日 ○本会議 第 2 回定例会の会期を 17 日間と決定。令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 2 号）など議案 30 件を一括上程。市長提案説明
- 11 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、請願・陳情の付託について協議
- 15 日 ○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 本会議 個人質疑（5 人）
- 議運委 本日のこれからの本会議運営について協議
- 16 日 ○本会議 個人質疑（5 人）
- 17 日 ○本会議 個人質疑（5 人）
- 18 日 ○本会議 個人質疑（3 人）。議案 30 件を関係常任委員会に付託
- 19 日 ○総環委 職員の給与に関する条例及び鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例一部改正の件など議案 3 件を審査し、いずれも原案可決。所管事務調査として、本庁舎整備に係る本館整備について質疑
- 防福こ委 自動車購入の件など議案 10 件を審査し、いずれも原案可決。請願 1 件を審査。報告事項として、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る手続、健康福祉局所管施設の指定管理者募集、鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市夜間急病センターの一部の診療科における診療時間変更について説明を受け、質疑
- 市文委 区分所有による建物の一部及び土地取得の件など議案 6 件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、滞納処分取消等請求事件の判決、市民局所管施設の指定管理者募集、教育委員会所管施設の指定管理者募集、鹿児島市学校施設長寿命化計画の策定、令和 2 年度学校運営協議会設置校、夏季休業日の変更、松元公民館の改修工事に伴う休館について説明を受け、質疑
- 産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 6 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、農林水産部所管施設の指定管理者募集、産業振興部所管施設の指定管理者募集、事業継続支援金、雇用・労務相談窓口の開設期間の延長、観光交流部所管施設の指定管理者募集、「鹿児島ユナイテッド F C」トレーニング施設の整備等支援に係る『企業版ふるさと納税』の活用について説明を受け、質疑
- 建消委 新たに生じた土地を確認する件など議案 9 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、港湾隣接地域の指定、建設局所管施設の指定管理者募集、鹿児島駅自由通路の出入口名称、郡山中央土地区画整理事業第 7 回事業計画変更、宇宿中間地区土地区画整理事業に

係る「建物収去土地明渡請求事件」、吉野第二地区地区計画策定に関する住民意識調査の実施結果、谷山駅周辺地区土地整理事業に係る「仮換地指定処分取消請求控訴事件」の判決等、西伊敷住宅（第二）建替計画、鹿児島市無電柱化推進計画（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果及び計画策定について説明を受け、質疑

- 23 日 ○議運委 追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、閉会中の継続調査の件、議会改革、個人質疑における発言取消し、6 月 25 日の本会議運営、全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式、議場音響・映像システムの不具合、質疑のあり方、議員の健康診断の実施、国体の今年秋の開催延期に伴う令和 2 年第 3 回市議会定例会の開催時期について協議
- 25 日 ○本会議 大園盛仁議員の発言取消しの件を許可。教育委員会委員の任命について同意を求める件など議案 2 件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも同意。令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 2 号）など議案 30 件について、5 常任委員長の審査報告。討論（1 人）。鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案 6 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案 24 件についても、いずれも原案可決・承認。意見書案 2 件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも原案可決。請願等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

## 7 月

- 17 日 ○議運委 議会改革、令和 2 年 7 月豪雨による災害に対する本市議会の対応について協議
- 28 日 ○議運委 令和 2 年第 3 回市議会定例会、議会改革について協議
- 29 日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設の経過と現況について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

## 8 月

- 3 日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係る経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和 2 年度桜島火山対策事業費、令和 3 年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 5 日 ○地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況、各種補助事業等の活用について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 6 日 ○防福こ委 請願 1 件を審査。請願第 1 号を不採択。報告事項として、鹿児島市保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況、鹿児島市子どもの貧困対策推進計画策定について説明を受け、質疑
- 20 日 ○議運委 新型コロナウイルス感染症対策に関する議会協議会の開催について協議
- 25 日 ○議会協議会 新型コロナウイルス感染症対策について説明を受け、質疑
- 27 日 ○議運委 令和 2 年第 3 回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、議会改革、新型コロナウ

イルス感染症対策、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、令和 2 年度議員研修会、市議会だより編集委員の選任、令和 2 年 7 月豪雨による災害に対する本市議会の対応について協議

## 9 月

**第 3 回定例会** 令和 2 年第 3 回定例会は、9 月 2 日から 9 月 28 日までの 27 日間にわたって開かれた。

この定例会では、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費や地域経済活性化を図るための市単独の公共事業費等に係る令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 4 号）など議案 11 件を議決した。

このほか、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を可決した。

なお、令和元年度の決算関係議案 15 件は、決算特別委員会および産業観光企業委員会において、閉会中に審査する。

- 2 日 ○本会議 第 3 回定例会の会期を 27 日間と決定。令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 4 号）など議案 25 件を一括上程。市長提案説明
- 4 日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会、議案の付託及び取扱い、請願・陳情の付託、令和 3 年度議会費の予算措置等、令和 2 年 7 月豪雨による災害に対する本市議会の対応、台風 10 号接近に伴う市議会の対応について協議
- 8 日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団、公明党）  
○議運委 代表質疑発言通告について協議
- 9 日 ○本会議 代表質疑（社民、市民連合）
- 10 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について協議
- 14 日 ○本会議 個人質疑（5 人）  
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 15 日 ○本会議 個人質疑（5 人）
- 16 日 ○本会議 個人質疑（4 人）。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計（企業会計を除く）決算関係議案 9 件を付託。その他の議案 16 件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  
○決算委 正副委員長の互選（委員長に中原力委員、副委員長に柿元一雄委員）
- 17 日 ○総環委 専決処分の承認を求める件など議案 2 件を審査し、報告承認並びに原案可決。報告事項として、合葬墓整備基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑  
○防福こ委 専決処分の承認を求める件など議案 2 件を審査し、報告承認並びに原案可決。報告

事項として、後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給の適用期間延長、鹿児島市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、第 8 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

- 市文委 タブレット端末購入の件など議案 2 件を審査し、いずれも原案可決。請願 1 件を審査。請願第 2 号を不採択。報告事項として、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給の適用期間延長、第四次鹿児島市子ども読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
  - 産観企委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案 8 件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、県外観光客宿泊キャンペーン事業の実施について説明を受け、質疑
  - 建消委 土地取得の件など議案 2 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第二次かごしま都市マスタープランの骨子案、「かごしま団地みらい創造プラン～住宅団地の活性化に向けて～」の素案に係るパブリックコメント手続の実施、慈眼寺公園周辺地区景観計画（案）、中央町 19・20 番街区及び千日町 1・4 番街区市街地再開発事業の状況等、鹿児島駅自由通路の出入口名称の決定、谷山第二地区土地区画整理事業第 8 回事業計画変更、谷山駅周辺地区土地区画整理事業に係る「仮換地指定処分取消請求控訴事件」の判決の確定について説明を受け、質疑
- 25 日 ○議運委 追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、議員派遣の件、9 月 28 日の本会議運営、令和 2 年度の行政調査、議会改革、令和 2 年度議員研修会、令和 3 年度議会費の予算措置等について協議
- 28 日 ○本会議 決算特別委員会の正副委員長互選結果報告。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案 1 件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 4 号）など議案 10 件について、5 常任委員長の審査報告。令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 4 号）の議案 1 件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案 9 件についても、いずれも原案可決・承認。意見書案 1 件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。請願 2 件を一括上程。討論（1 人）。いずれも不採択。議員派遣の件を議決。議案、陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

## 10 月

- 9 日 ○議運委 委員外議員の取扱い、議員辞職及び会派異動に伴う協議（会派等現況の確認、令和 2 年度の常任委員会派割振り、令和 2 年度の特別委員会派割振り、議席、議員控室）について協議
- 13～14 日 中央要望活動（桜島火山活動対策議会協議会：東京都区内）
- 20 日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス

建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

- 21 日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 22 日 ○防福こ委 陳情 2 件を審査。陳情第 3 号を不採択
- 26 日 ○議運委 令和 2 年第 2 回市議会臨時会、議会改革について協議
- 28～29 日 ○地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況、各種補助事業等の活用について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

## 11 月

4～6・9 日

- 産観企委 令和元年度各企業会計決算の議案 6 件を審査し、原案可決及び認定。報告事項として、鹿児島市中央卸売市場経営展望策定に係るパブリックコメント手続の実施、医療事故について説明を受け、質疑

4～6・9～13・16・18 日

- 決算委 令和元年度一般会計・特別会計決算の議案 9 件を審査し、いずれも認定
- 11 日 ○議運委 令和 2 年第 2 回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、11 月 17 日の本会議運営）、新型コロナウイルス感染症対策について協議
- 13 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議
- 14 日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：武公民館、桜島苑、桜島多目的広場、桜島港フェリーターミナル、長谷港、桜島補助体育館）

## 第 2 回臨時会・・・会期 1 日

- 17 日 ○本会議 第 2 回臨時会の会期を 1 日と決定。職員の給与に関する条例及び鹿児島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正の件など議案 3 件を一括上程。市長提案説明。個人質疑（1 人）。委員会付託省略
- 議運委 本日のこれからの本会議運営（第 67 号議案ないし第 69 号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、令和 2 年第 4 回市議会定例会、議場における当局席の配置見直しについて協議
- 本会議 職員の給与に関する条例及び鹿児島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正の件の議案 1 件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の 2 件についても、原案可決及び承認
- 22 日 市議会議員補欠選挙告示
- 26 日 ○議運委 令和 2 年第 4 回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、議会改革、令和 2 年度議

員研修会、新型コロナウイルス感染症対策、議会協議会の開催について協議

29日 市議会議員補欠選挙

30日 当選証書の付与及び当選人の告示

## 12月

1日 ○議運委 市議会議員補欠選挙等に伴う協議(会派等現況の確認、議席、議運委員の会派割り振り、常任委員の会派割り振り、常任委員会正副委員長の会派割り振り、特別委員及び同正副委員長の会派割り振り、議会選出役職の会派割り振り、議員控室)、12月2日の本会議運営について協議

**第4回定例会** 令和2年第4回市議会定例会は、12月2日から12月21日までの20日間にわたって開かれた。

この定例会では、かごしま水族館など29施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ、北部清掃工場ごみ焼却施設基幹的設備改良工事など3件の「工事請負契約締結の件」、妊婦寄り添い支援事業などを含む「令和2年度鹿児島市一般会計補正予算(第6号)」など議案46件を議決した。

また、閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた令和元年度一般会計、特別会計および企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

2日 ○議会協議会 市議会議員補欠選挙における当選議員の紹介

○本会議 議席の一部変更及び指定。第4回定例会の会期を20日間と決定。委員の選任(常任委員会及び特別委員会)。令和元年度決算関係議案15件について、決算特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告。令和元年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案11件については、起立表決(電子表決)の結果、いずれも原案可決並びに認定。その他の議案4件についても、いずれも原案可決並びに認定。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案45件を一括上程。市長提案説明

4日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託について協議

8日 ○本会議 個人質疑(5人)

○議運委 個人質疑発言通告について協議

9日 ○本会議 個人質疑(5人)

10日 ○本会議 個人質疑(4人)。大園盛仁議員の発言取消しを許可。議案45件を関係常任委員会に付託

○議運委 発言通告と質疑のあり方、追加議案について協議

11日 ○総環委 工事請負契約締結の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、合葬墓整備基本計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

○防福こ委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案10件を審査し、いずれも原案可



決。報告事項として、鹿児島市障害福祉計画第 6 期計画・鹿児島市障害児福祉計画第 2 期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、第 8 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市子どもの未来応援プラン(子どもの貧困対策推進計画) 素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

○市文委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 14 件を審査し、いずれも原案可決。

○産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 15 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、雇用維持支援金、鹿児島市桜島観光施設事業経営戦略（素案）のパブリックコメント手続の実施、損害賠償請求事件の判決確定について説明を受け、質疑

○建消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 7 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、準用河川に係る事務の権限移譲、浜町 1 番街区再開発事業の状況等、永田管理橋の移譲について説明を受け、質疑

15 日 ○議運委 追加議案の取扱いについて協議

17 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、閉会中の継続調査の件、12 月 21 日の本会議運営、新型コロナウイルス感染者情報に係る資料送付の取扱いについて協議

21 日 ○本会議 令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 6 号）など議案 45 件について、5 常任委員長の審査報告。令和 2 年度鹿児島市病院事業特別会計補正予算（第 2 号）など議案 6 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案 39 件についても、いずれも原案可決。令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 7 号）の議案 1 件を上程。市長提案説明。委員会付託省略

○議運委 本日のこれからの本会議運営（第 115 号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）について協議

○本会議 令和 2 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 7 号）を原案可決。陳情 1 件を不採択。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。森市長及び川越議長あいさつ

**（令和3年）****1月**

- 5日 ○議運委 令和3年第1回市議会臨時会について協議
- 8日 ○議員研修会 （演題） 「生物多様性とは～私たちの暮らしと命を支える生きものの恵み～」  
（講師） 鹿児島県環境技術協会環境企画・普及課  
課長 清水 建司 氏  
（演題） 「新型コロナウイルス感染症の現状と今後の感染対策」  
（講師） 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科  
教授 西 順一郎 氏
- 9日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察  
（於：城西中学校グラウンド・体育館・武道館）
- 14日 ○議運委 令和3年第1回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、1月20日の本会議運営）、議会改革、新型コロナウイルス感染症対策について協議
- 18日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議

**第1回臨時会・・・会期1日**

- 20日 ○本会議 第1回臨時会の会期を1日と決定。令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）の議案1件を上程。市長提案説明。個人質疑（3人）。委員会付託省略  
○議運委 本日のこれからの本会議運営（第116号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、令和3年第1回市議会定例会、次期総合計画基本構想素案について協議  
○本会議 令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）の議案1件について起立表決（電子表決）の結果、原案可決
- 29日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、第51回桜島火山爆発総合防災訓練、桜島火山対策に係る令和2年度の取組等について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

**2月**

- 1日 ○防福こ委 陳情1件を審査  
○市文委 陳情1件を審査。報告事項として、「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 2日 ○地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況、各種補助事業等の活用について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 4日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス

建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

- 9日 ○議運委 令和3年第1回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、議会改革（鹿児島市議会 ICT 推進基本計画の策定、市議会だよりの紙面見直し）、新型コロナウイルス感染症対策、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について協議

**第1回定例会** 令和3年第1回定例会は、2月15日から3月22日までの36日間にわたって開かれた。

この定例会では、一般会計・特別会計・企業会計の当初予算（総額4,693億1,600万円）をはじめとする予算に関する議案26件、条例その他の議案61件、計87件の議案を議決した。

- 15日 ○本会議 第1回定例会の会期を36日間と決定。令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）など議案18件を一括上程。市長提案説明
- 議会協議会 次期鹿児島市総合計画基本構想素案について説明を受け、質疑
- 16日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、現年度関係議案の付託について協議
- 18日 ○本会議 個人質疑（3人）。議案18件を関係常任委員会に付託
- 19日 ○総環委 令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）の議案1件を審査し、原案可決
- 防福こ委 鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画、鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」の計画期間の延長について説明を受け、質疑
- 市文委 鹿児島市国民健康保険条例等一部改正の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、教育委員会活動の点検・評価報告書、鹿児島市立黒神中学校の再開校、第四次鹿児島市子ども読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 産観企委 損害賠償の額の決定の件など議案10件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市中央卸売市場経営展望（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市桜島観光施設事業経営戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 建消委 市道の認定及び廃止の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、「かごしま団地みらい創造プラン～住宅団地の活性化に向けて～」の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等について説明を受け、質疑
- 22日 ○議運委 2月24日の本会議運営、会議規則等の一部改正、令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に対する本市議会の対応について協議
- 24日 ○本会議 議案18件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。令和2年度鹿児島市一

般会計補正予算（第9号）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。  
その他の議案17件についても、いずれも原案可決。令和3年度鹿児島市一般会計予算など  
議案63件を一括上程。市長提案説明

26日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、新年度関係議案の付託について協議

### 3月

2日 ○本会議 代表質疑（公明党、社民、市民連合）

○議運委 代表質疑発言通告、本庁及び支所モニターテレビによる議会生中継の不具合について  
協議

3日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団、日本共産党、立憲）

4日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、会議規則等の一部改正、鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合議会議員の選挙について協議

8日 ○本会議 個人質疑（5人）

○議運委 個人質疑発言通告について協議

9日 ○本会議 個人質疑（5人）

10日 ○本会議 個人質疑（5人）。議案63件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域  
連合議会議員の選挙

11・12日

○建消委 鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例一部改正の件など議案3件を審査し、いず  
れも原案可決。報告事項として、鹿児島駅自由通路の供用開始について説明を受け、質疑

11・12・15日

○防福こ委 鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件など議案  
28件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市新型インフルエンザ等対策行  
動計画の変更、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種券等の発送時期、鹿児島市子ど  
もの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）素案に係るパブリックコメント手続の実  
施結果について説明を受け、質疑

○産観企委 財産の無償貸付けの件など議案14件を審査し、いずれも原案可決。交通局職員によ  
る電車運賃窃盗事件の再発防止策、市営バスの路線に係る「管理の受委託」の評価結果及び  
委託期間満了後の委託、「第2期水道管路耐震化計画」、桜島フェリーの事故、国家賠償請求  
事件について説明を受け、質疑

11・12・15・16日

○市文委 鹿児島市母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件など議案4件を審査し、いずれも原  
案可決

11・12・15・16・17日

○総環委 辺地に係る総合整備計画の策定に関する件など議案18件を審査し、第177号議案を除

く17件については、第183号議案に付帯決議を付した上で、いずれも原案可決。第177号議案「市長の給料の特例に関する条例制定の件」については伊地知委員から修正案が提出され、同案を審査し、修正案可決。報告事項として、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う対応について説明を受け、質疑

19日 ○議運委 追加議案の取扱い、会議規則の一部改正議案の取扱い、閉会中の継続調査の件、3月22日の本会議運営について協議

22日 ○本会議 副市長の選任について同意を求める件など議案5件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和3年度鹿児島市一般会計予算など議案63件について、5常任委員長の審査報告。討論（4人）

○議運委 大園（盛）議員の討論における発言について協議

○本会議 大園（盛）議員の発言取消しを許可。市長の給料の特例に関する条例制定の件については、総務環境委員会修正案について、起立表決（電子表決）の結果、修正案可決、修正部分を除く原案について、原案可決。令和3年度鹿児島市一般会計予算など議案16件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案46件についても、いずれも原案可決。鹿児島市議会会議規則一部改正の件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び松山副市長、松枝総務局長あいさつ

#### 4月

20日 ○地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況、各種補助事業等の活用について説明を受け、質疑。調査結果のまとめについて協議。付託された事件について各面にわたり総合的に調査検討を行い、総合戦略等の進捗状況や地方創生推進交付金の活用等について調査を行う中で、総合戦略における取組みや重要業績評価指標（KPI）の設定等について適宜適切な意見反映を図るなど、本特別委員会は大きな役割を果たしてきた。そのような中で、総合戦略の推進に当たっては、地方創生推進本部及びプロジェクトチームにおいて施策の進行管理を行うとともに、総合戦略検証会議においてKPIの効果検証等を行い、総合戦略の見直し等を行っているほか、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税制度について、積極的な活用が図られていること、第2期総合戦略について、同戦略を推進する上での基本的な考え方や4つの柱（数値目標）を「まち・ひと・しごと創生基本方針」として、第六次総合計画前期基本計画の中に位置づけるとともに、積極戦略・適応戦略・重点戦略は、同基本計画に掲げる施策等との整合を図ることとし、第六次総合計画と一体的に策定するとの意向が示されたことなどを踏まえた場合、本特別委員会としての所期の目的は概ね達成されたことから、調査を終了することを全会一致で決定

21日 ○防福こ委 陳情1件を審査

○市文委 陳情1件を審査。報告事項として、「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」の考え方(案)

に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

- 22日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後も引き続き調査を行うことを決定
- 23日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和3年度桜島火山対策事業費、桜島火山対策要望事項の国等の実施方針等及び令和4年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項（案）、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後も引き続き調査を行うことを決定
- 27日 ○総環委 所管事務調査として、行政デジタル化推進事業について質疑
- 28日 ○議運委 令和3年第2回市議会臨時会、特別委員会、令和3年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職、議会改革、議場における当局席の配置見直し、新型コロナウイルス感染症対策、本庁及び支所モニターテレビによる議会生中継の不具合について協議

## 5月

- 11日 ○議運委 令和3年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職の人選結果等、令和3年第2回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、5月17日の本会議運営、臨時会における当局出席者）、議運の検討課題、第六次総合計画基本構想（案）・前期基本計画（素案）について協議
- 13日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、新型コロナウイルス感染症に係る大園（盛）議員からの発言について協議

## 第2回臨時会・・・会期1日

- 17日 ○本会議 第2回臨時会の会期を1日と決定。地方創生に関する調査特別委員会の報告。地方創生に関する調査特別委員会の調査終了を決定。桜島爆発対策特別委員会及び都市整備対策特別委員会の中間報告。専決処分の承認を求める件など議案4件を一括上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略
- 議運委 本日のこれからの本会議運営（第1号議案ないし第4号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、議運の検討課題について協議
- 本会議 専決処分の承認を求める件など議案4件について、いずれも原案可決・承認。各常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任。日程追加の上、特別委員会の委員を選任。監査委員の選任について同意を求める件2件を急施事件として追加上程。いずれも同意
- 総環委 正副委員長の互選（委員長に佐藤高広委員、副委員長に小川みさ子委員）
- 防福こ委 正副委員長の互選（委員長に大森忍委員、副委員長に霜出佳寿委員）

- 市文委 正副委員長の互選（委員長にたてやま清隆委員、副委員長にしらが郁代委員）
- 産観企委 正副委員長の互選（委員長に徳利こうじ委員、副委員長に三反園輝男委員）。各種審議会等委員の選出
- 建消委 正副委員長の互選（委員長に中元かつあき委員、副委員長にこじま洋子委員）。各種審議会等委員の選出
- 桜島爆発 正副委員長の互選（委員長に菌田裕之委員、副委員長に平山タカヒサ委員）
- 都市整備 正副委員長の互選（委員長に長浜昌三委員、副委員長に柿元一雄委員）
- 議運委 正副委員長の互選（委員長に古江尚子委員、副委員長に松尾まこと委員）。委員外議員の取扱い、議場内交渉係、議会運営委員会引継ぎ案件、本日のこれからの本会議運営、令和3年第2回市議会定例会、公社等の経営状況書類の議会への提出時期の変更について協議
- 本会議 各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長互選結果の報告
- 24日 ○議会協議会 第六次鹿児島市総合計画基本構想（案）・前期基本計画（素案）について説明を受け、質疑

## 6月

- 2日 ○議運委 令和3年第2回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、常任委員会等の行政調査、全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式、議員の健康診断の実施、議会改革推進ワーキンググループのメンバー変更について協議

**第2回定例会** 令和3年第2回定例会は、6月8日から6月24日までの17日間にわたって開かれた。

この定例会では、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を含む令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案29件を議決した。

- 8日 ○本会議 第2回定例会の会期を17日間と決定。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案27件を一括上程。市長提案説明
- 10日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、追加議案について協議
- 14日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 追加議案の取扱い（追加議案の取扱い、会期日程の変更、6月16日の本会議運営）について協議
- 16日 ○本会議 個人質疑（3人）。議案27件を関係常任委員会に付託。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）の議案1件を上程。市長提案説明  
○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議場への携帯電話の持込みに係る大園（盛）議員からの発言について協議

- 18日 ○本会議 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）について、個人質疑（1人）。同議案を関係常任委員会に付託
- 総環委 鹿児島市税条例一部改正の件など議案4件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、鹿児島市公文書管理条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施、CIO補佐官の応募状況、市税等の「LINE Pay請求書支払い」の取扱いについて説明を受け、質疑
- 防福こ委 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件など議案15件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、第11次鹿児島市交通安全計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、健康福祉局所管施設の指定管理者募集、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、こども未来局所管施設の指定管理者募集について説明を受け、質疑。陳情第2号の取下げを確認
- 市文委 鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案4件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、教育委員会所管施設の指定管理者募集、鹿児島市いじめ問題等調査委員会への諮問について説明を受け、質疑
- 産観企委 鹿児島市過疎地域工業等開発促進条例一部改正の件など議案4件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、雇用維持支援金、観光交流部所管施設の指定管理者募集、鹿児島市上下水道ビジョン（素案）及び第2期鹿児島市上下水道事業経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 建消委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案8件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、吉野第二地区の都市計画（素案）、かごしまコンパクトなまちづくりプランの一部変更、宇宿中間地区土地区画整理事業に係る「建物収去土地明渡請求事件」の和解、谷山駅周辺地区土地区画整理事業第5回事業計画変更、建設局所管施設の指定管理者募集について説明を受け、質疑
- 22日 ○議運委 追加議案の取扱い、閉会中の継続調査の件、6月24日の本会議運営、議会改革について協議
- 24日 ○本会議 公平委員会委員の選任について同意を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案28件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案4件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決・承認。その他の議案24件についても、いずれも原案可決・承認。陳情1件の取下げを承認。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

## 7月

- 5日 ○議運委 議員辞職に伴う協議（会派等現況の確認、議運委員の会派割振り、常任委員の会派割



振り、常任委員会の正副委員長の会派割り振り、特別委員及び同正副委員長の会派割り振り、議会選出役職の会派割り振り、議席、議員控室）について協議

## 8月

- 2日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 3日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和3年度桜島火山対策事業費、令和4年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 4日 ○議運委 令和3年第3回市議会定例会、令和3年7月1日からの大雨による災害に対する本市議会の対応、奥山議員の新聞への名刺広告について協議
- 6日 ○市文委 陳情1件を審査。陳情第4号を不採択。所管事務調査として、鹿児島市いじめ問題等調査委員会への諮問等について質疑
- 26日 ○議運委 「第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件」の取扱い（特別委員会の設置、設置要綱、特別委員及び同正副委員長、本会議における取扱い、特別委員の氏名）、令和3年第3回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、9月1日の本会議運営）、議会改革、新型コロナウイルス感染症対策、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、令和3年度議員研修会、市議会だより編集委員の選任、令和3年8月11日からの大雨による災害に対する本市議会の対応について協議

## 9月

**第3回定例会** 令和3年第3回定例会は、9月1日から9月27日までの27日間にわたって開かれた。

この定例会では、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を含む令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案14件を議決した。

このほか、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を可決した。

なお、「第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件」は、第六次総合計画基本構想審査特別委員会、令和2年度の決算関係議案15件は、決算特別委員会および産業観光企業委員会において、閉会中に審査する。

- 1日 ○本会議 議席の一部変更。第3回定例会の会期を27日間と決定。特別委員の選任。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案28件を一括上程。市長提案説明
- 3日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会、議案の付託及び取扱い、陳情の付託、陳情の取下げ願、令和4年度議会費の予算措置等、入船議員からの発言について協議

- 7日 ○本会議 代表質疑（社民、市民連合）
- 8日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団、公明党）
- 9日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、第六次総合計画基本構想審査特別委員会委員の氏名、決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、追加議案、常任委員会等の行政調査について協議
- 13日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 14日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 個人質疑発言通告、追加議案の取扱いについて協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（5人）。第六次総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件の議案1件を付託。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計（企業特別会計を除く）決算関係議案9件を付託。その他の議案18件を関係常任委員会に付託。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）の議案1件を上程。市長提案説明。同議案を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  
○総合計画 正副委員長の互選（委員長に志摩れい子委員、副委員長に崎元ひろのり委員）  
○決算委 正副委員長の互選（委員長に米山たいすけ委員、副委員長に柿元一雄委員）
- 16日 ○総環委 自動車購入の件など議案6件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、鹿児島市公文書管理条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、CIO補佐官の採用、鹿児島市過疎地域持続的発展計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、第三次鹿児島市環境基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、ゼロカーボンシティかごしま推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市再生可能エネルギー活用計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、第二次鹿児島市生物多様性地域戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑  
○防福こ委 鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例一部改正の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第11次鹿児島市交通安全計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、障害福祉サービス事業所「希望の園」の譲渡、第四次かごしま市食育推進計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑  
○市文委 工事請負契約締結の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、パートナーシップ宣誓制度の導入、第二次鹿児島市教育振興基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、松元公民館改修工事の完了、鹿児島市いじめ問題等調査委員会への諮問について説明を受け、質疑  
○産観企委 専決処分の承認を求める件など議案5件を審査し、報告承認並びに原案可決。報告事項として、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集、第3期鹿児島市農林水産

業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市中小企業振興基本条例（仮称）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、第2期鹿児島市商工業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施、先端設備等導入制度に係る導入促進基本計画の変更、鹿児島市中央卸売市場魚類市場市場棟新築本体工事（2工区）請負契約の一部を変更する契約の専決処分、第4期鹿児島市観光未来戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

- 建消委 工事請負契約締結の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第二次かごしま都市マスタープランの素案に係るパブリックコメント手続の実施、景観重要樹木第1号の現状変更及び第2号の指定解除、大規模盛土造成地等の点検結果、中央町19・20番街区市街地再開発事業における電車通りデッキ、浜町1番街区再開発事業の状況等、市道唐湊線損害賠償（道路瑕疵）請求事件について説明を受け、質疑
- 24日 ○議運委 追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、閉会中の継続調査の件、9月27日の本会議運営、議会改革、令和3年度議員研修会、令和4年度議会費の予算措置等、発言通告と質疑のあり方について協議
- 27日 ○本会議 特別委員会（第六次総合計画基本構想審査特別委員会、決算特別委員会）の正副委員長互選結果報告。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案13件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市個人情報保護条例及び鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案12件についても、いずれも原案可決・承認。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。陳情1件の取下げを不承認。陳情1件を不採択。議案、陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

## 10月

4～11日

- 総合計画 第42号議案 第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件を審査し、原案可決
- 25日 ○防福こ委 陳情1件を審査
- 27日 ○議運委 令和3年第4回市議会定例会について協議

## 11月

- 1日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 2日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス

建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

4～5・8～9日

○産観企委 令和2年度各企業会計決算の議案6件を審査し、原案可決及び認定。報告事項として、第3期鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市交通事業経営計画（令和3年度見直し）（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、定期観光バス及び観光電車運行事業の廃止、市電・市バス間の乗継における運賃過収受について説明を受け、質疑

4～5・8～12・15～17日

○決算委 令和2年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し、いずれも認定

13日 ○議運委 令和3年第4回市議会定例会の告示日及び招集日の変更、公文書管理に関する本市例規の見直し等について協議

20日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：赤水公民館、桜島国際火山砂防センター、野尻ヘリポート、有村溶岩採石場跡地、古里港、赤水運動広場周辺、桜島港フェリーターミナル、南栄リース桜島アリーナ）

24日 ○議運委 令和3年第4回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、11月30日の本会議運営）、令和3年度議員研修会、新型コロナウイルス感染症対策、常任委員会等の行政調査について協議

**第4回定例会** 令和3年第4回市議会定例会は、11月30日から12月17日までの18日間にわたって開かれた。

この定例会では、天文館図書館など27施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ、公文書の作成、分類、保存、廃棄その他公文書の管理に関し必要な事項を定める「鹿児島市公文書管理条例制定の件」や新型コロナウイルスワクチン接種事業などを含む「令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）」など議案26件を議決した。

また、閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた「第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件」並びに令和2年度一般会計、特別会計および企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

30日 ○本会議 第4回定例会の会期を18日間と決定。第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件の議案1件について、第六次総合計画基本構想審査特別委員長の審査報告。起立表決（電子表決）の結果、原案可決。令和2年度企業特別会計の決算関係議案6件について、産業観光企業委員長の審査報告。討論（1人）。令和2年度鹿児島市交通事業特別会計決算について議会の認定を求める件については、起立表決（電子表決）の結果、認定。その他の議案5件についても、いずれも原案可決並びに認定。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）など議案23件を一括上程。市長提案説明

## 12 月

- 2 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託、12 月 8 日の本会議運営、追加議案について協議
- 6 日 ○本会議 個人質疑（5 人）、小川みさ子議員の発言取消しを許可  
○議運委 発言通告と質疑のあり方について協議
- 7 日 ○本会議 個人質疑（5 人）  
○議運委 追加議案の取扱いについて協議
- 8 日 ○本会議 個人質疑（5 人）。議案 23 件を関係常任委員会に付託。令和 3 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 10 号）の議案 1 件を上程。市長提案説明。同議案を関係常任委員会に付託。令和 2 年度決算関係議案 9 件について、決算特別委員長の審査報告。令和 2 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案 5 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも認定。その他の議案 4 件についても、いずれも認定
- 9 日 ○総環委 鹿児島市過疎地域持続的発展計画の策定に関する件など議案 3 件を審査し、いずれも原案可決。所管事務調査として、固定資産税の評価替えについて質疑。報告事項として、第二期鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョンの素案に係るパブリックコメント手続の実施、個人情報漏えい等に係る公表基準の制定、鹿児島市行政改革大綱の素案に係るパブリックコメント手続の実施、（仮称）鹿児島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（第五次鹿児島市地域情報化計画）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略（改定素案）に係るパブリックコメント手続の実施、第二次鹿児島市公共交通ビジョン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、第三次鹿児島市環境基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、ゼロカーボンシティかごしま推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市再生可能エネルギー活用計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第二次鹿児島市生物多様性地域戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 防福こ委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 7 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市国土強靱化地域計画（改定素案）に係るパブリックコメント手続の実施、第 5 期鹿児島市地域福祉計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長等について説明を受け、質疑
- 市文委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案 4 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市文化芸術推進基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、川商ホール（市民文化ホール）の利用休止、おくやみコーナーの開設、鹿児島市パートナーシップ宣誓制度の開始日及び利用可能なサービス、第 3 次鹿児島市男女共同参画計画

（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、教育委員会活動の点検・評価報告書、市立小学校におけるいじめの重大事態の申立てについて説明を受け、質疑

- 産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 10 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第3期鹿児島市農林水産業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市中小企業振興基本条例（仮称）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、第2期鹿児島市商工業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、プレミアムポイント事業における飲食店応援ポイント購入限度額の引上げ、鹿児島市立病院再整備計画（素案）及び第2期鹿児島市病院事業経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、「鹿児島市上下水道ビジョン」及び「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」の策定に関するパブリックコメント手続の実施結果、第2期鹿児島市船舶事業経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 建消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープランの素案に係るパブリックコメント手続の実施、土地区画整理事業の事業計画変更、鹿児島市空き家等対策計画の改定素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島中央駅西口地区の都市計画通路の決定について説明を受け、質疑
- 15日 ○議運委 追加議案の取扱い、陳情の付託、閉会中の継続調査の件、12月17日の本会議運営、議会改革、議運行政調査、子育て世帯への臨時特別給付金に係る議長からの発言について協議
- 16日 ○議運委 追加議案、追加議案の取扱い、個人質疑発言通告一覧表の確認等、12月17日の本会議運営について協議
- 17日 ○本会議 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）など議案24件について、5常任委員長の審査報告。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案23件についても、いずれも原案可決。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第11号）の議案1件を上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略
- 議運委 本日のこれからの本会議運営（第91号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）について協議
- 本会議 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第11号）を原案可決。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び川越議長あいさつ
- 桜島爆発 委員会の行政視察について協議
- 都市整備 委員会の行政視察について協議
- 27日 ○議運委 令和4年第1回市議会臨時会、議運行政調査について協議

**（令和4年）****1月**

- 7日 ○議運委 令和4年第1回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、1月13日の本会議運営）、新型コロナウイルス感染症対策、議員研修会、のぐち議員からの発言、仮屋議員の新聞への名刺広告について協議
- 8日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：清水中学校グラウンド・体育館・武道館）
- 11日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議

**第1回臨時会・・・会期5日間**

- 13日 ○本会議 第1回臨時会の会期を5日間と決定。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第12号）の議案1件を上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。同議案を防災福祉こども委員会に付託
- 総環委 委員会の行政視察について協議
- 防福こ委 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第12号）の議案1件を審査し、原案可決。委員会の行政視察について協議
- 市文委 委員会の行政視察について協議
- 産観企委 委員会の行政視察について協議
- 建消委 委員会の行政視察について協議
- 14日 ○議運委 1月17日の本会議運営、令和4年第1回市議会定例会について協議
- 議員研修会 （演題） 「コロナ後の都市戦略と観光」  
（講師） 鹿児島市シティプロモーションアドバイザー  
松山 良一 氏
- 17日 ○本会議 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第12号）の議案1件について防災福祉こども委員長の審査報告。原案可決
- 28日 ○防福こ委 陳情2件を審査。陳情第8号を不採択、陳情第9号を採択
- 31日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

**2月**

- 1日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、第52回桜島火山爆発総合防災訓練、桜島火山対策に係る令和3年度の取組等について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 8日 ○議運委 令和4年第1回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、新型コロナウイルス感染症対策、実施計画について協議

**第 1 回定例会** 令和 4 年第 1 回定例会は、2 月 14 日から 3 月 22 日までの 37 日間にわたって開かれた。

この定例会では、一般会計・特別会計・企業会計の当初予算（総額 4,745 億 8,700 万円）をはじめとする予算に関する議案 27 件、条例その他の議案 51 件、計 78 件の議案を議決した。

このほか、「台湾の世界保健機構（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書」を可決するとともに、「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議」を可決した。

- 14 日 ○本会議 第 1 回定例会の会期を 37 日間と決定。令和 3 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 13 号）など議案 17 件を一括上程。市長提案説明
- 15 日 ○議会協議会 第六次鹿児島市総合計画第 1 期実施計画（令和 4 年度～令和 6 年度）について説明を受け、質疑
- 議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、現年度関係議案の付託、追加議案について協議
- 16 日 ○議運委 追加議案の取扱い、各会派団長への当局報告に係るのぐち議員の発言について協議
- 17 日 ○本会議 個人質疑（2 人）。議案 17 件を関係常任委員会に付託。令和 3 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 14 号）の議案 1 件を上程。市長提案説明。同議案を防災福祉こども委員会に付託
- 18 日 ○総環委 令和 3 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 13 号）の議案 1 件を審査し、原案可決。報告事項として、第二期鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョンの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市行政改革大綱の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、行政デジタル化推進事業（CIO 補佐官業務）の進捗、（仮称）鹿児島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（第五次鹿児島市地域情報化計画）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市教育大綱の策定、ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略（改定素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第二次鹿児島市公共交通ビジョン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 防福こ委 令和 3 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 13 号）など議案 4 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第 5 期鹿児島市地域福祉計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第四次かごしま市食育推進計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市児童相談所等複合施設検討結果報告書、市立保育所・幼稚園の保育士・幼稚園教諭等（会計年度任用職員）の処遇改善について説明を受け、質疑
- 市文委 工事請負契約締結の件など議案 3 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市文化芸術推進基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第二次



鹿児島市教育振興基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、市立小・中学校におけるいじめの重大事態の発生及び申立て、「鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会報告書」の提言に対する教育委員会の主な取組について説明を受け、質疑

○産観企委 損害賠償の額の決定の件など議案9件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第4期鹿児島市観光未来戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第3期鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、看護職員等処遇改善事業の実施、「鹿児島市交通事業経営計画（令和3年度見直し）」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、市電・市バスのダイヤ改正等、民間事業者へ移譲したバス路線のダイヤ改正等について説明を受け、質疑

○建消委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、「第二次かごしま都市マスタープラン」の素案に係るパブリックコメント手続等の実施結果等について説明を受け、質疑

21日 ○議運委 2月22日の本会議運営、オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例の一部改正等について協議

22日 ○本会議 議案18件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第13号）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案17件についても、いずれも原案可決。令和4年度鹿児島市一般会計予算など議案38件を一括上程。市長提案説明

25日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、新年度関係議案の付託、請願・陳情の付託、オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例の一部改正等について協議

### 3月

1日 ○本会議 代表質疑（市民連合、自民党市議団、公明党）

○議運委 代表質疑発言通告について協議

2日 ○本会議 代表質疑（社民、立憲、日本共産党）

3日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例の一部改正等、決議案の取扱いについて協議

7日 ○本会議 決議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。個人質疑（5人）

○議運委 個人質疑発言通告について協議

8日 ○本会議 個人質疑（5人）

9日 ○本会議 個人質疑（1人）。議案38件を関係常任委員会に付託

10・11日

○防福こ委 鹿児島市民生委員定数条例一部改正の件など議案7件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市国土強靱化地域計画（改定素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

○建消委 町の区域の設定及び変更に関する件など議案6件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、「第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン」の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、鹿児島市個人住宅雨水貯留施設等設置事業助成金交付要綱の一部改正、鹿児島駅前広場の供用、「鹿児島市空き家等対策計画」の改定素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、子育て世帯向け住宅における住替制度等の見直し、地域活性化住宅建設事業の終了、鹿児島市幹線道路整備事業第8次計画（案）、生活道路におけるゾーン30の整備地区（案）について説明を受け、質疑

10・11・14日

○総環委 辺地に係る総合整備計画の策定に関する件など議案11件を審査し、いずれも原案可決。請願1件を審査。報告事項として、第三次鹿児島市環境基本計画案、ゼロカーボンシティかごしま推進計画案、鹿児島市再生可能エネルギー活用計画案、第二次鹿児島市生物多様性地域戦略案、第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画案について説明を受け、質疑

○市文委 鹿児島市国民健康保険税条例一部改正の件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。性の多様性に関するアンケート結果、第3次鹿児島市男女共同参画計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

○産観企委 鹿児島市中小企業振興基本条例制定の件など議案13件を審査し、いずれも原案可決。第3期鹿児島市農林水産業振興プランの策定、第2期鹿児島市商工業振興プランの策定、鹿児島市地域経済ビジョン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市立病院再整備計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第2期鹿児島市病院事業経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、「鹿児島市上下水道ビジョン」、「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」及び「中期財政計画（令和4年度～令和6年度）」の策定、「第2期鹿児島市船舶事業経営計画」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

18日 ○議運委 追加議案の取扱い、委員会条例の一部改正議案の取扱い、会議規則の一部改正議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、3月22日の本会議運営、議会改革、第25回渋谷・鹿児島おはら祭、大園（盛）議員の個人質疑における発言について協議

22日 ○本会議 教育委員会教育長の任命について同意を求める件など議案19件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。教育委員会教育長の任命について同意を求める件については、起立表決（電子表決）の結果、同意。その他の議案18件についても、いずれも同意。農業委員会委員の任命について同意を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和4年度鹿児島市一般会計予算など議案38件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。令和4年度鹿児島市一般会計予算など議案10件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案28件についても、いずれも原案可決。鹿児島市議会委員会条例一部改正の件など議案2件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。

原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。陳情2件を一括上程。陳情1件については採択。陳情1件については不採択。請願等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長あいさつ

## 4月

- 22日 ○総環委 請願1件を審査
- 市文委 陳情1件を審査。陳情第13号を不採択。報告事項として、桜島地域における小中一貫教育の取組状況、市立小学校におけるいじめの重大事態の発生について説明を受け、質疑
- 産観企委 陳情1件を審査。陳情第14号を不採択。報告事項として、観光農業公園生産用農場における事業者の公募、南国交通へ移譲したバス路線の運行計画の変更について説明を受け、質疑
- 25日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和4年度桜島火山対策事業費、桜島火山対策要望事項の国等の実施方針等及び令和5年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項（案）、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後とも引き続き調査を行うことを決定
- 26日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後とも引き続き調査を行うことを決定
- 28日 ○議運委 委員外議員の取扱い、会派の結成及び異動等に伴う協議（会派等現況の確認、議運委員の会派割振り、常任委員の会派割振り、常任委員会正副委員長の会派割振り、特別委員及び同正副委員長の会派割振り、議会選出役職の会派割振り、議席、議員控室、議場内交渉係）、令和4年第2回市議会臨時会、令和4年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職、議会改革、第25回渋谷・鹿児島おはら祭、令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に対する本市議会の対応について協議

## 5月

- 13日 ○議運委 令和4年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職の人選結果等、令和4年第2回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、5月19日の本会議運営）、正副議長の辞職表明、議会改革、議運の検討課題、新型コロナウイルス感染症対策について協議
- 17日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議

### 第2回臨時会・・・会期1日

- 19日 ○本会議 第2回臨時会の会期を1日と決定。桜島爆発対策特別委員会及び都市整備対策特別委

員会の中間報告。専決処分の承認を求める件など議案5件を一括上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略

- 議運委 本日のこれからの本会議運営（第1号議案ないし第5号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、議運の検討課題について協議
- 本会議 専決処分の承認を求める件（鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、承認。その他の議案4件についても、いずれも原案可決・承認。陳情2件を一括上程。いずれも不採択
- 議運委 正副議長の辞職願の取扱い（選挙の方法、開票立会人、議場内交渉係、再開後の議事日程）について協議
- 本会議 日程追加の上、川越議長の辞職を許可。議長選挙（議長に川越桂路議員が当選）。小森（の）副議長の辞職を許可。副議長選挙（副議長に三反園輝男議員が当選）。各常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任。日程追加の上、特別委員会の委員を選任。監査委員の選任について同意を求める件2件を急施事件として追加上程。いずれも同意
- 総環委 正副委員長互選（委員長に崎元ひろのり委員、副委員長に藺田裕之委員）
- 防福こ委 正副委員長互選（委員長に柿元一雄委員、副委員長に向江かほり委員）
- 市文委 正副委員長互選（委員長に志摩れい子委員、副委員長に合原ちひろ委員）
- 産観企委 正副委員長互選（委員長に平山タカヒサ委員、副委員長に瀬戸山つよし委員）。各種審議会等委員の選出
- 建消委 正副委員長互選（委員長に大園たつや委員、副委員長に中元かつあき委員）。各種審議会等委員の選出
- 桜島爆発 正副委員長互選（委員長に大森忍委員、副委員長に合原ちひろ委員）
- 都市整備 正副委員長互選（委員長に中島蔵人委員、副委員長にまつお晴代委員）
- 議運委 正副委員長互選（委員長に古江尚子委員、副委員長に伊地知紘徳委員）。委員外議員の取扱い、議場内交渉係、議会運営委員会引継ぎ案件、本日のこれからの本会議運営、令和4年第2回市議会定例会、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について協議
- 本会議 各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長互選結果の報告

## 6月

- 2日 ○議運委 令和4年第2回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、新型コロナウイルス感染症対策、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式、議員の健康診断の実施について協議

**第2回定例会** 令和4年第2回定例会は、6月8日から6月24日までの17日間にわたって開かれた。

この定例会では、新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に要する経費を含む「令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）」など、議案21件を議決した。

このほか、「教育予算の拡充を求める意見書」を可決した。

- 8日 ○本会議 第2回定例会の会期を17日間と決定。令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案16件を一括上程。市長提案説明
- 10日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、請願・陳情の付託、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について協議
- 14日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 16日 ○本会議 個人質疑（3人）。議案16件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 17日 ○総環委 鹿児島市税条例等一部改正の件など議案3件を審査し、原案可決並びに報告承認。請願2件を審査  
○防福こ委 令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）の議案1件を審査し、原案可決。報告事項として、鹿児島市立喜入園（養護老人ホーム）の移譲に係る公募、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、こども未来局所管施設の指定管理者募集について説明を受け、質疑  
○市文委 タブレット端末購入の件など議案3件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、桜島地域における義務教育学校の取組状況、鹿児島市学校給食あり方検討委員会、市立中学校におけるいじめの重大事態の発生、冒険ランドいおうじまについて説明を受け、質疑  
○産観企委 損害賠償の額の決定の件など議案9件を審査し、原案可決並びに異議のない旨答申すべきものとするに決定。報告事項として、鹿児島市地域経済ビジョンの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、観光交流部所管施設の指定管理者募集について説明を受け、質疑  
○建消委 自動車購入の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、区域区分（線引き）見直しに当たっての基本的事項（案）について説明を受け、質疑
- 21日 ○議運委 追加議案、追加議案の取扱いについて協議
- 22日 ○議運委 追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託、閉会中の継続調査の件、6月24日の本会議運営、議会改革、議運行政調査について協議
- 24日 ○本会議 教育委員会委員の任命について同意を求める件など議案4件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも同意。令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案

16 件について、5 常任委員長の審査報告。討論（1 人）。令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案15件についても、いずれも原案可決・承認・異議のない旨答申することに決定。令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）の議案1件を上程。提出者説明、個人質疑（1人）、委員会付託省略。原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。請願等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

## 7月

11～14日

○行政調査（防福こ委：横須賀市・豊田市・岐阜市）

○行政調査（市文委：函館市・青森市・大田区）

20～22日

○行政調査（議運委：足立区・取手市）

25日 ○議運委 令和4年第3回市議会臨時会、桜島火山の噴火警戒レベル5への引き上げ等に伴う議会としての対応について協議

26～29日

○行政調査（総環委：港区・金沢市・前橋市）

○行政調査（産観企委：川越市・盛岡市・柏市）

○行政調査（建消委：仙台市・豊島区・春日井市）

## 8月

1日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和4年度桜島火山対策事業費、令和5年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

2日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

3日 ○議運委 令和4年第3回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、8月9日の本会議運営）、鹿児島港本港区の課題に係る議会としての対応、議会改革、新型コロナウイルス感染症対策、クラウドファンディングについて協議

5日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等について協議

## 第3回臨時会・・・会期1日

9日 ○本会議 第3回臨時会の会期を1日と決定。令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第5号）

の議案 1 件を上程。市長提案説明。個人質疑（1 人）。委員会付託省略

○議運委 委員外議員の出席、本日のこれからの本会議運営（第 29 号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、令和 4 年第 3 回市議会定例会、旧統一教会の関連団体が関わるイベントについて協議

○本会議 令和 4 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 5 号）を原案可決

18 日 ○総環委 請願 2 件を審査

## 9 月

1 日 ○議運委 令和 4 年第 3 回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、鹿児島港本港区の課題に係る議会としての対応、新型コロナウイルス感染症対策、令和 4 年度議員研修会、市議会だより編集委員の選任、クラウドファンディング、旧統一教会の関連団体が関わるイベント、公文書不開示決定に対する審査請求について協議

**第 3 回定例会** 令和 4 年第 3 回定例会は、9 月 7 日から 10 月 3 日までの 27 日間にわたって開かれた。

この定例会では、待機児童緊急対策室の設置などに伴い、職員の定数を改める「鹿児島市職員定数条例一部改正の件」や新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策および保育所等の待機児童解消対策に要する経費を含む令和 4 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 6 号）など議案 16 件を議決した。

このほか、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を可決した。

なお、令和 3 年度の決算関係議案 15 件は、決算特別委員会および産業観光企業委員会において、閉会中に審査する。

7 日 ○本会議 第 3 回定例会の会期を 27 日間と決定。令和 4 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 6 号）など議案 29 件を一括上程。市長提案説明

9 日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、鹿児島港本港区の課題に係る議会としての対応、決算特別委員会、議案の付託及び取扱い、陳情の付託、議会改革、令和 5 年度議会費の予算措置等、クラウドファンディングについて協議

13 日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団、公明党）

14 日 ○本会議 代表質疑（社民立憲、市民連合）

○議運委 代表質疑発言通告、本会議出席者について協議

15 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名、議会改革について協議

20 日 ○本会議 個人質疑（5 人）

○議運委 個人質疑発言通告、のぐち議員の個人質疑における発言について協議

21 日 ○本会議 個人質疑（4 人）。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計（企業会計を除く）決算

関係議案9件を付託。その他の議案20件を関係常任委員会に付託

- 決算委 正副委員長の互選（委員長に佐藤高広委員、副委員長に園山えり委員）
- 22日 ○総環委 鹿児島市職員定数条例一部改正の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。請願2件を審査。請願第4号を不採択。報告事項として、鹿児島市とでじたる女子活躍推進コンソーシアムの連携と協力に関する協定締結について説明を受け、質疑
- 防福こ委 令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第6号）の議案1件を審査し、原案可決。報告事項として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長、手話言語条例（仮称）制定及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」への対応、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、高齢者施設等への新型コロナウイルス感染症に係る検査キットの配布、鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 市文委 鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、桜島地域における義務教育学校の取組状況、鹿児島市立小中学校区審議会からの答申、市立中・高等学校におけるいじめの重大事態の発生について説明を受け、質疑
- 産観企委 令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第6号）など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、看護職員処遇改善評価料の新設に伴う対応、運賃非接触型決済導入実証実験事業、南国交通へ移譲したバス路線の運行計画の変更の期間延長、クレジットカード非接触型決済機能の導入について説明を受け、質疑
- 建消委 土地取得の件など議案6件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、南洲終焉之地石積み改修工事、都市計画の見直しに当たっての基本的な考え方、照国表参道歩行者天国社会実験、鹿児島市マンション管理適正化推進計画（仮称）の策定、鹿児島市住生活基本計画（仮称）策定に当たっての市民意識調査の実施等について説明を受け、質疑
- 議運委 追加議案、柿元議員の個人質疑における発言について協議
- 28日 ○議運委 委員外議員の出席、追加議案の取扱いについて協議
- 29日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会委員の氏名、追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、請願の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、議員派遣の件、個人質疑における発言取消し、のぐち議員の個人質疑における発言通告と質疑のあり方、10月3日の本会議運営、令和4年度議員研修会、令和5年度議会費の予算措置等、新型コロナウイルス感染症対策、クラウドファンディングについて協議

## 10月

- 3日 ○本会議 決算特別委員会の正副委員長互選結果報告。柿元議員の発言取消しを許可。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第6号）など議案14件について、5常任



委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案2件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案12件についても、いずれも原案可決。令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）の議案1件を上程。提出者説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略

○議運委 本日のこれからの本会議運営（第60号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）について協議

○本会議 令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）を原案可決。都市整備対策特別委員会設置要綱の一部改正。鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会を設置し、同委員会の委員を選任。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託を省略。原案可決。請願1件を上程。委員長報告省略。討論（1人）。起立表決（電子表決）の結果、不採択。議員派遣の件を議決。議案、請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

○本港区 正副委員長の互選（委員長に中元かつあき委員、副委員長に伊地知紘徳委員）

○議運委 これからの本会議運営、令和4年台風14号による災害に対する本市議会の対応について協議

○本会議 鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会の正副委員長互選結果報告

11～14日

○中央要望活動及び行政調査（桜島爆発：東京都区内、小諸市）

12～14日

○行政調査（都市整備：水戸市、柏崎市）

21日 ○総環委 請願2件を審査。請願第5号を不採択

○防福こ委 陳情1件を審査

28日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

31日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

## 11月

1日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備の経過と現況、ドルフィンポート跡地等の開発の経過と現況、路面電車観光路線の新設の経過と現況について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

2日 ○議運委 令和4年第4回市議会定例会、議会改革、令和4年台風第15号による災害に対する本市議会の対応、クラウドファンディングについて協議

4・7・8日

○産観企委 令和3年度各企業会計決算の議案6件を審査し、原案可決及び認定。報告事項とし

て、第2期鹿児島市スポーツ推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、電停  
ネーミングライツパートナーについて説明を受け、質疑

4・7～11・14～16日

○決算委 令和3年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し、いずれも認定

19日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：桜島保育園、桜島支所、野尻ヘリポート、  
野尻川河口、赤水港、南栄リース桜島アリーナ、桜島港）

30日 ○議運委 令和4年第4回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、12月6日の本会議運営）、  
令和4年度議員研修会、新型コロナウイルス感染症対策、議場音響映像設備の更新及び委員  
会室へのマイク設備の整備について協議

## 12月

**第4回定例会** 令和4年第4回定例会は、12月6日から23日までの18日間にわたって開かれた。

この定例会では、東部親子つどいの広場など15施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」  
をはじめ、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める「鹿児島市個人情報の保護に  
関する法律施行条例制定の件」や新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に要する  
経費などを含む「令和4年度鹿児島市一般会計補正予算（第8号）」など議案30件を議決した。

また、閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた令和3年度一般会計、特別会計および企業特別会計  
の決算関係議案15件を議決した。

6日 ○議運委 追加議案（追加議案の提出、追加議案の取扱い、本日の本会議運営）について協議

○本会議 第4回定例会の会期を18日間と決定。令和3年度決算関係議案15件について、決算  
特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告。令和3年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算  
など議案6件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも認定。その他の議案9件  
についても、いずれも原案可決並びに認定。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議  
案30件を一括上程。市長提案説明

8日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託について協議

12日 ○本会議 個人質疑（5人）

13日 ○議運委 個人質疑発言通告について協議

○本会議 個人質疑（5人）

14日 ○本会議 個人質疑（5人）。議案30件を関係常任委員会に付託

15日 ○総環委 鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件など議案7件を審査し、いず  
れも原案可決。請願1件を審査。報告事項として、鹿児島市多文化共生推進指針（素案）に  
係るパブリックコメント手続の実施、第2期かごしま連携中枢都市圏ビジョン（素案）に係  
るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

- 防福こ委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第五次鹿児島市障害者計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、「特定個人情報保護評価書」（全項目評価）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、地域子育て支援センター事業実施事業者の選定結果、年齢別利用調整の本格実施、鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 市文委 工事請負契約締結の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、川商ホール（鹿児島市民文化ホール）及び谷山サザンホールの利用休止、桜島地域における義務教育学校の取組状況、第2回「鹿児島市部活動の地域移行等に関する検討委員会」の開催、市立小学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等、令和4年度教育委員会活動の点検・評価報告について説明を受け、質疑
- 産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案16件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の計画期間延長、市営バスの運賃の上限変更認可申請、公共下水道事業の計画変更（全体計画及び事業計画）、運航ダイヤの見直し等について説明を受け、質疑
- 建消委 鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例一部改正の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、照国表参道歩行者天国社会実験の結果等、天文館通電停前におけるアーケード整備、宇宿中間地区土地区画整理事業の保留地処分、鹿児島市マンション管理適正化推進計画（仮称）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市営住宅条例の一部を改正する条例の素案等に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 21日 ○議運委 閉会中の継続調査の件、12月23日の本会議運営、国体開催に伴う令和5年第3回市議会定例会の開催時期、クラウドファンディングについて協議
- 23日 ○本会議 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案30件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件など議案6件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案24件についても、いずれも原案可決。請願1件上程。委員長報告省略。討論（1人）。起立表決（電子表決）の結果、不採択。請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び川越議長あいさつ
- 本港区 委員会の行政視察について協議

## （令和5年）

### 1月

7日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：甲東中学校グラウンド・体育館・武道館）

13日 ○議運委 令和5年第1回市議会定例会、鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定、  
国体開催に伴う令和5年第3回市議会定例会の開催時期、議会改革について協議

○議員研修会 （演題） 「鹿児島市が選ばれ続けるために」  
（講師） 鹿児島市観光未来戦略アドバイザー  
山田 桂一郎 氏

18～20日

○行政調査（本港区：亀岡市、神戸市）

30日 ○総環委 請願1件を審査。

○防福こ委 陳情1件を審査。陳情第19号を不採択。報告事項として、鹿児島市立喜入園（養護老人ホーム）の移譲先（候補者）の決定について説明を受け、質疑

### 2月

1日 ○議運委 議員辞職に伴う協議（会派等現況の確認、議運委員の会派割振り、常任委員の会派割振り、常任委員会正副委員長の会派割振り、特別委員及び同正副委員長の会派割振り、議会選出役職の会派割振り、議席、議員控室）について協議

2日 ○都市整備 現場視察（東西幹線道路、国道10号鹿児島北バイパス）。鹿児島中央駅周辺の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

3日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、第53回桜島火山爆発総合防災訓練、桜島火山対策に係る令和4年度の取組等について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

7日 ○議運委 令和5年第1回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、2月13日の本会議運営）、鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定、議会改革、新型コロナウイルス感染症対策について協議

10日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過、ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過、路面電車観光路線のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

**第 1 回定例会** 令和 5 年第 1 回定例会は、2 月 13 日から 3 月 20 日までの 36 日間にわたって開かれた。

この定例会では、一般会計・特別会計・企業会計の当初予算（総額 4,891 億 7,100 万円）をはじめとする予算に関する議案 27 件、条例その他の議案 38 件、計 65 件の議案を議決した。

- 13 日 ○本会議 第 1 回定例会の会期を 36 日間と決定。特別委員の選任。令和 4 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 11 号）など議案 16 件を一括上程。市長提案説明
- 14 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、現年度関係議案の付託について協議
- 16 日 ○本会議 個人質疑（1 人）。議案 16 件を関係常任委員会に付託
- 17 日 ○総環委 令和 4 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 11 号）の議案 1 件を審査し、原案可決。報告事項として、鹿児島市多文化共生推進指針（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第 2 期かごしま連携中枢都市圏ビジョン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 防福こ委 専決処分承認を求める件など議案 4 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第五次鹿児島市障害者計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 市文委 工事請負契約締結の件など議案 3 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、市立高等学校活性化委員会、鹿児島市部活動の地域移行等に関する検討委員会（文化部活動）の開催、松元地域を中心とした新学校給食センターの整備方針の策定、市立中学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等、新たな公共施設予約システムの整備について説明を受け、質疑
- 産観企委 令和 4 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 11 号）など議案 8 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第 2 期鹿児島市スポーツ推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、南国交通へ移譲したバス路線の運行計画の変更について説明を受け、質疑
- 建消委 市道の認定及び廃止の件など議案 4 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、郡山中央土地区画整理事業第 8 回事業計画変更、鹿児島市マンション管理適正化推進計画（仮称）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、鹿児島市営住宅条例の一部を改正する条例の素案等に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市住生活基本計画（仮称）策定に当たっての市民意識調査の結果及び同計画骨子案について説明を受け、質疑
- 20 日 ○議運委 鹿児島市議会の個人情報保護に関する条例の制定議案の取扱い、2 月 21 日の本会議運営、第 136 号議案に係る監査委員の意見聴取について協議
- 21 日 ○本会議 議案 16 件について、5 常任委員長の審査報告。令和 4 年度鹿児島市病院事業特別会計補正予算（第 2 号）の議案 1 件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案 15 件についても、いずれも原案可決・承認。鹿児島市議会の個人情報保護に関する

る条例制定の件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。令和5年度鹿児島市一般会計予算など議案47件を一括上程。市長提案説明

- 24日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、新年度関係議案の付託、陳情の付託、会議録署名議員の追加指名、個人質疑の取材対応について協議
- 28日 ○本会議 代表質疑（公明党、社民立憲、市民連合）  
○議運委 代表質疑発言通告について協議

### 3月

- 1日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団、日本共産党、にじとみどり）
- 2日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、新型コロナウイルス感染症対策について協議
- 6日 ○本会議 個人質疑（5人）  
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 7日 ○本会議 個人質疑（3人）。議案47件を関係常任委員会に付託
- 8・9日  
○建消委 鹿児島都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業施行条例一部改正の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、建設局所管施設のネーミングライツの導入、都市再生推進法人の指定等、谷山駅周辺地区土地区画整理事業に係る直接施行、第3期市道バリアフリー推進計画（案）、都市計画道路見直しの検討状況について説明を受け、質疑
- 8・9・10日  
○総環委 辺地に係る総合整備計画の策定に関する件など議案7件を審査し、いずれも原案可決。請願1件を審査。  
○防福こ委 鹿児島市こどもの未来応援条例制定の件など議案13件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画改定（案）、本市における不適切な保育の防止に向けた取組等について説明を受け、質疑  
○市文委 鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案7件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、地域と共に創るまちづくりプラン（案）について説明を受け、質疑
- 8・9・10・13日  
○産観企委 財産の無償貸付けの件など議案20件を審査し、第139号議案については附帯決議を付した上でいずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市中小企業融資損失補償条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、水道事業及び公共下水道事業の広域化の取組について説明を受け、質疑
- 17日 ○議運委 追加議案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、鹿児島市議会の個人情報保護に関する関係規定の改正等、閉会中の継続調査の件、3月20日の本会議運営について協議
- 20日 ○本会議 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和5年度鹿児島市一般会計予算など議案47件について、5常任

委員長の審査報告。討論（2人）。令和5年度鹿児島市一般会計予算など議案7件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案40件についても、いずれも原案可決。陳情1件を上程。委員長報告省略。起立表決（電子表決）の結果、不採択。請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長あいさつ

#### 4月

- 11日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過、ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 24日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後も引き続き調査を行うことを決定
- 25日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過、ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過、路面電車観光路線の新設のその後の経過について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後も引き続き調査を行うことを決定
- 26日 ○総環委 請願1件を審査  
○市文委 陳情3件を審査。報告事項として、桜島地域における義務教育学校の取組状況、「明和校区における小・中学校の整備について（要望）」の提出、寺山炭窯跡の石積崩落、市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了について説明を受け、質疑
- 27日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和5年度桜島火山対策事業費、桜島火山対策要望事項の国等の実施方針等及び令和6年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項（案）、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。調査結果のまとめを行った結果、今後も引き続き調査を行うことを決定
- 28日 ○議運委 令和5年第1回市議会臨時会、令和5年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職、議会改革、新型コロナウイルス感染症対策について協議

#### 5月

- 17日 ○議運委 令和5年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職の人選結果等、令和5年第1回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、5月23日の本会議運営）、議会改革、議運の検討課題、議場における当局席の配置見直し、「鹿児島市議会における感染症対策について」の変更について協議
- 19日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議

#### 第1回臨時会・・・会期1日

- 23日 ○本会議 第1回臨時会の会期を1日と決定。桜島爆発対策特別委員会、都市整備対策特別委員会及び鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会の中間報告。専決処分の承認を求める件など議案5件を一括上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略
- 議運委 本日のこれからの本会議運営（第1号議案ないし第5号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、議運の検討課題について協議
- 本会議 専決処分の承認を求める件（鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、承認。その他の議案4件についても、いずれも原案可決・承認。各常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任。日程追加の上、特別委員会の委員を選任。監査委員の選任について同意を求める件2件を急施事件として追加上程。いずれも同意
- 総環委 正副委員長の互選（委員長に合原ちひろ委員、副委員長に平山タカヒサ委員）
- 防福こ委 正副委員長の互選（委員長にしらが郁代委員、副委員長に藺田裕之委員）
- 市文委 正副委員長の互選（委員長に中原力委員、副委員長に柿元一雄委員）
- 産観企委 正副委員長の互選（委員長にのぐち英一郎委員、副委員長に徳利こうじ委員）。各種審議会等委員の選出
- 建消委 正副委員長の互選（委員長に中元かつあき委員、副委員長に崎元ひろのり委員）。各種審議会等委員の選出
- 桜島爆発 正副委員長の互選（委員長に霜出佳寿委員、副委員長にのぐち英一郎委員）
- 都市整備 正副委員長の互選（委員長にたてやま清隆委員、副委員長に藺田裕之委員）
- 本港区 正副委員長の互選（委員長に古江尚子委員、副委員長に平山タカヒサ委員）
- 議運委 正副委員長の互選（委員長に佐藤高広委員、副委員長に伊地知紘徳委員）。委員外議員の取扱い、議場内交渉係、議会運営委員会引継ぎ案件、本日のこれからの本会議運営、令和5年第2回市議会定例会、鹿児島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、令和5年度議場音響映像設備の更新、会議用システム操作研修会への取材申入れについて協議
- 本会議 各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長互選結果の報告

## 6月

- 6日 ○議運委 令和5年第2回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、鹿児島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議員の健康診断の実施、議員改選時の記念写真帳の発行について協議
- 本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過、ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議



**第2回定例会** 令和5年第2回定例会は、6月12日から6月28日までの17日間にわたって開かれた。

この定例会では、電力・ガス・食料品等価格高騰対策及び保育所等の待機児童解消対策に要する経費を含む「令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）」など、議案20件を議決した。

このほか、「教育予算の拡充を求める意見書」を可決した。

- 12日 ○議運委 議員辞職に伴う協議（会派等現況確認、常任委員の会派割振り、特別委員の会派割振り、議席）、「公益財団法人鹿児島市環境サービス財団等の経営状況を説明する書類」の一部の提出の取下げ及び提出鑑文の再提出について協議
- 本会議 第2回定例会の会期を17日間と決定。令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案13件を一括上程。市長提案説明
- 14日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託、鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、本会議出席者について協議
- 16日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 19日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 20日 ○本会議 個人質疑（1人）。議案13件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 21日 ○総環委 鹿児島市税条例一部改正の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。請願1件を審査
- 防福こ委 こども家庭庁設置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、自主防災組織「活動カバー率」算定方法の見直し、健康福祉局所管施設の指定管理者募集、こども未来局所管施設の指定管理者募集、鹿児島市児童相談所の新たな候補地の検討について説明を受け、質疑
- 市文委 令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案2件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、住民異動手続きにおける「書かない窓口」事業の経過報告、市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等、東桜島公民館の改修工事に伴う休館について説明を受け、質疑
- 産観企委 鹿児島市乗合自動車乗車料条例一部改正の件など議案6件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、先端設備等導入制度に係る導入促進基本計画の新規計画の作成、観光交流部所管施設の指定管理者募集、スタジアム整備検討に係る今後の方向性（新たな協議会の設置）、多機能複合型スタジアム検討ワークショップの契約、鹿児島市立病院再整備基本設計、7月以降の一般病床の稼働、河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、公共下水道事業計画の変更に伴う鹿児島都市計画下水道の変更について説明を受け、質疑

- 建消委 土地処分の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、建設管理部及び観光交流部所管施設の指定管理者募集、都市計画見直しの市素案、中央町19・20番街区及び千日町1・4番街区市街地再開発事業の効果、建築部所管施設の指定管理者募集、消防出動情報の配信等について説明を受け、質疑
- 26日 ○議運委 議員辞職に伴う協議（議運委員の会派割振り、常任委員会正副委員長の会派割振り、特別委員及び同正副委員長の会派割振り、議会選出役職の会派割振り、議員控室）、追加議案の取扱い、鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託、閉会中の継続調査の件、6月28日の本会議運営、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定、議員改選時の記念写真帳の発行、質疑を行う際のパネル類の使用のあり方、全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式、議運行政調査、議員改選後に向けた取組みについて協議
- 建消委 閉会中の継続審査事件等について協議
- 28日 ○本会議 議会運営委員の選任。特別委員の選任。監査委員の選任について同意を求める件など議案6件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも同意。令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案13件について、5常任委員長の審査報告。鹿児島市乗合自動車乗車料条例一部改正の件など議案3件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案10件についても、いずれも原案可決・承認。鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例制定の件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決
- 本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

## 7月

3～6日

○行政調査（建消委：川西市・金沢市・松本市）

10～13日

○行政調査（総環委：八戸市・台東区・さいたま市）

○行政調査（産観企委：甲府市・富山市・豊橋市）

18～20日

○行政調査（議運委：京都市・相模原市）

24～27日

○行政調査（防福こ委：盛岡市・豊島区・西宮市）

○行政調査（市文委：神戸市・つくば市・横浜市）

31日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過につ

いて説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

## 8月

- 1日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和5年度桜島火山対策事業費、令和6年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 2日 ○議運委 令和5年第3回市議会定例会、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定、選挙管理委員及び同補充員、令和5年7月7日から大雨による災害に対する本市議会の対応について協議
- 4日 ○総環委 請願1件を審査
- 市文委 陳情2件を審査。報告事項として、谷山サザンホールの利用休止について説明を受け、質疑。陳情第24号の取下げを確認
- 建消委 陳情1件を審査。陳情第27号を不採択
- 10日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過、ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過、路面電車観光路線の新設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 17日 ○議運委 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定議案の取扱い、令和5年第3回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、8月23日の本会議運営）、海外諸国行政視察の取扱い、議員改選時の記念写真帳の発行、令和5年度議員研修会、市議会だより編集委員の選任について協議

**第3回定例会** 令和5年第3回定例会は、8月23日から9月15日までの24日間にわたって開かれた。

この定例会では、議員提案による鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例を制定したほか、同条例の制定に伴う客引き行為等対策や鹿児島商業高等学校の学科再編及び男女共学化に伴う学校施設の改修等に要する経費を含む令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案13件を議決した。

このほか、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を可決した。

なお、令和4年度の決算関係議案15件は、決算特別委員会および産業観光企業委員会において、閉会中に審査する。

- 23日 ○本会議 第3回定例会の会期を24日間と決定。鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定の件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案26件を一括上程。市長提案説明
- 25日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会、議案の付託及び取扱い、陳情の

付託、海外諸国行政視察の取扱い、議会改革、令和6年度議会費の予算措置、鹿児島市友好代表団（長沙市）への参加について協議

- 29日 ○本会議 代表質疑（社民立憲、市民連合）  
30日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団、公明党）  
31日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名、海外諸国行政視察の取扱い、鹿児島市友好代表団（長沙市）への参加について協議

## 9月

- 4日 ○議運委 個人質疑発言通告について協議  
○本会議 個人質疑（5人）  
5日 ○本会議 個人質疑（5人）。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計（企業会計を除く）決算関係議案9件を付託。その他の議案17件を関係常任委員会に付託  
○決算委 正副委員長の互選（委員長に中島蔵人委員、副委員長に松尾まこと委員）  
6日 ○総環委 鹿児島市営合葬墓条例制定の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。請願1件を審査。報告事項として、第14回アジア太平洋都市サミットの開催について説明を受け、質疑  
○防福こ委 令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、ネーミングライツ提案型施設の追加、第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）素案に係るパブリックコメント手続の実施、障害児通所支援の利用者負担独自助成、第3次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」の素案に係るパブリックコメント手続の実施、新型コロナワクチン令和5年秋開始接種、鹿児島市保育所等における不適切保育防止等に関するガイドライン（案）について説明を受け、質疑  
○市文委 令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）の議案1件を審査し、原案可決。報告事項として、磯地区における高度地区の指定、市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について説明を受け、質疑  
○産観企委 令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果等について説明を受け、質疑  
○建消委 土地取得の件など議案6件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、武岡公園の都市計画変更、ネーミングライツ提案型施設の追加、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に向けた取組状況、市営住宅駐車場管理に係る市営住宅条例施行規則の改正、向川原惣福線の都市計画変更について説明を受け、質疑  
13日 ○議運委 追加議案の取扱い、選挙管理委員及び同補充員、意見書案の取扱い、請願・陳情の付

託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、議員派遣の件、9月15日の本会議運営、海外諸国行政視察の取扱い、議会改革、令和5年度議員研修会、令和6年度議会費の予算措置、令和5年度議場音響映像設備の更新、議員改選時の記念写真帳の発行、9月15日の本会議におけるかごしま国体・かごしま大会PRポロシャツの着用について協議

- 15日 ○本会議 決算特別委員会の正副委員長互選結果報告。選挙管理委員及び同補充員の選挙。人権擁護委員候補者について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第4号）など議案11件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市立喜入園条例廃止の件など議案3件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案8件についても、いずれも原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託を省略。原案可決。陳情2件を一括上程。陳情1件を不採択。陳情1件の取下げを承認。議員派遣の件を議決。議案、請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

27～29日

- 行政調査（本港区：大阪市、豊田市）

## 10月

4～6日

- 中央要望活動及び行政調査（桜島爆発：東京都区内、御殿場市）

18～20日

- 行政調査（都市整備：千葉市、西宮市）

- 26日 ○議運委 肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援、海外諸国行政視察の取扱い、令和5年台風第13号による災害に対する本市議会の対応について協議
- 27日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過、ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過、路面電車観光路線の新設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 30日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 31日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、桜島火山対策に係る今後の日程（案）及び取組について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議

## 11月

- 1日 ○総環委 請願1件、陳情3件を審査。

- 防福こ委 請願1件を審査。報告事項として、児童相談所候補地の比較検討状況、本園・分園の保育士等配置基準の見直しに係る経過報告について説明を受け、質疑

- 市文委 陳情 2 件を審査。報告事項として、パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用の拡大について説明を受け、質疑
- 建消委 陳情 1 件を審査。陳情第 33 号を不採択。報告事項として、鹿児島市住生活基本計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 2 日 ○議運委 令和 5 年第 4 回市議会定例会、肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援、議会改革、令和 5 年度議場音響映像設備の更新、議員出退表示システムについて協議
- 6～8 日
- 産観企委 令和 4 年度各企業会計決算の議案 6 件を審査し、原案可決及び認定。報告事項として、第 4 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 6～10・13～16 日
- 決算委 令和 4 年度一般会計・特別会計決算の議案 9 件を審査し、いずれも認定
- 11 日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：桜洲小学校、桜洲小バス停、南栄リース桜島アリーナ、桜島公民館、溶岩グラウンド多目的広場、補助体育館前、補助体育館）
- 29 日 ○議運委 令和 5 年第 4 回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、12 月 5 日の本会議運営）、肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援、議会改革、令和 5 年度議員研修会、議員出退表示システムの不具合、令和 6 年度一般会計予算の要求状況の公表について協議

## 12 月

**第 4 回定例会** 令和 5 年第 4 回定例会は、12 月 5 日から 22 日までの 18 日間にわたって開かれた。

この定例会では、市営住宅など 126 施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ、桜島地域の 5 小学校及び 3 中学校を廃止し、新たに義務教育学校として鹿児島市立桜島学校を設置する「鹿児島市立学校条例一部改正の件」や物価高騰対応重点支援対策及び職員の給与改定等に要する経費などを含む「令和 5 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 5 号）」など議案 28 件を議決した。

このほか、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を可決した。

また、閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた令和 4 年度一般会計、特別会計および企業特別会計の決算関係議案 15 件を議決した。

- 5 日 ○本会議 第 4 回定例会の会期を 18 日間と決定。令和 4 年度決算関係議案 15 件について、決算特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告。討論（1 人）。令和 4 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案 10 件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決並びに認定。その他の議案 5 件についても、いずれも原案可決並びに認定。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 28 件を一括上程。市長提案説明

- 7 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託について協議
- 11 日 ○本会議 個人質疑（5 人）  
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 12 日 ○本会議 個人質疑（5 人）
- 13 日 ○本会議 個人質疑（3 人）。議案 28 件を関係常任委員会に付託
- 14 日 ○総環委 職員の給与に関する条例等一部改正の件など議案 4 件を審査し、いずれも原案可決。  
請願 1 件を審査。報告事項として、鹿児島市デジタル田園都市構想総合戦略～第 2 期鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）～（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、家庭ごみマイナス 100 グラムの取組状況、鹿児島市食品ロス削減推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 防福こ委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 9 件を審査し、いずれも原案可決。  
請願 1 件を審査。報告事項として、すこやか入浴事業、第 9 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市障害福祉計画第 7 期計画・鹿児島市障害児福祉計画第 3 期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市感染症予防計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施、第二次鹿児島市自殺対策計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施、分園を有する保育所等における過払金の返還、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の確保必要数の確保に向けた今後の取組について説明を受け、質疑
- 市文委 工事請負契約締結の件など議案 5 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市谷山支所庁舎改修基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価、鹿児島商業高等学校の男女共学化等に伴う施設整備の変更、教育委員会における国家賠償請求事件、鹿児島市新学校給食センター整備基本計画（素案）について説明を受け、質疑
- 産観企委 土地改良事業の計画の変更に関する件など議案 9 件を審査し、いずれも原案可決。  
報告事項として、鹿児島市立病院再整備の検討状況、第 2 期鹿児島市病院事業経営計画（令和 5 年度改訂版）（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 建消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案 5 件を審査し、いずれも原案可決。  
報告事項として、西駅西口公園リニューアル（案）、都市計画見直しについて説明を受け、質疑
- 20 日 ○議運委 意見書案の取扱い、閉会中の継続調査の件、12 月 22 日の本会議運営（まつお（晴）議員の個人質疑における発言取消し、たてやま議員の討論における発言訂正、質疑における発言通告の確認のあり方、12 月 22 日の本会議運営）、個人質疑に係るのぐち議員からの発言について協議

---

22日 ○本会議 まつお（晴）議員の発言取消しを許可。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案28件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。特別職の職員の給与に関する条例等一部改正の件など議案6件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案22件についても、いずれも原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託を省略。原案可決。陳情1件を上程。委員長報告省略。討論（1人）。起立表決（電子表決）の結果、不採択。請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長及び川越議長あいさつ



## （令和6年）

## 1月

- 12日 ○議運委 令和6年第1回市議会定例会、肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援、令和6年能登半島地震による災害に対する本市議会の対応について協議
- 議員研修会 （演題） 「地方議会におけるEBPMの推進について～e-Statを使って我が国経済・社会をみる～」
- （講師） 総務省 統計高度利用特別研究官  
井上 卓 氏
- 13日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察。（於：名山小学校校庭・体育館、中央公園）
- 29日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。調査経過のまとめについて協議
- 30日 ○総環委 請願1件、陳情3件を審査。報告事項として、かごしまデジタルスマートシティ推進協議会の発足について説明を受け、質疑
- 防福こ委 請願1件を審査。報告事項として、鹿児島市児童相談所の設置に関する住民説明会の実施状況について説明を受け、質疑
- 市文委 陳情3件を審査。陳情第37号を不採択。報告事項として、市立学校におけるいじめの重大事態の発生について説明を受け、質疑
- 31日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、第54回桜島火山爆発総合防災訓練、桜島火山対策に係る令和5年度の取組について説明を受け、質疑。調査経過のまとめについて協議

## 2月

- 1日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過、ドルフィンポート跡地等の開発のその後の経過、路面電車観光路線の新設のその後の経過について説明を受け、質疑。調査経過のまとめについて協議
- 5日 ○議運委 令和6年第1回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、議員改選後に向けた取組み、実施計画、令和6年能登半島地震による災害に対する本市議会の対応について協議

**第1回定例会** 令和6年第1回定例会は、2月9日から3月18日までの39日間にわたって開かれた。

この定例会では、一般会計・特別会計・企業会計の当初予算（総額4,966億6,100万円）をはじめとする予算に関する議案26件、条例その他の議案47件、計73件の議案を議決した。

- 9日 ○本会議 第1回定例会の会期を39日間と決定。令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案16件を一括上程。市長提案説明

- 13日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、現年度関係議案の付託、勇退議員の本会議におけるあいさつ、本会議出席者について協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（1人）。議案16件を関係常任委員会に付託
- 16日 ○総環委 職員の給与に関する条例一部改正の件など議案2件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市デジタル田園都市構想総合戦略～第2期鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）～（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市食品ロス削減推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 防福こ委 鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例全部改正の件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（案）、鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、第三次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、第二次鹿児島市自殺対策計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 市文委 鹿児島市手数料条例一部改正の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市谷山支所庁舎改修基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市立科学館展示リニューアル基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び鹿児島市立科学館展示リニューアル基本計画（案）、令和5年度市立高等学校活性化委員会、教育委員会における損害賠償請求事件及び今後の対応について説明を受け、質疑
- 産観企委 令和5年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）など議案7件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第4期鹿児島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 建消委 市道の認定及び廃止の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の検討状況、谷山駅周辺地区土地区画整理事業第6回事業計画変更、鹿児島市住生活基本計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、道路通報システムの試行運用開始について説明を受け、質疑
- 19日 ○議運委 2月20日の本会議運営（個人質疑における発言取消し、2月20日の本会議運営）、議員改選後に向けた取組み、議会に係る手続のオンライン化等に向けた対応、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、令和6年能登半島地震による災害に対する本市議会の対応について協議
- 20日 ○本会議 大園（た）議員の発言取消しを許可。議案16件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例全部改正の件など議案2件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案14件についても、いずれも原案可決・承認。令和6年度鹿児島市一般会計予算など議案56を一括上程。市長提案

## 説明

- 22 日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、新年度関係議案の付託、陳情の付託、個人質疑の取材対応、本会議出席者について協議
- 26 日 ○本会議 代表質疑（市民連合、自民党市議団）
- 27 日 ○本会議 代表質疑（公明党、社民立憲）
- 28 日 ○本会議 代表質疑（にじとみどり、日本共産党）
- 29 日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について協議

## 3月

- 4 日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 5 日 ○本会議 個人質疑（3人）。議案 56 件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 6・7日
- 建消委 鹿児島市特定都市河川浸水被害対策法施行条例制定の件など議案 4 件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第 3 期鹿児島市公営住宅等長寿命化計画の概要、第 2 期鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画（素案）及びパブリックコメント手続の実施、地籍調査事業の今後の取組について説明を受け、質疑
- 6・7・8日
- 総環委 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件など議案 9 件を審査し、いずれも原案可決。請願 1 件、陳情 3 件を審査。報告事項として、大規模災害時の災害時多言語支援センター、鹿児島銀行とのデジタル化の推進に係る連携協定の締結、マーケティングプロデューサー派遣人材の変更について説明を受け、質疑
- 防福こ委 鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例制定の件など議案 27 件を審査し、いずれも原案可決。請願 1 件、陳情 1 件を審査。報告事項として、鹿児島市感染症予防計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、新型コロナ対応の振り返りと新たな感染症対応に向けて、桜島地域幼保一元化について説明を受け、質疑
- 市文委 鹿児島市母校応援ふるさと寄附基金条例一部改正の件など議案 3 件を審査し、第 141 号議案については附帯決議を付した上でいずれも原案可決。報告事項として、パブリックコメントに係る実施期間及び議会報告の取扱いの変更、本市国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期間、寺山炭窯跡の石積崩落、鹿児島市新学校給食センター整備基本計画（案）、冒険ランドいおうじまの譲与（無償譲渡）、市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了等について説明を受け、質疑
- 6・7・8・11日

- 産観企委 鹿児島市漁港管理条例及び鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例一部改正の件など議案17件を審査し、第141号議案については附帯決議を付した上でいずれも原案可決。報告事項として、第2期鹿児島市病院事業経営計画（令和5年度改訂版）（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市立病院再整備の進捗状況について説明を受け、質疑
- 11日 ○本港区 サッカー等スタジアムの整備のその後の経過について説明を受け、質疑。調査経過のまとめについて協議
- 15日 ○議運委 追加議案の取扱い、議員改選後に向けた取組み、議会改革、閉会中の継続調査の件、3月18日の本会議運営（勇退議員のあいさつ及び市長のあいさつ、個人質疑における発言取消し、3月18日の本会議運営）について協議
- 18日 ○本会議 菌田議員の発言取消しを許可。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和6年度鹿児島市一般会計予算など議案56件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。令和6年度鹿児島市一般会計予算など議案11件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案45件についても、いずれも原案可決。桜島爆発対策、都市整備対策、鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査の各特別委員会報告。陳情1件を上程。委員長報告省略。起立表決（電子表決）の結果、不採択。請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。菌田、志摩、森山の各勇退議員あいさつ。下鶴市長及び川越議長あいさつ

#### 4月

- 7日 市議会議員選挙告示
- 14日 市議会議員選挙
- 15日 当選証書の付与及び当選人の告示
- 28日 議員任期の満了

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

総環委・・・・・・・・・・総務環境委員会  
防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉こども委員会  
市文委・・・・・・・・・・市民文教委員会  
産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会  
建消委・・・・・・・・・・建設消防委員会  
議運委・・・・・・・・・・議会運営委員会

---

桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会  
都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会  
本港区・・・・・・・・・・鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会  
地方創生・・・・・・・・・・地方創生に関する調査特別委員会  
決算委・・・・・・・・・・決算特別委員会

※ 鹿児島市議会委員会条例の一部改正に伴い、令和2年4月1日より、市民健康福祉委員会は市民福祉  
こども委員会に改められた。

※ 鹿児島市議会委員会条例の一部改正に伴い、令和2年4月29日より、常任委員会は、総務環境委員会、  
防災福祉こども委員会、市民文教委員会、産業観光企業委員会、建設消防委員会に改められた。

## ◀ 議会の組織運営 ▶

### 1 市議会議員の選挙結果

任期満了に伴う選挙が令和2年4月19日に行われ、45人の議員が当選、4月29日から就任した。

○ 当選議員の内訳（令和2年4月29日現在）

現 ・ 新 別 内 訳	現職 39人	当 選 回 数 別 内 訳	1回 6人	年 齢 別 内 訳	70～79歳 7人
	元職 0人		2回 4人		60～69歳 16人
	新議員 6人		3回 8人		50～59歳 8人
			4回 2人		40～49歳 13人
			5回 7人		30～39歳 1人
			6回 7人		25～29歳 0人
			7回 3人		
			8回 3人		平均年齢 58歳
			9回 4人		
			10回 1人		

### 2 会派の結成と異動

会派の結成並びに異動等の状況は次のとおりである。

結成時（令和2年5月1日現在） （◎印代表者、届書記載順）

会派名（届出順）	届出日	議員数	所属議員氏名
公明党鹿児島市議会議員団	令2. 5. 1	6人	こじま洋子、しらが郁代、松尾まこと、長浜昌三、小森のぶたか、◎崎元ひろのり
立憲フォーラム	令2. 5. 1	2人	向江かほり、◎まつお晴代
日本共産党鹿児島市議会議員団	令2. 5. 1	3人	◎大園たつや、たてやま清隆、園山えり
自由民主党鹿児島市議会議員団	令2. 5. 1	21人	入船攻一、長田徳太郎、◎上門秀彦、小森こうぶん、中島蔵人、志摩れい子、柿元一雄、仮屋秀一、古江尚子、山口 健、川越桂路、わきた高德、奥山よしじろう、瀬戸山つよし、菌田裕之、佐藤高広、霜出佳寿、徳利こうじ、中元かつあき、山下 要、西 洋介
市民連合	令2. 5. 1	5人	◎三反園輝男、片平孝市、伊地知紘徳、米山たいすけ、合原ちひろ
社民・市民フォーラム	令2. 5. 1	5人	秋広正健、森山きよみ、◎大森 忍、中原 力、平山タカヒサ

※無所属：大園盛仁、のぐち英一郎、小川みさ子

（その後の異動）

令和2年9月30日	自由民主党鹿児島市議会議員団の上門秀彦議員辞職
〃	小森こうぶん議員が自由民主党鹿児島市議会議員団を脱会し、無所属
令和2年11月30日	上門秀彦議員の辞職に伴う市議会議員補欠選挙で当選した、平山 哲議員が自由民主党鹿児島市議会議員団に加入
令和3年6月30日	自由民主党鹿児島市議会議員団の長田徳太郎議員辞職
令和4年4月27日	立憲フォーラムが解散。向江かほり、まつお晴代両議員が社民・市民フォーラムに加入
〃	社民・市民フォーラムが社民・立憲・市民フォーラムに会派名称変更
〃	米山たいすけ議員が市民連合を脱会し、自由民主党鹿児島市議会議員団に加入
〃	大園盛仁、のぐち英一郎両議員がにじとみどりを結成
令和5年1月31日	無所属の小川みさ子議員辞職
令和5年6月9日	公明党鹿児島市議会議員団の小森のぶたか議員辞職

（代表者の変遷） （会派結成時順）

公明党鹿児島市議会議員団

令和2年5月1日	崎元ひろのり議員	就任
令和4年5月12日	しらが郁代議員	就任
令和5年6月1日	長浜昌三議員	就任

日本共産党鹿児島市議会議員団

令和2年5月1日	大園たつや議員	就任
令和2年12月3日	たてやま清隆議員	就任

自由民主党鹿児島市議会議員団

令和2年5月1日	上門秀彦議員	就任
令和2年9月30日	仮屋秀一議員	就任
令和5年5月1日	山口 健議員	就任

市民連合

令和2年5月1日	三反園輝男議員	就任
令和4年5月20日	片平孝市議員	就任

議 会（議会の組織運営）

令和6年4月1日現在 （◎印代表者、会派結成時届出順）

会派名（届出順）	議員数	所 属 議 員 氏 名
公明党鹿児島市議会議員団	5人	こじま洋子、しらが郁代、松尾まこと、◎長浜昌三、崎元ひろのり
日本共産党鹿児島市議会議員団	3人	大園たつや、◎たてやま清隆、園山えり
自由民主党鹿児島市議会議員団	20人	入船攻一、中島蔵人、志摩れい子、柿元一雄、 仮屋秀一、古江尚子、山口 健、川越桂路、わきた高德、 奥山よしじろう、瀬戸山つよし、菌田裕之、佐藤高広、 霜出佳寿、徳利こうじ、中元かつあき、山下 要、 西 洋介、平山 哲、米山たいすけ
市民連合	4人	三反園輝男、◎片平孝市、伊地知紘徳、合原ちひろ
社民・立憲・市民フォーラム	7人	秋広正健、森山きよみ、◎大森 忍、中原 力、 平山タカヒサ、向江かほり、まつお晴代
にじとみどり	2人	大園盛仁、◎のぐち英一郎

※無所属：小森こうぶん

（会派別議員数の異動状況）

会派名 異動の日	公明党 鹿児島市議会議員団	立憲フォーラム	日本共産党 鹿児島市議会議員団	自由民主党 鹿児島市議会議員団	市民連合	社民・立憲・市民 フォーラム （社民・市民フォーラム）	にじとみどり
	人	人	人	人	人	人	人
令2. 5. 1	6	2	3	21	5	5	—
令2. 10. 1	6	2	3	19	5	5	—
令2. 11. 30	6	2	3	20	5	5	—
令3. 7. 1	6	2	3	19	5	5	—
令4. 4. 27	6	—	3	20	4	7	2
令5. 6. 10	5	—	3	20	4	7	2



### 3 正・副議長

正・副議長の就任状況は次のとおりである。

**【議 長】**

令和2. 5. 15 ～ 令和4. 5. 19 川越 桂路

令和4. 5. 19 ～ 令和6. 4. 28 川越 桂路

**【副議長】**

令和2. 5. 15 ～ 令和4. 5. 19 小森 のぶたか

令和4. 5. 19 ～ 令和6. 4. 28 三反園 輝男

### 4 常任委員会

(1) 名称及び所管事項

名 称	所 管 事 項	定 数
総務環境委員会	総務局、企画財政局、環境局、会計管理室、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	9人
防災福祉子ども委員会	危機管理局、健康福祉局及び子ども未来局の所管に属する事項	9人
市民文教委員会	市民局及び教育委員会の所管に属する事項	9人
産業観光企業委員会	産業局、観光交流局、農業委員会、市立病院、交通局、水道局及び船舶局の所管に属する事項	9人
建設消防委員会	建設局及び消防局の所管に属する事項	9人

(2) 委員の選任状況（◎委員長 ○副委員長）

令和2年5月15日～令和3年5月17日

総務環境委員会	◎佐藤高広、○園山えり、山下 要、中原 力、長浜昌三、伊地知紘徳、仮屋秀一、小森こうぶん、入船攻一
防災福祉子ども委員会	◎古江尚子、○のぐち英一郎、西 洋介、まつお晴代、小森のぶたか、大森 忍、柿元一雄、片平孝市、長田徳太郎
市民文教委員会	◎霜出佳寿、○森山きよみ、合原ちひろ、こじま洋子、たてやま清隆、奥山よしじろう、川越桂路、志摩れい子、小川みさ子
産業観光企業委員会	◎松尾まこと、○徳利こうじ、中元かつあき、瀬戸山つよし、大園たつや、わきた高德、崎元ひろのり、三反園輝男、秋広正健
建設消防委員会	◎米山たいすけ、○菌田裕之、向江かほり、平山タカヒサ、しらが郁代、山口 健、大園盛仁、中島蔵人、上門秀彦（2.9.30議員辞職）、平山 哲（2.12.2から）

令和3年5月17日～令和4年5月19日

総務環境委員会	◎佐藤高広、○小川みさ子、まつお晴代、山下 要、伊地知紘徳、崎元ひろのり、山口 健、仮屋秀一、森山きよみ
防災福祉子ども委員会	◎大森 忍、○霜出佳寿、合原ちひろ、西 洋介、園山えり、長浜昌三、古江尚子、大園盛仁、長田徳太郎（3.6.30議員辞職）
市民文教委員会	◎たてやま清隆、○しらが郁代、中原 力、わきた高德、川越桂路、のぐち英一郎、柿元一雄、志摩れい子、片平孝市
産業観光企業委員会	◎徳利こうじ、○三反園輝男、向江かほり、平山タカヒサ、菌田裕之、瀬戸山つよし、小森のぶたか、小森こうぶん、平山 哲
建設消防委員会	◎中元かつあき、○こじま洋子、米山たいすけ、大園たつや、松尾まこと、奥山よしじろう、中島蔵人、秋広正健、入船攻一

議 会（議会の組織運営）

令和4年5月19日～令和5年5月23日

総務環境委員会	◎崎元ひろのり、○菌田裕之、山下 要、小森のぶたか、大森 忍、のぐち英一郎、仮屋秀一、三反園輝男、入船攻一
防災福祉子ども委員会	◎柿元一雄、○向江かほり、園山えり、中原 力、しらが郁代、奥山よしじろう、古江尚子、平山 哲、片平孝市
市民文教委員会	◎志摩れい子、○合原ちひろ、西 洋介、まつお晴代、徳利こうじ、松尾まこと、川越桂路、森山きよみ、小森こうぶん
産業観光企業委員会	◎平山タカヒサ、○瀬戸山つよし、こじま洋子、霜出佳寿、たてやま清隆、わきた高德、伊地知紘徳、山口 健、大園盛仁
建設消防委員会	◎大園たつや、○中元かつあき、米山たいすけ、佐藤高広、長浜昌三、小川みさ子（5. 1. 31議員辞職）、中島蔵人、秋広正健

令和5年5月23日～令和6年4月28日

総務環境委員会	◎合原ちひろ、○平山タカヒサ、向江かほり、山下 要、こじま洋子、たてやま清隆、仮屋秀一、平山 哲、入船攻一
防災福祉子ども委員会	◎しらが郁代、○菌田裕之、西 洋介、霜出佳寿、松尾まこと、大森 忍、古江尚子、片平孝市
市民文教委員会	◎中原 力、○柿元一雄、まつお晴代、大園たつや、小森のぶたか（5. 6. 9議員辞職）、川越桂路、志摩れい子、中島蔵人
産業観光企業委員会	◎のぐち英一郎、○徳利こうじ、園山えり、瀬戸山つよし、わきた高德、長浜昌三、伊地知紘徳、山口 健、森山きよみ
建設消防委員会	◎中元かつあき、○崎元ひろのり、米山たいすけ、佐藤高広、奥山よしじろう、大園盛仁、三反園輝男、小森こうぶん、秋広正健

## 5 議会運営委員会

### (1) 調査・審査事項、定数等

（協議事項）

次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- ① 議会の運営に関する事項
- ② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③ 議長の諮問に関する事項

（定 数）

11人

（構 成）

3人以上の会派から議長が会議にはかつて指名した委員をもって構成する。

なお、議長、副議長および2人会派、無所属議員については、下記のような取扱いとしている。

議長・・・・・・・・・・・・・・・・地方自治法第105条の規定による常時出席

副議長及び2人会派・・・・・・会議規則第118条第1項に基づく委員外議員として陳情等の審査を除き、常時出席

無所属議員・・・・・・・・・・・・会議規則第118条第1項に基づく委員外議員として陳情等の審査を除き、告示日から最終本会議までの間に開会される議運には常時出席し、閉会中に開会される議運には必要に応じて出席

### (2) 委員の選任状況（◎委員長 ○副委員長）

令和2年5月15日～令和3年5月17日 現員11人

◎山口 健、○崎元ひろのり、中元かつあき、米山たいすけ、佐藤高広、大園たつや、  
奥山よしじろう、長浜昌三、大森 忍、古江尚子、入船攻一

令和3年5月17日～令和4年4月27日 現員11人、4月28日～5月19日 現員10人

◎古江尚子、○松尾まこと、中元かつあき、霜出佳寿、米山たいすけ（4. 4. 27まで）、  
しらが郁代、大園たつや、大森 忍、山口 健、志摩れい子、入船攻一

令和4年5月19日～令和5年5月23日 現員11人

◎古江尚子、○伊地知紘徳、こじま洋子、園山えり、平山タカヒサ、霜出佳寿、  
中原 力、佐藤高広、奥山よしじろう、小森のぶたか、山口 健

令和5年5月23日～令和5年6月26日 現員11人、6月27日 現員10人、

6月28日～令和6年4月28日 現員11人

◎佐藤高広、○伊地知紘徳、園山えり、平山タカヒサ、中元かつあき、米山たいすけ、  
中原 力、長浜昌三、崎元ひろのり（5. 6. 26まで）、古江尚子、志摩れい子、  
入船攻一（5. 6. 28から）

## 6 特別委員会

### (1) 名称及び所管事項等

名 称	目 的	委 員		性 格	設置期間
		定数	選出方法		
桜島爆発対策特別委員会	桜島火山の継続的な爆発に伴う降灰対策等について調査検討を行い、国・県の財政措置を含めた各種施策のより一層の充実強化を期するため、関係当局への意見反映を図る。	11人	会派割り	法による	令2.5.15 ～ 令6.4.28
都市整備対策特別委員会	本市が当面している都市整備問題（河川改修、港湾整備、バイパス建設、鹿児島中央駅周辺及び鹿児島港本港区の課題）について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図る。	11人	会派割り	法による	令2.5.15 ～ 令6.4.28
	本市が当面している都市整備問題（河川改修、港湾整備、バイパス建設及び鹿児島中央駅周辺の課題）について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図る。（令4.10.3改正）	11人	会派割り	法による	
地方創生に関する調査特別委員会	地方創生に係る本市の「人口ビジョン」及び「総合戦略」について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図る。	11人	会派割り	法による	令2.5.15 ～ 令3.5.17
第六次総合計画基本構想審査特別委員会	「第42号議案 第六次鹿児島市総合計画基本構想を定める件」を審査する。	11人	会派割り	法による	令3.9.15 ～ 令3.11.30
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会	鹿児島港本港区のまちづくりに関する諸問題（サッカー等スタジアムの整備、ドルフィンポート跡地等の開発、路面電車観光路線の新設）について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図る。	11人	会派割り	法による	令4.10.3 ～ 令6.4.28
決算特別委員会	令和元年度一般・特別会計（企業特別会計を除く）決算議案を審査する。	11人	会派割り	法による	令2.9.16 ～ 令2.12.2
	令和2年度一般・特別会計（企業特別会計を除く）決算議案を審査する。	11人	会派割り	法による	令3.9.15 ～ 令3.12.8
	令和3年度一般・特別会計（企業特別会計を除く）決算議案を審査する。	11人	会派割り	法による	令4.9.21 ～ 令4.12.6
	令和4年度一般・特別会計（企業特別会計を除く）決算議案を審査する。	11人	会派割り	法による	令5.9.5 ～ 令5.12.5

議 会（議会の組織運営）

(2) 委員の選任状況（◎委員長 ○副委員長）

名 称	任 期	委 員
桜島爆発対策 特別委員会	令2.5.15 ～ 令3.5.17	◎しらが郁代、○中元かつあき、徳利こうじ、たてやま清隆、 わきた高德、崎元ひろのり、のぐち英一郎、志摩れい子、 森山きよみ、中島蔵人、片平孝市
	令3.5.17 ～ 令4.5.19	◎藪田裕之、○平山タカヒサ、西 洋介、まつお晴代、 こじま洋子、中元かつあき、霜出佳寿、米山たいすけ、 たてやま清隆（3.9.1から）瀬戸山つよし、 平山 哲（3.7.5まで）、秋広正健
	令4.5.19 ～ 令5.5.23	◎大森 忍、○合原ちひろ、向江かほり、西 洋介、 中元かつあき、霜出佳寿、たてやま清隆、松尾まこと、 長浜昌三、柿元一雄、平山 哲
	令5.5.23 ～ 令6.4.28	◎霜出佳寿、○のぐち英一郎、向江かほり、合原ちひろ、 山下 要、園山えり、長浜昌三、仮屋秀一、 志摩れい子、森山きよみ、平山 哲
都市整備対策 特別委員会	令2.5.15 ～ 令3.5.17	◎瀬戸山つよし、○伊地知紘徳、向江かほり、合原ちひろ、 こじま洋子、平山タカヒサ、佐藤高広、藪田裕之、 古江尚子、仮屋秀一、上門秀彦（2.9.30議員辞職）
	令3.5.17 ～ 令4.5.19	◎長浜昌三、○柿元一雄、山下 要、徳利こうじ、 大園たつや、松尾まこと、森山きよみ、大園盛仁、 中島蔵人、平山 哲（3.9.1から）、片平孝市、 長田徳太郎（3.6.30議員辞職）
	令4.5.19 ～ 令5.5.23	◎中島蔵人、○まつお晴代、山下 要、平山タカヒサ、 米山たいすけ、瀬戸山つよし、大園たつや、小森のぶたか、 古江尚子、志摩れい子、片平孝市
	令5.5.23 ～ 令6.4.28	◎たてやま清隆、○藪田裕之、こじま洋子、瀬戸山つよし、 松尾まこと、奥山よしじろう、大森 忍、柿元一雄、 中島蔵人、片平孝市、秋広正健
地方創生に関する調査特別委員会	令2.5.15 ～ 令3.5.17	◎奥山よしじろう、○長浜昌三、まつお晴代、山下 要、 園山えり、霜出佳寿、松尾まこと、山口 健、 三反園輝男、長田徳太郎、秋広正健
第六次総合計画 基本構想審査特別委員会	令3.9.15 ～ 令3.11.30	◎志摩れい子、○崎元ひろのり、まつお晴代、園山えり、 徳利こうじ、米山たいすけ、中原 力、佐藤高広、 しらが郁代、山口 健、平山 哲
鹿児島港本港区 のまちづくりに 関する調査特別 委員会	令4.10.3 ～ 令5.5.23	◎中元かつあき、○伊地知紘徳、まつお晴代、山下 要、 平山タカヒサ、佐藤高広、大園たつや、 小森のぶたか（5.2.13から）、崎元ひろのり、 のぐち英一郎（5.2.10まで）、平山 哲、入船攻一
	令5.5.23 ～ 令6.4.28	◎古江尚子、○平山タカヒサ、中元かつあき、米山たいすけ、 佐藤高広、大園たつや、小森のぶたか（5.6.9議員辞職）、 伊地知紘徳、崎元ひろのり、大森 忍、 のぐち英一郎（5.6.28から）、入船攻一

決算特別委員会	令 2. 9. 16 ～ 令 2. 12. 2	◎中原 力、○柿元一雄、西 洋介、山下 要、 こじま洋子、園山えり、米山たいすけ、しらが郁代、 大森 忍、小森こうぶん、入船攻一
	令 3. 9. 15 ～ 令 3. 12. 8	◎米山たいすけ、○柿元一雄、合原ちひろ、西 洋介、 山下 要、中原 力、たてやま清隆、松尾まこと、 崎元ひろのり、志摩れい子、中島蔵人
	令 4. 9. 15 ～ 令 4. 12. 6	◎佐藤高広、○園山えり、向江かほり、西 洋介、 山下 要、徳利こうじ、米山たいすけ、中原 力、 長浜昌三、三反園輝男、平山 哲
	令 5. 9. 5 ～ 令 5. 12. 5	◎中島蔵人、○松尾まこと、西 洋介、まつお晴代、 山下 要、こじま洋子、霜出佳寿、中原 力、 藺田裕之、仮屋秀一、片平孝市

## 7 鹿児島市議会防災都市推進協議会

### (1) 目的

桜島火山爆発、豪雨及び台風等に伴う災害への対応や災害に強いまちづくりについて、市議会全体として超党派的に取り組むべき事項を協議するため、協議会を設置する。

### (2) 構成

正副議長、各常任委員長、議会運営委員長、桜島爆発対策特別委員長、都市整備対策特別委員長、各会派の代表者（団長）及び無所属議員の代表者（協議会の会長は議長、副会長は副議長）

## 8 議会改革推進ワーキンググループの活動報告

議会改革については、令和2年6月23日の議運において、議長から、前任期に引き続き、議会改革を議運の具体的な検討課題としていただきたい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認したものである。

それを受け、同年7月17日の議運において、議会改革については議運で協議・検討の上決定することとし、議運で協議するための素案等は議長が設置する任意組織「議会改革推進ワーキンググループ（WG）」において作成すること、WGは参加を希望する議員並びに事務局職員をもって構成すること、WGの協議事項は議長から要請のあった事項及びWGで協議することを確認した事項とすること、WGにおける協議の進捗状況については議長が議運に適宜報告することなど協議のあり方について確認した。

また、同年7月28日及び8月27日の議運では、議長から、広報、ICT推進、議会運営の3項目について、それぞれWGを設置して協議すること及び各WGのグループ長等や今後の進め方等について報告がなされた。

議運においては、それぞれのWGの協議結果等の報告を踏まえ、随時、協議を行ってきた。

### (1) 議会改革推進WG（ワーキンググループ）の概要

区 分	内 容
設置目的	議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について協議・検討の上、議運で協議するための素案等を作成し、議長に報告する。
構 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>WGは、参加を希望する議員（メンバー）並びに事務局職員をもって構成する。</li> <li>WGに、互選により長を置く。</li> </ul>
メンバー以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>WGの長は、必要があると認めるときは、WGメンバー以外の者に参加を求め、意見を聴くことができる。</li> </ul>
任 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーの任期は、原則として議員の任期とする。</li> </ul>
イメージ図	<p>The diagram illustrates the organizational structure and reporting lines. On the left is the '※議会決定機関 議会運営委員会' (Council of Administration Decision-making Body / Council of Administration Management Committee). In the center is the '議長' (Chairman). On the right is the '&lt;議会改革推進WG&gt;' (Council of Administration Reform Promotion Working Group), which includes three sub-groups: '広報WG' (Publicity WG), 'ICT推進WG' (ICT Promotion WG), and '議会運営WG' (Council of Administration Management WG). Arrows indicate the flow of information: '要請' (Request) from the Chairman to the sub-groups, and '報告' (Report) from the sub-groups back to the Chairman. A larger arrow labeled '報告・提起' (Report/Proposal) points from the Chairman to the Council of Administration Decision-making Body.</p>
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長から要請のあった事項</li> <li>WGで調査・研究することを確認した事項</li> </ul>



そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WGにおける協議に当たっては、あらかじめ協議期間を設定するなど、スピード感を重視した運営に努めるものとする。</li> <li>・協議経過・結果等については、WGの長が議長に随時報告する。</li> <li>・議長は、WGにおける協議の進捗状況について、議運に適宜報告する。</li> <li>・その他運営に関し必要な事項は、WGにおいて協議・決定する。</li> <li>・原則非公開とする。ただし、議員の傍聴は認める。</li> </ul>
-------	--

(2) 検討課題

① 広報WG

市議会だよりの紙面の見直しや市議会ホームページの掲載内容の充実など「広報の在り方」について

② ICT推進WG

議員への連絡体制の構築や議会のペーパーレス化などの「ICT活用策」について

③ 議会運営WG

本会議や委員会などの「議会運営に関する見直し等」について

(3) 各WG（ワーキンググループ）の取組

① 広報WG

ア メンバー構成

グループ長

会 派	氏名	就任期間
自民党市議団	中元 かつあき	令和2年7月28日～令和6年4月28日

副グループ長

会 派	氏名	就任期間
自民党市議団	米山 たいすけ	令和2年7月28日～令和6年4月28日

メンバー（正副グループ長再掲）

会 派	氏名	所属期間
自民党市議団	山下 要	令和2年7月28日～令和6年4月28日
自民党市議団	中元 かつあき	令和2年7月28日～令和6年4月28日
自民党市議団	米山 たいすけ	令和2年7月28日～令和6年4月28日
社民立憲	平山 タカヒサ	令和2年8月3日～令和6年4月28日
公明党	松尾 まこと	令和2年7月28日～令和3年6月1日
公明党	しらが 郁代	令和3年6月2日～令和6年4月28日
日本共産党	たてやま 清隆	令和2年7月28日～令和6年4月28日
にじとみどり	のぐち 英一郎	令和2年7月28日～令和6年4月28日

※別途、事務局職員もメンバーとして参加

※会派は、令和6年4月1日現在

議 会（議会の組織運営）

イ 主な協議項目等

区分	開催年月日	主な協議項目
第1回	令和2年7月28日	1 グループ長の選出 2 今後の進め方
第2回	令和2年8月17日	1 市議会だよりについて
第3回	令和2年9月2日	1 市議会だよりについて
第4回	令和2年9月18日	1 市議会だよりについて
議会運営委員会	令和2年9月25日	市議会だよりの紙面見直しに関する協議結果の了承 ・試験的に読みやすい書体へ変更する ・市民意見を募集する
議会運営委員会	令和2年11月26日	市議会だよりの紙面見直しに関する協議結果の報告
第5回	令和2年12月17日	1 市議会だよりアンケート結果 2 今後の取組
第6回	令和3年1月14日	1 市議会だより2月号原稿 2 ホームページアンケート
議会運営委員会	令和3年2月9日	市議会だよりの紙面見直しに関する協議結果の報告
第7回	令和3年4月15日	1 市議会だより5月号原稿 2 ホームページ見直し
議会運営委員会	令和3年4月28日	市議会だよりの紙面見直しに関する協議結果の了承 ・個人質疑を分野ごとにまとめ、見出しをつける ・紙面の段と段の間隔、スペースを広げる ・議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナーを設ける
第8回	令和3年5月17日	1 ホームページ見直し
第9回	令和3年8月4日	1 ホームページ見直し
第10回	令和3年12月15日	1 ホームページ見直し
第11回	令和4年3月9日	1 ホームページ見直し
議会運営委員会	令和4年3月18日	ホームページ見直しに関する協議結果の確認 ・トップ画面の画像を増やし、年4回程度更新する ・希望する議員については、議員名簿にメールアドレスを追加する
第12回	令和5年8月17日	1 議員改選後に向けた取組み (1)市公式SNSとの連携による情報発信 (2)市議会だより (3)子どもの議会体験活動
第13回	令和5年9月13日	1 議員改選後に向けた取組み (1)市議会だよりのA4判化 (2)その他予算を伴うもの
議会運営委員会	令和5年11月29日	市議会の情報発信に関する協議結果の確認 ・市公式SNSを活用し、会期日程や発言通告一覧表、質疑を行う議員を掲載する

ウ 協議結果（概要）

a 市議会だよりの紙面見直し

市民に市議会だよりを手に取って読んでもらうための紙面見直しについて検討を進め、読みやすい書体へ変更すること、市民からの意見を募集すること、個人質疑の記事を分野ごとにまとめて掲載し見出しをつけること、質疑を掲載する紙面の段と段の間隔、スペースを広げること、議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナーを設けることで意見がまとまった。

議会運営委員会において、これらを踏まえた編集を行い発行することを決定するとともに、随時見直しを進めることとした。

b 市議会ホームページの見直し

市議会ホームページトップ画面の画像を3枚から5枚へ増やし、議会関係、季節感のあるものを掲載し、年4回程度更新すること及びホームページ内の議員名簿に、希望する議員についてはメールアドレスを追加することで意見がまとまった。

議会運営委員会において、見直すことを確認し、令和4年4月1日から実施した。

c 市公式SNSを活用した市議会の情報発信

市の公式X（エックス）を活用し、会期日程や発言通告一覧表、代表質疑、個人質疑の前日に、翌日に質疑を行う議員の顔写真・氏名・所属会派等を掲載し情報発信を行うことで意見がまとまった。

議会運営委員会において、令和5年第4回定例会から実施することを確認した。

② ICT推進WG

ア メンバー構成

グループ長

会 派	氏名	就任期間
自民党市議団	佐藤 高広	令和2年7月28日～令和6年4月28日

副グループ長

会 派	氏名	就任期間
公明党	長浜 昌三	令和2年7月28日～令和3年6月1日
日本共産党	園山 えり	令和3年6月2日～令和6年4月28日

議 会（議会の組織運営）

メンバー（正副グループ長再掲）

会 派	氏名	所属期間
自民党市議団	西 洋介	令和2年7月28日～令和6年4月28日
自民党市議団	佐藤 高広	令和2年7月28日～令和6年4月28日
社民立憲	向江 かほり	令和2年7月28日～令和6年4月28日
社民立憲	中原 力	令和2年7月28日～令和6年4月28日
公明党	長浜 昌三	令和2年7月28日～令和3年6月1日
公明党	こじま 洋子	令和3年6月2日～令和6年4月28日
市民連合	合原 ちひろ	令和2年7月28日～令和6年4月28日
市民連合	伊地知 紘徳	令和4年11月29日～令和5年7月13日
日本共産党	園山 えり	令和2年7月28日～令和6年4月28日

※別途、事務局職員もメンバーとして参加

※会派は、令和6年4月1日現在

イ 主な協議項目等

区分	開催年月日	主な協議項目
第1回	令和2年7月28日	1 グループ長等の選出 2 今後の進め方
第2回	令和2年8月27日	1 今後の進め方
第3回	令和2年9月25日	1 意見開陳（個人の所有端末を本会議や委員会において使用すること） 2 推進計画の策定
第4回	令和2年10月20日	1 基本計画の策定作業の進行協議 2 タブレット端末の活用策の検討
第5回	令和2年11月17日	1 ICT推進基本計画の内容
議会運営委員会	令和2年11月26日	ICT推進基本計画策定に向けた協議経過の報告
第6回	令和2年12月2日	1 ICT推進基本計画の策定
第7回	令和2年12月10日	1 ICT推進基本計画の策定
議会運営委員会	令和3年1月14日	ICT推進基本計画を提起
議会運営委員会	令和3年2月9日	ICT推進基本計画策定を決定
第8回	令和3年2月15日	1 ICT推進基本計画の策定 2 ICT推進ワーキングの体制
第9回	令和3年3月22日	1 ICT推進ワーキングの進め方
第10回	令和3年5月17日	1 ICT化推進事業（検討項目）のスケジュール 2 タブレット体験会の内容 3 実施計画調書提出に向けた検討
第11回	令和3年6月8日	1 タブレット体験会の内容 2 今後のスケジュール 3 実施計画調書の提出報告
議会運営委員会	令和3年6月22日	タブレット操作体験会開催を提起 （体験会：7/6・7、7/27・28）
第12回	令和3年6月30日	1 ICT推進ワーキングメンバー体験会 2 タブレット操作体験会 3 ペーパーレス化を進める資料の選定
第13回	令和3年8月26日	1 タブレット操作体験会の報告（参加者・アンケート） 2 当面の検討作業 3 令和3年度における主な検討作業
第14回	令和3年10月27日	1 タブレット端末の導入

議 会（議会の組織運営）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 アプリケーションの導入</li> <li>3 タブレット端末の活用範囲</li> <li>4 タブレット端末の運用に関するルール等</li> </ul>
第15回	令和3年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 タブレット端末の機種及び画面サイズ</li> <li>2 タブレット端末で活用するアプリケーションの導入</li> </ul>
第16回	令和3年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 タブレット端末の機種及び画面サイズ</li> <li>2 タブレット端末で活用するアプリケーションの導入</li> </ul>
議会運営委員会	令和3年12月15日	タブレット端末の機種及びアプリケーション導入の報告
第17回	令和4年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ペーパーレス化</li> <li>2 タブレット端末機等の使用基準</li> </ul>
第18回	令和4年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ペーパーレス会議システム及びチャットアプリの利用範囲</li> <li>2 タブレット端末機等の使用基準</li> <li>3 タブレット端末貸借に関する仕様書</li> </ul>
第19回	令和4年7月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 タブレット端末ならびにペーパーレス会議システム及びチャットアプリの入札結果</li> <li>2 鹿児島市議会タブレット端末等に関する使用基準</li> <li>3 試験運用開始時にペーパーレス化する文書等</li> </ul>
第20回	令和4年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鹿児島市議会タブレット端末等に関する使用基準</li> <li>2 タブレットの活用</li> <li>3 第1回タブレット操作研修会の内容</li> </ul>
第21回	令和4年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鹿児島市議会タブレット端末等に関する使用基準</li> <li>2 タブレットの活用（アプリ使用のルール）</li> </ul>
議会運営委員会	令和4年9月9日	タブレット端末機等に関する使用基準及び操作研修会開催を提起（操作研修会：10/6）
議会運営委員会	令和4年9月15日	タブレット端末機等に関する使用基準を決定
第22回	令和4年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 タブレット端末機等操作研修会の開催を決定（10/6）</li> <li>2 個人所有端末利用登録申請及びLINE WORKSのダウンロード</li> <li>3 試験運用開始日</li> </ul>
第23回	令和4年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 LINE WORKSの試験運用開始</li> <li>2 試験運用の内容</li> <li>3 鹿児島市議会ICT推進基本計画の見直し</li> </ul>
議会運営委員会	令和4年11月2日	LINE WORKS試験運用開始及び今後ペーパーレス化を検討する資料を決定（試験運用開始：11/21～）
第24回	令和4年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鹿児島市議会ICT推進基本計画の見直し</li> <li>2 委員会室マイク設備等の整備</li> </ul>
第25回	令和4年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 鹿児島市議会ICT推進基本計画の見直しの意見とりまとめ</li> <li>2 LINE WORKSの本格運用開始（2/1）</li> <li>3 タブレット端末操作フォロー研修</li> </ul>
議会運営委員会	令和5年1月13日	鹿児島市議会ICT推進基本計画見直しを提起 LINE WORKS本格運用開始、タブレット端末操作フォロー研修開催を決定 （本格運用開始：2/1）（研修：1/26）
第26回	令和5年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 無線LANの整備（Wi-Fi設置）</li> <li>2 LINE WORKSの本格運用開始報告（2/1）</li> <li>3 タブレット端末操作フォロー研修報告（1/26）</li> </ul>
議会運営委員会	令和5年2月7日	ICT推進基本計画見直しを決定

議 会（議会の組織運営）

第 27 回	令和 5 年 2 月 7 日	1 ペーパーレス化を検討する資料等 2 議運での I C T 推進基本計画見直しの確認
第 28 回	令和 5 年 3 月 20 日	1 ペーパーレス化を検討する資料等の意見とりまとめ 2 more NOTE 運用に向けた準備 3 more NOTE 管理者研修会（3/22）
議会運営委員会	令和 5 年 4 月 28 日	more NOTE 試験運用開始、L I N E W O R K S で取り扱う文書等の拡充を提起（試験運用、文書等の拡充：6/1～）
第 29 回	令和 5 年 4 月 28 日	議会運営WGと合同開催 1 more NOTE シミュレーション（操作方法等）
議会運営委員会	令和 5 年 5 月 17 日	more NOTE 試験運用開始、L I N E W O R K S で取り扱う文書等の拡充を決定 more NOTE 操作研修会開催決定（5/23）
第 30 回	令和 5 年 8 月 2 日	1 市議会 I C T 推進事業（委員会室マイク設備等の整備）の検討
第 31 回	令和 5 年 8 月 17 日	1 委員会室マイク設備等の整備 2 議員改選後に向けた取組み
議会運営委員会	令和 5 年 8 月 25 日	委員会室等マイク設備等の整備の提起
議会運営委員会	令和 5 年 9 月 13 日	委員会室等マイク設備等の整備を了承
第 32 回	令和 5 年 9 月 13 日	1 議員改選後に向けた取組み 2 オンライン委員会シミュレーション
議会運営委員会	令和 5 年 11 月 2 日	議会刊行物のペーパーレス化（調査時報及び市政概要は令和 6 年度からペーパーレス化、市議会例規集は紙とデータの併用）を決定

ウ 協議結果（概要）

a 鹿児島市議会 I C T 推進基本計画の策定

タブレット端末の導入など議会の I C T 化を具体的かつ的確に推進するため、令和 3 年 2 月 9 日に鹿児島市議会 I C T 推進基本計画を策定した。

その後、事業進行スケジュールの変更や新たに同基本計画の検討項目に追加すべき項目があることを踏まえ令和 5 年 2 月 7 日に見直しを行い、引き続き同基本計画に基づく具体的な検討項目について、協議を進めた。

b タブレット端末の機種及びアプリケーションの導入

鹿児島市議会 I C T 推進基本計画に基づきタブレット端末の導入等について協議を進め、令和 3 年 7 月、議員間での認識を共有するためタブレット操作体験会を開催し、その結果も踏まえ導入するタブレット端末の機種と 2 種類のアプリケーション（L I N E W O R K S と m o r e N O T E）を導入することを決定した。

その後、令和 4 年 8 月に端末等を導入し、9 月にタブレット端末機等に関する使用基準を定め、10 月に操作研修会を実施した。

c タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進

令和 4 年 1 1 月からタブレット端末に搭載されたグループウェア（L I N E W O R K S）について試験運用を開始するとともに、ペーパーレス化に向けて対象となる資料等を検討し、翌年 2 月 1 日から本格運用を開始した。

会議用システムの m o r e N O T E については、令和 5 年 5 月に操作研修会を実施したうえ

で、同年6月1日から試験運用を開始するとともに、LINE WORKSで取り扱う文書等の拡充も行った。

d 委員会室等マイク設備等の整備

円滑な委員会運営及びより市民に開かれた議会を目指すとともに、事務の効率化を図るため、鹿児島市議会ICT推進基本計画に基づく委員会室等マイク設備等の整備について協議・検討を行い、委員会室等マイク設備等の整備（案）を取りまとめた。

議会運営委員会において、整備（案）のとおりとすることが確認され、令和6年度の予算編成を含め、具体的な作業を進めることとした。

③ 議会運営WG

ア メンバー構成

グループ長

会 派	氏 名	就任期間
自民党市議団	山口 健	令和2年7月28日～令和6年4月28日

メンバー（グループ長再掲）

会 派	氏 名	所属期間
自民党市議団	山口 健	令和2年7月28日～令和6年4月28日
社民立憲	大森 忍	令和2年8月3日～令和6年4月28日
公明党	崎元 ひろのり	令和2年7月28日～令和3年6月1日
公明党	松尾 まこと	令和3年6月2日～令和4年11月28日
公明党	小森 のぶたか	令和4年11月29日～令和5年6月9日
公明党	長浜 昌三	令和5年7月14日～令和6年4月28日
市民連合	伊地知 紘徳	令和2年7月28日～令和6年4月28日
日本共産党	大園 たつや	令和2年7月28日～令和6年4月28日

※別途、事務局職員もメンバーとして参加

※会派は、令和6年4月1日現在

イ 主な協議項目等

区分	開催年月日	主な協議項目
第1回	令和2年7月28日	1 グループ長の選出 2 協議の進め方
第2回	令和2年8月27日	1 反問（反問の範囲の見直し）
第3回	令和2年9月2日	1 反問（申合せの改正案）
第4回	令和2年9月24日	1 反問（申合せの改正案） ※協議終了
議会運営委員会	令和2年9月25日	反問の範囲の見直しに関する協議結果の報告 ・申合せの改正案を提起
第5回	令和2年9月28日	1 今後の協議事項
第6回	令和2年10月21日	1 会期日程の早期公開 2 委員会記録のホームページでの公開
議会運営委員会	令和2年10月26日	反問に関する申合せ ・反問に関する申合せを改正し、令和2年第4回定例会から適用することに決定
第7回	令和2年11月17日	1 会期日程の早期公開 ※協議終了

議 会（議会の組織運営）

議会運営委員会	令和2年11月26日	会期日程の早期公開に関する協議結果の報告 ・見直し案について提起
議会運営委員会	令和3年1月14日	会期日程の早期公開 ・見直し案のとおりとし、令和3年第1回定例会から実施することに決定。
第8回	令和3年7月27日	1 委員会記録のホームページでの公開 2 代表質疑の一問一答方式導入
第9回	令和3年8月25日	1 委員会記録のホームページでの公開 ※協議終了
議会運営委員会	令和3年8月26日	委員会記録のホームページでの公開に関する協議結果の報告 ・実施要領（案）を提起
議会運営委員会	令和3年9月24日	委員会記録のホームページ公開 ・実施要領（案）のとおりとし、令和4年度以降に開催する委員会から公開することに決定
第10回	令和3年10月27日	1 代表質疑の一問一答方式導入 2 申合せ等の見直し
第11回	令和3年12月15日	1 代表質疑の一問一答方式導入 2 申合せ等の見直し（虚礼廃止に関する申合せ）
第12回	令和4年2月14日	1 代表質疑の一問一答方式導入 2 申合せ等の見直し（虚礼廃止に関する申合せ）
第13回	令和4年2月21日	1 代表質疑の一問一答方式導入 2 申合せ等の見直し（虚礼廃止に関する申合せ）
第14回	令和4年3月22日	1 代表質疑の一問一答方式導入 ※協議終了 2 申合せ等の見直し（虚礼廃止に関する申合せ）
議会運営委員会	令和4年4月28日	代表質疑の一問一答方式導入に関する協議結果の報告 ・令和4年第3回定例会から試行することを確認 ・試行に関する申合せ（案）を提起
第15回	令和4年4月25日	1 申合せ等の見直し（虚礼廃止に関する申合せ）
議会運営委員会	令和4年5月13日	代表質疑の一問一答方式 ・試行に関する申合せを決定
第16回	令和4年6月2日	1 申合せ等の見直し（虚礼廃止に関する申合せ） ※協議終了
議会運営委員会	令和4年6月22日	虚礼廃止に関する申合せに関する協議結果の報告 ・新たな虚礼廃止に関する申合せ（案）を提起
議会運営委員会	令和4年8月3日	虚礼廃止に関する申合せ ・新たな虚礼廃止に関する申合せを決定
第17回	令和4年11月30日	1 代表質疑の一問一答方式 2 その他（海外諸国行政視察、議運での全会一致）
第18回	令和4年12月23日	1 代表質疑の一問一答方式 2 海外諸国行政視察 ※協議終了（意見の一致をみるに至らなかったことから6年度予算要望の際に改めて議運で協議いただきたい旨、議長へ報告） 3 議運での全会一致 ※協議終了
議会運営委員会	令和5年1月13日	議運での全会一致に関する協議結果の報告
第19回	令和5年3月1日	1 タブレット端末の本会議・委員会での運用に向けた検討
第20回	令和5年3月20日	1 タブレット端末の本会議・委員会での運用に向けた検討 ※協議終了 2 代表質疑の一問一答方式
議会運営委員会	令和5年4月28日	議会運営に関する申合せ事項（タブレット端末の議場等への持ち込み等）に関する協議結果の報告



議 会（議会の組織運営）

		・申合せ事項の改正案を提起
第 21 回	令和 5 年 4 月 28 日	I C T 推進WG と合同開催 1 moreNOTE シミュレーション（操作方法等）
議会運営委員会	令和 5 年 5 月 17 日	議会運営に関する申合せ事項 ・議会運営に関する申合せ事項の改正を決定し、6 月 1 日以降に開かれる会議から適用することを了承
第 22 回	令和 5 年 8 月 2 日	1 議員改選後に向けた取組み
議会運営委員会	令和 5 年 8 月 17 日	海外諸国行政視察の取扱いについて協議
議会運営委員会	令和 5 年 8 月 25 日	海外諸国行政視察の取扱いについて協議
議会運営委員会	令和 5 年 8 月 31 日	海外諸国行政視察の取扱いについて協議
議会運営委員会	令和 5 年 9 月 13 日	海外諸国行政視察の取扱いについて協議
第 23 回	令和 5 年 9 月 13 日	1 議員改選後に向けた取組み
議会運営委員会	令和 5 年 10 月 26 日	海外諸国行政視察の取扱いについて協議 ・意見の一致をみるに至らなかったことから今任期中の予算要望はせず、改めて議運で協議することを確認
第 24 回	令和 5 年 11 月 2 日	1 議員改選後に向けた取組み (1)代表質疑の一問一答方式の本格実施 (2)会期日程（質疑通告日の前倒し等）の見直し (3)moreNOTE の本格運用 (4)政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱い
第 25 回	令和 5 年 11 月 29 日	1 議員改選後に向けた取組み (1)代表質疑の一問一答方式の本格実施 (2)会期日程（質疑通告日の前倒し等）の見直し (3)moreNOTE の本格運用 (4)政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱い
第 26 回	令和 5 年 12 月 20 日	1 議員改選後に向けた取組み (1)代表質疑の一問一答方式の本格実施 (2)会期日程（質疑通告日の前倒し等）の見直し (3)moreNOTE の本格運用 (4)政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱い
第 27 回	令和 6 年 1 月 12 日	1 議員改選後に向けた取組み (1)代表質疑の一問一答方式の本格実施 (2)会期日程（質疑通告日の前倒し等）の見直し (3)moreNOTE の本格運用 (4)政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱い ※(1)～(3)協議終了
議会運営委員会	令和 6 年 2 月 5 日	議員改選後に向けた取組みに関する協議結果の報告 ・代表質疑の一問一答方式の本格実施を提起 ・発言通告書（質疑）の提出時期の見直しを提起 ・moreNOTE の本格運用を提起
議会運営委員会	令和 6 年 2 月 19 日	議員改選後に向けた取組み 「代表質疑の一問一答方式の本格実施」 ・令和 6 年第 3 回定例会から本格実施することを確認 ・申合せの改正案を提起 「発言通告書（質疑）の提出時期の見直し」 ・令和 6 年第 2 回定例会から見直すことを確認 ・申合せ事項の改正案を提起 「moreNOTE の本格運用」 ・令和 6 年第 2 回定例会から本格運用することを確認

		・申合せ等の改正案を提起
第 28 回	令和 6 年 2 月 19 日	1 議員改選後に向けた取組み (1)政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱い (2)参考送付した陳情書（PDF）のホームページでの公開 ※(1)(2)改選後の次期議会改革検討組織に申し送ることを確認
議会運営委員会	令和 6 年 3 月 15 日	議員改選後に向けた取組み 「代表質疑の一問一答方式の本格実施」 「発言通告書（質疑）の提出時期の見直し」 「moreNOTE の本格運用」 ・上記 3 項目に係る申合せ等の改正を決定

ウ 協議結果（概要）

a 反問の範囲の見直し

本市の現状や反問を実施している他都市の状況等も踏まえて協議、検討を行った結果、現行の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員又は委員の考え方や根拠を問う「反論」まで認めることで意見がまとまり、「反問に関する申合せ」の改正案を取りまとめた。

議会運営委員会において、改正案のとおり申合せを見直すことを決定し、当局にも周知を図った上で令和 2 年第 4 回定例会から適用した。

〈鹿児島市議会基本条例第 9 条第 2 項に規定する反問に関する申合せ改正の概要〉

1. 反問の定義について

反問とは、議員又は委員の質問の内容や趣旨等が不明確な場合に、論点を明確化し議論を深める目的で、その内容や趣旨等を確認すること（趣旨確認）及び実質的な反対質問として考え方や根拠を問うこと（反論）をいう。なお、反論を行う際は、意見や見解を述べるができるものとする。

b 会期日程の早期公開

本市の現状や他都市における会期日程（予定）の公開時期を踏まえて協議、検討を行った結果、招集日の概ね 6 日前に決定している正式な会期日程とは別に、告示日・招集日を確認する議会運営委員会で会期日程案（見込み）を配付の上、公開することで意見がまとまった。

議会運営委員会において、見直し案のとおり公開することを決定し、令和 3 年第 1 回定例会から実施した。

c 委員会記録のホームページ公開

他都市の会議録作成におけるルールや過去の委員会記録の削除・修正要求への対応状況、会議録作成支援システムの活用状況・効果を踏まえて協議、検討を行った結果、委員会記録をホームページで公開することで意見がまとまり、実施要領（案）を取りまとめた。

議会運営委員会において、実施要領（案）のとおりとし、令和 4 年度以降に開催する委員会から公開することを決定した。

《委員会記録のホームページでの公開に係る実施要領の概要》

1	公開する範囲	・常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会とする。
2	公開の方法	・本会議と同様、検索が可能な会議録検索システム上での公開とする。
3	公開期間等	・公開は、令和4年度以降に開催する委員会からとする。 ・委員会記録は、歴史的公文書として永年保存していることから、公開期間は「制限なし」とする。
4	公開時期	・公開は、委員会記録への委員長の署名または押印後に行うこととし、会期中、閉会中ともに委員会終了から概ね2か月～4か月後とする。
5	委員会記録の形態	・全文とする。ただし、委員長は、職員に必要な整文を行わせることができる。
6	提出資料の掲載	・提出資料は多岐にわたり、様式も様々であることや、予算書等に基づき説明がなされるケースもあること、また、膨大な紙媒体の資料を会議録検索システム上に掲載する場合、多額の費用が必要となることから、資料の掲載は行わない。

d 代表質疑の一問一答方式導入

一問一答方式を導入している他都市の状況等を踏まえて協議、検討を行った結果、令和4年第3回定例会から試行することで意見がまとまり、「代表質疑における一問一答方式の試行に関する申合せ（案）」を取りまとめた。

議会運営委員会において、令和4年第3回定例会から試行することが確認され、申合せ（案）のとおりとすることを決定し、当局にも周知を図った上で試行を開始した。

《代表質疑における一問一答方式の試行に関する申合せの概要》

1. 質疑の回数について

代表質疑の回数は、制限を設けず、会議規則第55条ただし書により議長が許可する。

2. 質疑時間について

代表質疑の発言時間は、当局答弁を含めず、4人以上の会派については60分以内、少数会派については30分以内とする。

3. 一問の考え方について

代表質疑における一問一答方式の質問に当たっては、聞いている市民がよく理解できるよう、原則として大項目ごとに行う。ただし、質問の構成によっては、この限りではない。また、一つの大項目の質問が終わったことや次の大項目の質問を行うことが明確に分かるよう発言に配慮する。

4. 本申合せに定めのない事項について

本申合せに定めのない事項については、一問一答方式に関する申合せの規定を準用する。

e 虚礼廃止に関する申合せの見直し

平成元年6月施行の申合せは施行から30年以上が経過しており、その間に公職選挙法の改正により寄附禁止の強化や年賀状等あいさつ状の禁止など、ほとんどの事項が法に規定されたこと等を踏まえて、改めて協議、検討を行った結果、申合せを廃止し、公職選挙法を一層遵守し

虚礼廃止を推進するとともに、祝電及び弔電等の取扱いについて本市議会独自のルールを盛り込んだ新たな申合せを制定することで意見がまとまり、「虚礼廃止に関する申合せ（案）」を取りまとめた。

議会運営委員会において、申合せ（案）のとおり新たな申合せを制定することを決定した。

〈虚礼廃止に関する申合せの概要〉

鹿児島市議会は政治倫理の確立を図り、市民の政治に対する負託と信頼にこたえるため、地域住民の理解と協力を得ながら、公職選挙法を一層遵守し虚礼廃止を推進する。

また、本市議会においては、祝電及び弔電等は、親族に係るものを除き選挙区内への発送を引き続き禁止することを申し合わせる。

f 海外諸国行政視察の予算措置

議会運営委員会において、令和5年度の海外諸国行政視察の予算措置等について協議した際、各会派等から様々な意見が出されたことを踏まえ、議会運営WGで検討することとなった。その結果、各会派が政務活動費で海外視察を行うことは問題ないことが改めて確認されたものの、議会費による予算措置については意見の一致をみるに至らなかったことから、令和6年度予算要望の際に改めて議会運営委員会で協議することを確認した。

議会運営委員会において、複数回、協議を重ねたものの意見の一致をみるに至らなかったことから今任期中の予算要望はせず、改めて議運で協議することを確認した。

g 議会運営委員会における全会一致の在り方

議会運営委員会において、議運における全会一致の在り方について提起がなされたことを踏まえ、議会運営WGで協議が進められた。議運での全会一致に関する地方自治法、委員会条例や申合せの状況、解説書及び他都市の状況など踏まえて協議、検討を行った結果、現在の申合せは改正せず、引き続き全会一致に向けて最大限努力することとし、現在の申合せができた趣旨や考え方などについては、各会派等において改めて周知を図ることが確認された。

議会運営委員会において、「全会一致に向けて最大限努力する」という現在の申合せは改正せず、円滑で効率的な議会運営を行うという観点から、今後も引き続き、全会一致に向けて最大限努力するが、どうしても意見が一致しない場合には、委員会条例に基づきやむなく表決を行うしかならないこと、また、現在の申合せができた趣旨や考え方について各会派等で改めて認識を共有することで一致した。

h 議会タブレットの議場等への持ち込み等に係る議会運営に関する申合せ事項の一部改正

令和5年6月1日からの会議用システム（moreNOTE）の試験運用開始に伴うタブレット端末の議場等への持ち込みに関すること及び傍聴者等に対し携帯電話等の電源を切ることを改めて周知することに関して「議会運営に関する申合せ事項」の改正案を取りまとめた。

議会運営委員会において、改正案のとおり申合せ事項を改正することを決定した。

〈議会運営に関する申合せ事項改正の概要〉

会議規則第151条（携帯品）関係

1. 議場、委員会室等への電話等の携帯については、議事の支障となることから禁止とする（議会が貸与したタブレット端末機を除く）。

傍聴規則第8条（傍聴人の守るべき事項）関係

1. 報道関係者及び傍聴人の議場及び委員会室等への電話等の持ち込みについては、音の出ることのないよう電源を切ること。

i 代表質疑の一問一答方式の本格実施

令和4年第3回定例会から試行している代表質疑の一問一答方式について、試行前後の質問及び答弁時間等を踏まえて協議、検討を行った結果、令和6年第3回定例会から本格実施することで意見がまとまり、「一問一答方式に関する申合せ」及び「鹿児島市議会基本条例第9条第2項に規定する反問に関する申合せ」の改正案を取りまとめるとともに、「代表質疑における一問一答方式の試行に関する申合せ」を廃止することとした。

議会運営委員会において、令和6年第3回定例会から本格実施することが確認され、「一問一答方式に関する申合せ」及び「鹿児島市議会基本条例第9条第2項に規定する反問に関する申合せ」の改正案のとおり改正し、「代表質疑における一問一答方式の試行に関する申合せ」は廃止することを決定した。

《一問一答方式に関する申合せ改正の概要》

1. 一問一答方式の実施時期について

個人質疑、緊急質問及び未通告発言については、平成17年第3回定例会から、代表質疑については、令和6年第3回定例会から一問一答方式により実施する。

2. 質疑の回数について

質疑の回数については、制限を設けず、会議規則第55条ただし書により議長が許可する。

3. 略す

4. 一問の考え方について

質問に当たっては、質問回数は質疑者の判断によるが、聞いている市民がよく理解できるよう、原則として以下のとおり行う。

(1) 個人質疑、緊急質問及び未通告発言については、一つの課題ごとあるいは事業ごとに整理して行うが、円滑で効率的な議会運営を図るため、区切りが細かくなり過ぎないように留意する。

(2) 代表質疑については、大項目ごとに行うが、大項目の最後に市長に見解を求める場合など、質問の構成や当局の答弁順を考慮して質問を行うときは、この限りではない。

(3) 一つの質問が終わったことや次の質問を行うことが明確に分かるよう発言に配慮する。

以下、略す

j 発言通告書（質疑）の提出時期の見直し

発言通告については、質疑等初日の2日前の午前11時を締切としていたが、当局の答弁作成などに係る時間外・休日勤務の縮減や議員の発言内容の精査に係る時間を確保するため、令和6年第2回定例会から各定例会の代表・個人質疑（第1回定例会の現年度分を除く）に限り、質疑等初日の3日前（市の休日は換算せず）午前11時を締切とすることで意見がまとまり、「議会運営に関する申合せ事項」の改正案を取りまとめた。

議会運営委員会において、令和6年第2回定例会から発言通告書の提出時期を見直すことが確認され、改正案のとおり申合せ事項を改正することを決定した。

《議会運営に関する申合せ事項改正の概要》

会議規則第50条（発言の通告及び順序）関係

1. 発言通告の取扱いについて

(1) 発言通告書（質疑・討論）の提出時期は、議案発送日の翌日（当該日が市の休日に当たる時は、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日）の午前9時から、質疑等初日の2日前（市の休日は換算せず）午前11時までとする。ただし、各定例会の代表・個人質疑（第1回定例会の現年度分を除く）については、質疑等初日の3日前（市の休日は換算せず）午前11時までとする。

(2) 略す

k 会議用システム（moreNOTE）の本格運用

令和5年第2回定例会から試験運用している会議用システム（moreNOTE）について、先行して本格運用しているグループウェア（LINE WORKS）に係るペーパーレスの効果等を踏まえて協議、検討を行った。その結果、議員改選後に初当選議員を含め、改めてタブレット操作研修会を実施した上で、令和6年第2回定例会から本格運用することで意見がまとまり、本格運用に当たり同システムを使用する会議や資料等を改めて見直すとともに、関係する申合せ等の改正案を取りまとめた。

議会運営委員会において、令和6年第2回定例会から本格運用することとし、改正案のとおり申合せ等を改正することを決定した。また、本格運用に伴い、基本的に紙資料は配付されないことから必要な議員は自身で準備することが確認された。

l 政務活動費（事務補助員に係る経費）の取り扱い

事務補助員に係る加算額について、現状の取り扱いと条例等の考え方に差異があるとして、積算方法の見直し、加算上限額の見直し、加算対象人数の見直し、加算額の積算範囲の見直しについて協議・検討を行ったものの、予算計上にも関連する内容であり慎重に議論すべきものとして、結論を出すに至らなかったことから、改選後の次期議会改革検討組織に申し送ることを確認した。

m 参考送付した陳情書（PDF）のホームページでの公開

陳情のホームページ公開については、これまで委員会付託した陳情は文書表を掲載し、参考送

付した陳情は受理年月日と件名のみ掲載しているが、参考送付した陳情についても陳情書の写しを掲載するか協議、検討を行ったものの結論を出すに至らなかったことから、改選後の次期議会改革検討組織に申し送ることを確認した。

## 9 会議開催状況と議案等審議状況

### (1) 本会議

区分	種別	招 集 回 数	会 期 延 日 数	本 会 議 日 数	議 案 議 決 内 容					請 願 付 託 件 数	陳 情 付 託 件 数	意 見 書 ・ 決 議 案 (再 掲)	
					原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	認 定 そ の 他	不 認 定				計
定 例 会	令2年4月～3年3月	4	100	27	168	1	0	25	0	194	2	3	3
	3年4月～4年3月	4	99	27	124	0	0	42	0	166	1	4	3
	4年4月～5年3月	4	98	24	127	0	0	25	0	152	2	4	2
	5年4月～6年3月	4	98	25	127	0	0	25	0	152	1	7	3
臨 時 会	令2年4月～3年3月	3	10	5	4	0	0	8	0	12	0	0	0
	3年4月～4年3月	2	6	3	3	0	0	4	0	7	0	0	0
	4年4月～5年3月	2	2	2	1	0	0	4	0	5	0	0	0
	5年4月～6年3月	1	1	1	1	0	0	6	0	7	0	0	0
計	令2年4月～3年3月	7	110	32	172	1	0	33	0	206	2	3	3
	3年4月～4年3月	6	105	30	127	0	0	46	0	173	1	4	3
	4年4月～5年3月	6	100	26	128	0	0	29	0	157	2	4	2
	5年4月～6年3月	5	99	26	128	0	0	31	0	159	1	7	3



議 会（議会の組織運営）

(2) 常任委員会

年 別	種別 委員会別	開 催 日 数			議 案				
		委 員 会	（現 再場 掲視 ）察	（連 合 再 掲 査 ）会	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	認 定 そ の 他	不 認 定
令2年5月 ～ 3年5月	総務環境	12	0	0	25	1	0	3	-
	防災福祉こども	13	0	0	55	0	0	3	-
	市民文教	12	0	0	28	0	0	4	-
	産業観光企業	13	0	0	52	0	0	8	0
	建設消防	7	0	0	24	0	0	0	-
	計	57	0	0	184	1	0	18	0
3年5月 ～ 4年5月	総務環境	10	0	0	22	0	0	3	-
	防災福祉こども	10	0	0	35	0	0	1	-
	市民文教	11	0	0	18	0	0	1	-
	産業観光企業	14	0	0	38	0	0	9	0
	建設消防	8	0	0	27	0	0	0	-
	計	53	0	0	140	0	0	14	0
4年5月 ～ 5年5月	総務環境	12	0	0	21	0	0	1	-
	防災福祉こども	10	0	0	22	0	0	1	-
	市民文教	9	0	0	18	0	0	1	-
	産業観光企業	12	0	0	58	0	0	6	0
	建設消防	7	0	0	22	0	0	0	-
	計	50	0	0	141	0	0	9	0
5年5月 ～ 6年4月	総務環境	11	0	0	19	0	0	0	0
	防災福祉こども	10	0	0	45	0	0	1	0
	市民文教	11	0	0	13	0	0	1	0
	産業観光企業	12	0	0	34	0	0	6	0
	建設消防	10	0	0	22	0	0	0	0
	計	54	0	0	133	0	0	8	0

議 会（議会の組織運営）

(3) 特別委員会

年 別	種別 委員会別	開 催 日 数		議 案				
		委 員 会	（現 再場 掲視 ）察	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	認 定 そ の 他	不 認 定
令2年5月 ～ 3年5月	桜島爆発対策	7	2	-	-	-	-	-
	都市整備対策	5	0	-	-	-	-	-
	地 方 創 生	6	0	-	-	-	-	-
	決 算	11	0	-	-	-	9	0
	計	29	2	-	-	-	9	0
3年5月 ～ 4年5月	桜島爆発対策	8	2	-	-	-	-	-
	都市整備対策	6	0	-	-	-	-	-
	六 次 総	7	0	1	-	-	-	-
	決 算	11	0	-	-	-	9	0
	計	32	2	-	-	-	9	0
4年5月 ～ 5年5月	桜島爆発対策	7	2	-	-	-	-	-
	都市整備対策	5	1	-	-	-	-	-
	本 港 区	6	0	-	-	-	-	-
	決 算	10	0	-	-	-	9	0
	計	28	3	-	-	-	9	0
5年5月 ～ 6年4月	桜島爆発対策	6	2	-	-	-	-	-
	都市整備対策	4	0	-	-	-	-	-
	本 港 区	7	0	-	-	-	-	-
	決 算	10	0	-	-	-	9	0
	計	27	2	-	-	-	9	0

## 総務環境

### ◀ 行政一般 ▶

#### 1 市長の施政方針

令和2年11月29日に行われた市長選挙で初当選を果たした下鶴隆央市長は、市政運営に対する所信の一端を、3年2月に開かれた第1回市議会定例会の本会議において明らかにした。

その概要は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症は地球規模で拡大しており、わが国においても、いまだ収束が見えない中、その影響は社会、経済、さらには人々の行動や価値観などあらゆる面にも波及する未曾有の事態に直面している。

こうした中、国においては、感染拡大防止や医療体制の確保、事業継続への支援など新型コロナウイルス対策に取り組むとともに、コロナ禍により顕在化した課題等を踏まえ、デジタル社会の実現を急ぐほか、一極集中の是正をはじめ地方への人の流れをつくるなどとされている。

本市においても、感染の拡大と人口減少の急速な進行というこれまで誰も経験したことのない新たな事態に直面している今、本市を取り巻く環境の変化を的確に捉え、アフターコロナも見据えながら、確かな未来の礎を築いていくことが重要である。

私は、これまで鹿児島県議会議員として、10年にわたり地方自治に携わってきた。

申し上げるまでもなく、地方自治の要諦は住民自治であり、私は、そのことを常に念頭に置きながら、これまで、市民・県民の皆さまの声を直接お聞きすることを大切に、得られた知見を大きな糧としてきた。

いつの時代にあっても、まちづくりの根幹は「人」であり、そして、困難や試練を克服し、新たな局面を拓くパワーの源は、人の知恵と力であると思う。

私は、現在直面する課題を乗り越え、将来においても本市が持続的に発展していくことを目指し、「市民のための市政」を基本に、市民の皆さまの声に耳を傾け、丁寧に情報を届ける中で、その信頼を確かなものにしつつ、共に力を合わせながら、市政運営を進めていく決意である。

このような現状認識と基本姿勢の下、私は、これまでの市政の継続すべきところはしっかりと引き継ぐとともに、新しい時代の変化を捉え、的確に対応しながら、これからの4年間、市民の皆さまにお約束した次の政策に力点を置き、市政を推進していく。

**(1) 新型コロナから市民のいのち、暮らし、しごとを守る**

まず、第1は、「新型コロナから市民のいのち、暮らし、しごとを守る」である。

現下の最優先かつ最重要の課題は、新型コロナウイルス感染症への対応である。一日も早く市民の皆さまが安心して日常生活を送ることができるよう、専門家の知見等も踏まえながら、徹底した感染拡大防止と、中小企業等への事業継続の支援など社会経済活動の両立に取り組むとともに、コロナを克服した先にある本市の経済発展の基盤づくりを進める。

**(2) 鹿児島に稼げる仕事をつくる**

第2は、「鹿児島に稼げる仕事をつくる」である。

今後、人口減少に伴い、消費市場の縮小など地域経済への深刻な影響が予想される中、国内外との人・モノ・情報の交流を通じた“稼ぐ”取組がより一層重要になる。

そこで、コロナ収束後を見据え、観光産業を本市のさらなる成長のエンジンとして位置づけ、国際都市KAGOSHIMAづくりを強力に推進するとともに、ICT関連産業の振興や稼げる農林水産業づくりなど新しい産業・仕事の創出や、ICTの積極的な活用に取り組む。

**(3) 全ての人に希望とチャンス。安心して生活できる鹿児島をつくる**

第3は、「全ての人に希望とチャンス。安心して生活できる鹿児島をつくる」である。

本市が住みたいまちとして選ばれる都市になるためには、市民一人ひとりが、安心・安全に生活し、希望を持って自分らしく活躍できる環境づくりが肝要である。

このため、待機児童ゼロの実現をはじめとした安心できる子育て環境づくりを進めるとともに、子どもたちが将来、社会で活躍できるよう、新しい時代に必要とされる能力の習得や国際的な視野を広げる機会等を通じて、未来を担う人材の育成に取り組む。また、人生100年時代を見据え、誰もが活力に満ち、明るく生き生きと暮らせるよう介護予防や高齢者の活躍支援など各面からの福祉施策を推進する。

**(4) 人口減少時代に生き残る鹿児島をつくる**

第4は、「人口減少時代に生き残る鹿児島をつくる」である。

人口減少時代にあって、都市の持続可能性を高めていくためには、地域経済社会への影響のほか、地球温暖化や、それを起因とする自然災害リスクの高まりなどの課題に対し、長期的視点に立ちながら、的確に対応していくことが大切である。

そのため、SDGsを市民の共通目標としてまちづくりを進めるとともに、再生可能エネルギーの活用や既存ストックの有効活用などに取り組む。また、防災対策の強化や多様性を尊重した社会づくりなど将来を見据えた対応を進めるほか、市政運営において民間の力・知見の活用に積極的に取り組む。

### (5) 将来に向けて

本年度は、令和4年度からの新たなまちづくりの指針となる第六次総合計画を策定する重要な年でもある。策定に当たっては、多くの市民の皆さまの参画をいただく中で、時代の潮流を的確に捉え、本市の進むべき将来像を市民の皆さまと共に描いていく。

かつて、薩摩の若き志士たちが、新たな技術や考え方を積極的に取り入れながら、幾多の困難を乗り越え、新しい時代の扉を開き、今日につながる近代日本の礎を築いていった。

私は、先人たちの情熱とその偉業を思い起こし、直面する課題を克服しながら、活力ある鹿児島市を創造し、将来の世代に引き継いでいくため、自ら勇気を持って未来に踏み出す先頭に立ち、多彩な魅力にあふれ、人もまちも躍動する鹿児島市づくりに積極果敢に挑戦していく。

## 2 第六次鹿児島市総合計画の推進

鹿児島市では、令和3年度に、社会経済情勢の変化など時代の潮流を見据えた、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針となる新たな総合計画「第六次鹿児島市総合計画」を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めている。

### (1) 計画の位置づけ

総合計画は、本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画である。

また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、各分野の個別計画や施策は、この計画に即して策定され、展開されるものである。

### (2) 計画の区域・範囲

計画区域は原則として市域を対象とするが、連携中枢都市圏など、必要に応じて広域的な視点に立つものである。

また、関連する国・県等の計画や施策・事業との整合に留意するものである。

### (3) 構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成する。

#### ① 基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの最高理念であり、都市像及びこれを実現するための基本目標を示すものである。

#### ア 都市像

つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま

イ 基本目標

信頼とやさしさのある 共創のまち	【信頼・共創 政策】
自然と都市が調和した うるおいのあるまち	【自然・環境 政策】
魅力にあふれ人が集う 活力あるまち	【産業・交流 政策】
自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち	【健康・安心 政策】
豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち	【子ども・文教 政策】
質の高い暮らしを支える 快適なまち	【都市・交通 政策】

ウ 期間

10 年間（令和 4～13 年度）

エ 議会の議決

鹿児島市総合計画策定条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年第 4 回市議会定例会において、「第六次鹿児島市総合計画基本構想」が議決された。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に基づく市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び施策の体系を示すもので、基本目標別計画、重点プロジェクト、地域別計画、まち・ひと・しごと創生基本方針で構成する。

ア 基本目標別計画

基本目標ごとに、基本施策について、現状と課題、基本的方向、施策の体系、目指す主な SDGs のゴールを明らかにするもの。

イ 重点プロジェクト

本市の現況や時代の潮流を踏まえ、特に先導的かつ重点的に取り組むべき施策等を掲げるもの。

ウ 地域別計画

市域の各地域・地区別に、まちづくりの基本的方向等を明らかにするもの。

エ まち・ひと・しごと創生基本方針

人口減少問題の克服等に向けた第 2 期「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進する上での基本的な考え方や 4 つの柱を明らかにするもの。

オ 期間

前期 5 年間（令和 4～8 年度）、後期 5 年間（令和 9～13 年度）

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく基本的な施策を計画的かつ効率的に実施するために必要な事業を明らかにするとともに、財源の裏づけを伴う市政の具体的な計画で、毎年度の予算編成の指針となるものである。

ア 期間

第 1 期～第 4 期（各期 3 年間）

イ 第 1 期実施計画期間（令和 4～6 年度）中の基本目標別事業費

区 分			事業費
1	信頼とやさしさのある 共創のまち	【信頼・共創 政策】	66 億 50 百万円
2	自然と都市が調和した うるおいのあるまち	【自然・環境 政策】	171 億 61 百万円
3	魅力にあふれ人が集う 活力あるまち	【産業・交流 政策】	192 億 83 百万円
4	自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち	【健康・安心 政策】	1,121 億 4 百万円
5	豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち	【子ども・文教 政策】	1,610 億 88 百万円
6	質の高い暮らしを支える 快適なまち	【都市・交通 政策】	710 億 45 百万円
合 計			3,873 億 31 百万円

#### (4) 策定に当たっての視点

総合計画は、次に掲げる視点に基づき策定したものである。

- ① 長期的展望に立った持続的発展が可能な計画
- ② SDG s の視点を取り入れた計画
- ③ 多様な連携・つながりを重視した計画
- ④ 市民との協働・共創を推進する分かりやすい計画

### 3 交通政策

#### (1) 公共交通不便地対策

##### ① 目的・概要

平成 18 年度に選定した公共交通不便地 14 エリア及び平成 27 年度に選定した公共交通不便地 4 地域等における高齢者などの日常生活の交通手段を確保するため、コミュニティバスあいばすや乗合タクシー等を運行するとともに、令和 4 年度には、新たにバスロケーションシステムをあいばすに導入したほか、3 地域（吉野、吉田、松元）のあいばす車両を更新し、令和 5 年度には、あいばすの認知度向上と利用促進を図るため、ポイントラリーを開催した。

##### ② 経過

- |         |  |
|---------|--|
| 令和 2 年度 | ・ 錫山地域乗合タクシーの運行日を拡充（月水金を月～土に。ただし、火木土の運行について、令和 2・3 年度は「路線バス廃止地域支援事業」で実施）   |
| 3 年度    | ・ 小野・伊敷地域あいばすを乗合タクシーに切替<br>・ あいばすの運行計画の一部変更（谷山、谷山北部、谷山南部、小原地域）   |
| 4 年度    | ・ あいばすの運行計画の一部変更（吉野、伊敷西部、吉田地域）<br>・ あいばすへのバスロケーションシステム導入（全地域）<br>・ あいばす利用者アンケート調査の実施（全地域）<br>・ あいばす車両の更新（吉野、吉田、松元地域） |
| 5 年度    | ・ あいばすポイントラリーの開催（全地域）  |

- ・ あいばすの運行計画の一部変更（伊敷西部、谷山南部、吉田、郡山地域）

## (2) 第二次公共交通ビジョンの策定・推進

### ① 目的・概要

令和4年3月に地域公共交通活性化再生法に基づく、地域公共交通計画を兼ねた戦略として第二次公共交通ビジョンを策定するとともに、同ビジョンの着実な推進を図るため、学識経験者、交通事業者、行政等で構成する推進会議を開催し、施策の実施状況や評価指標の達成状況を把握し、調整を行った。

### ② 経過

- |       |   |
|-------|---|
| 令和2年度 | ・基礎調査実施   |
| 3年度   | ・学識経験者や交通事業者、行政等で構成する第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定協議会を設置（同協議会：3回開催）<br>・第二次公共交通ビジョン策定 |
| 4年度以降 | ・推進会議開催   |
| 5年度   | ・第二次公共交通ビジョン一部改訂（地域内フィーダー補助系統等の位置付け）                                      |

## (3) 第三次交通バリアフリー基本構想の策定・推進

### ① 目的・概要

国のバリアフリー法に基づく基本方針等を踏まえ、第三次交通バリアフリー基本構想を策定するとともに、同構想の推進を図るため、学識経験者、道路管理者、公安委員会、交通事業者等で構成する会議を開催した。

### ② 経過

- |       |  |
|-------|--|
| 令和2年度 | ・基礎調査実施  |
| 3年度   | ・学識経験者や道路管理者、公安委員会、交通事業者等で構成する第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会を設置（同協議会：3回開催）<br>・第三次交通バリアフリー基本構想策定 |
| 4年度以降 | ・推進協議会開催   |

## (4) 路線バス廃止対策

### ① 廃止バス路線対策事業

#### ア 目的・概要

バス路線の廃止に伴い、地域住民の日常生活等に必要な公共交通機関を確保するため、廃止路線代替バスを運行した。



イ 経過

令和4年10月 地域間幹線系統の見直しに伴い、桜島垂水方面の廃止路線代替バス運行開始

② 路線バス廃止地域支援事業

ア 目的・概要

民間路線バスが廃止された地域（令和2年4月・5地域、令和5年4月・1地域）において、地域住民の交通手段を確保するため、乗合タクシーを運行した。

イ 経過

令和3年1月 ・運行開始（坂元・上竜尾、田上5丁目、森山団地・西紫原台）

・運行日拡充（錫山）

7月 ・運行開始（永吉団地）

5年9月 ・運行開始（唐湊）

(5) 路線バス等運行維持支援補助金

① 目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響及び物価高騰等により、深刻な打撃を受けている公共交通機関である民間路線バス及びタクシーの事業者に対し、感染拡大防止の徹底及び路線バス等の運行維持を図るため、補助金を交付した。

② 経過

令和2～5年度 民間路線バス事業者へ補助金交付

4・5年度 タクシー事業者へ補助金交付（令和2・3年度は、県による飲食店への営業時間短縮要請に伴い、産業局において支援金を交付）

(6) 公共交通不便地における持続可能な交通手段の調査検討

① 目的・概要

公共交通不便地における日常生活の交通手段を確保するため運行している「あいばす」等について、利用者数の少ない便があるなど課題等があることから、地域の実情に合わせた持続可能な交通手段となるよう調査検討を行う。

② 経過

令和5年度 ・A I オンデマンド交通実証実験（谷山地域・無料）

・あいばすの利用状況等調査

・学識経験者等で構成する会議（鹿児島市公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討会）の設置・開催

## 4 国際交流等

### (1) 姉妹都市・友好都市・兄弟都市・協定都市との主な交流状況

- ① ナポリ市（昭和35年5月3日姉妹都市盟約）
- 令和3年1月 ・市電「ナポリ・長沙号」リニューアル
  - 4年11月 ・青少年同士のオンライン交流を実施
  - 5年11月 ・青少年の翼（大学生等）訪問団11名がナポリ市を訪問
- ② パース市（昭和49年4月23日姉妹都市盟約）
- 令和3年2月 ・市電「パース・マイアミ号」リニューアル
  - 4年8月 ・青少年同士のオンライン交流を実施
  - 5年7月 ・青少年の翼（高校生）訪問団11名がパース市を訪問
  - 11月 ・パース市の高校生一行14名が来鹿。鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校での学校交流やホームステイを実施
- ③ 長沙市（昭和57年10月30日友好都市締結）
- 令和2年1月 ・長沙市へ新型コロナウイルス感染症対策のための支援物資（マスク、医療用防護服）を送付
  - 2年6月 ・長沙市から支援物資（マスク、医療用防護服）が届く
  - 3年1月 ・市電「ナポリ・長沙号」リニューアル
  - 4年10月 ・「日中友好都市協力Win-Win・共同発展フォーラム」（自治体国際化協会主催）に参加し、下鶴市長と鄭 長沙市長がオンラインで意見交換
  - 11月 ・友好都市締結40周年を記念したオンラインによる交流協議書調印式を実施
    - ・青少年同士のオンライン交流を実施
  - 5年10月 ・青少年の翼（高校・大学生等）訪問団9名が長沙市を訪問
  - 11月 ・長沙市友好代表団9名（団長：呉 長沙市委員会書記）が来鹿。松山副市長、三反園副議長を表敬訪問
  - 6年1月 ・鹿児島市友好代表団8名（団長：下鶴市長）が長沙市を訪問
- ④ マイアミ市（平成2年11月1日姉妹都市盟約）
- 令和3年2月 ・市電「パース・マイアミ号」リニューアル
  - 4年10月 ・マイアミ市の姉妹都市委員会のホセ・フェンテス会長が来鹿。下鶴市長を表敬訪問
  - 11月 ・マイアミ市の姉妹都市委員会のラッセル・ウィーバー副会長がおはら祭の参加のため来鹿。下鶴市長を表敬訪問
    - ・青少年同士のオンライン交流を実施
  - 5年6月 ・マイアミ市の高校生一行10名が来鹿。学校法人池田学園池田中学校・池田高等学校での学校交流やホームステイを実施

- 7月 ・鹿児島市親善訪問団（団長：下鶴市長、川越議長、前田商工会議所副会頭ほか3名）がマイアミ市等を訪問
- 12月 ・青少年の翼（中学生）訪問団11名がマイアミ市を訪問  
・マイアミ市の姉妹都市委員会のホセ・フェンテス会長が来鹿。下鶴市長、川越議長を表敬訪問
- ⑤ 鶴岡市（昭和44年11月7日兄弟都市盟約）
  - 令和3年3月 ・市電「鶴岡・大垣号」リニューアル
  - 4年10月 ・酒井家庄内入部400年記念式典出席のために松枝副市長が鶴岡市を訪問
  - 12月 ・庄内の翼代表訪問団として皆川鶴岡市長が来鹿
- ⑥ ストラスブール市（令和元年11月25日パートナーシップ協定締結）
  - 令和2年12月 ・市電「ストラスブール号」運行開始
  - 3年6月 ・鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校弓道部とフランスの弓道チームがオンライン交流を実施
  - 4年1月 ・下鶴市長とバルセギアン ストラスブール市長とのオンライン会談を実施
  - 10月 ・鹿児島市訪問団（団長：下鶴市長、川越議長ほか4名）がストラスブール市を訪問
  - 12月 ・青少年同士のオンライン交流を実施
  - 5年11月 ・青少年の翼（高校生）訪問団11名がストラスブール市を訪問

## (2) 国際交流センター

国際交流に関する機会を創出し、国際相互理解を促進することにより、本市の国際交流や、多文化共生の地域づくりを推進するための拠点施設として、令和2年4月に開館。（公財）鹿児島市国際交流財団を指定管理者として、異文化体験講座や日本語支援教室等の各種事業を実施している。

### [施設概要]

所在地	加治屋町19番18号
開館時間	午前9時～午後9時（日曜日、休日は午後5時まで）
休館日	・月曜日（休日の場合はその後の最初の平日） ・12月29日～1月3日
主な施設	1階 交流ラウンジ、多目的ホール、研修室など 2階 調理室、和室、屋上テラスなど

### (3) 多文化共生推進事業

国籍や民族などの異なる人々が互いに文化的ちがいを認め合い、共に生きていく地域づくりのため、多文化共生の推進に係る事業を展開する。

#### ① 多文化共生推進体制の整備

- ・鹿児島市多文化共生推進指針の策定（令和5年3月）
- ・庁内連絡会の設置（令和4年4月設置）、職員向け多文化共生研修の実施

#### ② 国際交流センターにおける「外国人相談デスク」の設置（令和4年7月～）

#### ③ 市ホームページ自動翻訳機能の導入（令和3年6月～）

#### ④ 生活情報ポータルアプリ「KagoTips」の運用（令和5年3月～）

## 5 広報

### (1) 広報紙「かごしま市民のひろば」の発行（昭和24年～）

市民に市政に対する関心と理解を深めてもらうため、市政情報や本市の魅力について、市民協働での紙面作成などにより、わかりやすくタイムリーに提供する広報紙を毎月発行し、市内全世帯に配布している。

### (2) 点字広報紙・声の広報「市民のひろば」の発行（点字版 昭和47年度～・音声版 昭和53年度～）

視覚障害者の方々に市政情報を提供するため、広報紙「かごしま市民のひろば」から抜粋し再編集した点字広報紙を発行しているほか、点字広報紙の内容を朗読し録音した声の広報をテープ版とCD版で作成し、希望する視覚障害者をはじめ、ゆうあい館、県立盲学校などに配布している。

### (3) 市ホームページの運用（平成27年度～）

アクセシビリティに配慮し、年齢や障害の有無などに関わらず、利用者に使いやすいホームページの運営に努めるとともに、令和4年10月には市政情報をより身近でわかりやすく発信するため、トップページのリニューアルや子ども向けコーナーの新設などの改修を行った。

### (4) テレビ・ラジオによる市政広報（昭和37年度～）

市の施策や行事、催しなど市民生活に関係の深い事柄を市民に広くタイムリーにお知らせするため、民放テレビ4局で企画番組及びお知らせのスポットCMを放送している。また、各企画番組放送終了後には、録画映像をインターネット（市ホームページ等）でも配信している。

ラジオによる市政広報については、民放3局で企画番組やお知らせ番組などを放送している。

**(5) 市民便利帳の発行（昭和48年度～）**

幅広い相談・問い合わせの窓口をコンパクトに掲載した市民便利帳を、2年に1回作成し、全世帯に配布している。また点字版・音声版も作成して配布している。

**(6) 鹿児島中央駅市民プラザの運営（平成8年度～）**

市民及び観光客などに対して、市政に関する情報を提供している。市の施設や催し物の案内、各種パンフレット類の配置のほか、本市の伝統的工芸品の展示や市政情報に関する映像の放映などを行っている。

**(7) LINEでつながる市政情報配信事業（令和2年度～）**

市民により親しみやすく情報を発信するため、幅広い世代が利用しているLINEを活用し、一人ひとりのニーズに合わせた市政情報の配信や市民生活に役立つタイムリーな情報提供を行っている。

**(8) 市民と一緒に大好きかごしま発信事業（令和3年度～）**

市民と一緒に本市の魅力を発信していくため、SNSを活用しながら、ワークショップや、公募市民・市内高校生と連携した情報発信などにより、市政やまちづくりへの市民の共感を育みながら発信力の強化を図っている。

**(9) ソーシャルメディアターゲティング広告事業（令和5年度～）**

若年層を中心に利用率の高いソーシャルメディアでのターゲティング広告により、市政情報のより効果的かつタイムリーな発信を行っている。

**(10) 市長定例記者会見の実施（平成20年度～）**

毎月、市長定例記者会見を実施し、市政の旬の情報や施策などの情報発信に努めており、令和2年4月から手話通訳者を配置している。また、インターネット（市ホームページ）による記者会見の録画映像の配信も行っている。

**(11) 市政情報配信システムを利用した広報（平成17年度～）**

市政情報配信システムを利用して、本庁と各支所の待合ロビー、令和2年9月からは鹿児島中央駅市民プラザでも、市政広報テレビ番組や各種の行政情報、議会中継などの映像を配信し、来庁された市民等に広報している。

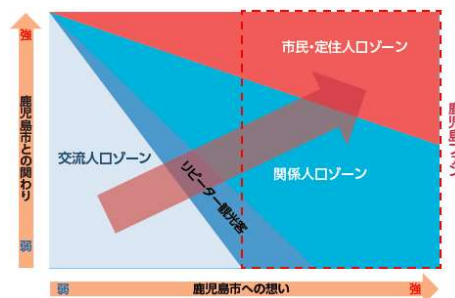
## 6 シティプロモーション

### (1) 第2期鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョン（令和4年度～令和8年度）の推進

本市のシティプロモーションの総合的な指針となる「第2期鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョン」を令和3年度に策定。ブランドメッセージ「あなたとわくわく マグマシティ」のもと、「都市ブランディング」、「シビックプライド醸成」、「関係人口の拡大・深化」を取組の方向性とし、戦略的な展開を図っている。

#### ① ターゲットゾーン別アプローチ

庁内における施策や事業の推進、市内外の民間事業者との連携などを、より想いの強い“鹿児島ファン”の創出・拡大を図る機会として捉え、どのターゲットを、どこに引き上げていくかという視点で展開する。



#### ② 重点ブランディング

本市の多彩な魅力を地方への関心が高まっている市内外の20代・30代の若者層をメインターゲットにして、ブランドメッセージに込めた本市の「癒し」と「新たなことへ挑戦しようとする思い」の要素に着目して、都市イメージの確立を図る。

### (2) シンボルマーク「マグマシティ」とPRキャラクター「マグニオン」の活用（令和元年度～）

「マグマシティ鹿児島市」のシンボルマークとPRキャラクター「マグニオン」を庁内及び市民・事業者と共有・活用することにより、一体感あるプロモーションを行っている。

#### ① 「マグマやきいも電車」の運行（令和2年度～）

やきいもの食べ比べ等ができる市電を冬季に運行。市電にシンボルマークの色や形をテーマに電飾すること等により、本市ならではのわくわく感を市内外に発信する。合わせて、「マグマシティ」のイメージや市電、さつまいも、特産品等を媒介にした事業者とのコラボレーション企画も実施する。

#### ② 市街地でのマグマシティフラッグの掲示やデザインマンホール等各所での活用（令和元年度～）

### (3) 「マグマシティパートナーズ」制度（令和5年度～）

「マグマシティ鹿児島市」の都市イメージを本市と共有して事業活動を行うことにより、本市のシティプロモーションに寄与する事業者等を「マグマシティパートナーズ」として認定する。連携とネットワーク化を進め、全市的なプロモーションを図っている。

### (4) 「鹿児島ファン」の拡大を図るワークショップや交流会等の実施（令和元年度～）

市民や首都圏の若者などを対象に、まちに積極的に関わろうとする「鹿児島ファン」の拡

大とそのネットワーク化を図るワークショップ等を実施している。

① 長期間ワークショップ「PLAY CITY! DAYS」（令和元年度～）

4か月から半年をかけて、参加者が自らの企画により本市の魅力を掘り起こし、発信するプロジェクトを実践するワークショップを実施している。

② 関係人口の創出を図る講座の実施（令和元年度～令和3年度）

鹿児島市の地域づくりに関心のある首都圏の若者を対象に、本市を知り、学び、体験する連続講座を開催した。

③ 首都圏交流会（令和4年度～）

県外で活躍する鹿児島ゆかりのゲストを招いて、首都圏の参加者が交流し、本市との関係性を深めるイベントを実施している。

(5) 渋谷区と連携した本市の魅力を発信するイベントの開催（令和元年度～）

渋谷・鹿児島おはら祭の開催に合わせ、渋谷区や県酒造組合等と連携して同区でイベントを開催し、焼酎など鹿児島ならではの食文化の体験等を通じて本市の魅力を発信し、首都圏における都市イメージの向上を図っている。

(6) SNS等による本市の魅力発信（平成30年度～）

① スマートフォン向けアプリ「かごぷり」（平成30年度～令和4年度）

観光イベントやプロスポーツなど市や市民、事業者等が発信する様々な情報を集約して提供できるアプリを制作し、本市の多彩な魅力として発信したほか、各種スタンプラリーで活用した。

② SNSの活用の推進（令和3年度～）

InstagramやXなどによりタイムリーで魅力的な発信を行うとともに、SNSの特性を生かした投稿キャンペーン等を実施している。また、SNSアカウントを運用する庁内各課の連絡会議の設置や研修会の実施などにより、SNSによる情報発信力の強化を図っている。

(7) シティプロモーション研修の実施（平成30年度～）

職員や事業者等のシティプロモーションに対する理解を高め、意識の向上とスキルアップを図るため、マーケティングや情報伝達の技術等各分野の専門家による研修を実施している。

(8) 首都圏における“食の都かごしま”プロモーション事業（平成28年度～）

首都圏において「食の都かごしま」の魅力を発信し本市のシティプロモーションを行うため、鹿児島の食の魅力を体感できるイベント等を実施した。（令和4年度拡充）

(9) ぐるっと大使館活用事業（平成28年度～）

首都圏にある東南アジアなど世界各国の大使館に向けて、本市の様々な魅力を情報発信するとともに、各国大使館とのネットワークの構築を図った。

(10) 首都圏での情報発信！国際空港等を活用したインバウンド対策事業（平成30年度～令和5年度）

首都圏の国際空港等においてブースを出展し、観光情報を発信した。

(11) 市政報告会開催事業（昭和52年度～）

シティプロモーションの強化、多彩な都市間交流の推進を図るため、首都圏在住の本市ゆかりの方々に、市長が鹿児島市政やまちづくりの現状等を説明する市政報告会を開催した。

(12) マグマの幸。鹿児島ファン拡大事業（令和5年度～）

鹿児島ファンの拡大を図るため、首都圏において本市特産品等の魅力を体感できるイベントを開催した。



## 7 行政機構の整備

令和2年4月1日以降の市長事務部局及び教育委員会の組織・機構の整備状況（課相当以上の組織）は次のとおりである。

期 日	新設・設置	廃 止	整 備 内 容
令和2年4月1日	こども未来局		児童福祉や子育て支援のさらなる推進を図るとともに、子どもと家庭に対する施策を総合的に推進するため、こども未来局を設置し、こども政策課、保育幼稚園課、母子保健課、こども福祉課、結婚相談所及び幼稚園を健康福祉局こども未来部から移管
	こども未来局次長	こども未来部	こども未来局の設置に伴い、健康福祉局こども未来部を廃止し、こども未来局次長を設置
	I C T推進室		市民窓口等の市民サービスや内部業務において、A I等の情報通信技術を活用し、窓口手続の利便性向上や行政運営の効率化をさらに推進するため、I C T推進室を設置
	保健支援課	いしき園	救護施設及び養護老人ホームの民間移譲に伴い廃止
	こども支援室		精神保健福祉等をさらに推進するため保健支援課を設置
			こども家庭総合支援拠点及び児童相談所の設置を見据え、児童虐待対策の体制強化を図るため、こども支援室を設置

期 日	新設・設置	廃 止	整 備 内 容
3年4月1日	<p>人権政策部 人権推進課</p> <p>保健部</p> <p>コロナ対策総合調整室</p> <p>感染症対策課、 新型コロナウイルス感染症 対策室</p> <p>学校ICT推進センター</p>	人権啓発室	<p>パートナーシップ宣誓制度の導入や、SNSでの人権侵害等の新たな人権問題に対応するなど、人権施策を総合的に推進するため、人権啓発室を人権政策部に再編し、人権推進課を設置するとともに、男女共同参画推進課を市民文化部から移管</p> <p>感染症対策における迅速かつ的確な取組を推進するなど、保健行政の取組体制をさらに強化するため、保健部を設置</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各分野における事業の総合調整や見直し検討を行うため、コロナ対策総合調整室を設置</p> <p>感染症に強いまちづくりを推進し、新型コロナウイルス感染症対策への取組体制をさらに強化するため、感染症対策課及び新型コロナウイルス感染症対策室を設置</p> <p>学習情報センターから名称変更</p>

期 日	新設・設置	廃 止	整 備 内 容
4年4月1日	デジタル戦略 推進課	I C T推進室	行政の事務や市民サービスへI C Tを積極的に活用するなど、D Xを推進するため、I C T推進室を廃止し、デジタル戦略推進課を設置
	地域づくり推 進課		地域振興課から名称変更
	認知症支援室		高齢者が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族の視点を重視しながら支援するとともに、高齢者の権利擁護の取組を推進するため、認知症支援室を設置
	こども家庭支 援センター	こども支援室	児童虐待の発生予防から、早期発見、支援等に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施するため、こども支援室を廃止し、こども家庭支援センターを設置
世界遺産・ジ オ・ツーリズム 推進課	世界遺産・ジ オパーク推進 課、 グリーンツー リズム推進課	世界文化遺産の活用や、桜島・錦江湾ジオパークの取組、グリーンツーリズムの推進に一体的に取り組むため、世界遺産・ジオパーク推進課、グリーンツーリズム推進課を廃止し、世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課を設置	

期 日	新設・設置	廃 止	整 備 内 容
5年4月1日	学校整備室	移住推進室、 アジア戦略室	学校規模の適正化等を計画的に行い、適切な施設整備による児童生徒のよりよい教育環境づくりを推進するため、学校整備室を設置
	青少年育成センター		青少年補導センターから名称変更
	DX推進部		国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や本市のDX推進計画を踏まえ、様々な分野においてDXを強力に推進するため、DX推進部を設置し、デジタル戦略推進課及び情報システム課を総務部から移管
	ふるさと納税推進室		ふるさと納税の推進体制を強化し、本市のブランド価値向上と寄附金額増を図るため、ふるさと納税推進室を設置
			地方創生推進室への統合に伴い、移住推進室及びアジア戦略室を廃止

## 8 行政改革の推進（昭和61年度～）

令和2年度は、平成29年度から令和3年度を計画期間とする第6次行政改革大綱及び行政改革推進計画に基づき、行政改革の推進に努めた。また、令和3年度は、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第7次行政改革大綱及び行政改革推進計画を策定するとともに、令和4年度及び5年度は、同大綱及び推進計画に基づき、行政改革の推進に努めた。

### (1) 第6次行政改革大綱及び行政改革推進計画に基づき令和2年度及び3年度に実施した行政改革の主な推進項目

#### ○ 1. 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供【質の改革】

- ① 市民サービスの向上
  - ・スマート自治体の推進
  - ・窓口手続オンライン化の推進
  - ・A I等活用の推進
  - ・北部清掃工場ごみ搬入監視指導員の設置
  - ・熟練農家のもつ野菜栽培技術を新規就農者等へ伝承する仕組みづくりの実施
  - ・経路検索事業者へのバス情報データ提供の実施
  - ・モバイル乗車券の導入
  - ・次期地域情報化計画策定事業
  - ・相談等業務オンライン化推進事業
  - ・行政デジタル化推進事業
  - ・おくやみコーナーの設置
  - ・電子母子健康手帳の導入と利用促進
  - ・市営住宅の敷地等を有効活用した市民サービスの向上
  - ・電子図書館サービス導入事業
- ② 透明性と情報発信力の向上
  - ・LINEを活用した市政情報の発信
  - ・SNS等を活用した市民との協働による情報発信力の強化
  - ・外国人向けの情報発信の充実
- ③ 市民との協働の推進
  - ・大学との連携・協働によるまちづくりの推進
  - ・次世代を担う若者たちを中心とした地球温暖化対策の推進
  - ・ゼロカーボンシティかごしまパートナーとの連携
  - ・カーボンオフセットを活用した地球温暖化対策の推進
- ④ 人材の育成と職員の能力向上
  - ・EBPM研修の実施

**○2. 成果を意識した効率的な行財政運営の推進【量の改革】**

- ① 事務事業の見直し
  - ・ 場外系監視制御設備の整備
- ② 健全で持続可能な財政運営
  - ・ 庁舎内広告導入の推進
  - ・ 集中管理公用車広告導入の推進
  - ・ 首都圏における、返礼品なしのふるさと納税及び企業版ふるさと納税の推進
  - ・ 市立3高校を対象に学校を指定した寄附（ふるさと納税）募集の実施
- ③ 時代に即応した組織・機構の構築
  - ・ 時代に即応した組織・機構の構築
- ④ 定員の適正な管理
  - ・ 適正な定員管理の推進
- ⑤ 公共施設等の総合的な管理
  - ・ 急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化
- ⑥ 民間活力の活用
  - ・ 観光農業公園への指定管理者制度の導入
  - ・ 国民健康保険被保険者を対象とした適正受診・適正服薬促進のための通知発送等の委託
  - ・ 喜入園の民営化
  - ・ 民間知見の活用
  - ・ 奨学資金返還金の収入率向上
  - ・ 浄水場への官民連携手法の活用

(2) 第7次行政改革大綱及び行政改革推進計画に基づき令和4年度及び5年度に実施した行政改革の主な推進項目

**○1. 市政情報の公開・提供の推進**

- ① 情報公開の推進
  - ・ 情報公開の推進
  - ・ 公文書の適切な管理
- ② きめ細かな広報機能の充実
  - ・ SNS等を活用した市民との協働による情報発信力の強化
  - ・ ソーシャルメディアを活用したターゲティング広告

**○2. 効率的で健全な行財政運営の推進**

- ① 質の高い効率的な行政運営
  - ・ 行政評価の実施

- ・適正な定員管理の推進
- ・民間知見の活用
- ・データに基づく政策立案（E B P M）の推進
- ・日本スポーツ振興センター災害共済給付金の給付方法改善
- ・不動産団体との連携による町内会加入強化
- ② 総合的な公共施設等の管理
  - ・公共施設等総合管理計画の推進
- ③ 健全財政の維持
  - ・事務事業の見直しの推進
  - ・羽毛布団の資源化の推進
  - ・ふるさと納税の推進
  - ・電停ネーミングライツの導入推進
  - ・市バス運賃改定
- ④ 地方創生・地方分権改革への対応
  - ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用の推進

### **○3. 人材育成の推進**

- ① 職場における職務能力の向上
  - ・職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 研修による能力開発の強化
  - ・職員の能力向上を図る研修の実施
  - ・ICTを効果的に活用できる情報化人材の育成
- ③ 人を育てる人事管理の推進
  - ・民間人の登用・任期付職員の採用

### **○4. ICT利活用の推進**

- ① 電子行政の推進
  - ・行政デジタル化の推進
  - ・マイナンバーカードの普及促進
  - ・市電・市バスへのクレジットカードタッチ決済の導入
  - ・ICTで住みよいまちの推進
  - ・住民異動手続きにおける「書かない窓口」の実施
  - ・がん検診予約システムの導入
  - ・119番映像通報システムの整備
- ② データの安心・安全な利活用の推進
  - ・市民のICTリテラシーの向上

## 9 行政評価の実施（平成16年度～）

本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るために、平成16年度から行政評価を実施しており、第六次総合計画前期基本計画の計画期間となる令和4年度及び令和5年度は、事務事業評価を実施した。

また、令和5年度からは、全ての継続事業を対象とした事業点検を実施するとともに、評価の過程で実施計画・予算編成の観点から事業見直しを実施している。

### (1) 事務事業評価

#### ① 内部評価

##### ア 実施の目的

- ・本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進
- ・成果重視型の行財政運営の実現
- ・市民への説明責任の確保

##### イ 評価の対象

総合計画前期基本計画の事務事業体系表の掲載事業のうち、継続事業（約800事業）

##### ウ 評価実施体制

行政改革推進本部行政評価部会（総務局長、企画財政局長等で構成）

##### エ 評価の方法

事業の評価指標などをもとに、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から評価を実施  
<評価区分>

継続、見直し、統合、縮小、休止、廃止、終了の7区分

#### ② 外部評価

##### ア 実施の目的

行政評価の客観性及び透明性を高めるため

##### イ 評価の対象

事業点検を行った事業のうち、市民サービスに大きく関わる、事業費や人的コストが大きい、費用対効果が低い等の基準から、評価部局において3事業を選定

##### ウ 評価実施体制

行政改革推進委員会（学識経験者、公募委員など計10人で構成）

##### エ 評価の方法

事業担当課にヒアリングを行い、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から対象事業を各委員が評価し、内容について協議後、委員会としての意見を集約



(2) 令和5年度の事務事業評価の結果

項目	評価区分(事業の方向性)							合計 (X)	見直し等 (B~G) (Y)	見直し率 (Y/X)
	A 継続	B 見直し	C 統合	D 縮小	E 休止	F 廃止	G 終了			
事業数 (件)	700	48	25	7	2	16	11	809	109	13.5%
構成比 (%)	86.5	5.9	3.1	0.9	0.2	2.0	1.4	100.0		

10 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とするもので、本市では平成16年度から導入を進めている。

指定管理者の選定は、原則として公募としているが、専門的な技術やノウハウが必要なものなど、施設の設置目的や性質等を勘案し、一部の施設については、指定管理者としての適格性を審査した上で特定の団体を指定している。

【指定管理者制度の導入状況】※指定時期や指定期間等は令和6年3月現在

(1) 公募によるもの

施設名	施設数	指定時期	指定期間	指定管理者名
軽費老人ホーム谷山荘	1	平成31年4月	5年	(社福)鹿児島市社会事業協会
城南児童センター	1	平成31年4月	5年	(社福)鹿児島市社会事業協会
三和児童センター	1	平成31年4月	5年	(社福)鹿児島市社会事業協会
郡山児童センター	1	平成31年4月	5年	(社福)鹿児島市社会事業協会
北部親子つどいの広場	1	平成31年4月	5年	(社福)鹿児島市社会事業協会
鹿児島ふれあいスポーツランド	1	平成31年4月	5年	南国殖産(株)
かごしま健康の森公園	1	平成31年4月	5年	(公財)鹿児島市公園公社
市営住宅等	75	平成31年4月	5年	(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター

斎場（北部、南部）	2	令和2年4月	5年	富士建設工業・芙蓉商事 共同企業体
国民宿舎レインボー桜島、 桜島マグマ温泉	2	令和2年4月	5年	(一財)休暇村協会
鹿児島アリーナ	1	令和2年4月	5年	(株)ニチガスクリエー ト・(株)ビルメン鹿児島 共同企業体
かごしま温泉健康プラザ	1	令和3年4月	5年	(一財)鹿児島市健康交流 促進財団
さくらじま白浜温泉センター	1	令和3年4月	5年	(公社)鹿児島市シルバー 人材センター
精神保健福祉交流センター	1	令和3年4月	5年	(一社)鹿児島県精神保健 福祉士協会
勤労者交流センター	1	令和3年4月	5年	(公財)鹿児島市中小企業 勤労者福祉サービスセン ター
海づり公園（鴨池、桜島）	2	令和3年4月	5年	(株)ビルメン鹿児島
鹿児島市民体育館	1	令和3年4月	5年	(株)ニチガスクリエート
観光農業公園	1	令和3年4月	5年	大成ビルサービス・追立 造園共同企業体
鹿児島市上町ふれあい広場、 上町の杜公園	2	令和3年4月	5年	鹿児島県造園事業協同組合・ 大福コンサルタント(株)・ (株)フタバ共同企業体
旧島津氏玉里邸庭園	1	令和3年4月	5年	(公財)市公園公社
勤労青少年ホーム	1	令和3年4月	5年	(株)総合人材センター
勤労女性センター	1	令和3年4月	5年	(株)総合人材センター
喜入老人憩の家	1	令和4年4月	5年	(株)南和産業
すこやかランド石坂の里	1	令和4年4月	5年	(公社)鹿児島市シルバー 人材センター
西部親子つどいの広場	1	令和4年4月	5年	(社福)鹿児島市社会事業 協会
鴨池公園野球場、広場、テニスコ ート	3	令和4年4月	5年	(株)ビルメン鹿児島・ (株)桂造園・(株)久保技 建共同企業体

鴨池公園多目的屋内運動場	1	令和4年4月	5年	(株)ニチガスクリエート
東開庭球場	1	令和4年4月	5年	NPO 法人鹿児島市ソフトテニス連盟
市営自転車等駐車場 (中央駅東口、中央駅西口)	2	令和4年4月	5年	JR九州レンタカー&パーキング(株)
市営自転車等駐車場 (東千石、山之口、中町)	3	令和4年4月	5年	(公社)鹿児島市シルバー人材センター
天文館図書館	1	令和4年4月9日	約5年	(株)図書館流通センター
東部親子つどいの広場	1	令和5年4月	5年	(社福)鹿児島福祉会
南部親子つどいの広場	1	令和5年4月	5年	(社福)鹿児島県社会福祉事業団
マリンピア喜入	1	令和5年4月	5年	(一財)鹿児島市健康交流促進財団
吉田文化体育センター、吉田多目的屋内運動場、吉田運動場	3	令和5年4月	5年	(株)ニチガスクリエート
桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンド、桜島多目的広場	3	令和5年4月	5年	(株)ニチガスクリエート
松元平野岡体育館、茶山ドームまつもと、松元平野岡運動場、松元せせらぎ広場	4	令和5年4月	5年	(株)ビルメン鹿児島
喜入総合体育館、喜入総合運動場	2	令和5年4月	5年	(株)ニチガスクリエート

(2) 施設の性質等から特定の団体を指定管理者としたもの

施設名	施設数	指定時期	指定期間	指定管理者名
鴨池公園水泳プール	1	平成23年4月	15年	(株)スイムシティ鹿児島
地域福祉館	41	平成31年4月	5年	(社福)鹿児島市社会福祉協議会
維新ふるさと館	1	平成31年4月	5年	(公財)鹿児島観光コンベンション協会
鹿児島市国際交流センター	1	令和2年4月	5年	(公財)鹿児島市国際交流財団
かごしま環境未来館	1	令和2年4月	5年	(公財)かごしま環境未来財団

かごしま健康の森公園パークゴルフ場	1	令和2年11月	3年 5か月	(公財)鹿児島市公園公社
鹿児島市民文化ホール	1	令和3年4月	5年	(公財)かごしま教育文化振興財団
谷山サザンホール	1	令和3年4月	5年	(公財)かごしま教育文化振興財団
かごしま近代文学館、かごしまメルヘン館	2	令和3年4月	5年	(公財)かごしま教育文化振興財団
心身障害者総合福祉センター	1	令和3年4月	5年	(社福)鹿児島市社会福祉協議会
知的障害者福祉センター	1	令和3年4月	5年	(社福)鹿児島市社会事業協会
夜間急病センター	1	令和3年4月	5年	(公社)鹿児島市医師会
大島紬のり張りセンター	1	令和3年4月	5年	本場大島紬織物協同組合
職業訓練センター	1	令和3年4月	5年	(職)鹿児島市職業訓練協会
かごしま水族館	1	令和3年4月	5年	(公財)鹿児島市水族館公社
平川動物公園	1	令和3年4月	5年	(公財)鹿児島市公園公社
科学館	1	令和3年4月	5年	(公財)かごしま教育文化振興財団
ふるさと考古歴史館	1	令和3年4月	5年	(公財)かごしま教育文化振興財団
西郷南洲顕彰館	1	令和3年4月	5年	(公財)西郷南洲顕彰会
小松原一丁目集会所	1	令和3年4月	5年	小松原一丁目町内会
中福良集会所	1	令和3年4月	5年	小野中福良町内会
高齢者福祉センター (与次郎、東桜島、谷山、桜島、郡山、吉野、伊敷)	7	令和4年4月	5年	(社福)鹿児島市社会福祉協議会
吉田福祉センター	1	令和4年4月	5年	(社福)鹿児島市社会福祉協議会
スパランド裸・楽・良、郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場、郡山花尾運動場	5	令和4年4月	5年	(一財)鹿児島市健康交流促進財団

## 11 特別職の選任

副市長の就退任状況は次のとおりである。

特別職	氏名	就任年月日 (当初就任年月日)	退任年月日
副市長	松永 範芳	平成29年4月1日	令和2年9月28日
	松山 芳英	令和3年4月1日 (平成29年4月1日)	—————
	松枝 岩根	令和3年4月1日	—————

## 12 特別職の給料と議員報酬

特別職の給料と議員報酬の状況は次のとおりである。

(平成18年7月1日改定)

区分	月額
市長	1,154,000 円
副市長	931,000
議長	790,000
副議長	738,000
常任委員長・議運委員長	696,000
議員	686,000

### 13 職員定数

令和2年4月1日以降の職員定数の増減の経過は次のとおりである。

年月日	増減数	増	減	内	容
R2.4.1	+37	市長の事務部局			
		・いしき園の廃止、北部斎場及び南部斎場への指定管理者制度導入、雨水業務の水道局への移し替え等に伴う減員			△295
		・こども未来局、ICT推進室、保健支援課及びこども支援室の設置、国体等開催に対応するための増員			+298
		教育委員会			
		・給食調理員の会計年度任用職員配置等に伴う減員			△6
		・まちなか図書館（仮称）整備事業、道徳教育等の指導体制強化等に対応するための増員			+6
		消防局			
		・救急隊員への教育指導及び違反対象物の違反是正に対応するための増員			+2
		市立病院			
		・診療体制充実強化のための増員			+20
		水道局			
		・公共下水道事業（雨水）の法適用準備事務の対応終了に伴う減員			△2
		・雨水整備室の設置等に伴う増員			+14
2.12.1	±0	市長の事務部局			
		・国体等の業務減に伴う減員			△25
		・文化芸術振興基本計画策定等に対応するための増員			+24
		教育委員会			
		・学校徴収金管理体制検討に対応するための増員			+1
3.1.1	△22	市長の事務部局			
		・国体等の業務減に伴う減員			△22
3.4.1	+66	市長の事務部局			
		・観光農業公園への指定管理者制度導入等に伴う減員			△86
		・保健部、感染症対策課及び新型コロナウイルス感染症対策室の設置等に伴う増員			+132
		教育委員会			
		・給食調理員の会計年度任用職員配置等に伴う減員			△14
		・学校ICT推進センター設置等に伴う増員			+6

総務環境（行政一般）

年月日	増減数	増	減	内	容
		消防局			
		・ 警防課から救急課への移管及び大規模建築に係る事務等の減少に伴う減員			△13
		・ 救急課及び中央本署、谷山分遣隊への救急隊設置に伴う増員			+27
		・ 消防緊急通信指令システム等の更新に対応するための増員			+1
		市立病院			
		・ 診療体制充実強化及び業務執行体制強化等のための増員			+14
		水道局			
		・ 処理場統廃合事業（谷山幹線）終了及び錦江処理場廃止等に伴う減員			△7
		・ 谷山第三地区水路工事等業務等のための増員			+6
3.8.1	+1	市長の事務部局			
		・ C I O補佐官の配置に伴う増員			+1
3.10.1	±0	市長の事務部局			
		・ 経済センサス調査業務への対応終了に伴う減員			△1
		・ 人事課付職員の配置に伴う増員			+1
3.11.1	±0	市長の事務部局			
		・ 人事課付職員の配置に伴う増員			+2
		選挙管理委員会			
		・ 選挙執行に係る業務の減に伴う減員			△2
4.4.1	+81	市長の事務部局			
		・ 新南部清掃工場及び鹿児島駅周辺の整備終了等に伴う減員			△89
		・ デジタル戦略推進課、こども家庭支援センター、認知症支援室の設置、国体等開催準備及び新型コロナウイルス対策等に対応するための増員			+149
		選挙管理委員会			
		・ 参議院議員選挙準備等に対応するための増員			+2
		教育委員会			
		・ 給食調理員の会計年度任用職員配置、まちなか図書館（仮称）整備事業への対応終了等に伴う減員			△13
		・ 学校整備室の設置、いじめ・不登校対策への対応等に伴う増員			+7

総務環境（行政一般）

年月日	増減数	増減内容	
		市立病院 ・ 経営管理課の係再編に伴う減員 ・ 診療体制充実強化及び業務執行体制強化等のための増員	△ 1 + 24
		水道局 ・ 次期経営計画及び公共下水道基本構想等の策定業務終了等に伴う減員 ・ 組織整備にかかる業務増及び吉野第二地区に関する工事等に対応するための増員	△ 4 + 6
4. 7. 1	± 0	市長の事務部局 ・ 世界マスターズ水泳選手権開催に向けた準備への対応終了に伴う減員 ・ 人事課付職員の配置に伴う増員	△ 1 + 1
4. 9. 1	+ 3	市立病院 ・ 診療体制充実強化のための増員	+ 3
4. 10. 1	± 0	市長の事務部局 ・ 人事課付職員の配置減等に伴う減員 ・ 国体等に対応するための増員	△ 15 + 15
4. 10. 4	+ 7	市長の事務部局 ・ 待機児童緊急対策室の設置、待機児童対策関連業務に対応するための増員	+ 7
5. 4. 1	+ 14	市長の事務部局 ・ 移住推進室及びアジア戦略室の廃止、実施計画に係る業務の減等に伴う減員 ・ D X 推進部及びふるさと納税推進室の設置、国体等開催及びアジア太平洋都市サミット開催準備等に対応するための増員 教育委員会 ・ 給食調理員の会計年度任用職員配置等に伴う減員 ・ 保健体育課学校給食係の設置、義務教育学校開校準備等に対応するための増員 消防局 ・ 人材育成事業及び違反対象物の早期是正に対応するための増員 市立病院 ・ 診療体制充実強化及び業務執行体制強化等のための増員	△ 54 + 89 △ 16 + 5 + 2 + 44



総務環境（行政一般）

年月日	増減数	増	減	内	容	
		交通局				
		・自動車運送事業の抜本的見直しによるバス運転士等の市長事務部局等への出向等に伴う減員				△79
		・軌道事業の業務量見直し等に伴う増員				+29
		水道局				
		・雨水管理総合計画業務等への対応終了等に伴う減員				△3
		・河頭浄水場整備係の設置等に伴う増員				+9
		船舶局				
		・減船による運航体制の見直しに伴う減員				△12
5.6.1	±0	市長の事務部局				
		・世界マスターズ水泳選手権開催に対応するための増員				+2
		選挙管理委員会				
		・選挙執行に係る業務減に伴う減員				△2
5.9.1	±0	市長の事務部局				
		・世界マスターズ水泳選手権開催への対応終了に伴う減員				△4
		・人事課付職員の配置等に伴う増員				+4
5.10.1	±0	市長の事務部局				
		・インボイス制度導入への対応終了に伴う減員				△1
		・人事課付職員の配置に伴う増員				+1
6.1.1	△25	市長の事務部局				
		・国体等終了に伴う減員				△50
		・情報システム標準化等に対応するための増員				+21
		選挙管理委員会				
		・選挙執行に係る業務増及び情報システム標準化に対応するための増員				+3
		教育委員会				
		・情報システム標準化に対応するための増員				+1

## 14 DXの推進

令和2～3年度は、第四次鹿児島市地域情報化計画に基づき、本市の情報化を推進し、令和4年度からは、鹿児島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、デジタル化の推進を図っている。

### (1) デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の策定（令和3年度）

#### ① 概要・目的

ICTの進展に伴い市民ニーズが高度化・多様化する状況下において、第四次鹿児島市地域情報化計画における地域情報化の取り組みを継承し、さらにデジタル化を推進するため、市民サービスの向上につながるデジタル活用施策の指針となる「鹿児島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（第五次鹿児島市地域情報化計画）」を策定した。

#### ② 基本理念

ICTで住みよいまちへ

#### ③ 計画期間

令和4～8年度

#### ④ 計画の位置付け

総合計画に掲げた基本目標の達成に向けて、本市のデジタル化をさらに推進するための計画として位置づける。また、一層のデータの活用を推進していくため、官民データ活用推進基本法に基づく本市の官民データ活用推進計画としても取り扱う。

#### ⑤ 基本方針・施策

基本方針1 もっと便利な市民サービスの提供

【施策】 ①オンライン手続の推進

②窓口のデジタル化

③情報発信の充実

④暮らしを充実させるデジタル化

基本方針2 地域におけるデジタル化の推進

【施策】 ⑤地域社会のデジタル化

⑥産業・観光のデジタル化

⑦健康分野へのICT活用

⑧都市・交通のデジタル化

基本方針3 ICTリテラシー向上の推進

【施策】 ⑨市民のICTリテラシー向上の支援

⑩職員のICTリテラシーの向上

基本方針4 デジタル化による職員の働き方改革

【施策】 ⑪効率的な業務推進と市民サービス向上

## (2) オンライン手続の推進と窓口のデジタル化

市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、窓口での申請等の手続について、デジタル化を推進した。

### ① 鹿児島県電子申請システムの運用（平成16年度～）

鹿児島県内の自治体が共同運営を行っている電子申請システム（e申請）を活用し、各種手続について、オンライン化を推進した。また、キャッシュレス決済に対応するため、令和4年10月からクレジットカード決済機能を導入した。

### ② マイナポータル（ぴったりサービス）の手続環境の整備（令和4年度～）

マイナポータルにおいて、マイナンバーカードを活用して行政手続を行えるよう、令和4年度に子育て・介護関係等の手続環境を整備した。

### ③ 口座振替WEB等受付サービスの導入（令和5年度）

税や保険料、水道料金等の口座振替について、スマートフォン等から申込手続を完了できるWEB口座振替サービスと、WEB申込が困難な場合に、窓口でキャッシュカードをスキャンすることで申込手続を完了できるペイジー口座振替受付サービスを令和6年1月から開始した。

### ④ くらしの手続きナビの導入（令和5年度）

引越し、出生、婚姻等のライフイベントにおいて必要な手続や申請窓口、必要書類等やオンライン申請のナビゲーションを行うWEBサービス「くらしの手続きナビ」を令和6年1月から開始した。

### ⑤ 「書かない窓口」の導入（令和5年度）

住民異動手続きにおいて、市民の待ち時間の短縮を図るため、ICTを用いた新たなシステム「書かない窓口」を本庁及び谷山支所に導入した。

## (3) キャッシュレス決済の導入（令和2年度～）

市民の利便性の向上と行政運営の効率化を進めるため、市役所窓口や市内の観光施設等におけるキャッシュレス決済の導入を推進した。

### ① 市役所窓口への導入

令和2年度に機器やネットワークの整備を行い、令和3年7月から本庁及び各支所等の窓口において、キャッシュレス決済を開始した。

### ② 観光施設等への導入

令和4年度にかごしま水族館や平川動物公園など4施設、令和5年度に市立科学館やマークメイザンなど6施設において、キャッシュレス決済を導入した。

## (4) 公共施設予約システムの整備（令和4年度～）

市民の利便性向上を図るため、施設予約から利用料金の支払いまでオンラインで対応できる「鹿児島市公共施設予約システム」を整備し、令和5年4月から運用を開始した。

(5) 情報システム標準化（令和4年度～）

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行に伴い、コスト削減・ベンダロックインの解消、行政サービス・住民の利便性の向上、行政運営の効率化を図るため、基幹系システムの20業務について、令和7年度末を目途に、国の策定する標準仕様書に準拠するシステムへの移行の取り組みを進めた。

令和4年度は、「鹿児島市情報システムの標準化・共通化に係るシステム移行計画」を策定し、これに基づき、令和5年度に文字同定作業・移行データの事前調査・準備対応を行った。

(6) オープンデータ化の推進（平成28年度～）

本市が保有する地理情報などの公共データを、市民や企業などが利活用しやすいように機械判読に適した形に加工し二次利用可能なルールの下で、オープンデータとして市ホームページにおいて公開する取組を推進した。

(7) 通信環境の整備の促進

通信環境の地域間格差を解消し、地域におけるデジタル化を推進するため、通信環境の整備の促進を図った。

① 光ブロードバンドの整備（令和元～2年度）

電気通信事業者による自主的な光ブロードバンドの整備が見込めない地域において、事業者が実施する光ブロードバンド整備に係る事業費の一部を助成し、市内全域の整備を完了した。

② Wi-Fi環境の整備

地域におけるデジタル化を推進するため、公共施設にWi-Fi環境の整備を推進した。

(8) デジタルID（共通ID）及びプッシュ通知（住民CRM）サービスの構築（令和5年度～）

マイナンバーカードで本人確認を行ったIDを本市のデジタルサービスにおける共通IDとして整備し、利用者の属性に応じた情報発信に向けた取組を推進した。

① デジタルID（共通ID）サービス

マイナンバーカードで本人確認を行ったIDを本市のデジタルサービスにおける共通IDとして整備し、様々なサービスでの活用を推進する。

② プッシュ通知（住民CRM）サービス

IDを持つ利用者の属性に応じた的確な情報発信をプッシュ通知で行う。

(9) かがしまデジタルスマートシティ推進協議会の設置（令和5年度～）

産学官金が協働し、デジタル技術を活用した新たな価値創出と社会課題解決の両面から鹿

児島のデジタル化を進めるため、「かごしまデジタルスマートシティ推進協議会」を令和6年1月に設置した。

**(10) 統合型GISの運用（平成18年度～）**

複数の部局が各業務において共用する地図データを一元的に管理する「統合型GIS」と、地図データを使って、公共施設や防災等の情報をインターネット上で提供する「かごしまiマップ」を運用した。

**(11) ICTリテラシー向上（令和4年度～）**

デジタルデバイドの解消と本市のDXの推進を図るため、市民及び職員のICTリテラシー向上のための取組を推進した。

① 市民向け講座

市民向けのスマートフォン講習会や小学生の親子向けのアプリ開発講座を開催した。

② 職員による業務デジタル化

各部にDX推進グループリーダーを配置し、デジタル化促進のための研修等を開催した。

**(12) 外部デジタル人材の活用（令和3年度～）**

民間の専門的な知見の活用を図るため、外部デジタル人材を登用・配置した。

① CIO補佐官の登用

市長をCIO（最高情報統括責任者）として位置づけ、民間の専門的な知見の活用に向け、令和3年10月からCIO補佐官を登用した。

② DX推進サポーターの配置

地域活性化起業人制度を活用し、民間企業から専門的知識を持つ人材2名を受け入れ、業務経験・ノウハウ等の活用を図るため令和4年9月から「DX推進サポーター」として配置した。

**(13) AI・RPA等の導入（令和2年度～）**

業務の効率化を図るため、AI・RPA等の新たな技術の活用に向けて、令和2年度に基礎調査や実証実験を行い、段階的な導入を推進した。

① AI・RPAの導入

職員の業務効率化を図るため、次のとおり、各種業務にAI・RPAを導入した。

令和2年度：議事録作成支援システムを導入

令和3年度：給与支払報告書データと税系システムの連携に関する業務にRPAを導入

令和4年度：特別徴収に係る給与所得者異動届出書、保育所入所申請に関する業務にAI-OCR及びRPAを導入

令和5年度：国民健康保険における高額療養費支給、介護保険料還付・充当に関する業務にAI-OCR及びRPAを導入

② WEB会議システムの導入

令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、WEB会議システムを導入し、会議等の効率化を図ったほか、令和3年度から相談等業務のオンライン化を推進した。

(14) 基幹系ネットワークの再整備（令和2年度～5年度）

住民情報系システム等で利用している基幹系ネットワークは、平成16年度の整備以降、システム導入や機器更新を重ね年々複雑化しており、ネットワークの安定性や運用管理に課題を抱えていたことから、セキュリティ強化も含め基幹系ネットワークの再整備を行った。

令和2年度に策定した基幹系ネットワーク再整備計画に基づく年次的な整備が令和5年度に完了し、ネットワークの安定性及び安全性が向上するとともに、障害発生時の原因特定や復旧作業などの省力化も図られた。

(15) デジタル化による職員の働き方改革の推進（令和5年度～）

庁内DXを推進する一環として、モバイルパソコンの導入や無線LAN環境等の整備を行い、行政運営の効率化及び職員の働き方改革の一層の推進を図った。

① 市役所WAN再整備

モバイルパソコン及新たなコミュニケーションツールの導入や一部無線LAN環境等の整備を行うとともに、同ツールのチャットやWeb会議、RPAツールの積極的な活用に向けた職員研修等に取り組んだ。

② テレワーク推進

テレワークの試行環境を整備し、導入に向けた検討を行った。

## 15 投票率向上の取り組み

### (1) 期日前投票所の新設

① 設置の目的

投票率向上に向けての方策の一つとして、平成27年4月の鹿児島県議会議員選挙から鹿児島大学及び勤労者交流センターに、平成28年4月の鹿児島市議会議員選挙から鹿児島国際大学に、同年11月の鹿児島市長選挙からイオンモール鹿児島に新設した。

② 設置場所の選定条件

ア 頻繁に人の往来があること

イ 秘密や公正を保持できるスペースを常時確保できること

ウ 交通の利便がよいこと

③ 各選挙投票者数

選挙	期日	鹿児島大学	勤労者交流センター	鹿児島国際大学	イオンモール鹿児島
市議	令和2年4月19日	548人	3,300人	398人	4,017人
知事	令和2年7月12日	616人	4,429人	165人	3,711人
市長	令和2年11月29日	413人	4,033人	374人	5,054人
市議補選	令和2年11月29日	413人	4,033人	374人	5,053人
衆議	令和3年10月31日	施設の都合で未開設	6,386人	455人	6,087人
参議	令和4年7月10日	646人	4,950人	325人	4,938人
県議補選	令和4年7月10日	649人	4,980人	325人	4,946人
県議	令和5年4月9日	428人	4,012人	256人	3,928人

(2) 選挙コンシェルジュ鹿児島設置

① 設置の目的

鹿児島市選挙区内で執り行われる選挙について、若い世代の人たちの選挙への関心を高め、投票率の向上につなげることを目的として、若者（学生）による効果的な選挙啓発を行う選挙コンシェルジュ鹿児島を設置した。

② 任期

第1期生 平成27年4月3日 ～ 27年4月12日

第2期生 平成28年1月31日 ～ 28年12月31日

（※市立3校は6/19から委嘱。東高校は9/24から委嘱。高特支は10/15から委嘱）

第3期生 平成29年7月22日 ～ 30年3月31日

第4期生 平成30年4月21日 ～ 31年1月31日

第5期生 平成31年2月2日 ～ 2年1月31日

第6期生 令和2年2月1日 ～ 3年1月31日

第7期生 令和3年3月13日 ～ 4年1月31日

第8期生 令和4年3月19日 ～ 5年1月31日

第9期生 令和5年2月4日 ～ 6年1月31日

第10期生 令和6年2月3日 ～ 7年1月31日

③ メンバーの構成

（単位：人）

	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
鹿児島大学	6	8	9	6	3
鹿児島国際大学	2	2	2	2	1
志学館大学	3	5	5	4	4
鹿児島県立短期大学	2	6			
鹿児島純心女子短期大学	2		3	2	2
鹿児島女子短期大学		2	3	2	1
鹿児島玉龍高等学校		1		1	
鹿児島商業高等学校	5	6	2		
鹿児島女子高等学校	2	7	3	2	9
鹿児島東高等学校	5	6	12	6	6
鹿児島高等特別支援学校			1		
鹿島学園鹿児島キャンパス				1	
合計	27	43	40	26	26

④ 活動内容

ア 選挙時

- ・啓発ポスターのコンセプト提案、啓発動画（テレビCM）への出演（市長選・市議選のみ）
- ・大学構内や商業施設、繁華街での街頭啓発
- ・テーブルポップの作成、設置

テーブルポップとは、選挙公報を入れるための高さ約30センチの筒状の三角柱で、側面には期日前情報等を掲載。大学内の食堂に設置し、食事の合間などにマナー5箇条等を見てもらったり、選挙公報を読んでもらったりするためのもの。

イ 選挙時以外

- ・鹿児島市明るい選挙推進協議会の実施する啓発活動への協力  
選挙の出前授業、若者への投票参加の啓発（大学・専門学校への訪問）、選挙を考える市民のつどいなど
- ・各種研修会への参加（若者リーダーフォーラム等）



(3) 最近の主な選挙結果

① 地方選挙

ア 市関係

種別 区分	市 議 (令和2年4月19日)	市 長 (令和2年11月29日)
当日有権者数	488,644人	495,148人
投票者数	182,347人	188,944人
投票率	37.32%	38.16%
当選者最多得票数	6,422票	80,553票
当選者最少得票数	2,472票	—
立候補者数	60人	4人
定数	45人	1人
任期	令和6年4月28日	令和6年12月22日

イ 県関係（数値は鹿児島市分を掲載）

種別 区分	県 知 事 (令和2年7月12日)	県 議 (鹿児島市・鹿児島郡区) (令和5年4月9日)
当日有権者数	489,195人	487,370人
投票者数	219,161人	181,533人
投票率	44.80%	37.25%
最多得票数	92,740票	13,929票
立候補者数	7人	26人
定数	1人	17人
任期	令和6年7月27日	令和9年4月29日

② 国会議員選挙（数値は鹿児島市分を掲載）

区分 種別	衆議院議員 (令和3年10月31日)			
	鹿児島県第1区		鹿児島県第2区	
	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表
当日有権者数	357,272人	357,272人	140,833人	140,833人
投票者数	193,052人	193,048人	72,508人	72,502人
投票率	54.04%	54.03%	51.49%	51.48%
最多得票数	100,831票	—	37,215票	—
立候補者数 (うち、市内在住者)	2人 (2人)	9政党81人 (3人)	3人 (2人)	9政党81人 (3人)
定数	1人	九州ブロック 20人	1人	九州ブロック 20人
任期	令和7年10月30日	令和7年10月30日	令和7年10月30日	令和7年10月30日

区分 種別	参議院議員			
	令和元年7月21日		令和4年7月10日	
	選挙区	比例代表	選挙区	比例代表
当日有権者数	502,426人	502,426人	500,142人	500,142人
投票者数	202,111人	202,119人	229,012人	229,033人
投票率	40.23%	40.23%	45.79%	45.79%
最多得票数	90,016票	—	88,228票	—
立候補者数 (うち、市内在住者)	3人 (2人)	13政党155人 (1人)	5人 (3人)	15政党178人 (1人)
定数	1人	全国で50人	1人	全国で50人
任期	令和7年7月28日	令和7年7月28日	令和10年7月25日	令和10年7月25日

16 その他

(1) 鹿児島市民表彰事業（平成26年度～）

平成26年度、鹿児島市制125周年・新生鹿児島市10周年を機に、永年にわたり市勢の発展に尽力し、又は市政に協力してこられ、その功績が特に顕著な市民などをたたえる新たな市民表彰制度を創設した。

表彰式は、例年11月初旬に執り行っている。

（被表彰者）

- 2年度 ・ 宮廻甫允氏（市総合計画審議会会長）  
総合的なまちづくりに貢献
- ・ 安田雄一氏（鹿児島市選挙管理委員会委員長）  
適正な選挙の管理執行と投票環境の向上に貢献
- 3年度 ・ 諏訪健笹氏（市公平委員会委員長）  
公正・中立な人事行政の確立に貢献
- ・ 音野知子氏（市スポーツ推進委員協議会会長）  
地域のスポーツ・レクリエーション活動の普及に貢献
- 4年度 ・ 船倉功氏（市固定資産評価審査委員会委員長）  
適正な固定資産課税行政の推進に貢献
- ・ 杉木和子氏（NPO法人犬猫と共生できる社会を目指す会鹿児島理事長）  
動物愛護活動や生活環境の向上に貢献
- 5年度 ・ 富永宏氏（市私立幼稚園協会会長）  
幼児教育・保育の充実に貢献
- ・ 弟子丸宗一氏（市野菜振興連絡協議会会長）  
農業の発展に貢献

（2）公文書管理事業（平成26年度～）

令和3年度に制定した鹿児島市公文書管理条例に基づき、庁内の各書庫に保存されている30年経過した保存文書について歴史的公文書の選別等を実施することにより、適切な保存・管理に向けた取組を推進した。

- 平成26年3月 「歴史的公文書等の保存・管理に関する取扱い方針」の制定
- 平成28年度 文書保存期間の見直し
- 29年度 歴史的公文書専用書庫の整備
- 30年度 30年経過した保存文書の集中管理書庫の整備
- 令和4年度 鹿児島市公文書管理条例施行

（3）人事評価の実施（平成25年度～）

職員が職務を通じて発揮した能力、業績を的確に把握し、公正に評価を行い、これを職員の能力開発及び人材育成に活用することで、適正な人事管理を図ることを目的に平成25年度から人事評価制度を実施した。

令和元年度からは、課長以上の職員について、人事評価結果を昇給に反映させることとした。

（制度の概要）

- ① 評価の種類

ア 能力評価 職務遂行にあたり発揮した能力を評価する

イ 業績評価 職務遂行にあたり挙げた業績を評価する

② 評価期間

4月～9月、10月～翌年3月（半年）

③ 処遇反映（昇給への反映）（令和元年度～）

ア 対象者 課長以上職員（行政職給料表7級及び医療職給料表4級以上等）

**(4) 就職氷河期世代を含めた社会人経験者の採用**

社会経済情勢の急速な変化や行政課題の高度化・多様化などに的確に対応していくため、多様な職務経験を持った有為な人材を民間企業等から採用した。また、就職氷河期世代の支援を目的とした採用試験を実施した。

① 採用年度 令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度

（就職氷河期世代については令和4年度から採用）

② 採用人数 令和2年度16人、令和3年度22人、令和4年度19人、令和5年度36人

**(5) 職員ストレスチェック事業（平成28年度～）**

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止し、働きやすい職場づくりを進めるため、職員に対するストレスチェックを平成28年度から実施した。

（制度の概要）

- ・職員に対するストレスチェック
- ・結果に応じて医師による面接指導や有資格者による面談等の実施

**(6) 鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市交流連携協定事業（四都市連携）**

本市は、平成20年8月に、熊本市・福岡市と交流連携協定を締結し、観光振興のみならず、幅広い分野での連携、協力を進めていた（三都市連携）。これまでの三都市連携に北九州市が参加することで、4市の市域はもとより九州域の一体的な発展に寄与していこうと考え、24年10月3日に、交流連携協定を4市で締結した。4市では、この目的を達成するために、以下に掲げる項目について、相互に支援・協力し、又は共同で実施している。

① 市政の共通課題に係る共同調査・研究などに関すること

② 市民の交流促進に関すること

③ 観光振興などに向けた施策推進に関すること

④ 地域資源の相互活用などに関すること

**(7) 鹿児島市・松本市 文化・観光交流協定事業**

九州新幹線鹿児島ルートの特急開業を契機に、城下町としての歴史と恵まれた自然環境を有する本市と松本市が、新幹線と空路の福岡－松本便を活用し、文化・観光面を中心とした交流を推進することで、交流人口の増加を図るとともに、両市の文化振興と地域経済の活性化に寄与することを目的とし、平成24年9月16日に、文化・観光交流協定を締結した。両市では、この目的を達成するために、以下に掲げる項目について、相互に支援・協力し、又は共同で実施している。

- ① 文化芸術を通じた交流促進に関する事
- ② 観光振興に向けた施策推進に関する事
- ③ 市民の交流促進に関する事
- ④ 交流に当たっての民間活力を誘導する取組に関する事

**(8) 札幌市・鹿児島市 観光・文化交流協定事業**

札幌市と本市は、日本の北と南における政治・経済・文化・交通の拠点都市として発展している。歴史上の関わりも深く、国際観光都市として多くの魅力を持つ両市が、観光・文化面を中心とした交流を推進することで、交流人口の増加を図るとともに、両市の観光振興と地域経済の発展に寄与することを目的とし、平成25年11月16日に、観光・文化交流協定を締結した。両市では、この目的を達成するために、以下に掲げる項目について、相互に支援・協力し、又は共同で実施している。

- ① 観光振興の施策推進に関する事
- ② 歴史的関わりや文化を通じた交流促進に関する事
- ③ 市民の交流促進に関する事
- ④ 交流に当たっての民間活力を誘導する取組に関する事

**(9) 鹿児島市・萩市 友好交流に関する盟約事業**

本市と萩市は、薩長同盟150年を契機に、観光、教育、文化、経済など各分野において、相互理解と親善を深め、友好・交流を推進することにより、両市の発展に資することを目的とし、平成28年1月21日に、友好交流に関する盟約を締結した。

**(10) 鹿児島市・渋谷区 観光・文化交流協定事業**

本市と渋谷区は、歴史上の深い関わりを縁として平成10年から「渋谷・鹿児島おはら祭」を開催するとともに、平成12年に災害時相互応援に関する協定を締結するなど、絆を深めてきた。「渋谷・鹿児島おはら祭」が20回目の節目を迎えたことを契機に、この絆をより一層深め、双方の観光や文化の振興に寄与することを目的とし、平成29年8月31日に、観光・文化交流協定を締結した。両市では、この目的を達成するために、以下に掲げる項目について、相互に支援・

協力し、又は共同で実施している。

- ① 観光及び産業の振興に関すること
- ② 歴史的関わりや文化を通じた交流促進に関すること
- ③ 住民の交流促進に関すること
- ④ 民間資源を活用した取組に関すること

#### (11) 鎌倉市・鹿児島市 文化・観光交流協定事業

鎌倉市と本市は、歴史上の深い関わりを持ち、風光明媚な景観や固有の文化など、多くの魅力を有する国際観光都市として発展している。この両市が、文化・観光面を中心とした交流を推進することで、交流人口の増加を図るとともに、両市の観光振興と地域経済の発展に寄与することを目的とし、以下に掲げる項目について、相互に連携・協力するために、令和5年12月26日に、文化・観光交流協定を締結した。

- ① 歴史的関わりや文化を通じた交流促進に関すること
- ② 観光振興の施策推進に関すること
- ③ 市民の交流促進に関すること
- ④ 交流に当たっての民間活力を誘導する取組に関すること

#### (12) かごしま連携中枢都市圏推進事業

鹿児島市、日置市、いちき串木野市、姶良市の4市は、鹿児島市を連携中枢都市として地域の一体的かつ持続的な発展を図るため、平成29年1月19日に連携協約を締結し、「かごしま連携中枢都市圏」を形成した。圏域全体の持続的な経済成長を見据え、今後の具体的な取組を推進するための広域計画として、以下に掲げる項目について、29年3月に「かごしま連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、29年度から連携した取組を開始している。なお、令和5年3月には「第2期かごしま連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、令和5年度から8年度までを計画期間として取組を推進している。

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### (13) EBP Mの推進

データに基づく政策立案（EBPM）を推進するため、令和3年度から職員研修等を実施している。

（EBPM）

Evidence Based Policy Making（エビデンス・ベースト・ポリシー・メーカー）の略称。

政策の目的を明確にし、統計や業務データなどの客観的な根拠に基づき政策を立案すること。

(14) ふるさと納税推進事業（令和5年度）

民間の専門的な知見を有するマーケティングプロデューサーを配置するとともに、魅力的な返礼品の発掘や民間ポータルサイトの追加を行うなど取組みを強化し、ふるさと納税を通じた本市のブランド価値向上と寄附額の増を図った。

※令和4年度までは「愛して！！かごしま」ふるさと寄附金サポート事業（個人版ふるさと納税）及び地方創生推進事業（企業版ふるさと納税）

① 寄附受入実績（令和元～4年度）※個人版ふるさと納税

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
寄附件数	17,074件	19,538件	22,431件	27,970件
寄附金額	527,744,005円	556,568,936円	554,917,000円	616,761,400円

(15) 公共施設等総合管理計画の推進

① 目的

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る。

② 計画期間

計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間とする。

③ 基本方針

【建築物】更新を迎える建築物の面積について20%程度削減することを基本とする。

【インフラ】現状の予算額（事業費）の範囲内での長寿命化等を推進することを基本とする。

質・量の適正化、総合的な管理・保全の強化、民間活力の活用・市民協働の推進、推進体制の検討の4つの基本方針を掲げ取り組む。

◀ 財 務 ▶

## 1 財政規模の推移

令和元年度以降における財政規模の推移は次表のとおりであり、各会計予算額を合算した総予算額は、最終予算で元年度の約4,775億円からこの4年間に約315億円の増加となっている。

次に会計の設置状況は、一般会計のほか特別会計8、企業会計6の計15会計となっている。

各年度当初予算額の推移 (単位：千円)

会計 年度	一般会計	特別会計		企業会計		合 計		指数
			会計数		会計数		会計数	
令和元	267,033,000	127,185,000	8	66,863,000	6	461,081,000	15	100.0
2	277,111,000	131,887,000	8	73,589,000	6	482,587,000	15	104.7
3	266,154,000	132,518,000	8	70,644,000	6	469,316,000	15	101.8
4	268,021,000	133,601,000	8	72,965,000	6	474,587,000	15	102.9
5	278,872,000	133,468,000	8	76,831,000	6	489,171,000	15	106.1

各年度最終予算額の推移 (単位：千円)

会計 年度	一般会計	特別会計		企業会計		合 計		指数
			会計数		会計数		会計数	
令和元	275,609,523	135,484,698	8	66,358,099	6	477,452,320	15	100.0
2	353,046,724	137,133,948	8	73,176,307	6	563,356,979	15	118.0
3	303,754,053	136,641,487	8	70,091,800	6	510,487,340	15	106.9
4	297,572,869	137,314,050	8	74,060,420	6	508,947,339	15	106.6
5	304,824,468	139,713,319	8	77,286,380	6	521,824,167	15	109.3

## 2 一般会計の財政事情

### (1) 予算・決算の概要

地方財政は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収が大幅に減少した年度もあったが、その後は増加している。しかしながら、社会保障関係経費の増加に加え地域のデジタル化や脱炭素化の推進への対応、消防・防災力の強化等の財政需要に対処する必要があることから、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれる。



本市においても、この間、市税が減少した年度もあったが、その後は増加が見られる。しかし、歳出面では扶助費をはじめとする社会保障関係経費の大幅な増加に加え、都市基盤整備や防災・減災対策など、喫緊の課題への対応などに引き続き多額の費用が見込まれることから、財政状況は一層厳しくなるものと予想される。

このようなことから、今後とも徹底した事務事業の峻別・見直しを行うとともに、限られた財源の重点的・効率的配分を行うほか、市債の適切な管理を行うなど、健全財政が行財政運営の基本であるという認識のもとに、持続可能な財政運営を行い健全財政の維持に努めてきている。

以下、令和2年度以降の一般会計予算、決算についての概要を掲げる。

**令和2年度**は、人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち、健やかに暮らせる安全で安心なまち、水と緑が輝く人と地球にやさしいまち、地域産業で若者や女性が活躍できるまち、学ぶよろこびが広がる誇りあるまち、市民生活を支える機能性の高い快適なまち、市民と行政が拓く協働と連携のまち、を基本に予算を編成した。

主な事業としては、鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内所設置事業、おたふくかぜ予防接種事業、防災ラジオ導入事業、ゼロカーボンシティかごしまPR事業、加治屋まちの社公園整備事業、ベンチャー型事業承継推進事業、次世代農業担い手サポート事業、パークゴルフ場整備事業、“大交流新時代”都市空間整備事業、天文館図書館整備事業、鹿児島ブランドメッセージ浸透拡散事業（マグマシティ計画）、スマート自治体推進事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などが挙げられる。

予算総額は、当初予算額 277,111,000 千円に 75,935,724 千円を補正追加し、これに継続費及び繰越事業費繰越額 12,980,892 千円を加え、366,027,616 千円となった。

決算においては、歳入総額 352,418,523 千円、歳出総額 346,672,474 千円で、歳入歳出差引額は 5,746,049 千円となった。なお、実質収支では、繰越事業の財源として翌年度へ繰り越すべき額 1,368,147 千円を控除し、4,377,902 千円の剰余金を生じた。

**3年度**は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、市民と行政が拓く協働と連携のまち、水と緑が輝く人と地球にやさしいまち、人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち、健やかに暮らせる安全で安心なまち、学ぶよろこびが広がる誇りあるまち、市民生活を支える機能性の高い快適なまち、を基本に予算を編成した。

主な事業は、行政デジタル化推進事業、官民連携プラットフォーム事業、SDGs 推進事業、脱プラスチック生活チャレンジ事業、ゼロカーボン市役所に向けた電力量等調査事業、ミルクボランティア活動支援事業、商工業振興プラン推進事業、EC サイト・ホームページ導入等支援事業、海外観光客特性・ニーズ調査・対応事業、ユニバーサルツーリズム現況調査事業、「メイドインかごしま」支援事業、保育士確保関連事業、認知症あんしんサポート事業、防災ガイドマップ作成・配布事業、母子健康手帳アプリ導入事業、救急救命体制の充実・強化事業、母校応援ふるさと寄附金事業、教育の情報化推進事業、電子図書館サービス導入事業、千日町1・4番街区市街地再開発事業、天文館図書館整備事業、

コロナ対策関係者会議経費、感染症に強いまちづくり推進事業、プレミアムポイント事業などが挙げられる。

予算総額は、当初予算額 266,154,000 千円に 37,600,053 千円を補正追加し、これに継続費及び繰越事業費繰越額 11,848,274 千円を加え、315,602,327 千円となった。

決算においては、歳入総額 307,993,202 千円、歳出総額 297,399,974 千円で、歳入歳出差引額は 10,593,228 千円となった。なお、実質収支では、繰越事業の財源として翌年度へ繰り越すべき額 1,636,079 千円を控除し、8,957,149 千円の剰余金を生じた。

**4年度**は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、信頼とやさしさのある共創のまち、自然と都市が調和したうるおいのあるまち、魅力にあふれ人が集う活力あるまち、自分らしく健やかに暮らせる安心安全なまち、豊かな個性を育み未来を拓く誇りあるまち、質の高い暮らしを支える快適なまち、を基本に予算を編成した。

主な事業としては、地域の魅力・活力共創事業、公共施設予約システム整備事業、女性のつながりサポート事業、多文化共生推進事業、ネクストかごりん導入事業、太陽光を利用した避難所機能強化事業、南部清掃工場(バイオガス施設・高効率発電施設)運営事業、合葬墓整備事業、甲突川リバーサイド利活用事業、多機能複合型スタジアム整備検討事業、中心市街地にぎわい創出支援事業、スマート農業推進事業、手話言語条例制定事業、がん患者ウィッグ購入費助成事業、災害関連特定急傾斜地崩壊対策事業、災害時避難行動力向上事業、保育士等奨学金返済補助金、デジタルドリル整備事業、桜島地域学校規模適正化推進事業、天文館図書館管理運営事業、照国表参道歩行者天国社会実験事業、土地区画整理事業の推進、住生活基本計画(仮称)策定事業、公共交通利用喚起支援事業、新型コロナウイルス感染症予防医療事業、プレミアム付商品券等発行支援事業、アフターコロナ・リカバリーサポート補助金などが挙げられる。

予算総額は、当初予算額 268,021,000 千円に 29,551,869 千円を補正追加し、これに継続費及び繰越事業費繰越額 11,783,295 千円を加え、309,356,164 千円となった。

決算においては、歳入総額 297,047,316 千円、歳出総額 287,970,593 千円で、歳入歳出差引額は 9,076,723 千円となった。なお、実質収支では、繰越事業の財源として翌年度へ繰り越すべき額 2,485,611 千円を控除し、6,591,112 千円の剰余金を生じた。

**5年度**は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、信頼とやさしさのある共創のまち、自然と都市が調和したうるおいのあるまち、魅力にあふれ人が集う活力あるまち、自分らしく健やかに暮らせる安心安全なまち、豊かな個性を育み未来を拓く誇りあるまち、質の高い暮らしを支える快適なまち、を基本に予算を編成した。

主な事業としては、不動産団体との連携による町内会加入強化事業、住民移動手続きにおける「書かない窓口」事業、地域の魅力・活力共創事業、ふるさと納税推進事業、シェアサイクル運営事業、甲突川千本桜再生プロジェクト事業、庁舎等省エネルギー推進 LED 照明化事業、市営合葬墓設置事業、

総務環境(財務)

特別国民体育大会等開催事業、多機能複合型スタジアム整備検討事業、ナイトタイムエコノミー実証実験事業、スマート農業海外研修支援事業補助金、重層的支援体制整備移行準備事業、119 番映像通報システム整備事業、元気いきいき検診事業、新型コロナウイルス感染症予防医療事業、保育士確保対策事業、ワールドステップeラーニング事業、出産・子育て応援事業、子ども家庭支援ネットワーク構築事業、歩いて楽しめるまちづくり推進事業、無電柱化推進計画事業、みんなで目指す渋滞解消プラン策定事業、まちなか夜間景観形成事業などが挙げられる。

予算総額は、当初予算額 278,872,000 千円に 25,952,468 千円を補正追加し、これに継続費及び繰越事業費繰越額 9,529,260 千円を加え、314,353,728 千円となった。

各年度一般会計決算収支状況

(単位：千円)

年度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
令和元	271,461,164	265,211,881	6,249,283	1,866,567	4,382,716
2	352,418,523	346,672,474	5,746,049	1,368,147	4,377,902
3	307,993,202	297,399,974	10,593,228	1,636,079	8,957,149
4	297,047,316	287,970,593	9,076,723	2,485,611	6,591,112

各年度一般会計款別決算額比較表  
(歳入)

(単位：千円，%)

年度 款別	令和元		2		3		4	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	88,762,480	32.7	87,422,463	24.8	88,084,159	28.6	89,932,209	30.3
地 方 譲 与 税	1,814,168	0.7	1,899,469	0.5	1,834,376	0.6	1,875,836	0.6
利 子 割 交 付 金	56,270	0.0	54,978	0.0	47,871	0.0	22,944	0.0
配 当 割 交 付 金	171,676	0.1	160,352	0.1	199,178	0.1	220,852	0.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	98,536	0.0	161,737	0.1	276,338	0.1	251,140	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金	10,895,293	4.0	13,212,825	3.8	14,394,586	4.7	15,072,415	5.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	57,031	0.0	51,236	0.0	58,316	0.0	50,992	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	126,235	0.1						
自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	35,425	0.0	60,159	0.0	81,929	0.0	71,151	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金			617,566	0.2	1,214,434	0.4	1,133,672	0.4
地 方 特 例 交 付 金	1,218,956	0.4	702,014	0.2	1,803,157	0.6	793,949	0.3
地 方 交 付 税	31,775,156	11.7	29,901,181	8.5	34,856,597	11.3	34,169,828	11.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	108,644	0.0	114,677	0.0	105,277	0.0	95,813	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,880,927	0.7	1,190,392	0.3	1,101,545	0.4	1,116,667	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料	5,885,195	2.2	5,065,160	1.4	5,156,043	1.7	5,434,643	1.8
国 庫 支 出 金	59,578,822	21.9	138,071,936	39.2	92,768,616	30.1	78,918,574	26.6
県 支 出 金	20,125,209	7.4	21,791,149	6.2	22,058,213	7.2	23,801,938	8.0
財 産 収 入	627,327	0.3	286,994	0.1	632,795	0.2	812,155	0.3
寄 附 金	580,027	0.2	712,104	0.2	590,583	0.2	779,829	0.3
繰 入 金	9,929,356	3.7	6,125,969	1.7	6,370,619	2.1	7,522,852	2.5
繰 越 金	7,466,589	2.8	6,249,283	1.8	5,746,049	1.9	10,593,229	3.6
諸 収 入	2,997,978	1.1	3,546,443	1.0	2,954,655	1.0	3,440,784	1.2
市 債	27,269,864	10.0	35,020,436	9.9	27,657,866	9.0	20,935,844	7.1
合 計	271,461,164	100.0	352,418,523	100.0	307,993,202	100.0	297,047,316	100.0

総務環境(財務)

(歳出)

(単位：千円，%)

年度 款別	令和元		2		3		4	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	1,095,991	0.4	992,740	0.3	968,882	0.3	972,950	0.3
総務費	21,932,470	8.3	20,076,185	5.8	24,968,809	8.4	26,094,613	9.1
民生費	128,186,008	48.3	132,844,449	38.3	149,326,283	50.2	143,261,610	49.8
衛生費	15,469,458	5.8	24,699,233	7.1	25,249,614	8.5	22,796,047	7.9
農林水産業費	2,293,608	0.9	2,315,917	0.7	2,526,415	0.9	2,681,845	0.9
商工費	8,901,636	3.4	72,225,981	20.8	8,891,942	3.0	9,794,320	3.4
土木費	29,187,098	11.0	31,024,673	9.0	25,786,962	8.7	21,660,309	7.5
消防費	5,655,081	2.1	6,027,952	1.7	5,799,120	2.0	5,986,395	2.1
教育費	18,562,406	7.0	21,215,934	6.1	19,318,015	6.5	20,211,358	7.0
災害復旧費	1,351,414	0.5	1,393,655	0.4	1,107,843	0.4	833,849	0.3
公債費	29,978,346	11.3	28,759,768	8.3	28,371,207	9.5	28,104,883	9.8
諸支出金	2,598,365	1.0	5,095,987	1.5	5,084,882	1.7	5,572,414	1.9
合計	265,211,881	100.0	346,672,474	100.0	297,399,974	100.0	287,970,593	100.0

(2) 財政調整基金、建設事業基金、市債管理基金及び合併まちづくり基金

財政調整基金、建設事業基金、市債管理基金及び合併まちづくり基金の積立額と取り崩し額の推移は、次表のとおりである。

財政調整基金

(単位：千円)

年度	積立額	取り崩し額	年度末現在高
令和元	3,555	2,000,000	8,724,919
2	1,333,379	0	10,058,298
3	649,997	0	10,708,295
4	939	1,728,811	8,980,423

建設事業基金

(単位：千円)

年度	積立額	取り崩し額	年度末現在高
令和元	2,717,221	3,000,000	8,879,444
2	917	728,500	8,151,861
3	2,587,517	2,000,000	8,739,378
4	1,501,246	2,000,000	8,240,624

市債管理基金

(単位：千円)

年度	積立額	取り崩し額	年度末現在高
令和元	2,947,477	4,215,333	12,815,084
2	1,503,132	4,588,233	9,729,983
3	5,395,311	2,980,421	12,144,873
4	4,479,099	2,959,506	13,664,466

合併まちづくり基金

(単位：千円)

年度	積立額	取り崩し額	年度末現在高
令和元	3,408	400,000	2,431,220
2	2,399	400,000	2,033,619
3	609	500,000	1,534,228
4	185	400,000	1,134,413

### 3 市債の現況

令和元年度末における市債の現在高は、別表のとおり、一般会計において269,827,981千円、特別会計において10,766,289千円、企業会計において91,322,251千円、合計371,916,521千円であったが、2～4年度に合計105,161,614千円の借入れを行うとともに106,167,108千円の元金返済を行い、4年度末には、一般会計において254,284,337千円、特別会計において14,612,113千円、企業会計において102,014,577千円、合計370,911,027千円の残高となった。

各年度市債現在高調（一般・特別・企業会計）

（単位：千円）

年度	区分	前年度末	当該年度	当該年度償還額		年度末現在高
		現在高（A）	発行額（B）	元金（C）	利子	(A)+(B)-(C)
令和元	一般会計	270,579,011	27,269,864	28,020,894	1,957,452	269,827,981
	特別会計	10,263,911	797,200	294,822	50,004	10,766,289
	企業会計	92,424,750	4,360,200	5,462,699	1,460,505	91,322,251
	合計	373,267,672	32,427,264	33,778,415	3,467,961	371,916,521
2	一般会計	269,827,981	35,020,436	27,439,179	1,320,589	260,131,253
	特別会計	10,766,289	2,411,300	62,310	51,057	13,115,279
	企業会計	91,322,251	5,621,000	7,378,739	1,678,723	106,842,497
	合計	371,916,521	43,052,736	34,880,228	3,050,369	380,089,029
3	一般会計	260,131,252	27,657,866	27,291,094	1,080,114	260,498,024
	特別会計	13,115,279	1,792,368	483,303	62,466	14,424,344
	企業会計	106,842,497	4,954,300	7,880,485	1,551,706	103,916,312
	合計	380,089,028	34,404,534	35,654,882	2,694,286	378,838,680
4	一般会計	260,498,025	20,935,844	27,149,532	955,350	254,284,337
	特別会計	14,424,344	416,500	228,731	67,648	14,612,113
	企業会計	103,916,312	6,352,000	8,253,735	1,432,565	102,014,577
	合計	378,838,681	27,704,344	35,631,998	2,455,563	370,911,027

#### 4 収納代理金融機関の指定

公金の収納について市民の利便を図るため、昭和48年から収納代理金融機関を指定してきた。  
令和5年度末現在の指定状況は、21金融機関2,210店舗となっている。

#### 5 市有財産

令和元年度以降、各年度末における市有地の状況は次のとおりである。

(単位：㎡)

		元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
行政財産	公用財産	616,722.21	590,410.16	591,652.18	588,437.29
	公共用財産	12,253,845.57	12,314,211.95	12,331,766.99	12,340,640.28
普通財産		11,080,995.81	11,081,602.40	11,073,252.97	11,063,389.78
合計		23,951,563.59	23,986,224.51	23,996,672.14	23,992,467.35

## 6 市税

### (1) 市税収入額の推移

令和元年度以降における市税収入額の推移は、次表のとおりであり、市税合計額は毎年度 870 億円を超える規模となっている。

#### ① 市税の収入額（令和元～4年度）

(単位:千円)

年度		令和元	2	3	4
市民税	個人	29,670,230	29,922,368	29,885,379	30,257,174
	法人	7,418,736	5,986,791	6,098,930	6,024,210
	計	37,088,966	35,909,159	35,984,309	36,281,384
固定資産税	固定資産税	36,698,302	36,721,953	36,922,399	37,937,885
	国有資産等所在市町村交付金	453,356	455,429	454,782	454,562
	計	37,151,658	37,177,382	37,377,181	38,392,447
軽自動車税	種別割	1,541,320	1,593,899	1,638,642	1,697,886
	環境性能割	13,449	44,922	54,525	78,761
	計	1,554,769	1,638,821	1,693,167	1,776,647
市たばこ税		3,766,885	3,570,250	3,837,662	4,088,699
特別土地保有税		7,701	0	0	0
入湯税		63,197	33,339	42,025	66,631
事業所税		2,004,398	2,015,767	2,000,966	2,027,518
都市計画税		7,124,906	7,077,745	7,148,849	7,298,883
合計		88,762,480	87,422,463	88,084,159	89,932,209
収入率 (%)		97.36	96.71	97.66	97.79

#### ② 滞納縮減への取組状況

滞納発生の要因は、法人においては事業不振や失敗等によるもの、個人においては疾病・失業等により生活困窮となり滞納となるケースがほとんどである。

滞納が発生すると、その解決には滞納者の状況把握や納税指導（相談）等に多くの労力を費やすとともに長期にわたり地道な対応を要することから、新たな滞納の発生を未然に防止することが肝要である。そのため、納税広報により納税思想の啓発及び納税意識の高揚を図るとともに、口座振替制度の推進など自主納付を促進し、新規滞納の発生の抑止に努めている。

また、すでに滞納となっているものへの取組としては、早期に財産調査や生活状況を把握し、税の公平な負担という観点から、滞納事案に即し、差押えを実施するなど厳正な滞納整理を行っている。



しかし、財産もなく生活困窮の状況にあるものについては、法に基づき滞納処分の執行停止を行い、資力の回復を待つものもある。

## (2) 徴収体制の強化への取組

平成 26 年度から実施している鹿児島銀行集中預金差押に加え、28 年 2 月から鹿児島銀行の集中預金照会を実施し、31 年 3 月から法人の預金照会を鹿児島銀行で実施した。また、集中預金照会を 31 年 3 月に南日本銀行、令和 2 年 2 月には J A みらいに加え、5 年 9 月からデジタル式預貯金照会システムを導入した。さらに、平成 28 年度から個人住民税を中心として鹿児島県との連携による徴収強化対策を実施した。

## (3) モバイル決済サービスの導入

令和 3 年 4 月から、納付書バーコードを利用したモバイル決済サービスを導入、5 年 4 月から、納付書への地方税統一 QR コード (e L - Q R) を導入し、電子マネーやクレジットカードによる納付を可能とし、納付手段の多様化を図った。

## (4) 納税お知らせセンター

自主納付の促進、新規滞納者の発生防止及び現年度課税分の収入率向上を図るため、軽自動車税、固定資産税・都市計画税及び市県民税 (普通徴収) 等の現年度課税分滞納者に対し、「鹿児島市納税お知らせセンター」(平成 20 年 10 月設置)からの、電話による納付勧奨等を実施した。

また、令和 4 年 10 月より SMS を利用した納付勧奨や口座振替不能者を対象に自主納付の呼びかけを開始した。

## (5) 口座振替の利用促進

口座振替の利用推進の取り組みとして、令和 6 年 1 月から、市民が市や金融機関の窓口を訪問することなくスマートフォン等で市税の口座振替の申込みができる W e b 口座振替受付サービス、また、市窓口でキャッシュカードのみで口座振替の申込みができるペイジー口座振替受付サービスを導入し、市民サービスの向上や納期内納付の促進を図った。

(6) 個人市民税制度の主な改正の状況

年度	項目	控除	その他
令和2		○住宅ローン控除の拡充 ・令和2年12月31日までに、消費税10%で取得した住宅への入居者は、控除対象期間が3年間延長（現行10年→13年）	
令和3		○基礎控除の見直し ・合計所得金額2,400万円以下→基礎控除が43万円に10万円引上げ  ○給与所得控除の見直し ・給与所得控除が一律10万円引下げ ・給与所得控除の上限の引下げ （給与収入1,000万円（控除額220万円）→給与収入850万円（控除額195万円））  ○公的年金等控除の見直し ・公的年金等控除が一律10万円引下げ （公的年金等の収入金額1,000万円以上→上限195万5千円）  ○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し ・婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用  ○非課税措置と所得控除等の要件の見直し ・所得控除等の合計所得金額要件が引上げ	
令和4		○住宅ローン控除の特例が適用される対象者の延長 ・令和4年12月31日までの入居者に延長  ○退職所得課税の適正化（令和4年1月1日以降に支払いを受けるべき退職手当等に適用） ・役員等以外で勤続年数が5年以下の方の退職手当等について、退職所得控除額を控除した後の金額のうち、300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく、全額を課税の対象	
令和5		○住宅ローン控除の特例が適用される対象者の延長 ・令和7年12月31日までの入居者に延長  ○セルフメディケーション税制の見直し ・セルフメディケーション税制の適用期限が5年延長（令和8年12月31日まで）  ○市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引下げ ・1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、市民税・県民税の課税、非課税の判定における未成年者には非該当	

## 7 健全化判断比率等審査

### (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律制定の背景

地方公共団体の財政状況は、従前の制度では財政悪化が深刻化するまで明らかにならないという課題があった。そこで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成21年4月に全面施行された。比率の公表については、20年4月の施行とされ、19年度の決算に基づく健全化判断比率等から公表している。

### (2) 健全化判断比率等の審査・報告・公表

#### ① 健全化判断比率

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後に、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

財政健全化法においては、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

ア 実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

イ 連結実質赤字比率 全会計を連結した実質赤字額、資金の不足額の標準財政規模に対する比率

ウ 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

エ 将来負担比率 損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

#### ② 資金不足比率

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後に、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

資金不足比率は、資金の不足額の事業規模に対する比率である。

### (3) 財政健全化計画等

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を、将来負担比率外の比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には財政再生計画を定めなければならない。

また、資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(4) 本市のこれまでの各比率の推移

① 健全化判断比率

区 分	令和元年度 決算	2年度 決算	3年度 決算	4年度 決算	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— %	— %	— %	— %	11.25 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— %	— %	— %	— %	16.25 %	30.00 %
実質公債費比率	2.5 %	3.0 %	3.8 %	4.3 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	30.0 %	37.3 %	25.6 %	25.1 %	350.0 %	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」を記載している

② 資金不足比率

区 分	令和元年度 決算	2年度 決算	3年度 決算	4年度 決算	経営健全化 基 準
病院事業特別会計	— %	— %	— %	— %	20.0 %
交通事業特別会計	— %	— %	— %	— %	
水道事業特別会計	— %	— %	— %	— %	
工業用水道事業特別会計	— %	— %	— %	— %	
公共下水道事業特別会計	— %	— %	— %	— %	
船舶事業特別会計	— %	— %	2.0 %	— %	
中央卸売市場特別会計	— %	— %	— %	— %	
桜島観光施設特別会計	— %	— %	— %	— %	

※ 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

◀ 環 境 ▶

## 1 環境保全

### (1) 地球環境の保全

今日の地球温暖化による気候変動の影響は、記録的な豪雨等の異常気象の頻発化や農作物・生態系への影響が深刻化するなど、私たち一人ひとりの生活に密接に関連した誰もが避けることができない喫緊の課題となっている。

そこで本市では、令和元年12月に、2050年までに本市のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」を実現するために、市民や事業者等と一体になって取り組むことを宣言するとともに、令和4年3月には、望ましい環境像として「自然と共生し ゼロカーボンを進めるまち かごしま」を掲げた「第三次鹿児島市環境基本計画」及び「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」など4つの個別計画を策定し、取組を推進している。

#### ① 環境アドバイザーの配置

地球規模に広がる環境問題に的確に対応し、「ゼロカーボンシティかごしま」の実現を図るため、国際的な幅広い観点から、本市の環境施策に対して専門的な助言等を行う「環境アドバイザー」を配置している。

#### ② 第三次環境基本計画等推進事業

本市域内におけるCO<sub>2</sub>排出量削減目標や、その目標達成に向けた施策等を盛り込んだ「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、市民や事業者等と一体となって取り組んでいる。

#### ③ ゼロカーボンシティかごしま推進計画（事務事業編）の推進

市役所が事業者としての立場から、環境に配慮した行動に積極的に取り組むため、「ゼロカーボンシティかごしま推進計画（事務事業編）」に全庁的に取り組み、また、その適正な実施と実効性を高めるため、取組状況を客観的に点検・評価する環境監査体制を構築し、内部環境監査を実施している。

#### ④ かごしま市民みんなでつなごう「COOL CHOICE」推進事業（平成30～令和2年度）

低炭素社会の構築のため、国民運動「COOL CHOICE」と連携し、市民や事業者、大学等と行政が一体となって地球温暖化に関する情報発信や普及啓発を行った。

#### ⑤ ゼロカーボンシティかごしまPR事業（令和2～4年度）

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、市民や事業者などへの情報発信を行い、市域全体の機運醸成を図った。

※令和5年度からは本事業で作成した動画や冊子等の広報ツール等を活用し、機会をとらえてSNSを中心に普及啓発を行っている。

#### ⑥ コミュニティサイクル運営事業（平成26～令和4年度）

自家用車等から環境にやさしい自転車プラス公共交通への転換を促進し、CO<sub>2</sub>排出量の削減、中心市街地の回遊性の向上、観光の振興を図るため、市内中心部に設置するサイクルポートで、どこでも自転車の貸出・返却ができるコミュニティサイクルを運用した。平成29年度にはサイクルポートを鹿児島大学（郡元・下荒田キャンパスに各1か所）と西郷どん大河ドラマ館（平成30年1月30日～31年1月14日までの期間限定）に、30年度には米盛病院に設置した。また令和元年度には市立図書館・科学館にサイクルポートを設置したほか、経年劣化した自転車やサイクルポート機器を一新した。さらに、令和2年度には、西原商会アリーナや鹿児島中央駅西口、加治屋まちの杜公園にサイクルポートを設置するなど、事業エリアの拡大を行った。

供用開始 平成27年3月1日

供用終了 令和5年2月28日

運用時間 24時間、年中無休

サイクルポート数 27カ所

自転車 215台（20インチ小径車、3段変速）

管理運営主体 株式会社JTB

料金

	登録料	利用料
1日（24時間）会員	200円／日	・会員期間内なら何回利用しても 30分以内は無料
1ヵ月（31日）会員	1,000円／月	
法人会員	2,000円／月	・30分を超えると30分ごとに100円
時間貸	200円／30分（クレジットカードのみ精算可）	

⑦ シェアサイクル運営事業（令和4年度～）

自家用車等から環境にやさしい自転車プラス公共交通への転換を促進し、CO<sub>2</sub>排出量の削減、中心市街地の回遊性の向上、観光の振興を図るため、市内中心部に設置するサイクルポートで、どこでも自転車の貸出・返却ができるスマートフォンアプリを利用したシェアサイクルを運用している。令和5年度にはサイクルポートをキラメキテラスに新たに設置した。

供用開始 令和5年4月24日

運用時間 24時間、年中無休

サイクルポート数 28カ所（令和6年3月31日現在）

自転車 220台（20インチ小径車、3段変速、電動アシスト機能付き）

（令和6年3月31日現在）

管理運営主体 ネクストかごりん共同企業体

料金

	基本料金	
1回プラン	165円/回	30分を超えると30分ごとに165円
月額プラン	1,980円/月	30分を超えると30分ごとに165円

1日パス	1,650円/日	当日23時59分まで乗り放題 鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内所及びシェラトン鹿児島で購入の場合は別途ICカード発行料550円が必要
法人会員	4,400円/月	30分超の制限なし

- ⑧ ゼロカーボンシティかごしまユースアクション事業（令和2年度～、但し、令和3～4年度は休止事業）

次世代を担う若者たちの地球温暖化や気候変動に対する関心を高めるとともに行動の輪を広げるため、若者を対象としたワークショップ等を開催している。

- ⑨ WWF ジャパンとの連携事業（令和2年度～）

国際的な環境問題に取り組んでいるWWF ジャパンと連携し、事業者向けセミナーを開催した。また、環境問題について考えようとする取組であるライトダウンキャンペーン（6月・12月・3月）に、公共施設の消灯及び市民への呼び掛けにより協力している。

- ⑩ 森の力でかごしま“グリーン化”事業（令和3年度～）

「市有林の森林整備（間伐）によるCO<sub>2</sub>吸収量」を、県の「かごしまエコファンド」を活用してクレジット化（価格化）し、事業者等が購入した代金を、本市の地球温暖化対策の費用に充てることを目的とするエコファンド活用基金に積立てている。

- ⑪ かごしまゼロカーボンチャレンジ事業（令和4年度～）

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、CO<sub>2</sub>排出量を減らすための取組をまとめたゼロカーボンチャレンジシートを作成し、市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すキャンペーンを実施している。また、世界的な原油価格の高騰に伴い値上がりする光熱費の負担軽減のため、省エネルギー性能の高い家電製品を購入する世帯に助成した。

- ⑫ 第二次鹿児島市再生可能エネルギー導入促進行動計画策定事業（令和2年度～3年度）

再生可能エネルギーの普及促進のため、次期再生可能エネルギー導入促進行動計画を策定した。

- ⑬ 鹿児島市再生可能エネルギー活用計画の推進（令和4年度～）

ゼロカーボンシティかごしま推進計画に掲げる基本方針「再生可能エネルギーの地産地消の推進」を具体化するための「再生可能エネルギー活用計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入・活用、あわせて再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を進めている。

- ⑭ 水素エネルギー普及啓発事業

水素エネルギーの普及促進を図るため、公用車へ導入した燃料電池自動車等を活用した情報発信を行っている。

- ⑮ 次世代自動車等普及促進事業

自動車使用に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、次世代自動車の普及促進・意識啓発に取り組んでいる。

ア 自動車使用に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、燃料電池自動車や電気自動車等を導入す

る市民、事業者に対して助成する。

a 対象車等・補助金額

- ・ 燃料電池自動車 30万円／台
- ・ 電気自動車（普通・小型自動車） 10万円／台
- ・ 電気自動車（軽自動車） 6万円／台（令和5年度～）
- ・ V2H充電設備（電気自動車と同時設置） 5万円／台
- ・ V2H充電設備（太陽光発電設備と同時設置） 5万円／台（令和5年度～）
- ・ ハイブリッドトラック・バス 10万円／台
- ・ クリーンディーゼルトラック・バス 5万円／台

b 補助実績

（単位：件、千円）

年 度		令和2	3	4	5
補 助 対 象	燃料電池自動車	8	9	0	0
	電気自動車（普通・小型自動車）	22	42	83	33
	電気自動車（軽自動車）				89
	V2H充電設備（電気自動車と同時設置）	2	3	2	1
	V2H充電設備（太陽光発電設備と同時設置）				0
	ハイブリッドトラック・バス	6	1	0	0
	クリーンディーゼルトラック・バス	55	31	6	0
金 額		8,050	8,700	8,700	8,690

イ 電気自動車等の普及促進を図るため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車（～令和4年3月）、天然ガス自動車（～令和4年3月）を対象に、公共施設駐車場のうち管理者が直接優待証を確認できる2駐車場（平川動物公園、鴨池海づり公園）を利用した場合の駐車場使用料を免除している。

⑯ 太陽光を利用した避難所機能強化事業（令和4年度～）

二酸化炭素排出量の削減や停電時の電源確保のため、災害時に避難所となる施設（宇宿福祉館・西伊敷福祉館）に太陽光発電設備及び蓄電池を導入する。

⑰ 市有施設への太陽光発電システム導入調査・検討事業（令和5年度～）

市有施設における太陽光発電システム等のさらなる導入のための可能性調査等を行う。

本市施設へのシステム設置数 87施設（令和6年3月31日現在 土地・屋根貸し施設も含む。）

⑱ 太陽光deゼロカーボン促進事業

太陽光発電システムの設置を行う事業者等や同システムとホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）の併置などを行う市民に対して助成している。

ア 対象システム・補助単価



- a 太陽光発電システム
  - ・ 個人住宅 1万5千円/kW 上限15万円 10kW未満に限る  
(令和2～3年度 2万円/kW)
  - ・ 共同住宅 2万円/kW 上限20万円 10kW未満に限る  
(令和2～3年度 2万8千円/kW)
  - ・ 事業所（環境管理事業所ではない事業所） 1万5千円/kW 上限30万円  
(令和2～3年度 2万円/kW)
  - ・ 環境管理事業所 3万円/kW 上限60万円  
(令和2～3年度 4万円/kW)
- b HEMS 1万5千円/件  
(令和2～3年度 3万円/kW)
- c リチウムイオン蓄電池 7万円/件  
(令和2～3年度 10万円/kW)
- d 家庭用燃料電池 7万円/件  
(令和2～3年度 10万円/kW)
- e 電気自動車用充電設備 10万円/件（令和5年度～）

イ 補助実績

(単位：件、千円)

年 度		令和2	3	4	5
件 数	太陽光発電システム	317	282	302	260
	個人住宅	311	274	294	253
	共同住宅	3	2	0	0
	事業所	2	4	7	7
	環境管理事業所	1	2	1	0
	HEMS	311	274	294	253
	リチウムイオン蓄電池	104	149	162	152
	家庭用燃料電池	48	35	28	16
金 額		57,675	58,959	41,926	36,344

⑱ ゼロカーボン市役所推進事業

ゼロカーボンシティかごしまの実現に向け、地域新電力等と連携し、北部・南部清掃工場等で発電されるゼロカーボン電力を、他の市有施設に供給する仕組みの構築に向けた検討を進めている。

⑳ 再生可能エネルギー熱のモデル的導入促進事業

温泉熱や太陽熱に関する調査結果をHP等で情報提供することで、事業者等の理解を深め導入の検討につなげている。

⑳ ゼロカーボン電力切替事業

市役所本庁舎で使用する電力のゼロカーボン化の取組みを事例に再生可能エネルギーの利用拡大に向けた意識啓発を行っている。

㉑ 電気自動車非常用電源活用事業

災害時等に活用するため、公用車の電気自動車を動力源として電力供給する機器を本庁及び各支所に配置している。

保有台数 12台（令和6年3月31日現在）

㉒ グリーンオフィスかごしまの認定

環境保全条例に基づき、適正に環境管理を実施している事業所を「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認定している。

認定事業所数 累計843事業所（令和6年3月31日現在）

㉓ 環境配慮設備設置補助金

LED照明等の環境配慮設備を設置するグリーンオフィスかごしま認定事業所に対して助成している。

㉔ 学校版環境ISO認定事業

学校版環境ISO認定制度に基づき、認定を受けた市内の小中学校において環境保全や資源の有効利用、環境負荷の低減など、環境にやさしい学校づくりへの取組みが引き続き継続するよう、定期的に審査するとともに、情報提供等により取組みを支援している。

鹿児島市内の小中学校119校が認定を受けている（令和6年3月31日現在）。

(2) 生活環境の保全

本市では、各種環境法令に基づく発生源の規制及び指導並びに大気及び水質の常時監視を行っており、良好な環境の保全・創造に向けた総合的な施策の推進などの取組みにより、河川の水質をはじめ本市の環境は良好な状態に保たれている。

① 大気汚染常時監視体制の充実

本市では、市内8測定局において大気状況を測定し監視を行っているが、測定の信頼性を確保するため、測定機器等を計画的に更新している。

令和2年度：微小粒子状物質自動測定記録計の更新（市役所局）

硫黄酸化物・粉じん自動測定記録計の更新（有村局）

風向風速自動測定記録計の更新（桜島支所局）

窒素酸化物自動測定記録計の更新（喜入局）

3年度：微小粒子状物質自動測定記録計の更新（谷山支所局）

一酸化炭素自動測定記録計の更新（鴨池局）

4年度：大気汚染常時監視システムの更新

微小粒子状物質自動測定記録計の更新（喜入局）

5年度：風向風速自動測定記録計の更新（市役所局）

硫酸酸化物・粉じん自動測定記録計の更新（谷山支所局）

② 水環境イベントの開催等

水環境保全意識の向上に取り組むため、親水スポット等を紹介する水辺環境ガイドブックを配布するとともに、水環境イベントを開催している。

③ 浄化槽整備補助事業

公共下水道の整備計画がない地域において、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への設置換えを行う市民等に対して助成している。昭和63年度の事業開始以来、令和5年度末で25,801基に補助を行っている。

ア 対象の建物

- ・既存の住宅又は併設住宅（住宅部分の処理対象人員が1／2以上）
- ・既存の集会施設（地域の公民館等）

※新築（建て替えを含む）の建物は補助対象外

イ 補助金額

（単位：千円）

人槽区分（人槽）	5	6～7	8～10	11～20	21～30	31～50
既設の単独処理浄化槽から浄化槽へ設置換えをする場合	752	834	968	1,047	1,401	1,778
既設のくみ取り槽から浄化槽へ設置換えをする場合	722	804	938	1,017	1,371	1,748

(3) 生物多様性の保全

第二次生物多様性地域戦略（令和4年3月策定）に基づき、自然共生社会の構築に向けて、自然環境の保全や自然とのふれあいの創出、生物多様性の普及・啓発に努めている。

① 自然遊歩道の指定

自然とのふれあいを促進し、人と自然との共生に関する意識の高揚を図るため、自然遊歩道を指定している。令和2年8月に新たに八重山自然遊歩道を開設した。

② 保存樹等及び自然環境保護地区の指定

「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例」の規定に基づき、市民に親しまれ、指定の要件を満たす樹木又は樹林を保存樹又は保存樹林に、良好な自然環境を有し、保護を必要とする地区を自然環境保護地区に指定している。

③ 野鳥の森の設置

鳥類の生息する環境を保持し、野鳥を愛護する意識の高揚を図るため野鳥の森を設置している。

④ 野生生物に関する事務

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣の飼養登録等に係る事務や「鹿児島県ウミガメ保護条例」に基づくウミガメの保護に係る事務を行っている。

⑤ かがしま自然百選の選定と活用

本市の貴重な自然を維持・保全し、生物多様性への理解を深めるために、平成27年2月に「かがしま自然百選」を選定し、看板の設置やガイドブックの配布等を行っている。

⑥ 生物多様性に関する学習推進

本市の自然や生き物と私たちの暮らしとの関係など、生物多様性について分かりやすく学習できる小学生向けのWEB教材「かがしま生きものラボ」及び副読本をホームページ上で公開し、運用するとともに、その周知・広報を行っている。

⑦ 多様な主体との連携・協働による取組の促進

市民や事業者、市民活動団体等との連携体制を構築していくとともに、連携・協働による取組を行い、生物多様性に係る地域連携保全活動を支援している。

(4) かがしま環境未来館

市民や市民活動団体、事業者との協働・連携をさらに深め、市民の環境問題に関するニーズの変化に柔軟かつ的確に対応するため、（公財）かがしま環境未来財団が指定管理者として、参加体験型の環境学習講座等の各種事業を実施している。なお令和元年度には展示等のリニューアル及び駐車場の再整備、令和2年度には太陽光発電装置改修工事を行い、新たに蓄電池を設置した。

ア 施設概要

所在地	城西二丁目1番5号
開館	平成20年10月10日
開館時間	午前9時30分～午後9時（日曜日、休日は午後6時まで）
休館日	・月曜日（休日の場合はその後の最初の平日） ・12月29日～1月3日

2 環境衛生

(1) 「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」施行に伴う取り組み

平成16年10月1日に「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」を施行し、市・市民等・事業者一体となってそれぞれの責務を踏まえ、「市民総参加による美しいまちづくり」を推進している。

① 路上禁煙地区の指定

たばこの吸い殻の投棄防止を重点的に推進するため、天文館及び中央駅周辺の全てのアーケードと中央駅地下通路を路上禁煙地区に指定した。（平成16年10月開始）

・指定延長 3,855m（令和6年3月末現在）

② まち美化推進団体の認定

条例の施行にあわせ、「地域で自主的、恒常的に清掃活動または地域のまち美化向上に係る意識の啓発等を行う団体」をまち美化推進団体として認定している。（平成16年10月開始）

・認定状況 (単位：団体)

年度	令和2	3	4	5
認定団体数	255	257	254	252

③ まち美化推進指導員及びまち美化地域指導員による巡回指導等

条例第9条及び第10条で規定する命令及び過料に関する事務を行わせるため、まち美化推進指導員による巡回指導を行っている。(平成17年4月開始)

あわせて、第6条に規定する禁止事項に関する啓発及び指導を地域で行うために、町内会等から推薦され、講習会を受講した者を「まち美化地域指導員」に認定し、活動を行っている。

(19年3月開始)

・まち美化地域指導員認定状況 (単位：人)

年度	令和2	3	4	5
地域指導員数	1,905	1,750	1,680	1,655

(2) 簡易水道等組合への助成

① 簡易水道等組合助成事業

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、簡易水道その他地域住民が共同で使用する飲料水の給水施設を設置する組合に対し補助金を交付している。

- ・施設の改良及び新設工事 2分の1以内
- ・水道局への編入のために必要な改良工事 2分の1以内 (令和5年4月1日改正)
- ・災害復旧工事 4分の3以内

(単位：千円)

年度	令和2	3	4	5
補助額	0	67	97	0
事業内容	—	施設改良	施設改良	—

(3) 墓地・納骨堂

① 市営墓地・納骨堂の管理

市営墓地・市営納骨堂の管理及び納骨等の立会い・指導、墓地区画境界確認等を行うとともに、参道の草刈・枯花等を行い、墓地等の管理及び美観の保持に努めている。

② 共同墓地

共同墓地の整備促進を図るため、墓地の整備統合、環境整備、災害防止災害復旧及び給水栓設置に伴う工事に対し、共同墓地の運営を行う墓地管理組合等に補助金を交付している。

- ・整備統合に係る改葬に要する経費 改葬許可1件につき2,000円
- ・環境整備に要する経費 2分の1以内

- ・災害防止に要する経費 3分の2以内
- ・災害復旧に要する経費 3分の2以内
- ・給水栓設置に関する経費 2分の1以内

(単位：千円)

年度	令和2	3	4	5
補助額	3,396	7,968	6,663	5,995
補助件数	8	5	10	8

③ 市営合葬墓

近年の少子高齢化、核家族化の進行に伴う後継者問題や墓を持たない方などに対応するため、最終的な遺骨の受け皿となる合葬墓を設置した。

a 概要

- ・ 所在地 五ヶ別府町1789番地2（星ヶ峯墓園内）
- ・ 規模 最大3,000柱埋蔵可能
- ・ 使用料 合葬室 1柱につき38,000円  
個別埋蔵室 1柱につき88,000円

b 経過等

- 令和2年度 合葬墓整備基本計画の策定
- 令和4年度 地盤調査、基本・実施設計
- 令和5年度 本体新築工事、設備工事、供用開始（令和6年2月29日）

(4) 斎場

北部斎場及び南部斎場の管理及び使用料の徴収事務等に関して、令和2年度より指定管理者に委託し、経費の削減、市民サービスの向上を図っている。

また、両斎場の和式トイレの洋式化（令和4・5年度）や北部斎場の式場棟へのシャワー室設置（令和5年度）などの施設整備を行った。

区分	北部斎場	南部斎場
設置	昭和63年11月1日	平成4年2月1日
所在地	小山田町6075番地	上福元町6945番地の1

[火葬件数]

年度	令和2	3	4	5
件数	6,443	6,711	7,518	7,346

[指定管理者による主な市民サービス向上策]

令和2年度 ホームページの開設、フリーWi-Fiの設置、携帯電話等の充電器貸し出し

令和3年度 図書コーナーの設置

令和4年度 開場日の増（休みを月1回に変更）

### 3 清掃

本市の清掃行政は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、中・長期的な視点に立ち、各種取組を推進している。

第三次計画（計画期間：平成22～令和3年度）においては、「ごみの発生抑制を主体とした三者協働による循環型社会の構築」を、第四次計画（計画期間：令和4～13年度）においては、「みんなで資源の循環とゼロカーボンに取り組む 持続可能なまち かがしま」を基本理念に掲げ、引き続き、資源が循環し、環境負荷が低減される循環型社会の構築に向けた取組を行っている。

また、廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物・産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可並びに指導監督を行うとともに、不法投棄・野外焼却等の不適正処理を防止するためパトロール等を行っている。

このほか、大規模災害の発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、処理に関する本市の基本的な考え方や具体的な対応方策等を示す「災害廃棄物処理計画」を策定している。

#### (1) 家庭ごみ対策

家庭ごみについては、平成28年5月、有料化について本市の諮問を受けて協議を行ってきた鹿児島市清掃事業審議会から、「直ちに家庭ごみの有料化を実施するのではなく、それ以外の施策を積極的に取組み、それでも減量化・資源化の推進が見られない場合、有料化の手法を用いるべき」とする答申がなされた。

これを受けて本市では、平成28年7月、家庭ごみ減量の目標値を市民1人1日あたり470gと設定し、平成27年度実績値570gからマイナス100gの減量目標を立て、家庭ごみの減量化・資源化推進のため、17分別（18品目資源化）の分別収集を実施するとともに、その広報啓発や補助金の交付による市民の自主活動の促進など、各種施策を展開してきた。

当初の目標達成期限を令和3年3月と設定した、家庭ごみマイナス100gの取組は、新型コロナウイルスの影響等により、期限を7年3月まで延長していたが、5年9月に市民1人1日あたりの家庭ごみ量は466gとなり、目標を達成した。

今後の家庭ごみの減量化・資源化には、有料化の手法を用いることなく、引き続き取り組んでいくこととしている。

#### ① リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進事業

3Rの意識向上と実践活動の推進を図るため、各種団体に出向いた説明会、ごみ出しカレンダーの配布などを行うほか、ごみ分別アプリの配信等を行う。

ア 標語やポスターの児童作品コンクールの実施及び入賞作品のごみ収集車の車体等への掲載

イ ごみ出しカレンダーの作成、配布（市内全世帯）

ウ ごみ分別アプリの配信

※3R=Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

② 資源化推進事業

ごみの減量化・資源化を推進するため、古紙類、電球・蛍光灯、乾電池、スプレー缶類、及び金属類の分別収集を実施している。

③ ホームフードリサイクルグリーン事業

ごみの減量化・資源化意識の向上を図るため、子どもたちにダンボールコンポストを使って生ごみを堆肥化する「生ごみのリサイクル授業」を行うほか、生ごみ処理機器を購入設置した市民に対して補助を行っている。

④ 資源物回収活動の活性化推進事業

市民団体が実施する資源物回収活動の活性化を図るため、古紙類、金属類、空きびん類、廃食用油などの回収量等に応じて補助を行っている。

⑤ ごみステーション整備費補助金

ごみステーション周辺の美化を図るため、ボックス型及び折り畳み式ごみステーションを設置・補修又は再整備する町内会等に対して補助を行っている。

⑥ 小型家電リサイクル事業

資源の有効活用を図るため、公共施設等に回収ボックスを設置し、携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型電子機器等のリサイクルを推進している。

⑦ 親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業

もやせるごみの減量方法について親子で実践するモニターを募集し、実践結果の中で市民に取り組みやすい方法を広報し、生ごみの減量化を推進した。

⑧ 剪定枝資源化事業（令和2年度～）

剪定枝粉碎機の無料貸し出しや購入費補助を実施し、草木類の家庭内処理を促進するとともに、家庭内で処理できない剪定枝については、戸別収集を行っている。

⑨ みんなで取り組むごみ減量PR事業（令和2年度～）

家庭ごみの減量目標達成に向け、減量化・資源化を促進するため、家庭ごみ減量ガイドブックを作成し学生等に配布したほか、テレビCMやインターネット広告等を活用し、生ごみの水きりの徹底や古紙の分別などの広報啓発を行っている。

⑩ 脱プラスチック生活チャレンジ事業（令和3年度～）

ワークショップ等を開催し、使い捨てプラスチックの削減の重要性や取組に関する意識啓発を図



っている。

⑪ 羽毛循環リサイクル事業（令和4年度～）

資源の有効活用を図るため、北部清掃工場に粗大ごみとして持ち込まれた羽毛布団の資源化を推進している。

⑫ プラスチック資源循環推進事業（令和5年度～）

プラスチックの資源循環を推進するため、もやせるごみとして分別しているプラスチック製品の資源化に試験的に取り組んでいる。

⑬ 食品ロス削減推進計画策定事業（令和5年度）

食品ロス削減の取組を推進するため、関係部局で連携し、本市の食品ロス削減推進計画を策定した。（令和6年3月策定）

⑭ 南部清掃工場運営事業（令和5年度～）

南部清掃工場は、高効率発電を行うごみ焼却施設と生ごみなどの発酵処理により発生したメタンガスを有効利用するバイオガス施設を一体的に整備し、安定的で適正なごみ処理を行うとともに、資源循環型社会及び脱炭素社会に貢献する施設として、令和4年1月から供用開始している。

ア 施設規模

ごみ焼却施設 220t/日（110t/日×2炉）

バイオガス施設 60t/日（30t/日×2基）

イ 施設概要

- ・ごみ焼却廃熱を利用した高効率発電
- ・バイオガスを都市ガスの原料として有効利用
- ・DBO方式の採用（施設の設計・建設及び約20年間の維持管理・運営を一括契約し、民間を活用する公設民営方式）

ウ 全体計画

工事期間 平成29年12月26日から令和3年12月31日まで

運営期間 令和4年1月1日から令和24年3月31日まで

（参考）新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業（平成29年度～令和2年度）

新南部清掃工場（バイオガス施設・高効率発電施設）整備・運営事業（令和3年度）

南部清掃工場（バイオガス施設・高効率発電施設）運営事業（令和4年度）

⑮ 北部清掃工場ごみ焼却施設基幹的設備改良事業（平成28年度～）

北部清掃工場ごみ焼却施設の延命化及びCO<sub>2</sub>削減を図るため、国の交付金制度を活用し、重要機器等の大規模な更新や改良を行う。

ア 施設規模

ごみ焼却施設 530t/日（265t/日×2炉）

イ 事業内容

- ・ボイラ本体内部の部分更新

- ・蒸気タービン発電機の部分更新、中央監視制御装置の更新
- ・ごみクレーンバケット、コンベヤ、ポンプの更新 など

ウ 全体計画

工事期間 令和2年12月25日から令和8年2月27日まで

(2) 事業所ごみ対策

事業者に対し、排出者責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図るとともに、事業所ごみの減量化・資源化を推進するためにごみの発生抑制・資源化への取り組みを行っている。

- ① 事業所に対する指導（減量計画書の作成指導、不適正処理の調査・指導）
- ② 許可業者を通じての指導（契約状況報告書の提出、処分場等での搬入検査の実施）
- ③ 事業系ごみ減量推進事業（平成27年度～）

事業系ごみの減量化と適正処理の推進を図るため、事業系ごみの搬入検査を実施している。

- ④ 広報・啓発活動（事業所向け広報チラシの作成・配布及び事業所ごみ適正処理講座の実施）

(3) 不法投棄防止対策等

① 廃棄物監視指導員設置事業

廃棄物監視指導員を配置し、廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、監視パトロールのほか産業廃棄物処理施設及び自動車リサイクル関係事業所等への立入指導を行うとともに、ごみ及び資源物のごみステーションからの持去り行為を未然に防止するため、市内一円のごみステーション等において監視・指導を行っている。

なお、平成26年4月から、より効率的な監視体制を構築するため、廃棄物監視業務と持去り監視業務を統合し、一体的に遂行することとした。

ア 監視体制

廃棄物監視指導員（6名）を委嘱し、年末年始を除く毎日パトロールを行う。

イ 主な業務

- a 廃棄物の不法投棄、及び持去り行為の監視パトロール
- b 事業所、廃棄物の処理施設等に対する指導及び立入検査
- c 廃棄物の不法投棄等、及び持去り行為に対する指導
- d 廃棄物の不法投棄等、及び持去り行為に係る調査及び苦情処理

(4) し尿等処理対策

効率的な収集運搬を行うため、くみ取りし尿については、公益財団法人鹿児島市環境サービス財団への委託による収集運搬と許可業者による収集運搬との併用とし、また、浄化槽汚泥については、許可業者による収集運搬を行っている。

なお、し尿等の処理については、平成22年3月、喜入地区にし尿等中継施設が整備され、愛宕園衛

生処理場が同年4月から休止したことに伴い、市内のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、衛生処理センターで全て行うこととなった。また、令和2年度からマンホールトイレの整備を行っている。

このほか、鹿児島市PPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき、令和2年度から運営期間を3年間とする衛生処理センターの包括的運営業務を開始し、より効率的な運営を行うため、5年度からの第二期の包括的運営業務は、運営期間を5年間として管理運営を行っている。

① 衛生処理センター

操業開始 平成13年4月 処理能力 344m<sup>3</sup>/日

② マンホールトイレ整備事業（令和2年度～）

大規模災害時のし尿処理対策の一環として、迅速に設置でき衛生面も良好であるマンホールトイレを長田中、山下小などの桜島爆発避難場所等に整備を行っている。

(5) 地域下水道の適正管理

牟礼岡団地地域下水道及び松陽台地域下水道は、衛生的な処理や効率的な維持管理に努めている。

また、鹿児島市PPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき、令和2年度から運営期間を3年間とする地域下水道の包括的運営業務を開始し、より効率的な運営を行うため、5年度からの第二期の包括的運営業務は、運営期間を5年間として管理運営を行っている。

このほか、牟礼岡団地地域下水道中継ポンプ施設の老朽化に伴い、令和4年度に中継マンホールポンプ設備を整備し、運用を開始している。

① 牟礼岡団地地域下水道

操業開始 昭和53年5月 処理能力 1,400m<sup>3</sup>/日

② 松陽台地域下水道

操業開始 平成16年8月 処理能力 900m<sup>3</sup>/日

## 防災福祉こども

### ◀ 危機管理 ▶

危機管理関係では、安心安全なまちづくりをはじめ、防犯、交通安全、防災・危機管理、桜島火山対策に関する各種業務を推進している。

安心安全なまちづくりについては、犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上や自主的な活動の促進等を図る「安心安全まちづくり市民大会」の開催や地域の防犯活動等のリーダーを育成する「鹿児島市安心安全アカデミー」の開催、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する「セーフコミュニティ」の推進などに取り組んでいる。

令和5年度は、10月に施行された「鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を防止するため、客引き行為等対策指導員による必要な指導等を行っている。

防犯対策については、夜間における犯罪の防止等を図るため、町内会等が設置する防犯灯に対する補助や、小学校区ごとに設立された、地域安心安全ネットワーク会議の活動に対する補助、青色防犯パトロール隊の結成や活動を促進するための燃料費等の補助など、地域主体の防犯活動の推進に取り組んでいる。

また、平成29年度には、町内会等が設置する防犯カメラの設置費への補助を開始するなど、地域での防犯対策の充実を図っている。

交通安全対策については、市民総ぐるみの交通安全運動を推進するため、交通安全市民運動推進協議会の運営及び定期的な交通安全運動や交通事故防止運動を実施するほか、通学児童の登校時の安全確保を図るため児童通学保護員の設置などに取り組んでいる。

防災・危機管理関係については、これまで、自主防災組織の活動に対する助成やデジタル防災行政無線の整備、危機事象に対するマニュアル整備など、総合的に対策の充実・強化を図っている。

令和2年度は、令和元年6月末からの大雨対応に係る検証結果を踏まえ、災害時に市民がとるべき避難行動に資する防災リーフレットを作成するとともに、災害時に緊急放送を自動受信する防災ラジオを有償で提供した。

令和3年度は、国土強靱化地域計画を改定するとともに、防災会議の機能をより高めるため、防災会議委員に各分野の専門家を委嘱したほか、災害時における市民の適切な避難行動につなげるため、新たに洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域等を掲載した防災ガイドマップを作成し、市内全戸に配布した。

令和4年度は、災害時における市民の適切な避難行動の理解促進を図るため、防災リーフレットを作成し、市内全戸に配布するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため、オンライン会議機器等を整備した。

令和5年度は、平成5年の8・6豪雨災害から30年を迎えるに当たり、その教訓を後世に伝えるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、シンポジウムやパネル展の開催等を行った。

桜島火山対策については、市民・関係機関と連携して桜島火山爆発総合防災訓練を実施してきているほか、退避舎や退避壕の避難施設の整備を行うなど、これまでソフト・ハードの両面から取組を進めており、平成27年8月の噴火警戒レベル4への引上げや令和4年7月の噴火警戒レベル5への引上げ対応等を踏まえ、更なる対策の強化を図っている。

令和2年度は、復旧・復興計画の策定や、広域避難シミュレーション結果を踏まえた大量軽石火山灰対応計画の修正を行ったほか、全国の火山地域の市町村と連携する体制を構築するため、火山防災強化市町村ネットワークを設立した。

令和3年度は、大量軽石火山灰対応計画の実効性を高めるため、関係機関と連携を図りながら、さらなる課題解決に向けて検討を行ったほか、大規模噴火時における市街地側住民の避難行動等に係るリーフレットを作成し、市政出前トーク等にて周知に取り組みとともに、桜島の警戒範囲の見直しに伴い、島内避難計画の修正を行った。

令和4年度は、7月24日に発生した桜島の噴火警戒レベル5への引上げ時の課題等を踏まえ、桜島火山災害対策避難計画を修正したほか、気象庁が「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信を終了したことを受け、「噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信を開始した。

令和5年度は、新たに広域避難を中心とした先進事例の調査を行ったほか、引き続き市街地側の大量軽石火山灰対策の周知を図るとともに、県・関係市・関係機関と連携し、火山防災対策の推進に取り組んだ。

## 1 安心安全なまちづくり

### (1) 安心安全まちづくり事業（平成17年度～）

安心安全まちづくりについての広報啓発や、安心安全まちづくりを総合的に推進する。

#### ① 鹿児島市安心安全まちづくり推進会議の運営（平成17年度～）

「安心安全まちづくり条例」に基づき、市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを総合的に推進するため、「安心安全まちづくり推進会議」において、安心安全に係る各種施策などについて協議している。

#### ② 安心安全まちづくりアドバイザーの配置（平成24年度～）

セーフコミュニティの推進などの取組や市民への啓発活動等、安心安全なまちづくりを効果的に推進するため、専門的な指導や助言等を行う「安心安全まちづくりアドバイザー」を1人配置している。

#### ③ 鹿児島市暴力団排除条例の制定（平成26年度）

ア 施行期日

平成26年4月1日

イ 目的

市及び市民等が、地域の安全は地域で守るという基本認識のもと、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

ウ 概要

暴力団追放「三ない運動+1」（恐れない、利用しない、金を出さない、交際しない）を基本に、市は、暴力団の排除に関する施策の推進や安全確保のための警察への保護要請などを、市民等は、市が行う取組への協力や市や警察等へ情報提供などを行うよう努めることを定めたほか、少年保護のための通報措置や特別強化地域の指定等が盛り込まれている。

また、条例の制定に際し、市と市教育委員会と市内三警察署とで協定を結び、連携の強化を図っている。

④ 交通事故・暴力団排除相談員の設置（平成26年度～） など

交通事故に関する相談に加え、新たに暴力団排除に関する相談や警察等の関係機関の紹介などに関する業務も行う交通事故・暴力団排除相談員を配置している。

(2) セーフコミュニティ推進事業（平成24年度～）

① 概要

「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する「セーフコミュニティ」の取組を推進している。

本市では、交通安全、学校の安全、子どもの安全、高齢者の安全、DV防止、自殺予防、防災・災害対策の7つを重点分野として取組を進めており、平成28年1月に国際認証を取得した。

28年度以降は、セーフコミュニティの取組の全市的な展開を図るとともに、取組の評価・検証を行い、令和3年1月に国際認証を再取得した。

② 経過等

平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証取得の取組宣言</li> <li>・ 鹿児島市セーフコミュニティ推進協議会、外傷サーベイランス委員会の設置</li> </ul>
25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分野別対策委員会、モデル地区等の設置</li> </ul>
26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前指導の実施</li> </ul>
27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証申請書の提出、現地審査</li> <li>・ 国際認証取得</li> </ul>
28年度～ 30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の全市的な展開</li> <li>・ 取組の評価・検証</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前指導の実施</li> <li>・ 取組の全市的な展開</li> <li>・ 取組の評価・検証</li> </ul>

2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証申請書の提出、オンライン審査</li> <li>・ 国際認証再取得</li> </ul>
3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の全市的な展開</li> <li>・ 取組の評価・検証</li> </ul>
4年度～ 5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的・効果的な取組の推進</li> <li>・ 多様な主体の協働による活動の促進</li> <li>・ 取組の評価・検証</li> </ul>

③ 推進体制・推進状況

ア 鹿児島市セーフコミュニティ推進協議会

イ 鹿児島市外傷サーベイランス委員会

ウ 分野別対策委員会・全市展開の状況等

対策委員会	目的	全市展開の状況（令和4年度末）
交通安全	交通事故の減少	14 地域等（45 校区）
学校の安全	児童生徒の事故の減少	市内の全小中学校（126 校）
子どもの安全	子どもの身体と心の安心・安全を守る	14 地域等（83 団体）
高齢者の安全	高齢者の外傷の減少	14 地域等（34 校区）
	高齢者虐待の減少	
DV防止	DVの防止	
自殺予防	自殺者数の減少	
防災・災害対策	地域防災力の向上	桜島地域の全町内会（25 町内会）

※DV防止・自殺予防分野では、取組開始から全市域を対象に取組を行っている。

(3) 客引き行為等対策事業（令和5年度～）

① 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定（令和5年度）

ア 施行期日

令和5年10月1日

イ 目的

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安心して安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

ウ 概要

- ・ 安心して安全な地域社会の実現に寄与することを目的とし、本市、市民及び事業者等の責務を規定

- ・客引き行為等禁止区域を指定し、同区域における客引き行為等を禁止
- ・違反者に対し、指導・警告・命令を行い、命令に従わない場合は、5万円以下の過料を科すほか、氏名等を公表

② 客引き行為等対策指導員の配置（令和5年度～）

条例の規定による指導、警告、命令及び過料の処分等、その他客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、鹿児島市客引き行為等対策指導員を5名配置している。

(4) その他実施事業

- ・安心安全パートナーシップ事業（平成17年度～）
- ・安心安全地域リーダー育成事業（平成18年度～）
- ・安心安全教育指導員設置事業（平成19年度～）
- ・地域安心安全推進指導員設置事業（平成21年度～）
- ・地下壕安全対策事業（平成18年度～）

## 2 防犯

(1) 防犯灯に対する補助（昭和44年度～）

夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図り、明るく住みよいまちづくりを推進するため、防犯灯を設置し維持管理する町内会等に対し、設置費及び電気料を補助している。

また、防錆処理が施された鋼管柱の設置を促進するため、令和2年度から小柱式防犯灯の設置に対する補助額を増額した。

(2) 防犯灯管理者賠償責任保険の補助（令和2年度～）

防犯灯による事故の損害賠償に備えるため、町内会等の防犯灯に係る損害賠償責任保険の加入に対し助成している。

(3) 街頭防犯カメラ設置費の補助（平成29年度～）

犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を助成している。

(4) 青色防犯パトロール隊活動費補助事業（平成20年度～）

① 概要

青パト1台あたり年額20,400円を上限に補助する。（平成30年度までは年額18,000円が上限）

② 目的



青色防犯パトロール隊の活動費の負担軽減を図るため、燃料費等の活動費補助を行い、青パトによる防犯活動の積極的な展開を図るとともに、青色防犯パトロール隊の結成を促進する。

#### (5) その他実施事業

- ・特設防犯灯設置事業（平成 14 年度～）
- ・防犯パトロール隊への支援（平成 17 年度～）
- ・地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業（平成 20 年度～）

### 3 交通安全

#### (1) 交通安全市民運動推進協議会（昭和 46 年度～）

交通事故を防止するため、市民総ぐるみの交通安全運動を積極的に推進した。

- ① 春と秋の全国交通安全運動及び夏、年末年始の交通事故防止運動
- ② スクールゾーン委員会への助成及び交通安全母の会活動 など

#### (2) お達者クラブ交通安全教室事業（平成 27 年度～）

喫緊の課題となっている高齢者の交通安全対策として、県警や交通安全協会と連携し、お達者クラブにおいて、計画的に高齢者向けの交通安全教室を実施した。

#### (3) 児童通学保護員設置事業（昭和 46 年度～）

通学児童の登校時における道路交通の安全確保を図った。

### 4 防災・危機管理

#### (1) 自主防災組織育成促進事業（昭和 59 年度～）

自主防災組織の結成及び積極的な防災活動の取組を促進するため、資機材整備の補助金交付や防災活動に要する経費の助成金交付を実施するとともに、自主防災組織の会長等を対象とした地区別防災研修会等を開催することで、地域の防災体制の強化と防災意識の高揚を図った。

#### (2) 避難行動要支援者避難支援等事業（平成 19 年度～）

災害時に避難の手助けが必要な避難行動要支援者の支援体制の充実を図るため、対象者の名簿や個別避難計画を作成し、支援に必要な情報を避難支援等関係者と共有したほか、避難行動要支援者管理システムを導入するなど、災害時に要支援者を地域で支援する体制の整備を図った。

#### (3) 防災資機材等備蓄事業（平成 26 年度～）

大規模災害に備え、防災資機材等備蓄計画に基づき小学校を中心とした78カ所の避難所等や本庁・各支所等に分散して整備した備蓄物資について、移設や点検、入替等を行い、適正な管理を行った。

**(4) デジタル防災行政無線・IP無線運用事業（平成27年度～）**

災害時に市民に対して防災や避難に関する情報伝達等を迅速・確実に行うため、同報系デジタル防災行政無線設備の運用、更新及び保守管理を行うとともに、災害時における情報連絡体制の確立・強化を図るため、IP無線機の運用を行った。

**(5) 災害対策本部機能強化事業（平成28年度～）**

広範囲に及ぶ地震、風水害等の災害に対応するため、職員用物資の備蓄及びオンライン会議機器等の整備を行った。

**(6) 防災情報システム保守・運営事業（令和元年度～）**

崖崩れ、道路寸断、避難所開設の情報などの庁内での情報共有、避難情報の発令等の広報のほか職員参集メールの配信などを行うシステムの保守・運営を行った。

**(7) 災害時避難行動力向上事業（令和2年度～）**

災害時における市民の適切な避難行動の理解促進を図るため、防災リーフレットを作成し、市内全戸に配布したほか、ハザードマップの更新、避難場所案内看板の設置・撤去等を行った。

**(8) 防災ラジオ運用事業（令和2年度～）**

災害時に、より多くの市民に、避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、緊急放送を自動受信する防災ラジオを希望者に有償で提供した。

**(9) 防災ガイドマップ作成・配布事業（令和3年度）**

災害時における市民の適切な避難行動につなげるため、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域、避難行動のポイントなどを掲載した防災ガイドマップを作成し、市内全戸に配布するとともに動画での周知を図った。

**(10) 防災会議運営事業（令和3年度～）**

本市の防災に関する重要事項を審議する防災会議の機能をより高めるため、令和3年度に委員に各分野の専門家（学識経験者）3人を新たに委嘱した。

**(11) 国土強靱化地域計画改定事業（令和3年度）**

大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するため、国土強靱化地域計画（平成30年度策定）を改定した。

#### (12) 8・6豪雨災害30年関連事業（令和5年度）

令和5年度は、平成5年の8・6豪雨災害から30年を迎えるに当たり、その教訓を後世に伝えるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、シンポジウムやパネル展の開催等を行った。

## 5 桜島火山対策

### (1) 桜島大規模噴火対策事業（平成28年度～）

火山防災トップシティ構想の取組の柱「大規模噴火でも『犠牲者ゼロ』を目指す防災対策」の一環として、大規模噴火に備えた各種取組を実施した。

- ① 桜島火山爆発総合防災訓練の実施
- ② 大量軽石火山灰対応計画の周知 など

### (2) 桜島地域避難施設整備事業（平成12年度～）

桜島噴火に伴う噴石等の降下物から住民や観光客の安全を確保するため、退避舎や退避壕の修繕を実施し、避難施設の維持管理を行ったほか、令和2年度には、避難施設への誘導案内看板を設置するなど避難体制の強化を図った。

### (3) 火山防災トップシティ推進事業（令和元年度～）

火山防災アドバイザー委員による助言・研修や火山防災トップシティ支援員による関係機関との連絡調整、事業展開を行ったほか、PRリーフレットや動画等を活用し、桜島火山対策の積極的な情報発信に取り組んだ。

### (4) 火山防災教育推進事業（令和元年度～）

次世代を見据えた火山防災に関わる人材育成を図るため、火山災害時における対応や、桜島の恵み、文化を学ぶための火山防災教育の取組として、火山防災教材の作成・配布や桜島訪問体験学習、専門家派遣授業等を行った。

### (5) 桜島火山防災研究所設置検討事業（令和2～3年度、5年度）

火山防災トップシティ構想を着実に推進するため、火山防災を専門的に研究する組織の設置に向け令和2～3年度に調査・検討を行った結果、その必要性は高いものの、今後は、県・関係市・関係機関と連携しながら、桜島火山防災協議会としての避難計画の策定に向けた取組を進めるとも

に、本事業において検討していた大規模噴火対策に必要な研究についても、協議会の中で取り組むこととした。

令和5年10月には、4年7月の噴火警戒レベル5への引上げや5年6月の改正活動火山対策特別措置法の公布、県・関係市での避難計画策定への見通し等の状況の変化を踏まえて、外部有識者に意見聴取を行い、桜島火山防災研究所の設置検討を再開し、6年1月に桜島火山防災研究所（仮称）の設置を決定した。

**(6) 火山防災強化市町村連携事業（令和2年度）**

火山防災強化市町村ネットワーク（令和2年度設立）において、全国の火山地域の市町村とともに、国に対し火山防災の強化推進に係る要望活動を行ったほか、火山防災に係る情報共有などを実施した。

**(7) 桜島火山防災対策調査事業（令和5年度）**

桜島の火山防災対策の実効性をさらに高めるため、広域避難を中心とした先進事例の調査等により、本市として優先して検討すべき課題を明らかにし、必要な対応等について整理した。

## ◀ 健康福祉 ▶

### 《すこやか長寿部関係・谷山福祉部関係》

高齢者福祉関係では、引き続き敬老パスを交付するとともに、後期高齢者医療制度の被保険者のほり・きゅう施設等の利用に対する独自助成を行うほか、長寿健診を実施した。また、今後の高齢者保健福祉施策を総合的に推進していくため、高齢者保健福祉計画を介護保険事業計画と併せ、令和2年度に「第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定した。また、令和6年2月には「第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。

介護保険関係では、第8期介護保険事業計画等に基づき、認知症施策や高齢者の権利擁護、介護予防の充実に取り組んだほか、地域包括ケアシステムの構築を推進する施策を積極的に実施するとともに、同計画に基づき、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んだほか、災害・感染症対策の推進、高齢者等の多様なニーズに対応したサービスの提供などの施策を積極的に実施した。

### 《福祉部・谷山福祉部関係》

地域福祉関係では、「地域共生社会」の実現に向けて、「第5期鹿児島市地域福祉計画」を令和3年度に策定するとともに、重層的支援体制の整備に向けた取り組みを行った。また、地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークを充実するため、引き続き全市域へ地域福祉支援員を配置した。

このほか、大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行い、アレルギー対応食品や栄養機能食品などの備蓄を開始し、備蓄品の充実や福祉避難所に関する協定の締結など、避難所の質の向上に取り組んだ。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や物価高騰対策については、低所得者支援のため、各種給付金の支給を行った。

障害福祉関係では、障害者基本法に基づき、本市が取り組むべき障害者施策の基本方針である「第五次鹿児島市障害者計画」を令和4年度に策定するとともに、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画である「鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画」を令和2年度に策定した。また、令和6年3月には「鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画」を策定した。

このほか、障害福祉サービス等に係る利用者負担を軽減する事業を継続した。

谷山福祉部関係では、喜入園（養護老人ホーム）を民設民営方式に移行することとし、公募により後継事業者を決定するなど、民営化に向けた取り組みを進めた。

## 《保健部関係》

健康づくり関係では、引き続き「第二次鹿児島市健康増進計画」を広く普及・広報し、市民自らの健康づくりの推進を図るとともに、令和3年度に策定した「第四次かごしま市食育推進計画」に基づき、食育の総合的かつ計画的な推進を図った。

また、令和6年3月には「第三次鹿児島市健康増進計画」を策定した。

保健予防では、がん検診において受診しやすい環境の整備を図るため、従来の電話やFAXに加え、WEBによる予約を追加するとともに、胃がん検診による胃内視鏡検査を開始した。また、がん患者の就労等の社会生活の支援のため、ウィッグの購入費用の助成を行った。

感染症対策としては、おたふくかぜワクチンの接種費用の助成や、ロタウイルスワクチンの定期接種化を実施した。また、子宮頸がんワクチンの接種勧奨を再開するとともに、接種機会を逸した女性に対し、対象年齢を超えて接種を行ったほか、骨髄移植等で免疫が低下・消失した方に対し、ワクチンの再接種費用の助成を行った。

新型コロナウイルス感染症対策としては、疫学調査やPCR検査を実施するとともに、PCR等検査の費用や入院患者医療費の自己負担分の公的負担を行った。また、自宅療養者の生活を支援するため、食料等の支援や健康観察を行ったほか、ワクチン接種を実施した。

また、次の新興感染症の発生に備えるため、令和6年3月には、新たに「鹿児島市感染症予防計画」を策定した。

精神保健福祉関係では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築のため、ピアサポーターを活用した地域における支援体制の充実を図った。

自殺対策としては、「鹿児島市自殺対策計画」に基づき、全庁的な取り組みを総合的かつ効果的に実施し、令和6年3月には「第二次鹿児島市自殺対策計画」を策定した。

難病対策としては、難病患者等に対し在宅療養支援を実施するとともに、難病対策地域協議会を開催し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行った。また、骨髄等の移植の推進や負担軽減を図るため、ドナーに対する助成を開始した。

救急医療対策では、夜間急病センターの運営などを行い、初期救急医療体制の確保に努めた。また、心停止者への迅速な救命活動に備える自動体外式除細動器（AED）の貸出しを実施した。

公衆衛生対策では、「鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく猫の多頭飼養届出の義務や飼い主のいない猫への不適切な給餌の禁止等について周知・啓発を行ったほか、地域猫活動等の推進や動物愛護サポーター登録制度等の導入により、犬猫の収容数の減少や猫の譲渡率が向上したことで、令和3年度から自然死を除く犬猫の殺処分ゼロを維持した。

# 1 健康づくり

## (1) 健康増進計画推進事業（平成25年度～）

第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（平成25～令和5年度）に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体となって市民の健康づくりを推進する。

### ① 計画の推進体制の強化

#### ア 鹿児島市健康づくり推進市民会議

市民の健康づくりに寄与することを目的とする機関及び団体で構成する組織で、子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民や行政と一体となった健康づくり運動を推進する。

#### イ 鹿児島市健康増進計画推進検討委員会

市民や、市民への健康づくりの普及に関する団体、学校での健康づくりの普及に関する団体、市民の健康づくりを支援する団体の代表者等で構成する組織で、健康水準や市民ニーズの分析、評価を行いながら、本市の健康増進計画の推進について検討する。

#### ウ 鹿児島市健康づくり推進会議

市役所内の関係部署で構成する組織で、市民の健康づくりに関する事業が総合的かつ計画的に推進されるよう進行管理や情報交換等を行う。

### ② 計画の周知・広報

健康づくり月間（11月）での周知・広報

### ③ 具体的目標達成のための事業実施

#### ア 体にやさしいかごしまメニューのお店登録（平成14年度～令和5年度）

- ・市内の飲食店等を対象に、基準を満たしたメニューを提供するお店を「体にやさしいかごしまメニュー」の店として登録を推進した。
- ・登録店舗数（令和6年3月31日現在） 136店舗
- ・登録メニュー数（令和6年3月31日現在） （※） 重複メニュー有

	バランスばっちりメニュー	野菜たっぷりメニュー	食塩控えめメニュー（※）
メニュー数	68	353	14

#### イ たばこの煙のないお店登録（平成20年度～令和5年度）

- ・市内の飲食店等を対象に、終日禁煙を実施しているお店を「たばこの煙のないお店」として登録を推進した。
- ・登録店舗数（令和6年3月31日現在） 308店舗

### ④ 市民意識アンケート調査の実施（令和4年度）

第二次鹿児島市健康増進計画の最終評価と次期計画策定のため、市民4,000人を対象に市民意識アンケート調査を実施し、最終評価を行った。

⑤ 次期健康増進計画の策定（令和5年度）

第二次鹿児島市健康増進計画が令和5年度で終了することにもない、次期健康増進計画を策定した。

(2) 受動喫煙防止対策事業（平成30年度～）

健康増進法に基づき、受動喫煙に係る啓発のための周知広報や施設管理者等からの相談・問い合わせへの対応など、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進するための取り組みを引き続き実施する。

(3) 保健活動従事者等人材育成事業（令和元年度～）

人材育成ガイドラインに基づき、保健師、栄養士の研修会等を実施し効率的かつ組織的な人材育成に取り組む。

(4) 食育推進事業（平成21年度～）

「食を通じて健康で、生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とする第四次かごしま市食育推進計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(5) その他実施事業

- ・働く世代の健康づくり事業（平成27年度～）
- ・食育フェスタ開催事業（平成27年度～）
- ・慢性腎臓病予防ネットワーク事業（平成26年度～）
- ・健康増進施設管理運営事業（かごしま温泉健康プラザ、さくらじま白浜温泉センター）（平成20年度～）
- ・健康づくり応援事業（令和元年度～）

## 2 地域福祉

### (1) 地域福祉館

① 緑のカーテン設置事業（平成20年度～令和2年度）

地域福祉館において、緑のカーテンを設置し、省エネを図るとともに、緑の街並みづくりを推進した。

実施館            令和2年度    16館



② 管理運営事業（平成 21 年 6 月から指定管理）

平成 21 年 6 月から地域福祉館を地域福祉ネットワークの推進拠点として位置づけ、市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を委託している。

③ 保全整備事業（平成 23 年度～）

公共建築物ストックマネジメント事業の保全計画に基づき、老朽化した施設の外壁改修や空調設備の更新などを行い、利用環境の充実を図った。

(2) 地域福祉推進事業

① 地域福祉ネットワークの推進（平成 16 年度～）

地域で活動する校区社協等の団体や個人が連携し、地域福祉館等を活動拠点としながら、地域に根ざして互いに支え合い、助け合う地域福祉ネットワークの構築を推進するため、地域福祉支援員を配置して小地域ネットワークの活動への助言、福祉相談等を行った。

② 第 5 期地域福祉計画の策定（令和 3 年度）

「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる第 5 期鹿兒島市地域福祉計画（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）を策定した。

(3) その他実施事業

- ・中国残留邦人等支援事業（平成 20 年度～）
- ・ホームレス巡回相談指導事業（平成 20 年度～）
- ・小松原・小野市民館緑のカーテン設置事業（平成 22 年度～令和 2 年度）
- ・民生委員・児童委員活動促進事業（昭和 23 年度～）
- ・わくわく福祉ふれあい交流フェア（平成 24 年度～）
- ・災害時食糧等物資備蓄事業（平成 24 年度～）
- ・重層的支援体制整備移行準備事業（令和 5 年度）
- ・社会福祉法人等の指導監査（平成 8 年度～）

### 3 介護保険

(1) 介護保険制度

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度である。

制度改正では、令和 3 年 8 月から施設利用者の居住費・食費の自己負担限度額が一部引き上げられたのに加え、高額介護サービス費の対象者の区分が細分化され、新たな限度額が設定された。

(2) 介護保険事業計画（鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画：平成 30～令和 2 年度・令和 3 年度～ 5 年度）

平成 29 年度に策定した第 7 期介護保険事業計画に基づき、認知症施策や高齢者の権利擁護、介護予防の充実に取り組んだほか、地域包括ケアシステムの構築を推進する施策を積極的に実施した。

また、令和 2 年度に策定した第 8 期介護保険事業計画に基づき、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んだほか、災害・感染症対策の推進、高齢者等の多様なニーズに対応したサービスの提供などの施策を積極的に実施した。

令和 5 年度は、次期介護保険事業計画を策定した。策定にあたっては、「鹿児島市総合計画」等との整合性を図った上で、高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策の密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくため「第 9 期鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」として一体的に行った。

(3) 保険料の見直し

第 7 期の介護保険事業計画（平成 30～令和 2 年度）における保険料の設定については、基準額を引き上げる（年額 69,200 円→74,900 円）とともに、公費を投入して平成 30 年度は第 1 段階の、令和元年度は第 1 段階から第 3 段階までの保険料軽減の強化を行った。

第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）においては、基準額（年額 74,900 円）は据え置くとともに、所得段階をさらに細分化して 13 段階にするとともに、第 7 期に引き続き、公費を投入して第 1 段階から第 3 段階までの保険料軽減を行った。

(4) 要介護認定の実施

介護認定審査会において、審査判定業務を実施した。

年 度	令和 2	3	4	5
申請件数	28,783 件	29,655 件	28,776 件	25,208 件
審査判定	26,837 件	27,448 件	26,743 件	24,424 件

(5) 収納率向上対策

口座振替やコンビニエンスストアでの納付、ペイジーやスマートフォンアプリでの電子納付といった納付機会の拡大を通じて収納率の向上を図るとともに、介護保険料の滞納者に対しては、督促状等による催告、納税お知らせセンターの活用、介護保険指導員による土・日曜日や夜間を含めた個々のケースに応じた納付指導及び徴収を行ったほか、特別滞納整理課と連携して、滞納処分を含めた収納対策に取り組んだ。

(6) 低所得者対策等

低所得者が介護サービスを利用しやすくするため、また、生活困窮者の救済のため、介護保険料の

減額や利用者負担額の軽減を行った。

① 介護保険施設入所者（ショートステイを含む。）に係る減額（平成 17 年 10 月～）

介護保険施設入所者（ショートステイを含む。）の食費・居住費（滞在費）を低所得者に対し減額する。

区分（利用者負担段階）		年度	令和 2	
			食費	居住費 （滞在費）
第 1 段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者		340 人	340 人
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税であって年金収入等(※)が 80 万円以下の者		1,116 人	1,116 人
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税であって年金収入等(※)が 80 万円超の者		3,298 人	3,298 人

区分（利用者負担段階）		年度	令和 3		4		5	
			食費	居住費 （滞在費）	食費	居住費 （滞在費）	食費	居住費 （滞在費）
第 1 段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者		302 人	302 人	287 人	287 人	294 人	294 人
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税であって年金収入等(※)が 80 万円以下の者		1,002 人	1,002 人	920 人	920 人	901 人	902 人
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって年金収入等(※)が 80 万円超 120 万円以下の者		942 人	942 人	954 人	954 人	978 人	978 人
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって年金収入等(※)が 120 万円超の者		1,975 人	1,975 人	2,008 人	2,008 人	1,926 人	1,926 人

※公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額

② 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る減額（平成 12 年 4 月～）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に平成 12 年 3 月 31 日以前に入所している者のうち、低所得者に対し、利用料及び食費・居住費の減額等を行う。（食費は平成 17 年 9 月まで）

利用者負担

（毎年度末現在）

区分		年度	令和 2	3	4	5
		免 除		0 人	0 人	0 人
減 額		2 人	1 人	0 人	0 人	

③ 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る食費・居住費の減額（平成 17 年 10 月～）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に平成 12 年 3 月 31 日以前に入所している者のうち、

低所得者に対し、食費・居住費の減額を行う。

（毎年度末現在）

区分（利用者負担段階）		令和2		3		4		5	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	0人	2人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって年金収入等(※)が80万円以下の者	4人	2人	3人	2人	0人	0人	0人	0人
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって年金収入等(※)が80万円超の者	1人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人

※公的年金等収入金額（非課税年金を含まない）+その他の合計所得金額

④ 障害者利用者支援措置（平成12年4月～）

障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。

区分	年度	令和2	3	4	5
認定証発行者数		0人	0人	0人	0人
軽減金額		0円	0円	0円	0円

⑤ 社会福祉法人等による軽減に対する補助（平成12年4月～）

社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

区分	年度	令和2	3	4	5
確認証発行者数		206人	224人	189人	250人
補助金額		4,505,071円	3,785,765円	3,835,906円	4,372,880円

⑥ 訪問介護等利用者負担助成（平成13年4月～）

65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。

区分	年度	令和2	3	4	5
認定証発行者数		184人	173人	167人	164人
軽減金額		4,484,307円	4,473,373円	4,291,648円	4,350,800円

⑦ 訪問サービス等利用者負担助成（平成15年7月～）

市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス（以上、介護予防を含む。）を利用したときの利用者負担額を助成する。

区分	年度	令和2	3	4	5
認定証発行者数		34人	42人	34人	48人
助成金額		277,638円	415,447円	263,047円	226,170円

⑧ 中山間地域等における利用者負担額軽減（平成21年4月～）

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者（市町村民税本人非課税の者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。中山間地域等小規模事業所加算の創設に対する利用者負担額軽減措置。

区分	年度	令和2	3	4	5
確認証発行者数		15人	14人	29人	1人
補助金額		12,643円	11,133円	15,853円	5,838円

⑨ 介護保険料の減額（平成15年4月～）

所得段階が第3段階もしくは第4段階（27年度からは第2段階から第5段階）で収入や資産の状況が生活保護基準以下と認められる者の介護保険料を、申請により第1段階相当額に減額する。

区分	年度	令和2	3	4	5
減額承認者数		21人	16人	21人	22人
軽減金額		340,600円	274,800円	313,700円	392,500円

(7) 地域支援事業（特記以外は平成18年4月～）

① 介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年4月～）

ア 介護予防・生活支援サービス事業

a 訪問型サービス事業（平成29年4月～）

b 訪問型住民主体サービス事業（平成31年4月～）

高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、要支援者等の生活援助を行うボランティア団体に対する補助を行った。令和4年度に活動に対する奨励金を助成対象とするための加算を新設した。

c 訪問型短期集中予防サービス事業（平成29年4月～）

d 通所型サービス事業（平成29年4月～）

e 短期集中予防サービス事業（平成29年4月～）

f 短期集中運動型サービス検討事業（令和4年4月～）

介護予防をより推進し、要支援者等の自立支援及び重度化防止を目的とするリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、短期集中運動型サービスの検討を行っ

た。

イ 一般介護予防事業

- a シニア世代のヘルスプロモーション事業（平成29年4月～介護予防健康教育事業と高齢者健康相談事業を統合）
- b 地域リハビリテーション活動支援事業（平成29年4月～）
- c 高齢者のしおり作成事業
- d お達者クラブ運営支援事業（平成12年4月～）
- e 健康づくり推進員支援事業（平成12年4月～）
- f 心をつなぐともしびグループ活動推進事業
- g 高齢者料理教室支援事業（平成20年4月～）
- h 高齢者いきいきポイント推進事業（平成25年8月～）
- i 介護予防把握事業（平成30年4月～）
- j よかよか元気クラブ活動支援事業（平成28年4月～）
- k 一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（平成30年4月～）

② 包括的支援事業

ア 地域包括支援センター運営事業（平成19年2月～）

高齢者の介護予防及び自立支援のため、長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）において保健師等が総合相談支援等を行った。

- ・長寿あんしん相談センター武岡を開設（令和2年8月）
- ・長寿あんしん相談センター本部を移転（令和6年3月）

イ 認知症施策推進事業（平成27年4月～）

医療機関や介護サービス事業者等、地域における関係者の連携推進を図る認知症地域支援推進員の配置を行った。令和3年度には前年度から1人増員し、3人配置した。また、介護者の不安や悩みに対応する電話相談を実施した。

ウ 生活支援体制整備事業（平成27年4月～）

エ 認知症初期集中支援推進事業（平成27年4月～）

認知症の人やその家族の早期支援に関わる「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センター17か所に配置し、令和2年度からは、活動内容の充実を図るため、チーム員会議を定例開催に改め、認知症ケアの質も高められるよう複数のチーム員や支援者等が参加できる体制としている。

オ 在宅医療と介護の連携推進事業（平成25年4月～）

カ チームオレンジ設置運営支援事業（令和5年4月～）

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、認知症の方やその家族、サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体を「チームオレンジ」として認定し、運営を支援した。

③ 任意事業

- ア 介護給付適正化事業
- イ 家族介護講習会等開催事業
- ウ 家族介護慰労金支給事業
- エ 高齢者見守り支援事業
- オ 成年後見制度利用支援事業
- カ 住宅改修支援事業
- キ 高齢者住宅生活援助員派遣事業
- ク 介護サービス相談員派遣事業
- ケ 認知症オレンジサポーター養成事業
- コ 認知症あんしんサポート事業（令和3年10月～）

認知症やその疑いにより行方不明となった方の早期発見につなげるため、市LINE公式アカウントを活用し、行方不明者情報や日常生活での見守りに関する情報等を配信した（かごしま市認知症おかえりサポートシステム）。

(8) その他実施事業

① 介護施設ボランティアポイント事業（令和4年4月～）

市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高めるため、介護保険施設等でのボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与した。

令和4年度に高齢者いきいきポイント推進事業から介護保険施設等でのボランティア活動を移管し、助成対象者を、要介護認定を受けていない本市に居住する65歳以上の高齢者から本市に居住する者へ拡充した。

② 介護事業所経営力強化研修事業（令和5年4月～）

介護の現場における業務効率の向上、リスクマネジメントなどの課題をテーマとした経営者向けの研修を実施し、職場環境の改善、経営力の強化を図った。

- ・研修動画作成
- ・動画配信による研修の実施
- ・アンケートによる効果検証

## 4 生活保護

本市の生活保護の状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があった令和2年度以降も被保護世帯数及び人員、保護率は、ほぼ横ばいとなっている。

また、世帯類型別でみると、65歳以上の高齢者で構成される「高齢者世帯」が被保護世帯の5割を超えており、「母子世帯」及び「傷病・障害世帯」が減少傾向にあるのに対し、稼働年齢層（15歳～64歳）

が多くいる「その他世帯」は、ほぼ横ばいで推移している。

(1) 被保護世帯・人員の推移

区分 年度	人 口	被保護者（月平均）		保護率（‰）		
		世帯	人員	市	県	国
令和2	594,130	11,613	14,774	25.08	18.70	16.32
3	592,902	11,640	14,697	25.12	18.68	16.29
4	589,288	11,618	14,559	25.08	18.55	16.20
5	586,496	11,553	14,382	24.91	18.52	16.23

人口は各年度1月1日付け。被保護者（月平均）及び保護率（‰）は、年度平均で令和5年度は4～12月までの平均。ただし、令和5年度国・県の保護率（‰）は、4～10月までの平均。

(2) 世帯類型別被保護世帯数（各年度平均）

年度	高齢者	母子	傷病・障害者	その他
令和2	6,064	617	2,586	2,346
3	6,157	603	2,496	2,383
4	6,184	587	2,450	2,396
5	6,205	563	2,403	2,354

(3) 低所得世帯への給付金支給事業（令和3年度～）※国の補助事業（補助率：10分の10）

新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響が長期化する中、低所得世帯（住民税非課税世帯等）を支援するため、給付金を支給した。

種 別	①住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付 金	②電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付 金	③鹿児島市価格高騰重 点支援給付金
年 度	令和3～4年度	令和4年度	令和5年度
対 象 世 帯	令和3年度又は令和4 年度の住民税非課税世 帯及び家計急変世帯	令和4年度の住民税非 課税世帯及び家計急変 世帯	令和5年度の住民税非 課税世帯及び家計急変 世帯
支 給 額	10万円	5万円	3万円
ア申請世帯数	ア 91,157世帯	ア 80,038世帯	ア 80,616世帯
イ支給世帯数	イ 89,848世帯	イ 79,731世帯	イ 79,901世帯
ウ支給率	ウ 98.6%	ウ 99.6%	ウ 99.1%



エ支給総額	エ 8,984,800 千円	エ 3,986,550 千円	エ 2,397,030 千円
種 別	④鹿児島市物価高騰対応追加給付金	⑤鹿児島市物価高騰対応補足給付金 (均等割のみ)	⑥鹿児島市物価高騰対応補足給付金 (こども加算)
年 度	令和5～6年度	令和5～6年度	令和5～6年度
対 象 世 帯	令和5年度の住民税非課税世帯	令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯	同一世帯に18歳以下の児童がいる④⑤の世帯
支 給 額	7万円	10万円	5万円×対象児童数
ア支給世帯数	ア 79,293 世帯	ア 6,912 世帯	ア 7,196 人
イ支給総額	イ 5,550,510 千円	イ 691,200 千円	イ 359,800 千円

※④⑤⑥については令和6年度まで継続実施のため5年度実績額を記載

## 5 生活困窮者自立支援

### (1) 生活困窮者自立相談支援事業（平成27年度～）

#### ① 生活・就労支援センターかごしま（平成27年度～）

平成28年10月に設置した「生活・就労支援センターかごしま」において、ハローワークかごしま及びシルバー人材センターによるワンストップでの就労支援を中心に、それぞれの相談を包括的に受け止め、経済的、社会的な自立に向けた支援を行う。

#### ② 生活支援コーディネータ（令和元年度～）

平成31年4月より生活支援コーディネータを設置し、関係課や関連機関との連携支援や、相談窓口への来庁が困難な方に対する訪問支援等に取り組んでいる。

### (2) 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給することにより、生活基盤となる住居を確保するとともに、就職等に向けた支援を行う。

相談件数・給付状況の推移

	令和2		3		4		5	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
相談件数	2,349		1,263		832		386	
給付状況	1,767	60,205,400	670	22,582,473	385	12,494,400	84	2,831,600

### (3) 子ども学習サポート事業（平成28年度～）

家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない小・中学

生への学習・生活支援を、教員OBや大学生等の協力により実施している。

(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（令和3～4年度）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯等で支給要件を満たす世帯に対して、就労による自立を促進するために自立支援金を支給した。

種 別	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	
支 給 要 件	①収入要件 ②資産要件 ③求職活動要件	
支 給 額	①単身世帯：月額6万円 ②2人世帯：月額8万円 ③3人以上世帯：月額10万円	
支 給 期 間	申請月から3か月	
再支給の要件	本自立支援金を3か月受領し、申請期限までに再支給申請を行った世帯で支給要件を満たす世帯	
支 給 状 況 等	初回	再支給
①申請件数	①1,498件	①562件
②支給決定件数	②1,092件	②509件
③支給額	③193,860千円	③107,360千円

## 6 高齢者福祉

(1) 高齢者保健福祉計画（鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画：第7期 平成30～令和2年度、第8期 令和3～令和5年度）

高齢者保健福祉計画は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、「介護保険事業計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定しており、各期計画に基づき高齢者保健福祉施策を積極的に推進した。

また、令和5年度は第六次総合計画との整合性を図った上で、6年度から8年度までを計画期間とする「第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」を策定した。

(2) 生きがい対策と社会参加

高齢者が、長い人生を充実したものとするためには、健康の保持増進や生活の安定と併せて、高齢期においても、意欲や情熱をもち、社会の重要な担い手としての役割を果たしながら生活していくこ

とが大切であることから、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の促進に努めた。

① 高齢者生きがい支援広報強化事業（令和2年度～）

高齢者の生きがいづくり・健康づくりを目的とした各施策を集約し、写真やイラストを入れた分かりやすいパンフレットを作成し、各施策のさらなる利用促進を図った。※4年度から隔年作成

年 度	令和2	3	4	5
発行部数	48,000部	42,000部	35,000部	—

② 敬老パス交付事業（昭和42年度～）

高齢者に敬老の意を表するとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の促進を図るために、本市域内の市電・バス、桜島フェリー及び「あいばす」を正規運賃の1/3の負担で利用できる敬老パスを交付した。また、令和5年3月から敬老パスの顔写真を窓口においてデジタルカメラ撮影で取り込む仕様に改め、写真を持参せずともパスを作れるように市民サービスの向上を図った。

年 度	令和2	3	4	5
交付枚数	104,905枚	107,831枚	111,279枚	115,065枚

③ その他実施事業

- ・敬老祝事業（昭和32年度～）
- ・愛のふれあい会食事業（平成3年度～）
- ・すこやか長寿まつり開催事業（平成24年度～）
- ・すこやか入浴事業（平成6年度～）
- ・高齢者福祉バス運行事業（昭和60年度～）

(3) 在宅福祉の充実

高齢化の進展に伴い、寝たきり高齢者など介護を必要とする高齢者は、今後ますます増加することが見込まれている。今や介護問題は、老後生活における最大の不安要因となっており、本市では高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、各種施策を推進している。

① ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（平成25年度～）

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう支援した。

年 度	令和2	3	4	5
年度末稼働台数	1,420台	1,463台	1,470台	1,468台

② 実施事業

- ・虚弱高齢者等福祉用具給付事業（平成12年度～）
- ・老人介護手当支給事業（昭和61年度～）
- ・家族介護慰労金支給事業（平成13年度～）

- ・紙おむつ等助成事業（平成 12 年度～）
- ・心をつなぐ訪問給食事業（平成 5 年度～）
- ・高齢者住宅改造費助成事業（平成 9 年度～）
- ・高齢者短期入所事業（平成 12 年度～）

#### (4) 高齢者の権利擁護の推進

##### ① 成年後見制度利用促進事業(平成 30 年度～)

認知症や知的・精神障害などにより成年後見等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、「鹿児島市成年後見センター」の設置、運営を行った。

年度	令和 2	3	4	5
相談件数	690 件	817 件	842 件	970 件

##### ② 成年後見制度利用支援事業（平成 13 年度～）

後見等開始の審判を申立てる人がいない認知症高齢者の審判の申立てを行うほか後見人等報酬の助成を行った。

年度	令和 2	3	4	5
市長申立件数	21 件	32 件	32 件	37 件
報酬助成件数	92 件	101 件	137 件	151 件

##### ③ 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業（平成 20 年度～）

地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図った。

#### (5) 地域活動の推進

##### ① 老人クラブ補助金交付事業（昭和 37 年度～）

高齢者クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位高齢者クラブ及び市高齢者クラブ連合会に対し助成を行った。

年 度	令和 2	3	4	5
単位高齢者クラブ数	313 クラブ	315 クラブ	317 クラブ	316 クラブ
高齢者クラブ会員数	16,577 人	15,934 人	15,419 人	15,156 人

##### ② 地域ふれあい交流助成事業（平成 10 年度～）

高齢者の生きがいづくりを促進し、あわせて子どもの高齢社会に対する理解を深めるため、地域において高齢者と子どもたちとのふれあい交流を図る事業を実施する団体に対し、経費の一部を助成した。

年 度	令和2	3	4	5
実施団体数	31 団体	28 団体	33 団体	53 団体

(6) 福祉施設の充実

① 高齢者福祉センター等管理運営事業（平成7年度～）

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する高齢者福祉センター、喜入老人憩の家及びすこやかランド石坂の里の管理運営を行った。

	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構 造 等
高齢者福祉センター与次郎	1,322.00	2,815.11	鉄筋コンクリート造5階建
高齢者福祉センター東桜島	7,060.00	1,155.38	鉄筋コンクリート造2階建
高齢者福祉センター谷山	6,499.99	2,968.79	鉄筋コンクリート造2階建
高齢者福祉センター桜島	6,755.00	642.24	鉄筋コンクリート造平屋建
高齢者福祉センター郡山	6,543.00	726.00	鉄筋コンクリート造平屋建
高齢者福祉センター吉野	11,261.83	1,803.86	鉄筋コンクリート造2階建
高齢者福祉センター伊敷	4,730.94	2,037.95	鉄筋コンクリート造一部3階建
すこやかランド石坂の里	3,016.31	357.45	鉄筋コンクリート造平屋建
喜入老人憩の家	2,000.00	520.03	鉄筋コンクリート造平屋建

② 介護老人福祉施設等整備費補助事業（平成8年度～）

施設入所者等の福祉の向上を図るため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的かつ質の高い施設の整備を促進した。

施設種類	年度			
	令和2	3	4	5
特別養護老人ホーム	1 施設	0 施設	0 施設	2 施設
認知症高齢者グループホーム	1 施設	0 施設	2 施設	3 施設
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設	0 施設	0 施設	0 施設
計	3 施設	0 施設	2 施設	5 施設

※ この他、令和2年度は、認知症高齢者グループホーム（1施設）の屋根及び外壁改修工事の補助、認知症高齢者グループホーム（1施設）の非常用自家発電設備整備の補助、特別養護老人ホーム（1施設）の給水設備整備の補助、地域密着型通所介護事業所（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）のブロック塀等改修整備の補助、地域密着型特別養護老人ホーム（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）、有料老人ホーム（1施設）の簡易陰圧装置設置の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム1施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所2施設）

設）を実施。

3年度は、有料老人ホーム（2施設）のスプリンクラー設備等整備の補助、特別養護老人ホーム（4施設）の非常用自家発電設備整備の補助、通所介護事業所（1施設）、認知症高齢者グループホーム（1施設）、有料老人ホーム（2施設）のブロック塀等改修工事の補助、特別養護老人ホーム（1施設）の多床室の個室化に要する改修工事の補助、施設開設準備経費に対する補助（看護小規模多機能型居宅介護事業所1施設）を実施。

4年度は、有料老人ホーム（1施設）のスプリンクラー設備等整備の補助、認知症高齢者グループホーム（1施設）の屋上防水及び外壁改修工事の補助、地域密着型特別養護老人ホーム（1施設）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（1施設）の非常用自家発電設備整備の補助、特別養護老人ホーム（1施設）の給水設備整備の補助、サービス付き高齢者向け住宅（1施設）の簡易陰圧装置設置の補助、認知症高齢者グループホーム（1施設）、有料老人ホーム（2施設）の家族面会室整備の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム3施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所1施設）を実施。

5年度は、特別養護老人ホーム（3施設）の非常用自家発電設備整備の補助、認知症高齢者グループホーム（3施設）、小規模多機能型居宅介護事業所（1施設）の簡易陰圧装置設置の補助、認知症高齢者グループホーム（2施設）の家族面会室整備の補助、施設開設準備経費に対する補助（認知症高齢者グループホーム6施設、小規模な介護付きホーム2施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所2施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所2施設）を実施。

③ 老人福祉施設整備資金利子補助事業（平成11年度～）

社会福祉法人が老人福祉施設を整備する際に、福祉医療機構から借り入れた施設整備資金に係る利子の一部を補助し、老人福祉施設の整備を促進した。

年 度	令和2	3	4	5
補助法人数	17 法人	15 法人	14 法人	9 法人

④ 地域密着型サービス事業者の指定（平成18年度～）

認知症やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として、日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスが新たに類型化され、市町村が事業者の指定を行うことになり当該事業所の整備を計画的に促進した。

種 別	指 定 し た 事 業 所 数				
	年度	令和2	3	4	5
夜間対応型訪問介護		0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
認知症対応型通所介護及び 介護予防認知症対応型通所介護		0 施設	1 施設	0 施設	0 施設

小規模多機能型居宅介護及び 介護予防小規模多機能型居宅介護	1 施設	0 施設	0 施設	0 施設
認知症対応型共同生活介護及び 介護予防認知症対応型共同生活介護	2 施設	2 施設	2 施設	3 施設
地域密着型特定施設入所者生活介護	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
定期巡回・随時対応型訪問介護	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設
看護小規模多機能型居宅介護	2 施設	0 施設	1 施設	1 施設
地域密着型通所介護	16 施設	11 施設	9 施設	11 施設
計	21 施設	14 施設	13 施設	16 施設

※各年度の事業所数は指定日で記載

⑤ 社会福祉施設避難確保計画運用支援事業（令和5年度～）

災害時において、洪水浸水想定区域等に立地する高齢者福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう、施設等が作成する避難確保計画の運用支援を行う。

- ・避難確保計画の精査及び検証
- ・防災知識の普及啓発
- ・避難の実効性を高めるための助言及び支援

(7) 後期高齢者医療制度（平成20年度～）

高齢期における適切な医療の確保を図るため、健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって保健の向上及び高齢者の福祉の推進を図った。

① 被保険者

75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害があり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

② 運営主体

鹿児島県後期高齢者医療広域連合

③ 医療の給付

- ア 現物給付 保険医療機関で受けた入院、外来、訪問看護など
- イ 現金給付 一般診療、治療用装具、はり・きゅう、高額療養費など

④ 自己負担金

所得区分		一部負担金	入院時上限額（月）	食事標準負担額
現役 並み 所得者	課税所得 690万円以上（Ⅲ）	3割	252,600円＋ （医療費－842,000円）×1％円 （140,100円）※1	1食460円
	課税所得 380万円以上（Ⅱ）		167,400円＋ （医療費－558,000円）×1％円 （93,000円）※1	
	課税所得 145万円以上（Ⅰ）		80,100円＋ （医療費－267,000円）×1％円 （44,400円）※1	
	一般Ⅱ	2割	57,600円	
一般Ⅰ	1割	（44,400円）※2	24,600円	1食210円 （長期160円）
低所得者Ⅱ				15,000円
低所得者Ⅰ				

※1 12カ月以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額

※2 12カ月以内に3回以上高額療養費（世帯単位）に該当した場合の4回目以降の額

⑤ 保険料

保険料は原則県内一律で、2年毎に広域連合が決定し、市町村が徴収する。

・保険料（年額）＝均等割額＋所得割額{（総所得金額等－基礎控除額）×所得割率}

年 度	令和2～3	令和4～5
均等割額	55,100円	56,900円
所得割率	10.38%	10.88%
賦課限度額	640,000円	660,000円

⑥ 保険料の軽減

一定の所得以下の方は均等割額が軽減される。

⑦ 保険料の徴収

ア 特別徴収 年金額年額18万円以上の方は年金から原則として天引きされる。

イ 普通徴収 7月から翌年3月までの9期に分けて納付書又は口座振替で納付する。

⑧ 被保険者数の推移（各年度平均）

年 度	令和2	3	4
被保険者数	77,803人	78,386人	80,728人

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（令和3年度～）



高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握や支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行った。

### (9) 喜入園の民営化（令和3～5年度）

喜入園は、鹿児島市養護老人ホーム等あり方検討委員会報告及び鹿児島市公共施設配置適正化計画を踏まえ、令和6年4月1日から民設民営方式に移行することとし、公募により後継事業者として社会福祉法人常盤会を決定するなど、民営化に向けた取り組みを進めた。

経緯等

- ・令和4年7月 民間移譲に係る運営事業者の公募を実施
- ・令和5年1月 移譲先候補者の決定
- ・令和5年3月 民間移譲に関する基本協定の締結
- ・令和5年9月 市立喜入園条例の廃止など民営化に関する議案の議決
- ・令和6年3月 後継施設の認可
- ・令和6年4月 後継事業者による運営開始

## 7 障害者福祉

近年、心身に障害のある方は増加する傾向にあり、身体障害者の高齢化も進行している。このような状況を踏まえ、鹿児島市障害者計画に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人が互いに尊重し支えあう社会の実現のため、障害者の社会参加に向けた施策の一層の推進を図ってきた。

### (1) 障害福祉サービス（平成18年度～）

#### ① 支給決定

障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」やサービス等利用計画案を踏まえ、支給決定基準に基づき、受けられるサービスの種類や量の支給決定を行う。

#### ② 利用者負担

原則として所得に応じた負担上限月額が利用者の負担となるが、その額よりサービスに要する費用の1割相当額が低い場合には、1割相当額を負担する。

[本市独自の軽減措置]

利用者負担額の2分の1を助成する。（平成19年度～）

#### ③ 延利用者数

年 度	令和2	3	4	5（見込み）
居宅介護	11,231人	11,612人	11,953人	12,445人

年 度	令和2	3	4	5（見込み）
重度訪問介護	1,302人	1,575人	1,718人	1,891人
同行援護	2,636人	2,746人	2,699人	2,731人
行動援護	513人	462人	440人	459人
短期入所	3,132人	3,514人	3,422人	4,463人
療養介護	1,417人	1,459人	1,478人	1,479人
生活介護	19,684人	19,962人	20,177人	20,476人
自立訓練（機能訓練）	60人	153人	150人	81人
自立訓練（生活訓練）	1,441人	1,276人	1,198人	1,064人
就労移行支援	2,187人	2,096人	1,837人	1,882人
就労継続支援	33,792人	38,462人	37,919人	40,070人
就労定着支援 ※	485人	565人	593人	607人
自立生活援助 ※	219人	167人	189人	215人
共同生活援助	9,057人	10,384人	11,759人	13,484人
施設入所支援	8,814人	8,560人	8,488人	8,476人
地域相談支援	190人	152人	206人	209人
計画相談支援	15,731人	16,370人	15,958人	17,422人

※就労定着支援、自立生活援助は平成30年度から実施。

## (2) 鹿児島市障害者計画及び障害福祉計画の策定・管理（平成18年度～）

鹿児島市障害者計画及び鹿児島市障害福祉計画・鹿児島市障害児福祉計画の策定・管理を行う。

### ① 鹿児島市障害者計画

ア 根拠：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

イ 内容：本市の障害者施策を推進するための計画として、施策の基本的方向を示す。

ウ 計画期間：第四次鹿児島市障害者計画（平成30～令和4年度・平成29年度策定）

第五次鹿児島市障害者計画（令和5～9年度・令和4年度策定）

### ② 鹿児島市障害福祉計画・鹿児島市障害児福祉計画

ア 根拠：障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画」

「鹿児島市障害者計画」の数値目標を含む実施計画と位置付ける。

イ 内容：障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

ウ 計画期間：鹿児島市障害福祉計画第5期計画・鹿児島市障害児福祉計画第1期計画

（平成30～令和2年度・平成29年度策定）

鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画

（令和3～5年度・令和2年度策定）

鹿児島市障害福祉計画第7期計画・鹿児島市障害児福祉計画第3期計画  
（令和6～8年度・令和5年度策定）

(3) 社会参加の促進

① ゆうあいガイドブック作成事業（令和4年度第八刷発行）

障害者やその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介するガイドブックを作成、配布することにより、障害者がライフステージに合わせた適切なサービスを利用できるよう情報を提供する。

② その他実施事業

- ・鹿児島市ナイスハート支援事業（平成24年度～）
- ・チャレンジド大賞表彰事業（平成25年度～）

(4) 手話言語及び情報・コミュニケーション条例（仮称）制定事業（令和4年度、5年度）

① 目的

障害者への理解促進の気運を醸成し、障害者の生活課題等の解消と、意思疎通支援の充実による共生社会の実現を目指す。

② 事業内容

手話言語及び情報・コミュニケーション条例（仮称）を制定する。

③ 経過

- |       |   |
|-------|---|
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・手話言語等に係る条例制定に伴うアンケート、ヒアリング調査</li><li>・手話言語条例（仮称）制定に向けた職員研修会開催</li><li>・手話言語等に係る条例制定検討委員会開催（1回）</li><li>・手話言語等に係る条例制定推進委員会開催（1回）</li></ul>  |
| 5年度   | <ul style="list-style-type: none"><li>・手話言語等に係る条例制定検討委員会開催（2回）</li><li>・手話言語等に係る条例制定推進委員会開催（2回）</li><li>・鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）素案についてのパブリックコメント実施</li><li>・鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定<br/>（令和6年4月1日施行）</li></ul> |

(5) 在宅福祉の充実

① 発達障害児等家族支援補助金（令和元年度～）

児童発達支援事業所等が、通所している発達障害児等の保護者に対して、グループ講習等の集団

支援を実施した場合に、経費の一部を助成する。

② 相談支援専門員配置補助金（令和元年度～4年度）

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を行う社会福祉法人等が、相談体制の充実を図るため、常勤専従の相談支援専門員を新たに特定相談支援事業又は障害児相談支援事業を行う事業所へ配置した場合に、経費の一部を助成する。

③ 障害児通所等支援事業（平成24年度～）

障害児に対する療育として、児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施する。

ア 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

イ 放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

エ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

・利用者負担

原則として所得に応じた負担上限月額が利用者の負担となるが、その額よりサービスに要する費用の1割相当額が低い場合には、1割相当額を負担する。さらに本市独自の軽減措置がある。

・本市独自の軽減措置

利用者負担額の全額を助成する。（平成19年度～）

オ 延利用者数

年 度	令和2	3	4	5（見込み）
児童発達支援	30,195人	34,250人	37,387人	38,688人
放課後等デイサービス	28,408人	33,118人	38,574人	45,238人
居宅訪問型児童発達支援※	36人	16人	10人	11人
保育所等訪問支援	877人	1,381人	1,929人	2,937人

※居宅訪問型児童発達支援は平成30年度から実施。

④ 障害者基幹相談支援センター(平成24年度～)

障害者を対象とした総合的な相談や障害者差別の解消に係る相談等を行う基幹相談支援センターについて、令和3年度から開所日を拡充(週5日→週6日)するなど相談支援体制の充実を図った。

⑤ 地域生活支援拠点（平成29年度～）

地域で生活する障害者の社会生活上の不安の解消を図り、障害者及び家族が安心して生活できるよう支援し、それにより障害のある人もない人も共に地域で生活できる社会を推進する。

⑥ 医療的ケアを必要とする障害児支援事業（令和元年度～）

医療的ケアを必要とする障害児が適正な支援を受けられるように、関係機関等が連携を図るための協議の場を運営するほか、令和5年度からは医療的ケア児支援に関するリーフレットの作成を行った。

⑦ 在宅重度心身障害児家族支援事業（令和3年度～）

在宅の重度心身障害児の看護や介護を行う家族のレスパイトを図るため、訪問看護を利用する場合の費用助成を行うもので、令和5年度からは、自宅外での看護も助成対象とするとともに、一日当たりの助成上限時間を撤廃し、制度を拡充した。

⑧ その他実施事業

- ・補装具の交付・修理（昭和25年度～）
- ・難聴児補聴器購入助成事業（平成25年度～）
- ・ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業（平成25年度～）
- ・成年後見制度利用支援事業（平成14年度～）
- ・児童発達支援事業専門員加算等補助金（昭和51年度～）
- ・日常生活用具の給付（昭和47年度～）
- ・障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業（令和2年度～）
- ・障害福祉サービス等支援体制整備事業（令和3年度～）
- ・障害児通所支援事業所安心・安全対策支援事業（令和4・5年度）

(6) 施設の充実

① 障害者福祉施設（施設整備費・設備整備費）補助事業（国補助事業）（平成8年度～）

社会福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、建設費の一部を補助する。

年 度	令和2	3	4	5
障 害 者 支 援 施 設	3件	0件	2件	0件
障害福祉サービス事業所等	5件	3件	3件	2件

8 保健予防

(1) 元氣いきいき検診事業（昭和58年度～）

① 事業内容

受診機会（職場検診など）のない市民に対して、生活習慣病の予防・早期発見のため、集団検診（保健センター、学校等での検診）、個別検診（医療機関での検診）により各種がん検診等を実施する。

集団検診では複数の検診や特定検診を同時に受診できる会場や土日検診の実施、予約が必要な検診については、従来の電話やFAXに加え、WEBによる予約方法を追加するなど、市民が受診しやすい環境の整備を図るとともに、令和5年10月から胃がん検診で胃内視鏡検査を開始した。

② 実施状況

受診者数

年 度	令和2	3	4
胃がん検診	9,128人	9,770人	9,500人
子宮がん検診	26,359人	26,793人	27,353人
乳がん検診	14,390人	14,945人	15,771人
肺がん検診	21,106人	22,847人	23,676人
大腸がん検診	21,202人	22,716人	23,514人

(2) がん患者ウィッグ購入費助成事業（令和4年度～）

① 事業内容

がん患者が使用するウィッグの購入費用の一部を助成することにより、経済的負担及び精神的負担の軽減を図り、がん患者の就労等の社会生活を支援する。

② 実施状況

年 度	令和4	5
助成件数	235件	234件

(3) すこやか長寿健康支援事業（令和3年度～）

① 事業内容

医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取り組みを一体的に実施する。

② 実施状況

- ・高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

年 度	令和3	4
実人数	1,407人	2,904人
延人数	2,145人	4,478人

- ・通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

年 度	令和3	4
実施箇所数	557か所	546か所
実施回数	2,442回	2,540回

実施人数	32,128人	34,772人
------	---------	---------

・気軽に相談できる環境づくり

年 度	令和3	4
実施箇所数	—	11か所
実施回数	—	41回
実施人数	—	364人

※気軽に相談できる環境づくりは、令和4年度から実施。

(4) 乳幼児歯の健康づくり事業（平成元年度～）

① 事業内容

むし歯の予防を図るために、1歳児、2歳児、2歳6か月児、翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象に歯科健診及びフッ素塗布を市内の歯科医療機関に委託して実施する。

自己負担金は、1歳児は無料、その他は600円、ただし、生活保護世帯や市民税非課税世帯の受診者は無料。

② 実施状況

年 度	令和2	3	4
受診者数	14,660人	14,085人	13,301人

(5) 子ども達の歯と口の健康を守るための歯科健診事業（令和2年度～）

① 事業内容

乳歯及び永久歯のむし歯の予防を図るために、小学一年生を対象に歯科健診及びフッ素塗布を市内の歯科医療機関に委託して実施する。自己負担金は無料。

② 実施状況

年 度	令和2	3	4
受診者数	3,384人	3,324人	3,159人

(6) 定期予防接種事業（平成7年度～）

① 事業内容

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づく定期の予防接種についてA類疾病は全額公費負担、B類疾病は一部公費負担で実施する。

② 実施状況

接種件数

ア A類疾病

年 度		令和2	3	4
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ	4種混合	19,629件	18,625件	17,151件
ジフテリア・百日せき 破傷風	3種混合	0件	1件	2件
ジフテリア・破傷風	2種混合	4,024件	4,016件	3,635件
急性灰白髄炎 (ポリオ)		1件	0件	0件
結核（BCG）		4,770件	4,687件	4,290件
麻しん風しん 混合	1期	4,758件	4,594件	4,481件
	2期	5,022件	5,005件	4,854件
	5期	1,066件	1,481件	830件
日本脳炎	1期	17,077件	12,359件	18,105件
	特例	3,385件	1,707件	2,277件
	2期	4,488件	1,940件	5,270件
ヒトパピローウイルス感染症 (子宮頸がん：従来の定期接 種)		488件	1,232件	2,367件
ヒトパピローウイルス感染症 (子宮頸がん：キャッチアッ プ接種)		—	—	2,776件
H i b感染症		19,640件	18,651件	17,335件
小児用肺炎球菌		19,262件	18,617件	17,365件
B型肝炎		14,158件	13,959件	12,909件
水痘		9,781件	8,648件	8,324件
ロタウイルス感染症(1価)		2,927件	6,517件	6,247件
ロタウイルス感染症(5価)		1,594件	4,069件	3,319件

※ ロタウイルス感染症については、令和2年10月から定期接種化

※ ヒトパピローウイルス感染症（子宮頸がん：キャッチアップ接種）については、令和4年4月から開始（令和4～6年度）

イ B類疾病

年 度	令和2	3	4
インフルエンザ	111,175件	97,123件	99,317件
成人用肺炎球菌	6,539件	6,540件	5,797件



(7) おたふくかぜ予防接種事業（令和2年度～）

① 事業内容

おたふくかぜの発生及びまん延を防止するため、1歳以上2歳未満の者及び5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間の者を対象に、おたふくかぜ予防接種を実施し、その接種費用について一部助成する。

② 実施状況

年 度	令和2	3	4
接種件数	8,567件	8,362件	8,257件

(8) 感染症に強いまちづくり推進事業（令和3年度～）

① 事業内容

新たな感染症の発生に備え、平常時から関係機関が連携し、協力する体制を構築することで感染症に強いまちを目指すため、感染症対策医療機関連絡協議会、感染管理講演会及び感染症対応実務研修会を開催する。

② 実施状況

ア 感染管理講演会（Web開催）[隔年実施]

年 度	令和3	4	5
参加医療機関数 (うち一般病床等あり)	—	—	41件 (29件)

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催見送り

イ 感染症対応実務研修会（Web開催）

年 度	令和3	4	5
参加者数	—	2,406人	2,025人

※ 参加者数は、ページ閲覧回数を記載

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催見送り

(9) 骨髄移植等による再接種助成事業（令和4年度～）

① 事業内容

予防接種の再接種費用を助成することにより経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の発病予防及び感染症のまん延防止を図る。

② 実施状況

認定及び接種状況

年 度	令和4
認定者数	10人
被接種者数	7人
接種件数	37件

(10) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業（令和5年度～）

（長期入院精神障害者の地域移行推進事業（令和元年度～）、ピアサポーターステップアップ事業（令和2年度～）を事業統合）

① 事業内容

精神科病院、相談支援事業所、他関係機関等の連携を強化するとともに、ピアサポーターの活動基盤を整え、精神障害にも対応した地域における支援体制の充実を図る。

② 実施状況

- ア 支援体制構築の協議
- イ ピアサポーターの養成・交流・訓練等の実施
- ウ 地域・精神科病院での普及啓発活動等の実施
- エ 地域移行支援の実施

(11) 自殺対策事業（平成20年度～）

① 事業内容

本市の自殺対策を総合的に推進し、市民の健康な暮らしを実現するため、「鹿児島市自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策委員会やゲートキーパー養成講座等を開催するほか、自殺に関する相談やポスター掲示による広報等を実施する。また、令和6年3月には「第二次鹿児島市自殺対策計画」を策定した。

② 実施状況

ゲートキーパー養成講座

年 度	令和2	3	4	5
回 数	15回	13回	15回	12回
参加者数	488人	550人	738人	397人

(12) 骨髄等移植ドナー支援事業（令和4年度～）

① 事業内容

骨髄又は末梢血幹細胞の移植の推進及び骨髄等の提供者の負担軽減を図るため、ドナーに対する助成や登録会を実施する。

② 実施状況

年 度	令和4	5
助成件数	5件	4件

(13) 新型コロナウイルス感染症予防医療事業（令和元～5年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、PCR等検査の費用や入院患者医療費の自己負担分の公的負担を行うとともに、相談業務を行ったほか、自宅療養者の生活を支援するため、食料等の支援や健康観察を実施した。（令和元～3年度は感染症予防医療事業として実施）

② 実施状況等

年度	令和元	2	3	4	5	合計
発生件数※	0人	869人	21,063人	169,318人	1,400人	192,650人
行政検査件数	116件	23,223件	54,650件	44,965件	1,497件	124,451件
相談件数	2,897件	30,357件	13,397件	56,506件	3,396件	106,553件
公費負担（入院・PCR等検査）	—	166,141,229円	633,422,196円	1,919,659,621円	309,568,521円	3,028,791,567円
食料等支援	—	—	1,593件	23,583件	295件	25,471件
パルスオキシメーター貸出	—	—	738件	8,491件	82件	9,311件

※公表日ごとの新規感染者数

令和4年9月21日以降は、県が公表している鹿児島医療圏の感染者数

令和5年度は、5月8日公表分までの感染者数

(14) 新型コロナウイルスワクチン接種事業（令和2～5年度）

① 事業内容

予防接種法に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、ワクチン接種を実施した。

② 経過等

令和3年2月 医療従事者等への1・2回目接種開始

4月 介護老人福祉施設入所者への接種開始

5月 高齢者への接種開始

中央保健センターに集団接種会場を開設（～5年6月）

本市独自の優先接種対象を設けるなど、順次接種

12月 3回目接種開始

4年3月 小児（5歳から11歳）接種開始

5月 4回目接種開始

- 6月 予約・接種券なしで接種可能な集団接種会場を開設
- 9月 令和4年秋開始接種開始（オミクロン株対応ワクチン）
- 10月 乳幼児（生後6か月から4歳）接種開始
- 5年5月 令和5年春開始接種開始
- 9月 令和5年秋開始接種開始
- 6年3月 定期接種化により事業終了

③ 実施状況

接種回	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
接種件数	492,643件	488,425件	408,325件	280,678件	179,929件	113,468件	72,701件
接種率	82.4%	81.7%	68.3%	47.0%	30.1%	19.0%	12.2%

(15) その他実施事業

- ・栄養改善対策事業（昭和35年度～）
- ・風しん予防対策事業（平成26年度～）
- ・風しん予防接種事業（平成30年度～）
- ・風しんの抗体検査・予防接種（追加的対策）（令和元～6年度）
- ・麻疹・風しん予防接種事業（令和元～3年度）
- ・特定感染症検査等事業（昭和61年度～）
- ・慢性腎臓病予防ネットワーク事業（平成27年度～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策マスク配付事業（令和2年度）
- ・精神保健福祉推進事業（昭和42年度～）
- ・難病患者地域支援事業（昭和23年度～）

9 救急医療

(1) 夜間急病センター管理運営事業（平成18年度～）

① 概要

鹿児島市夜間急病センターの管理運営を行い、夜間における初期救急医療を確保する。

ア 所在地 鴨池二丁目22番18号（鹿児島市保健・急病センター1階）

イ 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科  
 ※産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科はオンコール制

ウ 診療時間 午後7時（日曜日、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3は午後6時）～翌日午前7時  
 ※産婦人科、眼科・耳鼻いんこう科は午後10時まで

② 実施状況

年 度	令和2	3	4	5
受診者数	8,077人	7,708人	9,143人	9,732人

(2) 自動体外式除細動器（AED）貸出事業（平成21年度～）

① 概要

心停止者への迅速な救命活動に備えるため、市内で行われる行事に自動体外式除細動器（AED）の貸出しを行う。

② 実施状況

ア 貸出用保有台数 3台

イ 貸出件数

年 度	令和2	3	4	5
貸出件数	6件	21件	35件	27件

## 10 公衆衛生

(1) 鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例の施行（令和2年度～）

① 施行期日

令和2年6月1日（制定：令和2年3月18日）

② 概要

飼い主の責務や猫の多頭飼養届出の義務、飼い主のいない猫への不適切な給餌の禁止等について定めた「鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、条例に基づく周知・啓発を行う。

(2) 地域猫等の不妊去勢手術（該当しない野良猫の不妊去勢手術）（平成21年度～）

① 事業内容

地域猫等の不妊去勢手術費用を助成するとともに、公益財団法人どうぶつ基金の事業を活用し、地域猫等に該当しない野良猫に不妊去勢手術を実施する。（令和4年度～）

② 実施状況

年 度	令和2	3	4	5
地 域 猫 等	526頭	501頭	521頭	639頭
該当しない野良猫	-	-	95頭	162頭
合計	526頭	501頭	616頭	801頭

(3) 動物愛護サポーター登録制度（令和5年度～）

① 事業内容

幼齢猫のミルクボランティア活動を含む犬猫の一時預かりや、野良猫の捕獲・不妊去勢手術等のTNRなどをサポーターに協力依頼する制度を導入し、活動を支援する。（令和3～4年度はミルクボランティア活動支援事業として実施）

② 実施状況

年 度	令和3	4	5
一時預かり	73頭	68頭	70頭
TNR、運搬	-	-	196頭

(4) 犬猫の収容数、譲渡率、自然死を除く殺処分数

年 度		令和2	3	4	5
犬	収 容 数	110頭	75頭	72頭	73頭
	譲 渡 率	70.8%	100%	64.0%	85.7%
	自然死を除く殺処分数	11頭	0頭	0頭	0頭
猫	収 容 数	627頭	618頭	378頭	273頭
	譲 渡 率	50.3%	81.4%	77.3%	54.2%
	自然死を除く殺処分数	133頭	0頭	0頭	0頭

◀ こども ▶

児童福祉関係では、令和2年3月に策定した「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育所や児童クラブを整備するとともに、児童クラブへのインターネット環境の整備により、クラブ職員及び市職員の事務負担の軽減を図ったほか、子育て支援関連情報の問い合わせに迅速に対応するため、AIチャットボットを導入した。

また、子育て支援のネットワークづくりをさらに進め、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報を集積し、地域子育て支援センターの公募を行ったほか、市民への広報活動や子育て支援団体の活動支援などの推進を図った。

また、保育所等の待機児童の解消を図るため、保育士確保に向けて保育士等の宿舍借り上げや奨学金返済などに対する助成、就職奨励金の給付、保育士等の収入の引き上げによる処遇改善等を行ったほか、保育の受け皿確保に向けて、賃貸物件を活用した保育所等の設置や利用定員拡大を促進するための改修経費等に対する助成を行い、子どもを安心して育てることができる体制の整備に努めた。さらに、保育士・保育所支援センターを移転し、相談体制の充実を図るとともに、病児・病後児保育施設の空き状況を確認できる受付予約システムを導入し、市民の利便性の向上を図った。

こども医療費助成事業については、令和3年4月から市町村民税非課税世帯について、18歳まで拡充するとともに、医療機関等における窓口負担をなくして実施した。また、子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現を目指すため、令和5年5月にこどもの未来応援条例を施行した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた子育て世帯への支援策として、給付金を令和2年から各年実施した。

児童虐待対策については、対応を強化するとともに、子育て支援のさらなる充実を図るため、児童相談所の設置に向けた検討を進めており、2年度には鴨池公園駐車場の一部を候補地として公表し、3年度には複合化について、5つのパターンを整理した。その後、5年度に県農業試験場跡地を候補地に加え、比較検討を行い、同跡地を整備予定地として決定した。また、その他ヤングケアラーに関する支援や家事や育児に不安を抱える家庭への支援などを行った。

母子保健関係では、令和2年度に産婦の心の状態や育児状況を把握し、必要に応じた支援につなげるため、産婦支援小児科連携事業を開始した。令和3年度は健診等の受診促進や保健指導の拡充を図るため、母子健康手帳アプリを導入した。令和4年度は多胎妊産婦の支援を行うため、多胎妊産婦サポーター事業を開始し、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援事業を開始した。さらに乳幼児健康診査において、屈折検査を開始するなど拡充を図った。令和5年度は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費助成事業を新たに開始した。

このほか、妊娠、出産、子育てに不安のある方への切れ目のない支援や地域での支援の充実を図ったほか、婚活サポート事業や企業・団体間交流・出会いサポート事業など、結婚支援の取組を実施した。

## 1 児童福祉

### (1) 子ども・子育て支援事業計画

#### ① 目的

国においては、子どもを生み育てやすい環境を整備するために、平成24年制定の「子ども・子育て関連3法」に基づき、27年度から子ども・子育て支援新制度を実施し、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図っている。

本市においても、27年3月に「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」（第一期）を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところであるが、このような中、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っている。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、令和2年3月に「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

なお、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと乖離が生じていたため、計画期間の中間年度（令和4年度）で、計画の見直しを行った。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定し、母子保健の分野については、母子保健計画としても位置づけている。

#### ② 基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定した。

- ・社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- ・子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- ・子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり

#### ③ 基本的視点

- ・子どもの最善の利益を尊重する
- ・子どもの育ちを支援する
- ・利用者の立場に立つ
- ・社会全体で子育て支援を行う
- ・仕事と生活の調和の実現を目指す
- ・地域における社会資源を効果的に活用する
- ・サービスの質を向上させる
- ・配慮が必要な子どもと家庭を支える



④ 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら、量を見込み、提供体制を確保していく。

なお、教育・保育の分野については、第二期鹿兒島市子ども・子育て支援事業計画を児童福祉法に基づく市町村整備計画としても位置づける。

(2) 保育所等

経済状況等による共働き世帯の増加に伴い、保育を必要とする児童の健康と安全を図るため、本市では公私立の認可保育所等で児童の保育等をしている。

① 設置状況

	令和2年4月	3年4月	4年4月	5年4月
保育所等数	181 か所	181 か所	181 か所	181 か所
定員	13,400 人	13,475 人	13,405 人	13,426 人
利用児童数	13,278 人	13,223 人	12,851 人	12,579 人
利用待機児童数	216 人	82 人	136 人	21 人

② 保育所等整備（利用定員増を含む）

年度	令和2	3	4	5
保育所等名	玉里善き牧者幼稚園 桜ヶ丘中央幼稚園 エンジェルキッズ保育園 マミーズランド保育園 認定こども園錦ヶ丘 光愛こども園 いちご認定こども園 おひさまこども園 桜ヶ丘こども園 はなぶさ幼稚園 錦城幼稚園 こまつばら幼稚園	武岡みらいえこども園	錦城幼稚園 すみれこども園 認定こども園錦ヶ丘 プラス+ カトリック吉野幼稚園	たにやまサニーサイド保育園 のーすぼーる保育園 ゆとりななやしろのもり保育園 きらりの杜保育園 わくわく春山保育園 えがおのてんとうむし上町 わくわくかんまち保育園 かんまちサニーサイド保育園 紫原はなまる保育園 らしさ保育園いろどり リトルマミーズ保育園 マミィ保育園 いちご保育園 チクタク駅前保育園

				たに幼めばえ保育園 いしたに保育園 まつのおこども園 ペコちゃん保育園清和 ミルキー・ドリーム 保育園 いとしご認定こども園 辻ヶ丘幼稚園 ひまわり夢ほいくえん なかよし夢ほいくえん 中山保育園 可愛幼稚園 武岡幼稚園 聖徳認定こども園
--	--	--	--	---

③ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）

ア 目的

幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

イ 対象

以下のいずれかに該当する子どもであって、認定を受けたもの

- a 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- b 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

ウ 対象事業等

事業名	対象施設	無償化の概要
施設型給付費	a 保育所・認定こども園【保育所機能】	保育料全額無償
	b 認定こども園【幼稚園機能】 新制度に移行した幼稚園	保育料全額無償
施設等利用 給付費等事業	c 新制度に未移行の幼稚園	月額25,700円を上限に保育料無償 満3歳～5歳児
	☆ d 認可外保育施設 事業所内保育施設等	3歳児～5歳児 月額37,000円 0歳児～2歳児 月額42,000円
	☆ e 一時預かり事業（一般型）	を上限に無償（複数利用可）
	☆ f 幼稚園の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）を含む）	※ b もしくは c と d～h を併用する場合は月額11,300円を上限に

	☆ g 病児・病後児保育施設	無償
	☆ h ファミリー・サポート・センター 事業	※ f について満 3 歳児は翌年度か ら対象

※☆は保育の必要性があり、保育所・認定こども園（保育所機能）に入所していない児童が対象

④ 認可外保育施設保育料助成事業（平成 25 年度～）

ア 目的

認可外保育施設を利用している 0 歳児～2 歳児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を助成する。

イ 対象者

対象となる保護者は下記の項目のいずれにも該当する者

- a 鹿児島市内に住民登録を置き、在住していること
- b 補助金の対象となる認可外保育施設を月単位で契約していること
- c 保護者が現に就労、就学、疾病等により家庭で保育ができないこと
- d 世帯の市民税（住宅取得控除等の控除前の額）の所得割額が 103,000 円未満であること
- e 市県民税に滞納がないこと

⑤ 実費徴収に係る補足給付事業（平成 27 年度～）

ア 目的

支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定・教育保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を軽減又は免除して徴収する特定教育・保育施設等に対して、その費用の一部を補助する。

イ 補助基準額

給食費（副食材料費）

※令和元年 9 月までは 1 号認定、10 月以降は施設等利用給付認定に限る。

4,700 円×減免月数（在園月）または実際の減免年額のいずれか少ない方の額

教材費・行事費等（給食費以外）

2,500 円×減免月数（在園月）または実際の減免年額のいずれか少ない方の額

⑥ 保育士・保育所支援センター運営事業（平成 28 年度～）

ア 目的

保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職や保育所等の潜在保育士活用支援のほか、保育所等で働く保育士等の相談に応じる「保育士・保育所支援センター」の運営を行うことにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

イ 場所

キャンセビル7階（中央町10）

ウ 運営

一般社団法人鹿児島市保育園協会（委託）

エ 開所時間

火曜日から土曜日（祝日及び年末年始を除く）の9時～17時30分

オ 業務内容

- a 保育所等に関する募集採用状況の把握
- b 求職者のニーズにあった就職先の提案
- c 求職者と雇用者双方のニーズ調整
- d 保育所等に対する潜在保育士の活用に関する助言
- e 保育所等に勤務する保育士や保育士資格の取得希望者からの相談
- f 保育士等の人間関係や労働条件等に関する相談支援

⑦ 関係機関と連携した保育士確保事業（令和元年度～）

ア 目的

これまでの潜在保育士の再就職支援に加え、行政・関係団体・保育士養成施設とより一層連携し、保育士を目指す学生等の保育所等への就労促進を行い、さらなる保育士確保を図る。

イ 事業内容

行政（市・県・国）、保育・幼稚園関係団体、保育士養成施設との保育士確保に係る意見交換会の実施、および保育士を目指す学生向けのイベント（保育士カフェ、保育士出前講座）実施や保育の仕事の魅力発信のためのリーフレット作成を行う。

⑧ 保育士確保対策事業（令和4年度～）

ア 目的

待機児童の早期解消のため、保育士等の安定的な確保に向けて、就職奨励金を給付するとともに、情報サイトや就職フェアを通じた情報発信を行う。

イ 事業内容

潜在・県外保育士等への就職奨励金の給付、情報サイトへの本市特集ページの掲載、就職フェアへの参加を行う。

⑨ 市立保育所改修事業（令和4年度～）

ア 目的

市立中山保育園の屋内遊戯室を保育室として活用できるように改修等を行い、定員を増員することで、新たな保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図る。

イ 事業内容

屋内遊戯室への手洗い場の設置、児童用トイレの増築、定員増に対応する備品調達を行う。

⑩ 市立保育所紙おむつ処理事業（令和5年度～）

ア 目的

保護者の持ち帰り負担や保育士等の業務負担の軽減を図る。

イ 事業内容

市立保育所（11園）の使用済み紙おむつの処理を委託する。

⑪ 保育士等奨学金返済補助事業（令和4年度～）

ア 目的

認可保育所等への就職を広く促し、保育人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童を解消する。

イ 事業内容

奨学金を利用して保育士資格等を取得し、市内の認可保育所等（私立保育所・認定こども園）に就職後、保育業務に専従する者が、その奨学金を返済するために要した費用について助成する。

ウ 対象者

対象となる者は下記の項目のいずれにも該当する者

- a 保育所等に雇用されている保育士等で、雇用契約期間が1年以上であること
- b 指定保育士養成施設等において、奨学金を活用して就学し、在学中又は卒業後に、保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得していること
- c 自ら奨学金を返還していること
- d 他に類似の補助金の交付を受けていないこと

⑫ 保育士資格取得支援事業（令和3年度～）

ア 目的

子どもを安心して預けることができる体制整備と保育所等における児童の受入れ拡大を図る。

イ 事業内容

幼保連携型認定こども園に配置される保育教諭の確保を図るとともに、市内の認可保育所等に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有していない者が、保育士資格の取得等に要した養成施設の受講料等について一部補助する。

ウ 対象者

対象となる施設は下記の項目のいずれにも該当する施設

- a 事業の対象者が、受講期間中においても、対象施設に常勤職員として勤務していること
- b 事業の対象者が、保育士証の交付を受けた後、対象施設において原則1年間以上勤務すること
- c 事業の対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、対象施設としての要件を満たしていること

⑬ 3歳未満児受入促進補助事業（令和4年度～）

ア 事業内容

利用待機児童の多い3歳未満児（0歳児～2歳児）の受入れを拡大する保育所等に対し、人件費等を補助する。

- イ 対象施設
  - 以下のすべてに該当する認可保育所及び幼保連携型認定こども園
  - a 令和4年4月1日又は令和5年4月1日に10人以上利用待機児童が生じた区域の施設であること
  - b 令和5年4月から令和6年3月までの各月初日の3歳未満児利用児童数が、前年同月初日の人数を1人以上上回ること
- ⑭ 保育所等紙おむつ処理支援補助事業（令和5年度～）
  - ア 事業内容
    - 保育所等の使用済み紙おむつの処理等に要する経費に対し補助することにより、保護者の持ち帰りの負担や保育士等の業務負担の軽減を図る。
  - イ 対象施設
    - 0歳児から2歳児の保育を行う以下の施設
    - a 認可保育所及び幼保連携型認定こども園
    - b aに該当し、使用済み紙おむつを処理する施設
- ⑮ 保育所等業務効率化推進事業（令和元年度～令和2年度、令和5年度～）
  - ア 事業内容
    - 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。
  - イ 対象施設（令和5年度）
    - 以下のすべてに該当する認可保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設
    - a 令和元年度及び2年度の保育所等業務効率化推進事業で補助を受けていない施設
    - b 3機能（保育に関する計画・記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能）全てを満たしたシステムを導入していない施設
- ⑯ 保育所等安心・安全対策支援事業（令和5年度）
  - ア 事業内容
    - 保育所等における子どもの安心・安全を確保するため、送迎用バスの安全装置の導入費用の一部及び安全対策に資するICT（GPSやBluetooth等）を活用したこどもの見守りサービスやシステム等に係る機器等の導入費用の一部を支援する。
  - イ 対象施設
    - 認可保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（企業主導型含む）
- ⑰ 私立保育所等補助事業（保育士宿舍借り上げ支援事業（令和2年度～））
  - ア 事業内容
    - 保育士の就業継続支援として、保育士の宿舍を借り上げるための費用の一部を補助することによって、保育士が働きやすい環境を整備し、職場定着及び離職防止を図り、保育所等の児童受入を安定的に実施する。

- イ 対象施設  
認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
- ⑱ 特別保育事業（平成元年～）
  - ア 目的  
延長保育事業、一時預かり事業等を円滑に実施することにより、乳幼児の健康の保持と増進を図り、児童福祉の向上に努める。
  - イ 事業内容
    - a 延長保育事業  
11時間の開所時間の前後の時間（午後6時以降等）及び短時間認定児童の利用時間を超える時間も保育を必要とする児童を引き続き保育する保育所等に対し、必要な経費を補助する。
    - b 保育所障害児受入促進事業  
既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。
    - c 保育所地域活動事業  
地域における異年齢児交流等事業などの特別の保育科目を設定して保育を行う保育所等に対し、必要な経費を補助する。
    - d 一時預かり事業
      - 一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる保育所等に対し、必要な経費を補助する。
      - 幼稚園型：主に在籍園児を、通常教育時間外に預かる幼稚園等に対し、必要な経費を補助する。
  - ウ 対象施設  
認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
- ⑲ 保育所等感染拡大防止対策支援事業（令和5年度）  
（令和2～4年度に実施は「保育所等感染予防対策充実事業（新型コロナ関連）」として実施）
  - ア 事業内容  
新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行う。
  - イ 対象施設  
保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（複数雇用する居宅訪問型保育事業を含む）、病児保育施設
- ⑳ 保育士等処遇改善補助金（令和4年2月～令和4年9月）
  - ア 目的  
保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を図るため、職員に対して3%程度の賃金改善を行う教育

保育施設に必要な費用を補助する。

イ 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園

⑳ 病児・病後児保育受付システム導入事業（令和４年度）

ア 事業内容

病児保育の利用者が、スムーズに病児保育施設９か所の空き状況を確認し予約等をおこなえるよう、本市においてインターネット上で施設の空き状況を確認し予約ができる受付システムを導入する。

イ 対象施設

本市が委託する病児保育施設 ９施設

㉑ 給付費等申請クラウドシステム導入事業（令和５年度～）

ア 事業内容

教育・保育施設の給付費等の申請、算定等の業務について、クラウド上でデータを共有し、一括管理するシステムを導入し、施設と市双方の業務負担の軽減と事務の効率化を図る。

イ 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼稚園

㉒ 私立保育所等補助事業（障害児保育補助金（令和５年度拡充））

ア 目的

障害をもつ児童を受け入れている保育所・幼保連携型認定こども園に対し、保育士（教諭）または看護師（准看護師含む）の加配に要する経費を補助することにより、障害児保育を推進するとともに、障害児の処遇の向上を図る。

イ 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園

㉓ SMSを活用した保育所等情報発信事業（令和５年度～）

ア 事業内容

保育所等の利用調整を効果的に実施するため、SMSを活用し、施設の空き情報を提供する。

イ 対象者

保育所等の利用申込を行い、利用保留となっている保護者

㉔ 保育所等設置支援事業（令和５年度～）

ア 事業内容

保育所等や小規模保育事業所を設置する際に必要な改修費等の一部を補助することにより、新たな保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図る。

イ 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所

㉕ 利用定員拡大促進補助事業（令和４年度～）



ア 目的

既存の認可保育所及び認定子ども園の一部改修等により、2・3号定員を増員するほか、認定子ども園の1号定員のうち、活用されていない定員（余剰定員）を、2号又は3号定員に移行することなどにより、待機児童の解消を図る。

イ 事業内容

認可保育所及び認定子ども園の2・3号定員増員による受入れ拡大を図るために必要な改修等に要する費用を助成する。

⑳ 保育所等給食費支援事業（令和4年度～）

ア 事業内容

物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った給食の実施を確保するため、園児に給食を提供している保育所等に対して必要な経費を支援する。

イ 対象施設

私立保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園、幼稚園（施設型給付）、認可外保育施設（ベビーシッター除く）、市立幼稚園

㉑ 保育所等物価高騰対策支援事業（令和4年度～）

ア 事業内容

物価高騰の影響を受ける保育所等の負担軽減を図るため、光熱費（令和4年度はバスに係る燃料費も対象）の価格高騰分の一部について支援する。

イ 対象施設

私立保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園、幼稚園（施設型給付）、認可外保育施設（ベビーシッター除く）

㉒ 市立保育所ICT化推進事業（令和5年度～）

ア 事業内容

保育士の等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するために、市立保育所（11園）において、保育に関する計画・記録や保育者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に必要なシステムの導入を行う。

㉓ 民間保育士等処遇改善補助事業（令和5年度～）

ア 目的

保育士等の確保を図るとともに、保育所等に定着させる。

イ 事業内容

市内の保育所等（私立保育所・認定子ども園）に勤務する保育士等（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の処遇改善を行う保育所等の設置者に対し、補助金を交付する。

（3）私立幼稚園等に対する助成

私立幼稚園等の運営に対する助成事業（昭和48年度～）

① 目的

鹿児島市内の私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園及び私立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）並びに鹿児島市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）の円滑な運営を図り適正な就学前の子どもの教育及び保育を推進する。

② 事業内容

幼稚園等の教材費、3歳児保育運営費、協会に加盟する各幼稚園等の研修費、運営費、絵本に親しむ活動費、読み聞かせ奨励費、幼児教育相談助成費及び保健衛生充実事業費、協会の運営費、満3歳児長期休暇預かり保育人件費に対する補助金を支出している。そのうち絵本に親しむ活動費においては、令和3年度より従来の補助内容に加えて、絵本の購入に要する経費を新設しており、また、満3歳児長期休暇預かり保育人件費については、令和4年度から実施している。

（4）放課後児童健全育成事業・児童クラブ施設整備事業（昭和52年度～）

① 目的

児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を実施するため、児童クラブを設置し適切な遊びと生活の場を提供することで、昼間労働等により保護者のいない小学校に就学している児童の健全な育成を図る。（令和6年3月31日現在 181か所）

児童クラブの運営は、各児童クラブ運営委員会等に委託して実施

② 設置状況（令和2年度以降）

名 称	所 在 地	設置年月日	設置場所
清水第四児童クラブ	池之上町8-6	R2.4.1	民間施設
中山第六児童クラブ	中山二丁目30-3	R2.4.1	学校敷地内専用施設
大明丘第三児童クラブ	大明丘一丁目18-1	R2.4.1	学校敷地内専用施設
東昌児童クラブ	直木町4281-8	R2.4.1	旧教員住宅
春山第四児童クラブ	春山町1825-43	R2.5.1	旧教員住宅
広木第三児童クラブ	広木一丁目4-1	R3.4.1	学校敷地内専用施設
八幡第三児童クラブ	下荒田二丁目27-12	R3.4.1	民間賃借
武岡第四児童クラブ	武岡二丁目30-1	R3.4.1	余裕教室
和田第四児童クラブ	和田一丁目28-39	R3.4.1	学校敷地外専用施設
和田第五児童クラブ	和田一丁目28-39	R3.4.1	学校敷地外専用施設
福平第四児童クラブ	平川町791	R3.4.1	校区公民館
桜丘東第三児童クラブ	桜ヶ丘六丁目13	R3.5.1	余裕教室

名 称	所 在 地	設置年月日	設置場所
原良第四児童クラブ	原良二丁目 1-1	R3.6.1	学校敷地内専用施設
草牟田第四児童クラブ	城山二丁目 3-1	R4.4.1	学校敷地内専用施設
西紫原第四児童クラブ	紫原四丁目 16-4	R4.4.1	学校敷地内専用施設
伊敷第三児童クラブ	伊敷五丁目 19-1	R4.4.1	余裕教室
西伊敷第三児童クラブ	西伊敷四丁目 12-1	R4.4.1	余裕教室
福平第五児童クラブ	平川町 819-3	R5.4.1	余裕教室
原良第五児童クラブ	原良二丁目 1-1	R5.12.1	学校敷地内専用施設

(5) 放課後児童健全育成補助事業（平成11年度～）

① 目的

放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に運営費の補助を行い、当該法人等の事業の促進を図るとともに、保護者負担の軽減を図り、児童の健全育成に資する。

- ・対象者 放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人及び学校法人等
- ・対象経費 放課後児童健全育成事業に要する経費のうち、支援員等人件費、施設賠償責任保険料、光熱水費及び保護者負担金差額加算等
- ・拡充内容 ア 補助基準額、加算額の増  
イ 補助クラブ数の増

② 実施状況

年 度	令和2	3	4	5
新規開設	0か所	2か所	3か所	7か所
事業廃止	2か所	2か所	0か所	0か所
クラブ数	25か所	25か所	28か所	35か所

※クラブ数は各年度3月31日現在

(6) 児童クラブICT化推進事業（令和4年度～）

① 目的

児童クラブへのインターネット環境の整備等により、市とクラブ間の情報交換の迅速化並びにクラブ職員及び市職員の事務負担の軽減を図る。

② 実施状況

全クラブのインターネット環境を整備するとともに、職員向けパソコン操作研修を行った。

(7) 親子つどいの広場運営事業（平成20年度～）

① 目的

子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供することにより、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、地域の子育て支援機能の充実等を図る。

② 施設一覧

施設名	所在地	開館日	指定管理者	指定期間
東部親子つどいの広場（なかまっち）	中町4番13号	H20.4.1	(社福)鹿児島福祉会	R5.4.1～10.3.31
南部親子つどいの広場（たにっこりん）	西谷山1丁目3番2号	H25.12.24	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	R5.4.1～10.3.31
北部親子つどいの広場（なかよしの）	吉野町3256番地1	H26.7.1	(社福)鹿児島市社会事業協会	R6.4.1～11.3.31
西部親子つどいの広場（いしきさら）	下伊敷一丁目10番3号	H29.4.1	(社福)鹿児島市社会事業協会	R4.4.1～9.3.31

③ 開館日、開館時間 年未年始を除く毎日、9:00～17:00

④ 施設の利用者

- ア 小学校に就学するまでの者及びその家族
- イ 妊娠中の者及びその者に同伴する者
- ウ 子育て支援に係る活動を行う者
- エ 子育てに係る相談等を希望する者

⑤ 事業内容

- ア 子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場の提供に関する事。
- イ 子育てに関する相談及び援助の実施に関する事。
- ウ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施に関する事。
- エ 子育て支援に関する情報の提供に関する事。
- オ 子どもの一時預かりに関する事（東部親子つどいの広場を除く。）。

⑥ 利用者数

施設名 \ 年度	令和2	3	4	5
東部親子つどいの広場（なかまっち）	15,482人	12,594人	16,455人	19,001人
南部親子つどいの広場（たにっこりん）	41,343人	43,413人	57,629人	64,548人
北部親子つどいの広場（なかよしの）	23,797人	24,887人	29,971人	34,964人
西部親子つどいの広場（いしきさら）	32,847人	33,826人	44,080人	53,288人

(8) 利用者支援事業（平成27年度～）

① 目的

教育・保育施設及び地域子育て支援事業等（ファミリー・サポート・センター、一時預り、病児・病後児保育、健診・予防接種、保育園、幼稚園、認定こども園、児童クラブ等）の利用支援・援助を行い、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける。

また、地域の子育て支援団体の育成や地域課題の発見のため、地域支援者会議や関係機関等との連絡・調整・連携・協働を図る子育て支援ネットワーク会議を定期的開催するとともに、子育て応援ポータルサイト等を活用し、積極的な情報提供を行う。

② 内容

ア 電話や館内等での保護者のあらゆる子育て相談に応じ、教育・保育施設及び地域子育て支援事業の利用支援や助言を行う。

イ 本市で実施している子育て支援事業やその他のサービスに関する情報を収集整理し、積極的な情報提供を行う。

ウ 地域支援者会議や関係機関等との連絡・調整・連携・協働を図る子育て支援ネットワーク会議を定期的開催する。

③ 実施施設

- ・すこやか子育て交流館（平成27年4月1日開始）
- ・東部親子つどいの広場（30年4月1日開始）
- ・南部親子つどいの広場（30年4月1日開始）
- ・北部親子つどいの広場（31年4月1日開始）
- ・西部親子つどいの広場（令和4年4月1日開始）

(9) 地域子育て支援センター事業（平成6年度～）

① 事業内容

子育て家庭の抱える育児不安を解消するため、保育所等に地域子育て支援センターを開設し、子育て親子の交流の場の提供と促進、及び育児の相談支援等を実施する。

② 経過

令和4年度に市内13地域（地区）で地域子育て支援センターを実施する法人等を企画提案競技により選定した。選定できなかった地域（地区）について、令和5年度に再公募を実施。

③ 開設状況

年度	令和2	3	4	5
団体数	8	8	8	9

(10) 産婦支援小児科連携事業（令和2年度～）

① 事業内容

産後1か月が過ぎ産科医療機関での支援を離れた後、小児科等医療機関にて産後2か月頃の産婦の心の状態や育児状況を把握し、必要に応じた支援につなげ、産後の支援の充実を図る。

② 経過

令和2年度 10月から開始

産後1か月半から2か月半の産婦を対象に、小児科等医療機関に委託して行う。

③ 実施状況

産婦支援小児科連携受診状況

年 度	令和2	3	4
受診件数	891 件	2,772 件	2,296 件

(11) 乳幼児健康診査（昭和36年度～）

① 事業内容

心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期に発見し、適切な措置を講ずるため健康診査や栄養・歯科・育児指導により、子どもの健やかな成長を支援する。

ア 乳児健康診査

3か月児健康診査（医療機関に委託、昭和53年度事業開始）

7か月児健康診査（医療機関に委託、平成4年度事業開始）

イ 1歳児健康診査（医療機関に委託、平成4年度事業開始）

ウ 乳幼児健康診査（予約制）（所内で実施、昭和52年度事業開始）

エ 1歳6か月児健康診査（所内で実施、昭和53年度事業開始）

オ 3歳児健康診査（所内で実施、昭和36年度事業開始）

視力検査（所内で実施、令和元年度事業開始）

屈折検査（所内で実施、令和4年度事業開始）

カ 新生児聴覚検査（医療機関に委託、一部費用助成、償還払いあり、平成29年度事業開始）

② 実施状況

乳幼児委託健康診査受診状況

年 度		令和2	3	4
3か月児	受診者数	4,710 人	4,660 人	4,259 人
	受診率	98.7%	98.3%	97.3%
7か月児	受診者数	4,566 人	4,632 人	4,326 人
	受診率	98.2%	96.1%	97.9%
1歳児	受診者数	4,562 人	4,464 人	4,451 人
	受診率	96.6%	94.2%	95.3%

乳幼児健康診査（予約制）受診状況

年 度	令和2	3	4
実人員	77人	64人	50人
延人員	84人	70人	51人

1歳6か月児健康診査受診状況

年 度	令和2	3	4
受診者数	5,319人	4,579人	4,674人
受診率	98.1%	96.5%	97.2%

3歳児健康診査受診状況

年 度	令和2	3	4
受診者数	5,409人	5,169人	4,663人
受診率	97.6%	96.7%	99.6%

新生児聴覚検査受診状況

年 度	令和2	3	4
受診件数	4,361件	4,239件	3,991件
県外里帰り中の健診 に対する償還払い	167件	138件	130件

(12) 育児応援金支給事業（令和2年度～3年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響による育児の負担を軽減し、生活を支援するため、国の特別定額給付金が支給されなかった、基準日（4月27日）の翌日以降、令和3年4月1日までに生まれた児に対して市独自の育児応援金を支給する。（出生した子ども一人あたり10万円）

② 実施状況

区分	令和2	3
対象件数	3,562件	710件（うち繰越明許費703件）
支給件数	3,503件	710件（うち繰越明許費703件）
支給率(%)	98.3%	100%

※2年度 令和2年4月28日～令和3年1月末出産の産婦

3年度 令和3年2月1日～令和3年3月31日出産の産婦（繰越分）

令和3年4月1日出産の産婦

(13) 不妊に悩む方への特定治療支援事業（平成16年度～令和5年度）

① 事業内容

不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されていないことで高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成する。

② 経過

- 平成 27 年度 初回の助成上限額を 20 万円から 30 万円に拡充するとともに、新たに男性不妊治療の助成を行う。（平成 28 年 1 月 20 日以降治療終了分から）
- 令和元年度 男性不妊治療の初回の助成上限額を 15 万円から 30 万円に拡充する。（平成 31 年 4 月 1 日以降治療開始分から）
- 令和 2 年度 令和 3 年 1 月 1 日以降治療終了分より助成を拡充  
 ・所得制限：撤廃 ・助成額：1 回上限 30 万円（一部の治療については上限 10 万円）  
 ・助成回数：1 子ごと 6 回（40 歳以上 43 歳未満は 3 回）・事実婚も対象
- 令和 4 年度 令和 4 年度からの不妊治療の保険適用に伴い、経過措置として、年度をまたぐ 1 回の治療を助成金の対象とする。
- 令和 5 年度 4 年度までに治療終了した経過措置分の申請で、令和 5 年 6 月までに受け付けたものを助成金の対象とする。

③ 実施状況

年 度	令和 2	3	4
件 数	999 件	1,465 件	223 件

(14) 不妊治療費助成事業（令和 5 年度～）

① 事業内容

不妊治療に要する費用の一部について助成し、経済的負担の軽減を図る。

② 助成内容

- ・保険診療分の自己負担額の 2 分の 1（上限 5 万円）
- ・所得制限なし
- ・年齢制限、回数制限は保険診療の制度に準じる。

(15) 母子健康手帳アプリ運用事業（令和 3 年度～）

① 事業内容

乳幼児の成長記録等のデジタル管理や子育て等に関する情報が取得できる母子健康手帳アプリを運用し、健診等の受診促進や保健指導の拡充など切れ目ない支援の充実を図る。

② 経過

令和 3 年度 9 月から開始

③ 実施状況（令和 4 年度末）

アプリ登録者数（人）



	女性	男性	設定しない	合計
新規登録者数	2,251	149	133	2,533
累計登録者数	6,004	329	241	6,574

(16) 多胎妊産婦サポーター事業（令和4年度～）

① 事業内容

多胎妊産婦を対象に、育児サポーターを派遣し、育児援助などの支援を行う。

② 経過

令和4年度 9月から開始

③ 実施状況

利用状況

区分	令和4
利用者数	3人
利用時間	18時間
登録世帯数	16世帯

(17) 出産・子育て応援事業（令和4年度～）

① 事業内容

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する。

② 経過

令和4年度 2月から開始

③ 実施状況

ア 出産・子育て応援金の支給

区分	令和4
対象件数	7,523件
支給件数	5,179件
支給率	68.8%

(18) 妊娠・出産包括支援事業（平成27年度～）

① 事業内容

妊娠・出産・子育て期までの切れ目ない支援を行うため、5保健センターを子育て世代包括支援センターと位置づけるとともに、産後ケア事業等を実施する。

② 経過

平成 8 年度～	産後ケア事業として産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦を対象に、助産所への入所による保健指導を行う
27 年度～	5 保健センターを子育て世代包括支援センターと位置づける
28 年度～	子育て世代包括支援センターに母子保健支援員を配置 母子保健サポーターによる地域母子保健活動強化 地域連携協議会の開催 産後ケア事業に日帰り型を新設
令和 2 年度～	子育て世代包括支援センターに発達支援専門員を配置 産後ケア事業に訪問型を新設
3 年度～	産後ケア事業の対象期間を延長（生後 3 か月→生後 1 年）
5 年度～	産後ケア事業の利用料を減免 （非課税世帯の利用料を 0 円、一般世帯の利用料を減額） 産後ケア事業の対象を「産後ケアを必要とする人」に変更

③ 実施状況

産後ケア事業利用状況

年 度	令和 2			3			4		
	宿泊	日帰り	訪問	宿泊	日帰り	訪問	宿泊	日帰り	訪問
実 人 員	99 人	173 人	7 人	107 人	176 人	25 人	156 人	201 人	29 人
延 日 数	725 日	227 日	19 日	608 日	234 日	40 日	918 日	303 日	52 日

(19) 妊婦健康診査・健康相談事業（拡充）（令和 5 年度～）

① 事業内容

多胎妊婦が通常見込まれる回数を超えて受診する健康診査に係る費用や市町村民税非課税世帯等の妊婦に対する産科受診の初回費用を助成する。

② 助成内容

- ・多胎妊婦を対象に通常 14 回の妊婦健康診査を超えて追加で受診する健康診査費用について、1 回当たり 5,000 円を 5 回まで助成する。
- ・低所得妊婦が妊娠判定のために受診する初回産科受診料を 1 万円まで助成する。

(20) 妊産婦寄り添い支援事業（令和 2 年度～ 5 年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症の対策として、感染した妊産婦へ電話や訪問等による相談や分娩前の PCR 検査の費用助成、里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの利用費助成など、不安を抱える妊産婦を支援する。

② 経過

令和2年度 9月から開始

③ 実施状況

ア ウイルスに感染した妊産婦への支援（件）※令和4年度で終了

	令和2	3	4
実施件数	0	0	1

イ 不安を抱える妊婦等への分娩前検査（件）

	令和2	3	4	5
委託医療機関	261	650	601	238
県外医療機関	5	13	9	0
計	266	663	610	238

ウ 育児等支援サービス助成件数（件）※令和4年度で終了

	令和2	3	4
助成件数	21	69	73

(21) 未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用（平成28年度～令和3年度）

※国の税制改正により、ひとり親控除（婚姻歴や性別に関わらず適用）が創設されたことに伴い、寡婦（夫）控除のみなし適用が、個人住民税の令和3年度分以降から廃止となった。

① 目的

ひとり親家庭の生活の安定と子供たちの明るく健やかな成長を図るため、保育料などひとり親家庭の子育て支援につながる事業において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。

② 対象者

本市の区域内に住所を有し、対象事業を利用しようとする人で、所得計算の対象となる12月31日現在及び申請日現在で、以下のいずれかの条件を満たされている方

ア 婚姻歴がなく、また、現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、生計を一にする20歳未満の子（※）を養育している人

イ アであり、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得金額が500万円以下の人

ウ 婚姻歴がなく、また、現在婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を一にする20歳未満の子（※）を養育し、合計所得金額が500万円以下の人

（※）・対象事業によっては18歳未満。

・この場合の子とは、合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子のことをいう。

③ 対象事業

防災福祉こども（こども）

	事業等	担当課
1	放課後児童健全育成事業（令和3年9月から適用除外）	こども政策課
2	放課後児童健全育成補助金（令和3年9月から適用除外）	
3	保育所等保育料	保育幼稚園課
4	市立保育所延長保育料(令和3年度まで実施)	
5	病児・病後児保育事業(令和3年度まで実施)	
6	認可外保育施設保育料助成事業(令和3年度まで実施)	
7	市立幼稚園保育料(令和3年度まで実施)	
8	私立幼稚園就園奨励費補助金(令和元年10月幼児教育・保育の無償化に伴う廃止))	
9	多子世帯保育料等軽減事業補助金(令和3年度まで実施)	母子保健課
10	妊娠高血圧症候群等により患している妊産婦の療養援護費支給事業	
11	小児慢性特定疾病医療費助成事業（療育給付事業を含む）	
12	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	
13	未来を守るミルク支給事業	
14	産後ケア事業	
15	自立支援医療費（育成医療）支給事業	母子保健課
16	未熟児養育医療給付事業	
17	子育て短期支援事業（令和3年6月から適用除外）	こども福祉課
18	母子生活支援施設負担金（令和3年7月から適用除外）	
19	助産施設負担金（令和3年7月から適用除外）	
20	ひとり親家庭等日常生活支援事業負担金（令和3年6月から適用除外）	
21	高等職業訓練促進給付金等（令和3年8月から適用除外）	
22	児童手当（令和3年6月から適用除外）	
23	市民福祉手当（令和3年4月から適用除外）	
24	特別児童扶養手当（令和3年8月から適用除外）	
25	児童扶養手当（令和3年11月から適用除外）	
26	母子父子家庭等医療費助成（令和3年8月から適用除外）	
27	自立支援教育訓練給付金（令和3年8月から適用除外）	障害福祉課
28	重度身体障害者住宅改造費助成事業	
29	寝具乾燥事業	
30	重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業	
31	重度身体障害者ガソリン代等助成事業	

	事業等	担当課	
32	身体障害者福祉電話設置事業		
33	在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業		
34	日常生活用具給付事業		
35	自立支援医療費（更生医療）支給事業		
36	ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業		
37	難聴児補聴器購入助成事業		
38	補装具費支給事業		
39	障害福祉サービス給付事業		
40	移動支援事業		
41	日中一時支援事業		
42	更生訓練費支給事業		
43	障害児通所等支援事業		
44	市営住宅家賃		住宅課
45	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業		保健予防課
46	肝炎治療特別促進事業	保健予防課	
47	結核医療費負担金		
48	感染症医療費負担金	保健予防課	
49	難病医療費助成制度		
50	自立支援医療費（精神通院）支給認定事業	保健予防課	

(22) 子どもの未来応援事業（平成29年度～令和4年度）

① 目的

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進する。

② 経過

- |     |   |
|-----|---|
| 2年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂ボランティア行事用保険料補助金の実施</li> <li>・子どもの貧困対策研修会の実施</li> <li>・子どもの貧困問題啓発冊子の作成</li> </ul> |
| 3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困対策推進計画冊子の作成</li> <li>・子どもの居場所づくり支援（出張こども食堂の開催）</li> </ul>                       |
| 4年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困問題研修会の実施</li> </ul>   |

(23) かごしまこども応援ネットワーク推進事業（令和4年度まで「子どもの未来応援事業」）（令和5年度～）

① 目的

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもを支援する活動の促進を図る。

② 事業内容

子ども食堂や学習支援など子どもの居場所につながる活動や、子どもの生活を支援する活動を行っている団体が「かごしまこども応援ネットワーク」を形成して団体同士の交流を持ち、支援情報の発信への協力、情報交換等を行う。

③ 経過

- 令和5年度
- ・かごしまこども応援ネットワークホームページの開設
  - ・学習支援勉強会の開催

(24) 地域の飲食店子ども食堂プロジェクト補助金（令和2年度～5年度）

① 目的

子ども食堂への支援を通して、様々な事情を抱える子ども達の食を支え、居場所を提供することで、子どもの健全な成長を地域の繋がりの中で支援する。

② 事業内容

市内の子ども食堂を通じて、子どもや家庭に対し、提携飲食店で使えるチケットを配布する取組に対し、助成する。

③ 実施状況

年 度	令和2	3	4	5
助成金額	4,406 千円	4,313 千円	3,690 千円	3,150 千円
チケット 配布枚数	15,000 枚	14,875 枚	12,300 枚	10,500 枚

(25) 子どもの未来応援条例（仮称）制定事業（令和3年度、4年度）

① 目的

子どもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来にわたり夢や希望を持てる社会の実現を目指す。

② 事業内容

子どもの未来応援条例（仮称）を制定する。

③ 経過

- 令和3年度
- ・子どもの未来応援ワークショップの実施
  - ・子どもの権利に関する庁内意識調査の実施

- ・子どもの権利に関する関係者等アンケート調査の実施
- ・子どもの未来応援条例（仮称）制定に関する検討委員会開催（4回）
- ・子どもの未来応援条例（仮称）制定推進委員会開催（4回）
- 4年度
  - ・子どもの権利ワークショップの開催
  - ・子どもの未来応援条例（仮称）制定に関する検討委員会開催（3回）
  - ・子どもの未来応援条例（仮称）制定推進委員会開催（4回）
  - ・子どもの未来応援条例（仮称）素案についてのパブリックコメント実施
  - ・鹿児島市こどもの未来応援条例の制定

(26) こどもの未来応援条例推進事業（令和5年度～）

① 目的

子どもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、子どもを取り巻く様々な問題（子どもの貧困・児童虐待・いじめ・不登校など）の予防につなげ、子ども達が夢や希望を持てる社会の実現を目指す。

② 事業内容

子どもの権利や条例の概要を掲載した、子ども向けのパンフレットの作成や、条例の内容や子どもの権利に関するイベントを実施する。

③ 経過

- 令和5年度
- ・子ども向けパンフレットの作成・配布
  - ・こどもの未来応援条例施行記念イベントの実施

(27) 子ども食堂サロン運営支援事業（令和4年度～）

① 目的

鹿児島市における子ども食堂の活動を支援することで、地域社会全体で子どもを育てていくという気運を醸成し、もって子どもの健全育成を図る。

② 事業内容

子ども食堂への支援や新規開設などに関する相談機能を担う「かごしま子ども食堂サロン」を運営する団体に対し、助成する。

③ 実施状況

年 度	令和4
助成金額	3,588 千円
サロン利用数	217 組

(28) 中高生国際交流派遣支援事業（令和5年度～）

① 目的

意欲ある学生が、家庭の経済状況により学ぶ機会が奪われることのないよう、国際交流の場に  
参加できる環境を整える。

② 事業内容

「青少年の翼事業」、「青少年東南アジア派遣事業」に参加する、ひとり親世帯、生活保護世  
帯、市町村民税非課税世帯の学生の自己負担分の経費を助成する。

(29) 養育費確保支援事業（令和5年度～）

① 目的

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の義務であることを当  
事者や社会が認識する契機とし、子どもの健全育成につながる環境を整える。

② 事業内容

ひとり親家庭の子どもの養育費の取り決めにかかる経費や保証会社との締結にかかる保証料を助成す  
る。

③ 実施状況（5年度）

- ・ 交付件数 32 件
- ・ 交付金額 627,949 円

(30) こども医療費助成事業（昭和48年7月～）

① 事業内容

こどもの健康と健やかな育成を図るため、医療費の一部を助成する。

ア 対象者 中学校修了前までのこども（15歳到達後最初の3月31日まで）

（令和3年4月1日から市町村民税非課税世帯は18歳到達後最初の3月31日まで）

イ 助成額

- a 3歳未満及び市町村民税非課税世帯 保険診療による一部負担金の額を助成
  - b 上記a以外 保険診療による一部負担金の額から、1ヵ月2,000円を控除した額を助成
- \* 付加給付及び法令により国又は地方公共団体から医療の給付が行われた場合は、助成額  
から給付金等を控除した額を助成する。

ウ 助成方法

- a 市町村民税非課税世帯のこども
  - 【県内】 現物給付方式（医療機関等の窓口での保険診療による一部負担金の無料化）
  - 【県外】 償還払い方式
- b その他のこども
  - 償還払い方式 ※ 県内の医療機関等は市役所窓口への申請が不要な自動償還

② 経過（令和2年度以降）

令和3年4月 中学3年生までの医療費助成を、市町村民税非課税世帯について、18歳まで拡



充するとともに、医療機関等における窓口負担をなくして実施

③ 実施状況

年 度	令和2	3	4
対象者数	80,566 人	84,048 人	82,903 人
助成件数	303,729 件	340,554 件	376,077 件
助成金額	1,068,637 千円	1,269,991 千円	1,344,137 千円

(31) ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業（令和2年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する。

② 支給対象者

【基本給付】

- ・令和2年6月分の児童扶養手当受給者等
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ収入水準の方

【追加給付】

- ・基本給付を受けた世帯

③ 実施状況

【基本給付】

1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

1世帯あたり5万円

支給総額 1,210,210 千円

(32) 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（令和2年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。

② 支給対象者

令和2年4月分の児童手当受給者（特例給付は除く）

③ 実施状況

児童1人あたり1万円

給付金総支給額 825,580 千円

(33) 子育て世帯への応援給付金支給事業（令和2年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への継続的な支援策として、市独自の給付金を支給し、子育て世帯の生活の安定を図る。

② 支給対象者

令和2年10月分の児童手当の受給者（特例給付は除く）

③ 実施状況

児童1人あたり1万円

給付金総支給額 795,600千円

(34) 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（令和3～5年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

② 支給対象者

- ・令和3年4月分の児童扶養手当、児童手当受給者等
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、ひとり親については児童扶養手当を受給している方と同じ収入水準の方、ひとり親以外については住民税非課税の方と同じ収入水準の方

③ 実施状況

児童1人あたり5万円

年度	令和3	4	5
ひとり親世帯分	503,600千円	486,550千円	—
ひとり親世帯以外分	360,800千円	366,500千円	—
ひとり親世帯以外分（市独自）	—	500千円	1,250千円

(35) 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（令和5年度～）

① 事業内容

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けた低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

② 支給対象者

- ・令和5年3月分の児童扶養手当、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の受給者等
- ・食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、ひとり親については児童扶養手当を受給している方と同じ収入水準の方、ひとり親以外については住民税非課税の方と同じ収入水準の方等

③ 実施状況

児童1人あたり5万円

年度	令和5
ひとり親世帯分	501,050 千円
ひとり親世帯以外分	472,600 千円

(36) 子育て世帯への臨時特別給付事業（令和3・4年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、臨時特別の給付金を支給する。

② 支給対象者

- ・令和3年9月分の児童手当受給者（特例給付は除く）または主たる生計維持者等
- ・離婚などにより、新たに対象児童の養育者になっているにもかかわらず、既に支給が済んでいる今回の給付金を受け取っていない方（支援給付金）

③ 実施状況

児童1人あたり10万円

年度	令和3	4
給付金総支給額	9,543,850 千円	55,100 千円
給付金総支給額 （市独自）	—	700 千円

(37) 児童手当受給世帯への臨時給付金支給事業（令和5年度～）

① 事業内容

物価高騰の影響を受ける子育て世帯（児童手当受給世帯）の負担軽減を図るため、市独自の給金を支給する。

② 支給対象者

- ・令和5年11月30日時点で本市に住民登録がある者で、12月分の児童手当受給者等
- ・令和5年12月1日から令和6年4月1日に生まれた新生児の児童手当を受給している者等

③ 実施状況

児童1人あたり1万円

給付金総支給額 771,540 千円

(38) 母子生活支援施設職員処遇改善補助事業（令和3・4年度）

① 目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う施設及び事業所に従事する者の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う前提として、令和4年度2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施することを目的とする。

② 実施状況

母子生活支援施設（4施設）の職員の処遇改善について、施設からの申請を基に、1人当たり10,900円（9,000円に法廷福利費等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額）を母子生活支援施設職員の延べ人数（各月の常勤菅さん従事者数の合計）に乗じた額を補助した。

年度	令和3	4
施設数	4か所	4か所
対象延べ人数	88人	276人

※R3年度はR4年2月分～3月分、R4年度はR4年4月分～9月分が対象

※上記期間以降は、児童福祉扶助費（母子・助産）にて実施

(39) 母子生活支援施設等物価高騰対策支援事業（令和4・5年度）

① 事業内容

物価高騰に直面している母子生活支援施設等の負担軽減を図る。

令和4年度 光熱水費、燃料費、食材費の価格高騰分の一部について支援する。

令和5年度 食材費の価格高騰分の一部について支援する。

② 対象施設

母子生活支援施設（4施設）、助産施設（1施設）

③ 実施状況

年度	令和4	5
施設数	5件	2件
総支給額	1,298千円	372千円

(40) 子育て世帯応援特別給付金支給事業（令和4・5年度）

① 事業内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するとともに、子どもの健やかな成長を応援するため、給付金を支給するもの。

② 対象児童

平成16年4月2日から令和5年4月1日までの間に出生した児童（高校生等以下の児童）で、次の要件のいずれかを満たす児童

- ア 令和4年9月30日（以下、「基準日」という。）に本市に住民登録のある児童
- イ 基準日の翌日から令和5年4月1日までに生まれる児童（以下、「新生児」という。）で、出生後初めての住民登録が本市である児童
- ウ 基準日に本市に住民登録のある養育者の児童（新生児を含む）

③ 支給対象者

対象児童を養育する児童手当、児童扶養手当受給者または主たる生計維持者等

④ 実施状況

対象児童1人あたり 10,000円  
給付金総支給額 1,036,590千円

(41) 児童虐待対策事業（平成13年度～）

① 目的

児童虐待の早期発見や防止等を推進するもの。

② 事業内容

要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関が情報を共有しながら、適切な連携のもとで児童虐待に対応するほか、防止のための啓発活動を行う。

ア 児童虐待通告等への対応

- ・児童の安全確認
- ・支援計画の作成・進行管理等

イ 要保護児童対策地域協議会の運営

- ・代表者会議の開催
- ・実務者会議の開催
- ・個別ケース検討会議の開催

ウ 子ども相談連絡部会研修会の開催

エ 児童虐待防止のための啓発活動

- ・街頭キャンペーンの実施
- ・啓発ポスター、チラシの作成等

③ 実績

虐待相談件数・認定件数

年度	令和2	3	4	5
相談件数	298件	433件	469件	440件
認定件数	105件	110件	269件	215件

(42) 児童相談所設置検討事業（平成30年度～令和5年度）

① 事業内容

児童虐待対策をさらに強化するため、児童相談所の設置に向けた検討を進めるもの。

② 検討経過

ア 候補地の検討（令和2年度、5年度）

- ・鴨池公園駐車場の一部を候補地として公表（令和2年度）
- ・鴨池公園駐車場における、児童相談所の関連機能をもつ施設との併設・複合化の検討（令和3年度）
- ・県農業試験場跡地の一部を候補地に加える旨を公表し、2つの候補地について比較検討を行い、同跡地を整備予定地として決定（令和5年度）

イ 職員の確保・育成（平成30年度～）

- ・本市における児童虐待対策の体制強化と将来的な児童相談所設置を見据えた職員育成を図るため、県や他都市への職員派遣について継続して実施

令和2年度（県4人）

3年度（県6人、北九州市1人、福岡市1人、熊本市1人）

4年度（県3人、北九州市1人、熊本市1人）

5年度（県3人、北九州市1人、熊本市1人）

ウ その他

- ・県子ども家庭課等と児童相談所設置に向けた協議を継続して実施
- ・他の児童相談所設置市の調査や児童相談所の視察等を実施

(43) 子ども見守り強化事業（令和3年度～）

① 事業内容

児童虐待防止と早期発見に努めるため、支援を必要とする児童の自宅に弁当などを届ける子ども食堂を通じた地域の見守り体制を強化するもの。

② 実施状況

年度	令和3	4	5
延べ訪問件数	296件	558件	730件

(44) 子ども家庭見守り相談支援員設置事業（令和4年度～）

① 事業内容

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の運営に係る業務を行う。

② 職員配置

- ・配置人数 4人
- ・資格等 社会福祉士、保育士、教員などの有資格者

③ 実施状況

年度	令和4	5
延べ相談対応件数	920件	2,925件

(45) 子育て世帯訪問支援事業（令和5年度～）

① 目的

家事・育児に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を子育て訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもの。

② 事業内容

ア 家事支援

食事の準備、後片付け、洗濯、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物 など

イ 育児支援

授乳、離乳食、おむつ交換、沐浴補助、保育所等の送迎、通院・産後健診・公的機関の手続きなどの同行、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供 など

③ 実施状況

年度	令和5
対応件数	21件

(46) こどもの日贈り物事業（令和5年度～）

① 目的

イベント参加やスポーツ観戦など、様々な経験の機会の提供に取り組む児童養護施設等に対し助成を行い、施設で生活する子どもが夢や希望を抱くきっかけづくりを行うもの。

② 実施状況

年度	令和5
実施件数	23件

(47) ヤングケアラー支援事業（令和5年度～）

① 目的

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども、

いわゆるヤングケアラーの周知広報を図るとともにヤングケアラーに対する支援体制を充実させるもの。

② 事業内容

ア ヤングケアラー相談支援員の配置

- ・ヤングケアラーに関する相談対応や情報提供等
- ・ヤングケアラーと思われる要支援児童等への支援
- ・ヤングケアラー支援に関する研修会等の実施

イ ヤングケアラー周知に係る広報啓発活動

- ・市の広報媒体を活用した啓発活動
- ・市民や関係機関等へのポスターやチラシの配布

③ 実施状況

年度	令和5
相談件数	25件

(48) こども家庭支援ネットワーク構築事業（令和5年度～）

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置にあたり、関係機関で構成する「鹿児島市こども家庭支援ネットワーク会議」を設置し、同センター設置についての意見を聴取する。

(49) 子育て情報AIチャットボット活用事業（令和5年度～）

AIの活用により問い合わせ内容に応じた回答を適切に行うAIチャットボットを導入し、子育て世帯からの支援関連情報の問い合わせに迅速かつ的確に対応するとともに、利便性の向上を図る。

(50) 婚活サポート事業（鹿児島市結婚相談所）（平成28年度～）

① 目的

市民の相談に応じて結婚のあっ旋等を行う。

② 事業内容

市民の相談に応じて結婚のあっ旋を行うために、結婚相談所を運営するとともに、婚活アドバイザーによる相談業務を実施する。

③ 事業実績

（単位：人）

年度	登録者数	男	女	婚約成立者数	利用者数
令和2	463	261	202	24	14,760
3	474	255	219	18	15,089
4	543	282	261	14	21,684



5	538	274	264	14	24,747
---	-----	-----	-----	----	--------

(51) 出会いサポートイベント開催事業（平成30年度～）

① 目的

結婚を希望する人に対し、出会いの場を提供するイベントを開催し、婚活をサポートする。

② 事業内容

出会いサポートイベントを開催する。

③ 事業実績

年度	参加者数（人）	満足度（%）	カップル成立数（組）
令和2	231	81.7	33
3	79	92.4	15
4	138	80.5	17
5	118	84.6	25

(52) 結婚新生活スタートアップセミナー開催事業（令和5年度～）

① 目的

新婚夫婦や将来結婚・子育てを考えている人に対し、家庭生活や子育てなどの知識・情報を提供するため、セミナーを開催する。

② 事業内容

結婚新生活スタートアップセミナーを開催する。

③ 事業実績

	参加者数（人）	満足度（%）
令和5年度	52	97.8

(53) 企業・団体間交流・出会いサポート事業（令和5年度～）

① 目的

結婚を希望する方に企業間交流を通じた出会いの機会を提供するとともに、企業向けセミナーを開催するなど結婚支援の取組を充実する。

② 事業内容

企業間交流会の開催などによる企業・団体間の交流促進及び交流会への支援を行う。

③ 事業実績

	令和5年度
登録団体数	30

(54) 高校生のためのライフデザインセミナー開催事業（令和3年度～）

① 目的

高校生を対象に、将来、結婚、家庭を持つことの意義や仕事などをあわせた人生設計について、理解を深めるセミナーを開催する。

② 事業内容

ライフデザインセミナーを開催する。

③ 事業実績

年度	延べ参加人数
令和3	726
4	655
5	312

(55) イクボス推進会議開催事業（旧男性の育児参加ムーブメント推進会議開催事業）

（平成29年度～）

① 目的

仕事と生活を両立しやすい環境の整備を推進する。

② 事業内容

イクボス推進会議を開催するとともに、イクボス推進同盟（平成29年11月発足）への参加企業の増加等を図る。

③ 経過

平成29年度は、男性の育児参加ムーブメント推進会議開催事業として実施した。30年度から「イクボス推進会議開催事業」に名称を変更し実施。

④ イクボス推進同盟参加企業・団体数

	令和3年度末	4	5
同盟参加企業・団体数	91	104	112

## 市 民 文 教

### ◀ 市 民 生 活 ▶

市民生活関係では、相談・広聴業務をはじめ、コミュニティづくり、地域活性化、市民協働、男女共同参画、文化振興、消費生活、国民年金、国民健康保険、戸籍・印鑑及び住民基本台帳、支所、人権に関する各種業務を推進している。

相談・広聴業務においては、「市長と語る会」、「わたしの提言」、「まちかどコメンテーター事業」などにより、市民の意見や要望等を把握し、市政に反映させるよう努めている。

また、市民からの問い合わせを年中無休で受け付け、迅速かつ的確な対応を行う総合案内コールセンターを運営し、市民サービスの向上に努めている。

コミュニティづくりにおいては、町内会への加入促進を図るため、市ホームページに町内会加入申込フォームを設けるとともに、不動産団体との連携や若年層をターゲットにした周知広報などを行っている。

また、町内会が実施するコミュニティ活動、集会所建築等に対し助成を行うほか、町内会におけるデジタルツールの活用や事業運営見直しを支援するなど、運営の効率化・活動の活性化の促進に取り組んでいる。

また、本市のコミュニティ施策の指針である「鹿児島市コミュニティビジョン」を推進するため、各校区における地域コミュニティ協議会の活動への支援を行うとともに、ビジョンの検証や今後の施策の検討を行うための懇話会を開催するなど、互いに支えあう温もりのある地域コミュニティの形成を図っている。

地域活性化においては、合併地域の支所において、地域活性化アドバイザーを活用し、住民とともに策定した個性豊かな地域づくりに向けた計画に基づく事業を実施したほか、桜島地域においては、地域おこし協力隊を配置し、地域ブランドのPRなど、地域の活力維持・向上に取り組んだ。

市民協働については、市民との協働によるまちづくりの推進を目的に「鹿児島市の市民参画を推進する条例」に基づき、パブリックコメント手続等を実施するとともに、「市民参画推進に関する市民会議」を開催し、市民参画の推進について調査審議している。

また、市民活動団体との協働を推進するため「市民とつくる協働のまち事業」、「NPO基盤強化事業」などの事業を行っている。

男女共同参画の推進においては、男女共同参画計画に基づき、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に展開している。

また、男女共同参画センターにおいて、学習啓発や情報収集、女性のための総合相談等を行っているほか、配偶者暴力相談支援センターを拠点としたDV被害者支援に取り組んでいる。

文化振興においては、令和3年度に文化芸術推進基本計画を策定し、本市の文化資源を生かしたイベントや講座などを開催するとともに、文化芸術団体等が行う事業に対して助成している。

消費生活関係においては、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するため、各世代に合わせた啓発資料の作成や出張講座、消費生活教室の実施など、啓発や情報提供に努めたほか、専門の相談員による消費生活相談や弁護士による消費生活法律相談を行っている。

国民年金関係では、国民年金第1号及び任意加入被保険者に係る、資格関係届書、保険料免除・納付猶予関係申請書並びに給付関係請求書の受理、審査及び送付のほか、相談対応などを行い、市民の国民年金受給権の確保を図った。

国民健康保険関係においては、被保険者の疾病等に対する必要な医療給付等を行ったほか、生活習慣病の予防及び重症化を防ぐことを目的とする特定健康診査事業及び健診受診者保健指導事業や糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業、人間ドック施設利用などへの補助、脳疾患の早期発見等を図るための脳ドック利用補助、医療費通知、レセプト点検調査、健康づくり推進事業等を行っている。

戸籍、住民基本台帳関係においては、閉庁時でもコンビニエンスストア等で住民票の写しなどを交付するコンビニ交付サービスを引き続き実施しながら、本庁及び谷山支所にキオスク端末を設置し、コンビニ交付における証明交付手数料を減額するとともに、令和6年3月から届出書等への氏名・住所等の手書きによる記入が不要となる「書かない窓口システム」を利用した窓口対応を開始し、市民サービスの向上及び窓口の混雑緩和を図っているほか、社会保障、税及び防災等の分野における事務での個人番号の利用開始に伴い、番号確認と身分証明書の機能をあわせ持った利便性の高い「個人番号カード」の交付とその普及促進に努めている。

また、令和4年1月に「おくやみコーナー」を開設し、死亡に伴う必要な手続の案内や申請書の作成補助等を行っている。

支所関係においては、建物供用の延命化及び良好な機能保持の観点から公共建築物ストックマネジメント事業において示された保全計画に基づき改修及び修繕を実施したほか、老朽化した東桜島合同庁舎の大規模改修を実施するとともに、谷山支所庁舎の大規模改修に向け、基本構想・基本計画を策定した。

人権啓発においては、広く市民への人権尊重思想の普及高揚に努めるとともに、人権教育・啓発基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島市人権啓発に関する懇話会を置き、施策の推進に取り組むほか、令和4年1月にパートナーシップ宣誓制度を開始した。

## 1 相談・広聴

### (1) 「市長と語る会」の開催（令和3年度～）

市長が自ら地域等に出向き、市政の動向を報告するとともに、意見交換を行い、市民の声を活かしたまちづくりを推進するものである。

市長が各地域を巡回し懇談を行う「地域巡回型」、市政に関する提言を行う中学生と懇談する「イベント型」、大学などを訪問し、学生と懇談を行う「学校訪問型」がある。

#### 【令和5年度までの実績】

開催回数 35回（地域巡回型26回、イベント型2回、学校訪問型7回）

参加者数 755 人

意見数 272 人から 360 件

(2) 「わたしの提言」

市政に関する意見・提言を幅広く市民に求めるため、市内の公共施設等 160 か所に設置している専用の封筒の便箋セット（料金受取人払）や、ホームページの専用フォーム・電子メールによる受付を行っている。寄せられた意見・提言には市長が直接目を通し、市政運営の参考としており、平成 19 年 8 月からは、市民にとって共通の提言及び対応状況等についてホームページ上で公開している。

年 度	令和 2	3	4	5
通 数	1,547	1,638	1,317	1,055
件 数	2,056	2,207	1,984	1,516

(3) まちかどコメンテーター事業（平成 20 年度～）

市民の声を聞く機会を増やし、より幅広く意見やニーズを把握するため、登録したコメンテーターに対してアンケート調査を行うものである。

また、まちかどコメンテーターを積極的に活用するため、テーマ数やコメンテーターの登録者数を増やして実施している。

	令和 2	3	4	5
コメンテーター登録者数	245	328	340	401
テーマ数	7	13	12	13

(4) 届けよう！わたしたちが考えるかごしま市政事業（令和 4 年度～）

若い世代の市民参画の機会を増やし、共創のまちづくりに資する人材を育成するため、市立中学校で、総合的な学習の時間等を利用して市政に関する講義を行い、中学生がグループワーク等で市政に関する提言を作成し、市長と語る会において発表をしている。

(5) 市民からの相談への対応

市政に対する陳情・要望等に対応する市政相談のほか、日常発生する市民のさまざまな悩みごとに対して助言を行う一般相談、法律相談や、個別の分野に対応する税務相談、登記相談などの専門相談を本庁及び各支所で実施している。

また、平成 28 年度から、専門相談の一つである行政関係申請手続き相談に、外国人ビザ・帰化に係わる相談を追加している。

(6) 鹿児島市総合案内コールセンター（サンサンコールかごしま）の運営

市役所での手続き、イベント情報、施設案内などに関する市民からの問い合わせを専用電話で受け付け、ICTを用いて迅速かつ的確な対応を行うコールセンターを年中無休で運営している。電話は

令和5年9月30日までは午前8時から午後9時、10月1日以降は午前8時から午後7時まで受け付け、ファックス、電子メールは24時間受信している。

平成20年1月の開設後、市民への周知も進み、30年10月からは、多言語（7か国語）による問い合わせにも対応している。

年 度	令和2	3	4	5
電 話	130,999	115,473	115,754	93,810
F A X	15	11	6	3
メール	655	505	704	775

### (7) その他実施事業

- ・市政出前トーク事業（平成14年度～）
- ・市長とふれあいトークの開催（平成16年度～令和2年度）
- ・子どもミーティング開催事業（平成22年度～令和3年度、令和3年度休止）
- ・まちづくり人材育成連携事業（令和2年度～）
- ・総合案内・フロアマネージャーの配置

## 2 コミュニティづくり

### (1) みんなの町内会応援事業（平成30年度～令和5年度）

※令和6年度から町内会活動活性化事業に統合

地域住民の親睦・相互扶助・福祉などあらゆる面において大きな役割を果たしている町内会の活動に対する支援を通じて、コミュニティ活動の活性化、町内会加入率の向上及び地域の連帯強化を促進する。

#### ① 町内会活動支援補助金

地域コミュニティ活動の活性化や、地域の連帯強化の促進を目的とする事業を実施する町内会に対し、2分野以上の事業を選択して申請できるものとし、交付対象経費の2分の1に相当する額で、1年度につき1回10万円を限度に補助する。

#### ② 町内会加入促進活動支援補助金

町内会が実施する加入促進活動のうち、未加入世帯を戸別訪問して配布する用品等の経費については3分の2、それ以外の経費については2分の1に相当する額で、1年度につき1回6万円を限度に補助する。

#### ③ 町内会設立支援補助金

町内会未結成地域において、町内会設立に向けた活動を行う場合、3万円を限度に補助する。

(2) 町内会加入促進モデル事業（令和元年度～2年度）

町内会の活性化や加入率向上のため、加入促進に寄与する事業を提案し、選定された団体に対して、事業実施経費を助成した。

(3) 町内会加入申込プラットフォーム構築等事業（令和4年度）

町内会加入希望者の利便性向上及び加入促進を図るため、市民等がオンラインで検索できるよう、本市ホームページに町内会区域図を公開するとともに、加入申込フォームを設けた。

(4) 不動産団体との連携による町内会加入強化事業（令和5年度～）

町内会加入促進に関する協力協定を締結している不動産団体の会員である不動産仲介事業者に対し、入居契約時等における町内会に関する説明や加入申込フォームの利用案内を依頼するとともに、不動産仲介事業者を通じた加入申込件数に応じ、不動産団体へ手数料を支払い、加入率が低い賃貸アパート等入居者の町内会への加入促進を図る。

(5) 町内会の多様な世代の参加応援事業（令和5年度～）

多様な世代の町内会加入や活動参加を促進するため、若年層をターゲットにした周知広報を行うとともに、町内会を対象にデジタルツール活用講座等を開催する。

① 若年層へのSNSターゲティング広告

令和4年度に制作した「町内会加入促進動画」を活用し、SNSで本市在住の20代、30代に対するターゲティング広告を実施する。

② デジタルツール活用支援

町内会活動におけるデジタルツールの活用に関する講座を開催するとともに、講座の受講団体のうち、希望する団体に講師を派遣し、実践的な活用を支援する。

③ 事業・運営見直し支援

誰でも参画しやすい組織運営を目指すため、コミュニティ活動の業務全体を可視化し、広く業務を分担する仕組みの普及に向けて、希望する団体（3団体／年）に講師を派遣し、ワークショップ等による支援を行う。

(6) 地域づくり活動支援事業者表彰事業（令和5年度～）

① 目的

事業者等の地域づくり活動の参画を促すとともに、従業員の地域コミュニティへの参加意識の醸成を図るため、町内会等の活動の推進に寄与した事業者等を表彰する。

② 対象

- ・市内に主たる事務所又は営業所を有する企業等
- ・町内会やコミュニティ協議会の活動の推進に寄与し、住みよい地域づくりを5年以上継続し、支

援する事業者

(7) コミュニティビジョン推進事業（平成 23 年度～）

鹿児島市コミュニティビジョンに基づき、小学校区内で活動している町内会をはじめとする各種団体が、地域課題の解決や地域資源の活用に連携、協力して取り組む地域コミュニティ協議会の活動を支援するなど、互いに支えあう温もりのある地域コミュニティづくりを推進する。

地域コミュニティ協議会の活動への参加団体数

年 度	令和 2	3	4	5
団体数	2,928	2,961	3,188	3,172

(8) 鹿児島市コミュニティ意見懇話会（令和 4 年度）

① 目的

「鹿児島市コミュニティビジョン」の検証や今後の施策の方向性について検討する懇話会を開催する。

② 所掌事項

ア 鹿児島市コミュニティビジョンに基づく取組の検証に関すること

イ 地域コミュニティ連携組織の取組に関すること

ウ 本市のコミュニティ施策の今後の方向性に関すること

③ 構成員

学識経験者 2 名 地域団体等 2 名 公募 2 名

④ 懇話会の内容

回	開催日	内容
第 1 回	令和 4 年 7 月 21 日	◇地域コミュニティ協議会の現状と課題 ◇コミュニティ協議会アンケート調査の質問項目（案）
第 2 回	令和 4 年 10 月 13 日	◇協議会の取組事例（協議会へのヒアリング） ◇アンケート結果及びヒアリングに基づく課題整理
第 3 回	令和 4 年 12 月 2 日	◇第 1 回及び第 2 回コミュニティ意見懇話会の論点整理 ◇コミュニティビジョンの検証
第 4 回	令和 5 年 1 月 12 日	◇コミュニティ協議会の今後の方向性と取組・施策 ◇コミュニティ意見懇話会報告書目次（案）
第 5 回	令和 5 年 3 月 16 日	◇コミュニティ意見懇話会報告書（案）

⑤ 成果

コミュニティ意見懇話会報告書（令和 5 年 3 月）

(9) その他実施事業

- ・コミュニティ研修会（昭和 62 年度～令和 3 年度）の開催



※令和4年度からコミュニティ交流会に統合

- ・コミュニティ交流会（平成14年度～）・活動推進講座（平成24年度～令和2年度）の開催
- ・町内会加入促進事業（平成21年度～）
- ・町内会広報活動推進事業（昭和58年度～令和5年度）

※令和6年度から町内会活動活性化事業に統合

- ・町内会降灰除去機購入費補助事業（昭和60年度～令和5年度）

※令和6年度から町内会活動活性化事業に統合

- ・町内会集会所建築等補助事業（平成9年度～）
- ・町内会集会所バリアフリー化支援事業（平成21年度～令和4年度）

※令和5年度から町内会集会所建築等補助事業に統合

- ・地域振興嘱託員の配置（平成21年度～：吉田、桜島、喜入、松元、郡山 平成22年度～：本庁、谷山、伊敷、吉野 令和2年度～：東桜島）
- ・新型コロナ対策に係る地域活動支援セット配付事業（令和2年度）

### 3 地域活性化

#### (1) 地域の魅力・活力共創事業（令和4年度～）

##### ① 目的

本市の周辺部に位置する5つの地域（吉田・桜島・喜入・松元・郡山）において、地域活性化アドバイザーを活用し、住民とともに、それぞれの資源や特性などを生かした個性豊かな地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に取り組む。

##### ② 事業概要

###### ア 各支所における事業の実施

「地域と共に創るまちづくりプラン（地域活性化計画）（以下、プランという）」に基づき、事業を実施する。

支所	5年度の主な事業
吉田	◇ペダルなし二輪遊具を用いたイベントの開催 ◇田畑や川等の地域資源を活用したイベントの開催 等
桜島	◇デジタル化に向けたサポーター養成 ◇地域を主体としたイベントの開催（マルシェ） 等
喜入	◇空き家を活用した交流拠点の整備 ◇「喜び入るまち」のブランディング 等
松元	◇地域の魅力発信のためのイベントの開催 ◇町田久成の功績を顕彰する取組への支援 等
郡山	◇スパランド裸・楽・良を拠点としたレンタサイクルの実施 ◇地域を主体とした花の植栽による景観イメージアップ 等

###### イ 地域懇話会の開催

地域団体等との協議の場として、各支所に「地域懇話会」を設置し、プラン策定や実施事業などの意見をいただく。

ウ 地域活性化アドバイザーの活用

企業から派遣された職員を「地域活性化アドバイザー」として地域づくり推進課に2名配置し、支所と連携し事業実施などを支援する。

(2) 地域まつり支援事業（平成17年度～）

地域住民のふれあいと地域社会の活性化を促進するため、吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域のまつりへの助成を行う。

(3) 改新交流センター管理運営事業（平成28年度～）

地域住民のふれあい及び交流を促進し、地域の活性化を図るための拠点施設である改新交流センターの管理運営を行っている。

改新交流センター利用実績

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者数	615人	1,265人	1,162人	920人

(4) さくらじま地域おこし協力隊活動事業（令和2年度～）

鹿児島市内で人口減少及び高齢化が最も進行している桜島地域において、2名の地域おこし協力隊を配置し、地域資源を活用したブランド力の向上や特産品のPR等に取り組み、桜島地域の活性化及び活力の維持強化を図っている。

(5) 地域間交流

各地域の豊かな自然や歴史、文化など「地域の魅力」の共有化を図りながら、地域間交流を促進した。

① ぐるっとかごしまスタンプラリー事業（平成19年度～令和4年度、令和3年度休止）

各地域の特性や魅力を広く市民に紹介し、地域間交流の促進及び地域振興を図るため、本市のスマートフォンアプリ「かごぶり」を活用したスタンプラリーを実施した。

② ふるさと魅力体験交流事業（平成27年度～令和4年度、令和3年度休止）

5地域の豊かな自然、施設及び特産品等の地域資源を活用して、農産物の収穫体験、郷土料理の調理体験、木工体験及び施設見学等を通じて、地域の魅力を広く紹介する体験交流事業を実施した。

4 市民協働

(1) 市民参画

本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的に、「鹿児島市の市民参画を推進する条例」を制定し、条例に基づきパブリックコメントなどの市民参画手続を実施し、その進捗状況を「鹿児島市市民参画推進に関する市民会議」において確認している。

**(2) 市民活動促進方策（令和6年3月改訂）**

市民活動団体等との協働推進についての基本的考え方に基づき、市民活動団体等との協働を推進していくための方策を定めたものである。

- ① 市民活動団体の運営基盤づくりや活動への支援
- ② 市民の協働意識の醸成
- ③ 企業との協働・連携の促進
- ④ 職員の意識向上と環境づくり

**(3) 市民とつくる協働のまち事業（平成18年度～）**

公益的なサービスを提供する市民活動団体の活動に対し、選考審査会の審査を経て経費の一部を助成するとともに、課題解決のための具体的な助言等の支援を行っている。

補助率等

補助率 2／3以内（限度額20万円）

年 度	令和2	3	4	5
補助件数	9件	10件	12件	13件
補助総額	1,673千円	1,944千円	2,089千円	2,054千円

**(4) NPO基盤強化事業（平成30年度～、令和3・4年度休止）**

NPO等の市民活動団体の基盤強化を図るため、人材育成等の講座を開催するとともに、NPO活動の情報発信を行っている。

また、令和5年度は、市民活動団体との連携に関する現状や課題を把握するため、民間企業への実態調査を行った。

**(5) その他実施事業**

- ・新型コロナ対策に係る市民活動支援セット配付事業（令和2年度）

**5 男女共同参画**

**(1) 第2次男女共同参画計画の推進、第3次男女共同参画計画の策定・推進**

第2次鹿児島市男女共同参画計画（平成23年度策定、28年度改定）の進行管理を行うとともに、

男女共同参画に関する施策に総合的かつ体系的に取り組んだ。

令和3年度は、計画期間が終了することから、令和4年度以降の第3次男女共同参画計画の検討作業を進め、パブリックコメントなどの手続きを経て、令和4年3月に策定した。

- ① 鹿児島市男女共同参画審議会の開催
- ② 鹿児島市男女共同参画推進連絡会議の開催
- ③ 職員対象研修の開催

## (2) 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年度）

平成27年度の意識調査以降、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進む中、市民の意識と実態がどのように変化しているかを把握するとともに、第3次男女共同参画計画の策定に向けた基礎資料とするため、意識調査を実施した。

## (3) 男女共同参画センターの運営

### ① 学習啓発事業

#### ア サンエールフェスタ

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と共に考え行動する参画型イベントを実行委員会方式により実施し、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントへの参加を通じた市民の情報発信や交流を支援する。（生涯学習課と共同開催）

#### イ 男女共同参画社会に対する理解と認識を深めるための学習機会を提供する。

- ・男女共同参画週間フォーラム
- ・女性に対する暴力に関する講演会
- ・男女共同参画セミナーなど

#### ウ 女性の社会参画支援のための資質向上や能力開発を図るための学習、男性の生活技術の向上を支援するための学習機会を提供する。

- ・チャレンジ支援セミナー、自己表現セミナーなど

#### エ 女性の生涯にわたる健康管理と健康増進に向けた学習機会を提供する。

- ・こころ・からだ支援セミナー

### ② 図書・情報提供事業

男女共同参画に関する情報を収集提供することにより、男女共同参画社会の形成に向けた調査、研究の資料として供するとともに、市民の主体的な生き方の支援や社会参画、市民相互の交流を促進する。

#### ア 図書等提供事業 図書情報コーナー

図書蔵書数 24,849冊 DVD所蔵数 579本（令和6年3月末）

#### イ プチシネマ

プロジェクター投影による映画上映会を毎月1回開催している。

③ 市民活動支援事業

男女共同参画社会の形成に向けて取り組む市民の活動を支援するとともに、市民のネットワークづくりを促進する。

ア 学習会講師派遣事業

団体等の開催する学習会に講師を派遣する。

イ 子育て支援

館内利用者（託児フリー日）や主催事業での託児の実施（託児室）、子育て支援講座の開催

ウ サポーター養成

託児サービスの提供を行う託児サポーターの養成講座の開催

エ DV被害者支援

被害者支援活動を行う者等を対象にDV被害者支援啓発講座の開催

オ 登録団体交流会 40団体（令和6年3月末）

④ 相談事業

主に女性が抱えるさまざまな問題について、男女共同参画の視点から相談に対応する。

ア 総合相談 相談室通年（週6日）

イ 専門相談 法律相談（月2回）、心理相談（月1回）、男性相談（月1回～2回）

⑤ 男女共同参画センター調査研究事業

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の身近にある現実や課題について調査研究を行い、市民のニーズを把握しセンター運営に反映させる。

(4) 男女共同参画に関する広報、啓発

男女共同参画に関する問題や法律、施策の紹介、著名人のインタビューなどを掲載した男女共同参画情報誌「すてっぷ」を発行する。（年2回発行）

(5) DV等対策事業

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、予防啓発及び被害者支援の取り組みを行う。

① デートDV講演会、若者による若者のためのデートDV講座の開催

相手を尊重する人間関係のあり方について知ってもらうことでDVの発生を未然に防ぐことを目的に生徒・学生向けの講演会やワークショップを開催する。

② デートDV防止啓発誌の作成と配布

デートDVに対する意識啓発と、DVを未然に防ぐために、若者を対象とした啓発誌を作成し、市内の高校生に配布する。

③ カードサイズDVリーフレットの作成と配布

情報が届きにくい被害者にDVや相談窓口について周知できるよう、カードサイズのリーフレットを作成し、公共機関、医療機関、金融機関等に設置する。

④ パープルリボンキャンペーン

「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルであるパープルリボンの普及促進を行い、暴力を許さない意識づくりを行う。

⑤ DV防止庁内連絡会議

DVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DVの被害者への的確な支援を行うためにDV防止庁内連絡会議を開催する。

⑥ DV防止対策委員会

DV防止やDV被害者の保護に関し、関係機関が情報交換を密にし、ネットワークを構築する。この会議は、セーフコミュニティ推進に係る「分野別対策委員会」に位置づけられる。

⑦ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力の相談やカウンセリングのほか、自立に向けた情報や制度、相談機関を案内するなど、より身近なDV被害者支援の窓口として支援を行う。

(6) 女性のつながりサポート事業（令和4年度～）

女性に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、相談機関等の支援者を対象に研修を行い、地域における支援体制の充実を図る。

① 相談業務

② 生理用品の提供

③ 居場所の提供

④ 「支援者」の養成・育成・研修

(7) 女性活躍推進計画の推進

職業生活における女性活躍を推進するための事業を行う。

① 女性活躍アドバイザーの配置

② 経営者・管理者等の意識改革を目的としたセミナーの開催

③ 女性のキャリアデザインに関するセミナーや先輩女性との意見交換会の開催

## 6 文化振興

(1) 文化施設の運営

① かごしま近代文学館・メルヘン館

ア 利用者実績

年 度	令和2	3	4	5
近代文学館	17,240人	18,099人	24,400人	17,354人
メルヘン館	36,721人	53,649人	68,079人	100,468人

イ 特別企画展の開催

- 令和2年度 近代文学館 「生誕110年記念 白洲正子」（仮称）（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- メルヘン館 かいけつゾロリ大冒険展（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- 3年度 近代文学館 かがしま装丁展  
～鹿児島出身の画家による装丁 鹿児島ゆかりの作家の装丁～
- メルヘン館 かいけつゾロリ大冒険展（鹿児島県緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用に伴い、会期後半の21日間中止）
- 4年度 近代文学館 白洲次郎生誕120周年記念特別展「白洲次郎・白洲正子 武相荘折々の暮らし」
- メルヘン館 わくわく！どきどき！絵本のふくぶくろ展
- 5年度 近代文学館 没後100年 さまよえる有島武郎展
- メルヘン館 まるごと馬場のぼる展 描いた つくった 楽しんだ ニャゴ！

② 鹿児島市民文化ホール、谷山サザンホール

ア 入場者実績

年 度	令和2	3	4	5
鹿児島市民文化ホール	83,029人	163,585人	240,383人	305,667人
谷山サザンホール	30,395人	37,594人	50,631人	39,568人

イ 施設の主な改修（利用休止期間）

- 令和2年度 鹿児島市民文化ホール 第1ホール舞台機構改修工事（1月から3月、40日）
- 4年度 鹿児島市民文化ホール 第2ホール舞台機構改修工事（1月から3月、45日）
- 5年度 谷山サザンホール 客席照明改修（8月から10月、60日）
- ホール舞台機構改修工事（1月から2月、41日）

(2) 文化薫る地域の魅力づくりプラン推進事業（平成24年度～令和3年度）

平成28年度に策定した「第2期文化薫る地域の魅力づくりプラン」に基づき、第1期プランで取り組んできた美術、音楽、地域伝統芸能に他の分野を加え、本市の文化資源を生かしたイベント等を市民協働で実施した。

(実施内容)

- 令和2年度～令和3年度
- ・かごしま文化情報センター（KCIC）の運営
  - ・「かごしま音とりどり～響け！希望のハーモニー～」の開催（令和2年度）
  - ・「音とあかりの散歩道」の開催（令和3年度）
  - ・「げいじゅつたいけん！ワークショップ」の開催（令和2年度・3年

度)

- ・かごしま伝統芸能ネットワーク会議の開催（令和2年度・3年度）

など

### (3) 市民文化活動推進事業

市民が音楽や伝統芸能などの文化芸術に触れ親しむイベントをまちなかで開催するほか、文化芸術に関する情報発信等を行っている。

（実施内容）

- 令和4年度～
- ・かごしま文化情報センター（KCIC）の運営
  - ・アートマネジメント人材育成講座の開催（令和4年度）
  - ・カルチャー・クリエイター共創講座の開催（令和5年度）
  - ・芸術体験ワークショップの開催
  - ・「音とあかりの散歩道」の開催（令和4年度）
  - ・「かごしままちなか文化彩」の開催（令和5年度）
  - ・ランチタイムコンサートの開催
  - ・かごしま伝統芸能ネットワーク会議の開催

など

### (4) 文化芸術推進基本計画策定事業（令和2・3年度）

第2期文化薫る地域の魅力づくりプランの計画期間が令和3年度に終了することに伴い、文化芸術基本法に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画を策定した。

### (5) 文化芸術推進基本計画推進事業（令和4年度～）

令和4年3月に策定した文化芸術推進基本計画に基づき、有識者等で構成する会議及び関係課で構成する会議を開催し、文化芸術に関する施策の進行管理を行っている。

### (6) その他実施事業

- ・文化芸術団体等感染症予防対策支援事業（令和2年度）

## 7 消費生活

### (1) 消費生活相談

相談員の資質向上に努め、悪質商法や契約トラブル等の市民からの苦情・相談に対応している。

年 度	令和2	3	4	5
相談件数	4,108 件	3,799 件	4,218 件	4,133 件



(2) 消費者啓発事業

消費生活に関する知識を身につけ、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するため、社会人向けや高齢者向け等、対象に応じた各種啓発資料を作成し、町内会、高齢者クラブ、企業等を対象に消費生活出張講座を実施するとともに、消費生活教室や親子一日教室の開催、公共交通機関等での広報、パネル展により消費者啓発の充実を図っている。

(3) スクール・キャンパス消費者啓発事業（平成 19 年度～）

若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小・中学生向けの学習資料等を作成、配布し、高等学校・大学等での出張講座やパネル展を実施している。

(4) 消費者教育担い手育成事業（平成 19 年度～）

地域に根ざした消費者啓発を促進するため、簡易な出張講座等の啓発活動や情報収集提供活動を行う地域消費者リーダーを養成している。

(5) 地域消費者サポーター育成事業（平成 29 年度～）

悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を自分の身近な方に伝えることを主な活動とする地域消費者サポーターを養成している。

(6) A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま（平成 21 年度～）

関係機関と連携したネットワークを構築し、連絡会議の開催やメールマガジン等を通して、消費者への「見守り機能」を強化している。

## 8 国民年金

(1) 事業の概要

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、必要な給付を行う制度である。

具体的には、国民年金はすべての国民を対象として老齢、障害、死亡について基礎的な年金給付を行うことを目的としている。

本市においては、国民年金第 1 号及び任意加入被保険者に係る、資格関係届書、保険料免除・納付猶予関係申請書並びに給付関係請求書の受理、審査及び送付のほか、相談対応などを行い、市民の国民年金受給権の確保を図っているところである。

(2) 被保険者数等の状況

① 被保険者数

年 度 \ 区 分	第 1 号被保険者	任意加入被保険者	計
令和元	65,334 人	832 人	66,166 人
2	64,470 人	760 人	65,230 人
3	63,721 人	734 人	64,455 人
4	62,710 人	732 人	63,442 人

② 免除等状況

年 度 \ 区 分	法定免除	申請免除	学生納付特例	納付猶予	産前産後免除	計
令和元	8,901 人	15,119 人	9,232 人	2,883 人	67 人	36,202 人
2	9,085 人	15,222 人	9,122 人	2,936 人	54 人	36,419 人
3	9,079 人	15,630 人	8,865 人	2,918 人	63 人	36,555 人
4	9,128 人	14,930 人	8,672 人	2,769 人	42 人	35,541 人

③ 受給権者数

年 度 \ 区 分	拠出年金	福祉年金	計
令和元	159,225 人	6,980 人	166,205 人
2	162,645 人	7,107 人	169,752 人
3	165,208 人	7,224 人	172,432 人
4	166,916 人	7,328 人	174,244 人

※ 拠出年金は、老齢年金、老齢基礎年金及び障害基礎年金等の拠出制年金受給権者の計

※ 福祉年金は、老齢福祉年金及び 20 歳前障害等による無拠出制の障害基礎年金に係る受給権者の計

## 9 国民健康保険

本市国保は、構造的な問題を抱え、単年度収支の改善及び累積赤字の解消が大きな課題となっている。この課題の解決に向けて、国保財政の安定的な運営が継続できるよう、平成 30 年度から令和 7 年度までの 8 か年を計画期間とする財政健全化計画を平成 29 年度に策定した。本計画に基づき、医療費適正化対策、収納率向上対策などの財政健全化に向けた各施策を推進している。

(1) 各年度決算状況

(単位：千円)

年 度	歳 入	歳 出	差 引	単年度収支
令和元	65,555,166	68,716,568	△3,161,402	△46,594

市 民 文 教 (市民生活)

2	65,227,094	69,049,232	△3,822,138	△660,736
3	66,846,403	69,680,483	△2,834,080	988,058
4	66,784,197	69,391,385	△2,607,188	226,892

(2) 保険税率及び課税限度額

区 分	基 礎 課 税 額			
	令和2	3	4	5
所 得 割	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
均 等 割	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円
平 等 割	23,300 円	23,300 円	23,300 円	23,300 円
課税限度額	63 万円	63 万円	65 万円	65 万円

区 分	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 額			
	令和2	3	4	5
所 得 割	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
均 等 割	6,200 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円
平 等 割	7,100 円	7,100 円	7,100 円	7,100 円
課税限度額	19 万円	19 万円	20 万円	22 万円

区 分	介 護 納 付 金 課 税 額			
	令和2	3	4	5
所 得 割	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
均 等 割	7,400 円	7,400 円	7,400 円	7,400 円
平 等 割	6,400 円	6,400 円	6,400 円	6,400 円
課税限度額	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円

(3) 保険税の状況

(単位：円)

年 度	基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額	
	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
令和元	56,656	86,377	17,753	27,066	20,193	23,309
2	57,009	86,034	17,827	26,903	20,326	23,288
3	57,229	85,441	17,896	26,717	20,480	23,377
4	57,335	84,576	17,962	26,495	20,625	23,512

(4) 保険税の減免

(単位：件、円)

年 度	災 害		生活困窮等		収 監		所得激減		旧被扶養者		感染症		合 計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
令和元	6	172,300	327	7,104,300	101	3,050,600	134	13,071,300	407	13,440,900	-	-	975	36,839,400
2	4	106,700	296	7,465,962	84	1,913,000	157	17,073,800	423	14,166,700	1,219	137,661,100	2,183	178,387,262
3	3	318,400	314	5,927,028	71	1,840,100	145	13,518,300	491	14,978,000	233	40,961,700	1,257	77,543,528
4	4	291,700	337	7,309,492	71	1,649,100	134	13,658,100	596	16,806,900	77	16,362,100	1,219	56,077,392

※債務弁済の実績なし。

(5) 収納率向上対策

納税お知らせセンターの活用や特別催告状の送付等により、現年度未納者に対して、早期の納付勧奨を実施している。

また、市民局内の国保関係部署の課長等をメンバーとする収納率向上対策プロジェクトチームにおいて、滞納処分の庁内の実施体制を強化し、滞納者の財産調査、実態調査に基づく適切な差押、執行停止、不納欠損処理を行うとともに、高額滞納案件等については、特別滞納整理課へ移管するなどしている。

さらに、安定的な収納確保策である口座振替、納付機会の拡大を図るモバイル決済、コンビニ納付等の多様な収納チャネルの運用などにより、収納率向上を図っている。

(単位：%)

年 度	令和元	2	3	4
収納率（現年）	91.49	92.70	93.38	93.21

(6) 療養諸費等の状況

(単位：円)

年 度	総 費 用 額	診 療 諸 費 (1人当たり費用額)	療 養 諸 費 (1人当たり保険者負担分)
令和元	55,695,418,681	461,923	337,786
2	54,641,975,916	461,149	338,386
3	56,686,889,321	483,314	355,622
4	57,174,933,613	498,595	367,383

(7) 給付等の状況

① こども医療費助成制度において、令和3年4月から県内の医療機関の窓口での保険診療による一部負担金の支払いをなくす制度（現物給付方式）の対象が、市町村民税非課税世帯の18歳のこども

もまでに拡大されたことに伴い、高額療養費の申請方法を見直した。

- ② 新型コロナウイルス感染症に、感染または感染が疑われる方に対し、傷病手当金の給付を行った。  
(令和2年1月1日から令和5年5月7日までの感染者が対象)
- ③ オンライン資格確認等システムの運用が令和3年10月20日から開始され、マイナンバーカードを用いて、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境が整備された。
- ④ 子育て世帯の負担軽減を目的に、出産育児一時金の総額を42万円から50万円に増額した。(令和5年4月1日以降の出産が対象)

### (8) 医療費適正化対策

厚生労働省の補助を受けて、医療費適正化対策として、医療費通知の発送や診療報酬明細書点検調査事務の強化、ジェネリック医薬品の利用促進、柔道整復療養費に係る患者調査を実施した。

特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のために、個人に即した内容の未受診者勧奨通知やインセンティブの付与(令和4年度から、特定年齢対象者に公衆浴場の入浴券を交付)、また、薬局と連携した受診勧奨(令和5年度開始)などさまざまな取り組みを行っている。また、健康福祉局(保健所)との連携による被保険者に対する保健指導や健康づくりの促進を継続的に行っており、令和3年度からICTを活用した特定保健指導等を実施した。

特定健康診査・特定保健指導の実施状況(40歳以上74歳以下の人) (単位:人、%)

年 度	特定健康診査				特定保健指導			
	令和元	2	3	4	令和元	2	3	4
対象者数	81,179	82,068	80,688	77,286	2,873	2,955	3,050	2,617
受診者数	28,115	27,805	28,690	26,626	944	982	810	708
受診率/実施率	34.6	33.9	35.6	34.5	32.9	33.2	26.6	27.1

※国への法定報告に基づく数値。

### (9) 広報活動の充実

- ① 国保の広報紙「ひまわり」を年2回発行し、対象世帯に配付した。
- ② 市ホームページを活用し、国保に関する各種制度やお知らせを周知した。

## 10 コンビニ交付による証明発行等

### (1) コンビニ交付による証明発行(平成25年度～)

市民の利便性の向上を図るため、閉庁時でもコンビニエンスストア等で住民票の写しなどを交付するサービスを実施している。

令和4年度にコンビニ交付の利用促進のため、キオスク端末を本庁に2台、谷山支所に1台設置す

るとともに、住民票の写し等のコンビニ交付における証明交付手数料を100円減額した。

- ① 取扱証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、課税額（非課税）証明書、所得額・課税額証明書、市・県民税納税証明書、戸籍全部・個人事項証明、戸籍附票全部・一部証明
- ② 利用可能時間 午前6時30分～午後11時までのうち各店舗の営業時間内（戸籍証明関係は、午前9時～午後5時15分）
- ③ 休 止 日 12月29日～翌年1月3日及び臨時休止日（戸籍証明関係は、上記の期間、土曜、日曜及び祝日）
- ④ 証明交付手数料 令和4年12月から戸籍全部・個人事項証明は350円、その他は200円  
令和4年11月まで戸籍全部・個人事項証明は450円、その他は300円
- ⑤ 証明発行件数

年 度	令和2	3	4	5
住 民 票	19,218件	33,525件	58,372件	104,596件
印鑑証明書	12,504件	20,723件	34,698件	66,158件
税 証 明	4,055件	7,661件	14,106件	27,150件
戸 籍 証 明	2,203件	5,042件	11,380件	29,240件

## (2) 個人番号カードの交付（平成27年度～）

社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するために設けられた制度であり、平成28年1月から個人番号確認と本人確認ができるなど利便性の高い「個人番号カード」の交付とその普及促進に努めている。

特に令和4年度は土日や祝日でもカードの申請や受け取りができる臨時交付センターを開設したほか、地域福祉館や商業施設等で出張申請受付の実施、マイナポイントの申込支援を行い、さらなる普及促進を図った。

○個人番号カードの申請・交付件数

年 度	令和2	3	4	5
申請件数	120,424件	70,616件	246,603件	24,974件
交付枚数	70,552枚	93,550枚	180,792枚	71,026枚

※カード交付は、平成28年1月から

## (3) おくやみコーナーの運営（令和3年度～）

死亡に伴う各種手続は、遺族等が各課を回り、その都度書類を記入するなどの手続を行っており、その手続に時間を要するなど、遺族の負担となっている。

負担軽減を図るため、本庁舎内に専用窓口（おくやみコーナー）を開設し、必要な手続の

案内や申請書の作成補助等を行うとともに、手続の詳細が分かるハンドブックを作成した。

○利用件数

年 度	令和 3 ※令和 4 年 1 月 19 日開設	4	5
利用件数	438件	2,139件	1,756件

#### (4) オリジナル婚姻届の配布（令和 4 年度～）

市民のシビックプライドの醸成や本市のPRのため、マグマシティPRキャラクターのマグニオンが多彩な魅力あふれる本市で人生の門出を迎えるお二人を祝福する「オリジナル婚姻届」の配布を開始した。

#### (5) 住民異動手続き等における書かない窓口システムの運用（令和 5 年度～）

住民異動の手続き等に係る市民の届書等の記入を不要とする書かない窓口システムを、本庁市民課及び谷山支所市民課に導入した。

システムに沿って職員の聞き取り等により届書等を作成することで市民の記入が不要となるとともに、届書等作成時のデータを活用し従前のチェック・入力等を効率化したことで、特に繁忙期に長時間化する市民の待ち時間を短縮し、併せて職員の業務負担を軽減した。

## 11 支所

### (1) 支所機能充実プランに基づく取組（平成 21 年度～令和 3 年度）

支所機能充実プランに基づき、これまで、地域振興嘱託員の活用や支所の施設整備の改善、地域まちづくりワークショップ（～平成 28 年度）と地域まつりへの支援、町内会や地域コミュニティ協議会等からの相談対応・支援の拡充などに取り組んだ。

### (2) 省エネルギー推進LED照明化事業（平成 29 年度～）

環境局の方針に基づき、庁舎の省エネルギー化を図るため、平成 29 年度に谷山支所、令和元年度に伊敷、吉田、松元及び郡山支所、令和 2 年度に吉野支所にリース方式により、喜入支所は令和 5 年度に委託方式により、LED照明を導入した。

東桜島合同庁舎については一部導入済みであり、残りについては、今後工事方式により導入する。

### (3) 広告付窓口呼出システム運用事業（平成 30 年度～）

来庁者窓口の混雑緩和とスムーズな案内を目的に谷山支所市民課及び伊敷支所総務市民課の窓口、民間力を活用しゼロ予算事業で窓口呼出システムを設置した。

(4) 東桜島合同庁舎等整備事業（令和4年度～令和6年度）

老朽化した施設を改修し施設の長寿命化を図り、照明のLED化や空調設備改修、災害時へも対応できる強固な施設環境整備により市民の利便性及び安全性を確保する。

(5) 谷山支所庁舎大規模改修事業（令和4年度～）

谷山支所庁舎等の機能の充実や市民サービスの向上を図るため、庁舎改修に向けた基本構想を令和4年11月に、基本計画を6年3月に策定した。

## 12 人権啓発

広く市民の間に人権尊重意識の普及高揚を図ることを目的に、様々な人権問題について正しい理解と認識を深める啓発活動を実施している。本市の人権教育・啓発に関する施策については、近年の社会情勢の変化や国の動き等を踏まえ、令和5年3月に「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を改訂した。また、鹿児島市人権啓発に関する懇話会を置き、施策の推進に取り組んだほか、パートナーシップ宣誓制度を開始した。

### (1) 人権啓発活動

あらゆる場と機会を捉えて、各関係機関と連携を図りながら総合的な人権啓発の推進に努めている。

- ① 広報紙（「市民のひろば」）による啓発（毎月）
- ② 冊子による啓発
- ③ 市電・市バス等へのポスター掲出による啓発（8月、12月）
- ④ パネル展による啓発
- ⑤ 「人権の花」運動による啓発
- ⑥ 街頭啓発による啓発（12月）
- ⑦ 職員研修会の実施

### (2) パートナーシップ宣誓制度の運用及び性の多様性啓発支援事業（令和3年度～）

一人ひとりの人権や多様性が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、パートナーシップ宣誓制度を運用するとともに、パンフレット等の作成や企業向け人権啓発研修会の実施により、市民の性の多様性に関する理解促進を図った。

### (3) 同和問題

同和問題については、関係機関、関係部局との連携のもと、心理的差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進に努めている。



(4) 人権擁護委員

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者を議会の意見を聞いて推薦している。

人権擁護委員の任期は3年で、本市の定数は平成21年7月1日の特別定数の設定により現在は35人となっている。

## ◀ 教 育 ▶

### 1 教育行政の概要

本市は、令和4年3月に第二次鹿児島市教育振興基本計画を策定し、4年度から13年度までの10年間を通じた教育の目指すべき姿として「鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成します。」と定め、同計画に基づいて教育行政を進めている。

教育施策の方向性の第一は、「心を育む教育と青少年教育の推進」であり、道徳教育や人権教育の充実などを通して、規範意識や自他の生命を尊重する心、困難を乗り越えながら物事を成し遂げる力、自ら考え判断し、行動する力等の育成に取り組んでいる。第二は、「個性と能力を伸ばす教育の推進」であり、学習指導、特別支援教育や郷土教育の充実などを通して、変化の激しい社会で児童生徒が成長していくための、個性と能力を伸ばす教育を推進している。第三は、「体育・健康・安全の充実」であり、学校体育や健康教育・食育の充実など、運動・スポーツに親しむ機会の充実、健康的なライフスタイルの確立に向けた支援、安全教育・防災教育の充実を図っている。第四は、「地域とともにある学校づくりと教育環境の充実」であり、学校運営や教育課程の充実、教育施設の整備などを通して、児童生徒が安心して学べる環境の充実を図っている。第五は、「家庭や地域の教育力の向上と生涯学習環境の充実」であり、家庭教育や生涯学習活動の充実などを通して、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、生涯学習関連施設の整備や相談機能の充実に取り組んでいる。第六は、「文化芸術の振興と歴史・文化資源の保存と活用」であり、文化芸術に触れ親しむ機会の充実等とともに、地域の歴史・文化資源の理解増進等を図っている。

令和2年度から令和5年度までの教育委員会の主な施策であるが、学校における感染症対策に取り組むとともに、市立小・中・高校において児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を行ったほか、令和4年に学校整備室が設置され、桜島地域の学校規模適正化に取り組んだ。

また、まちなかで誰もが気軽に本と触れ合うことができる天文館図書館の開館や松元公民館のリニューアルを行うとともに、異人館の周辺整備や土砂崩れにより被災した寺山炭窯跡の石積修復工事などを通じて、世界遺産としての保全を図った。

## 2 学校教育

### (1) 児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）

年度	小学校	中学校	高等学校
令和2	33,170人	15,684人	2,151人
3	32,852人	16,121人	2,039人
4	32,624人	16,150人	1,903人
5	32,279人	16,299人	1,845人

### (2) 生徒指導の充実

教職員の資質向上を図るなど、児童生徒理解に基づく生徒指導の充実を図っている。

生徒指導主任・担当者会	生徒指導主任・担当者等の生徒指導に関する資質の向上を図る目的で、研究テーマに基づいた研修を年3回実施している。
生徒指導主任・担当者研修会	生徒指導、教育相談の理論及び実際、いじめ問題への対応等について専門的な研修を年1回行い、生徒指導主任等の指導力の向上を図っている。
生徒指導研修	いじめ問題、不登校等の生徒指導に関する諸問題への対応や、児童生徒にストレスに対する望ましい対処法を身に付けさせるための指導力向上を図るための研修を行い、教職員の資質向上を図っている。
講師派遣事業	児童生徒を取り巻くさまざまな状況に適切に対応するため、学校で行われる職員研修に、臨床心理士や大学教授等を派遣し、教職員の資質向上を図っている。

### (3) 教育相談の充実

いじめや不登校、問題行動、しつけ等の教育に関する相談活動を行い、問題の解決を図っている。

市教育相談室での相談活動	教育相談室相談員として5人を委嘱し、市民からの電話相談や来所相談に応じている。令和5年度の相談回数は3,854回であった。
スクールカウンセラー事業（本市独自の事業）	スクールカウンセラー事業として14人を委嘱し、計画的あるいは要請に応じて学校を訪問し、教職員や保護者、児童生徒の相談に応じている。令和5年度の相談回数は7,626回であった。
スクールカウンセラー配置事業（文部科学省委託事業）	専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを希望する小学校及び全中学校に配置し、生徒や教職員、保護者等の相

	<p>談に応じている。令和5年度は81校に配置し、相談等の回数は2,375回であった。</p>
<p>フレンドシップ支援事業 ①フレンドシップの設置 ②学習支援員の派遣 ③心のパートナー派遣事業 ④臨床心理相談員活用事業</p>	<p>① 長田中学校、南中学校、谷山中学校、城西中学校及び市勤労青少年ホーム内にフレンドシップを設置し、不登校児童生徒の社会的自立及び主体的な進路選択に向けた支援を行っている。</p> <p>② 学習意欲があるにもかかわらず不登校の状態にある児童生徒を対象に、学校の要請に応じて自宅等に学習支援員を派遣し、支援を行うことにより、学習意欲の醸成、適応指導教室への通級及び再登校を図っている。</p> <p>③ 市内の大学で教職を目指している学生や心理学等を学んでいる学生及び院生を適応指導教室に配置するとともに、要請のあった小・中学校に派遣し、不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立に資する支援を行っている。</p> <p>④ 臨床心理相談員として5人を委嘱し、要請に応じて学校を訪問し、専門性を必要とする教育相談や心理検査を行っている。また、フレンドシップの通級生への人間関係づくりのサポートを行い、学校復帰を支援している。令和5年度の相談回数は2,052回であった。</p>
<p>相談員等の研修会</p>	<p>教育相談室相談員、スクールカウンセラー等を対象に大学教授や関係機関の専門家を研修会の講師として招へいし、相談員等の資質向上を図っている。</p>
<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p>	<p>教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー6人を委嘱し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などさまざまな問題を抱えた児童生徒に対し、関係機関とのネットワークを活用しながら課題解決を図っている。令和5年度の支援児童生徒数は438人であった。</p>
<p>スクールロイヤー活用事業 いじめ問題等に係るスクールロイヤー活用事業 (令和4年度～)</p>	<p>学校教育の充実に向け、諸問題に対して適切な対応を図るため、法的観点から学校へ助言等を行っている。</p> <p>令和5年度の相談回数はそれぞれ23回、29回であった。</p>

(4) 国際交流教育の推進

① 国際理解教育の推進事業

国際理解・国際感覚の基礎を培い、国際的視野に立った中・高等学校の生徒を育成するため、外国人による外国語指導助手（ALT）21人の派遣や中学校英語スキット・スピーチコンテストを実施した。

② ワールドステップeラーニング事業（令和5年度～）

市立3高校の生徒を対象に、スタンフォード大学の教育機関SPICEの専任講師による英語のオンライン授業や参加者によるディスカッション、プレゼンテーション等を通して、グローバルに、またグローバルに活躍できる人材を育成することをねらいとしたワールドステップeラーニング事業を実施した。

(5) 特別支援教育の充実

発達や障害の状態等に応じた適切な教育の充実を図るために、特別支援学級の設置、施設設備等の整備及び教育内容等の充実・改善に努めた。

年度	特別支援学級等（学級数）												通級指導教室（教室数）							
	知的障害		自閉症・情緒障害		病弱・身体虚弱		肢体不自由		難聴		弱視	院内学級		言語障害		自閉症・情緒障害		LD・ADHD		難聴
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	小	中	小	小	中	小	中	小	
令和2	120	44	185	47	18	1	16	2	7	3	2	0	0	8	12	0	5	1	1	
3	123	45	196	52	18	2	15	2	6	2	2	0	0	8	13	0	5	1		
4	135	48	205	58	14	2	12	1	6	3	1	1	1	8	13	1	5	1		
5	140	51	214	66	15	3	15	3	6	3	1	0	0	8	14	1	5	1		

(6) 教育の情報化

児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、教育指導におけるICT活用を推進し、学習指導の改善及び教職員の資質向上を図った。小・中・高等学校の児童生徒及び指導者のタブレット端末や校内通信ネットワーク整備等を行い、ICT整備等環境を図った。

小・中学校においてICTを活用した学習ドリルの導入や市立高等学校においてAI人材の育成のためのデジタル教材の導入を行った。

年度	整備内容	台数
令和 2	○ 小・中・高等学校校務用コンピュータ等更新	3,300 台
	○ 小学校指導者用デジタル教科書整備	
	○ G I G Aスクール構想に基づく小・中学校児童生徒 1 人 1 台端末整備	32,604 台
	○ G I G Aスクール構想に基づく小・中・高等学校校内通信ネットワーク整備	120 校
	○ モバイル無線LANルータ整備 (小・中学校用)	3,615 台
3	○ G I G Aスクール構想に基づく小・中・高等学校児童生徒 1 人 1 台端末整備	5,195 台
	○ モバイル無線LANルータに使用するS I Mカード2,200枚調達 (データシェアプラン)	
4	○ 小・中・高等学校教育用端末等更新	12,335 台
	○ 高等学校生徒 1 人 1 台端末整備	1,270 台
	○ 小・中・高等学校指導者用端末整備	1,055 台
	○ モバイル無線LANルータ整備 (高等学校用)	100 台
	○ モバイル無線LANルータに使用するS I Mカード1,515枚追加調達 (データシェアプラン)	
	○ デジタルドリル導入	小・中学校児童生徒及び教職員
5	○ 鹿児島女子高等学校コンピュータ室機器等更新	258 台
	○ 小学校等コンピュータ室機器等更新	157 台
	○ デジタル教材整備 (A I 人材育成)	商業高・女子高

## (7) 部活動の充実

### ① 部活動地域移行検討事業 (令和5年度～)

持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会を創出するとともに、教職員の負担を軽減することを目的とした部活動の地域移行検討事業を進め、休日における部活動の地域移行に向けて、コーディネーターの配置や協議会・分科会を行い、モデル事業を実施した。

## (8) 学校規模適正化・適正配置

### ① よりよい教育環境づくり推進事業

本市では、平成30年3月に「鹿児島市立小学校・中学校の学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」を策定し、学校規模と適正配置の考え方を示すとともに、適正化のための5つの手立てとして、「校区の変更」「学校の統合」「小中一貫教育の導入」「学校施設の整備」「学校の分離新設」を定めた。適正化を検討する範囲は、11学級以下の小学校、8学級以下の中学校、31学級以上の小・中学校。

子どもたちのよりよい教育環境の確保のため、基本方針について保護者や地域住民と認識を共有

し理解が得られるよう説明会や意見交換会等を開催し、地域の合意が得られた場合は、学校や地域の実情に応じて、迅速かつ丁寧に対応した。

② 桜島地域学校規模適正化推進事業（令和4年度～）

桜島地域の小・中学校を1校に統合することで、同地域の学校規模適正化を推進した。

桜島地域における義務教育学校の設置に向けて、保護者等との協議を行うとともに、新たな学校施設の実施設計を進めた。（令和8年4月開校予定）

(9) 市立高等学校の振興

① 母校応援ふるさと寄附金事業（令和3年度～）

市立3高校を指定して寄附する制度をふるさと納税に設け、市立高校を応援したい方から寄附金を募り、各学校の教育活動等の取組に活用した。

年度	寄附件数（件）	寄附金額（千円）
令和3	49	1,500
4	28	11,057
5	19	390

② 母校応援ふるさと寄附金活用事業（令和5年度～）

母校応援ふるさと寄附金を活用し、市立高校の教育環境の向上に向けた支援等を行う。

年度	予算額（千円）
令和5	10,886

（主な支援内容）部活動用品・学習環境機器の整備、学校活性化のためのセミナー実施など

③ 市立高等学校活性化事業（令和4年度～）

学識経験者等を委員として「市立高等学校活性化委員会」を設置し、各学校の特色を生かした学校づくりなど学校の活性化についての協議を行った。

3 教育環境の整備

(1) 小・中学校

児童生徒数の増加に応じた校舎や屋内運動場の増改築、長寿命改良や外壁改修等の施設整備を計画的に実施するとともに、老朽化した校舎の建替を進めている。

また、児童生徒にとって健康的かつ安全で快適な教育環境を確保し、教育方法の多様化に対応した施設づくりに努めている。

（施設の主な整備状況）

① 校舎・屋体等整備事業

ア 校舎増築

年度	区分	工事費 (千円)	学 校 名
令和3	校舎	155,458	吉野東小 22号棟
4	校舎	526,959	吉野東小 22号棟 松元中
5	校舎	355,090	吉野小 松元中

(注) 吉野東小は令和3～4年度、松元中は4～5年度、吉野小は5～6年度の債務負担行為。令和5年度は決算見込み。

イ 長寿命化改良・大規模改造事業

年度	区 分	工事費 (千円)	学 校 名
令和2	校舎 (長寿命化改良)	359,104	中山小
	校舎 (トイレ改造)	640,031	西谷山小 和田小 西陵小 武岡小 桜丘西小 和田中 西紫原中 伊敷中 坂元中
	校舎 (LED改修)	85,306	和田小 武岡小 吉野小 和田中 伊敷中
	屋内運動場	387,428	春山小 吉野東中
	校庭整備	17,710	郡山小
	計	1,566,209	
3	校舎 (長寿命化改良)	259,222	中山小
	校舎 (トイレ改造)	180,997	桜丘西小 武岡小 坂元中
	校舎 (LED改修)	76,345	吉野小 武岡小 西谷山小 清和小 和田中
	屋内運動場	367,620	向陽小 清和小
	校庭整備	68,246	郡山小
	計	952,430	



年度	区 分	工事費 (千円)	学 校 名
4	校 舎 (長寿命化改良)	190,071	中山小
	校 舎 (トイレ改造)	399,412	西谷山小 明和小 大龍小 吉野中 東谷山中
	校 舎 (LED改修)	35,975	桜丘西小 西谷山小 大龍小
	屋内運動場	401,114	城南小 小山田小
	計	1,026,572	
5	校 舎 (トイレ改造)	557,999	西田小 荒田小 中郡小 谷山小 吉田南中 長田中 東谷山中 福平中
	校 舎 (長寿命化改良)	484,474	清水小 松元小 和田中
	計	1,042,473	

(注) 令和2年度は繰越事業。令和3～5年度はそれぞれ繰越事業を含む。令和5年度は決算見込み。

ウ 外壁改修等

年度	区分	工事費 (千円)	学 校 数
2	小学校	313,733	23校 (吉野東小ほか)
	中学校	130,346	10校 (松元中ほか)
	計	444,079	33校
3	小学校	163,515	13校 (玉江小ほか)
	中学校	78,858	8校 (武中ほか)
	計	242,373	21校
4	小学校	358,495	22校 (桜丘西小ほか)
	中学校	83,405	9校 (鹿児島玉龍中ほか)
	計	441,900	31校
5	小学校	331,300	19校 (西谷山小ほか)
	中学校	161,173	8校 (西紫原中ほか)
	計	492,473	27校

(注) 令和2年度、5年度は繰越事業。令和4年度は繰越事業を含む。令和5年度は決算見込み。

② 施設整備単独事業

年度	区分	事業費 (千円)	内 容
令和2	小学校	424,515	清和小高圧受変電設備改修 中名小屋体屋上防水改修 等
	中学校	213,194	城西中バスケットボール改修 皇徳寺中高圧受変電設備改修 等
	計	637,709	
3	小学校	212,540	喜入小構内配電線路その他設備改修 武岡台小受変電設備改修 等
	中学校	130,453	清水中校舎屋外階段改築 甲東中受変電設備改修 等
	計	342,993	
4	小学校	525,806	喜入小校舎屋上防水改修 武岡台小校舎外壁補修 等
	中学校	314,359	伊敷台中屋体屋根改修 河頭中屋体屋根改修 等
	計	840,165	
5	小学校	611,266	坂元台小校舎屋上防水改修 東桜島小屋体屋上防水改修 等
	中学校	343,084	福平中屋体屋根改修 南中屋体屋根改修 等
	計	954,350	

(注) 令和4年度は繰越事業を含む。令和5年度は決算見込み。

③ 校舎建替事業

年度	区分	事業費 (千円)	内 容
令和2	小学校	100,819	松原小校舎新築実施設計 八幡小校舎新築実施設計 等
3	小学校	807,558	松原小校舎解体 松原小校舎新築 八幡小校舎新築実施設計 八幡小外壁塗膜除去 等

年度	区分	事業費 (千円)	内 容
4	小学校	1,040,901	松原小校舎新築 八幡小校舎解体 瀬々串小ほか3校校舎建替基本計画策定 等
5	小学校	647,615	八幡小校舎新築 等
	中学校	23,679	紫原中校舎新築実施設計 等
	計	671,294	

(注) 令和3～5年度は繰越事業を含む。令和5年度は決算見込み。

④ 施設安全対策事業

小、中学校のブロック塀等のうち、ひび割れ等老朽化が進んでいるものについて、撤去のうえフェンス等への改修を実施した。

年度	区分	事業費 (千円)	学 校 数
令和2	小学校	101,098	12校 (荒田小ほか)
	中学校	24,255	7校 (福平中ほか)
	計	125,353	19校
3	小学校	4,923	8校 (郡山小ほか)

(2) 高等学校

① 校舎等の整備

(施設の主な整備状況)

年度	区分	工事費 (千円)	内 容
令和2	校舎	8,651	鹿児島女子高校舎外壁補修
3	校舎	107,470	鹿児島女子高トイレ改造 鹿児島女子高校舎外壁補修
4	校舎	23,626	鹿児島玉龍高校舎外壁改修
5	校舎	24,327	鹿児島玉龍高セミナーハウス外壁改修 鹿児島女子高校舎等外壁補修

(注) 令和5年度は決算見込み。

② 鹿児島商業高等学校の男女共学化等に伴う施設整備

令和6年度からの鹿児島商業高等学校男女共学化等に伴い、女子トイレや女子更衣室の整備等を行う。

年度	事業費 (千円)	内 容
令和5	26,968	(1)女子の受け入れに必要な施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子トイレ改修工事</li> <li>・女子更衣室整備</li> </ul> (2)6年度に整備する女子トイレ、バイク置場の設計、地盤調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子トイレ改修設計</li> <li>・女子トイレ棟新築設計</li> <li>・女子トイレ棟地盤調査</li> <li>・バイク置場新築設計</li> </ul>

(注) 決算見込み。

(3) 学校施設建築物ストックマネジメント事業

学校施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化改良工事等を行った。

年度	概 要
令和2	長寿命化計画 (個別施設計画) 策定、公表

(4) 降灰対策事業等

桜島の降灰時に良好な教育環境を確保するため、老朽が著しく、機能が低下した特別教室等の空調設備の整備・更新を行う。

年度	区分	工事費 (千円)	学 校 数
令和2	小学校	352,380	12校 (宮川小ほか)
	中学校	162,129	5校 (谷山中ほか)
	計	514,509	17校
3	小学校	121,328	7校 (東谷山小ほか)
	中学校	34,450	1校 (武岡中)
	計	155,778	8校
4	小学校	222,046	13校 (星峯西小ほか)
	中学校	129,860	4校 (桜丘中ほか)
	高等学校	52,517	1校 (鹿児島玉龍高)
	計	404,423	18校
5	小学校	269,009	8校 (清和小ほか)
	中学校	98,252	3校 (東谷山中ほか)
	高等学校	45,833	2校 (鹿児島商業高ほか)
	計	413,094	13校

(注) 令和2年度、4年度は繰越事業を含む。令和3年度、5年度は繰越事業。令和5年度は決算見込み。

(5) 環境に配慮した施設設備の整備

① 太陽光発電装置整備事業

二酸化炭素などの温室効果ガスの更なる排出削減策や、環境負荷の低減策として、「鹿児島市再生可能エネルギー活用計画」に基づき、太陽光発電システムを設置する。

年 度	工事費 (千円)	学 校 名
令和2	27,220	吉田小
3	20,384	武岡中
4	20,176	天保山中
5	32,044	鴨池中

(注) 令和2年度、4年度は繰越事業。令和5年度は決算見込み。

4 保健体育

(1) 体育施設の整備

① 中学校柔剣道場施設の整備

年 度	学 校 名	整備内容
令和2	武中、西陵中、皇徳寺中	屋根塗装改修ほか
4	河頭中、谷山北中、坂元中 鴨池中、谷山中、甲東中	屋根塗装改修ほか
5	紫原中、天保山中	屋根塗装改修ほか

(2) プール施設の整備

年 度	学校名	整備内容
令和2	西紫原小、和田小	改築
	東昌小、八幡小、向陽小	塗装改修
3	八幡小、玉江小	改築
	坂元台小	塗装改修
4	吉野小 (I期)	改築
	松原小、川上小、西紫原中	塗装改修
	城西中	フェンス改修
5	吉野小 (II期)	改築
	大明丘小、大龍小、谷山北中	塗装改修

(3) 中学校・高等学校運動部活動活性化事業

市立中・高等学校の運動部活動で専門的な指導を求める学校に、豊かな指導力をもつ人材を外部指導者として派遣することで、各学校の運動部活動の望ましい運営と指導の充実及び活性化を図った。

年 度	指導協力者の派遣実績
令和2	中学校 26 校 : 54 人 高等学校 3 校 : 5 人 計 59 人
3	中学校 27 校 : 58 人 高等学校 3 校 : 6 人 計 64 人
4	中学校 26 校 : 52 人 高等学校 3 校 : 5 人 計 57 人
5	中学校 27 校 : 64 人 高等学校 3 校 : 10 人 計 74 人

(4) 学校職員安全衛生管理事業 ※学校職員ストレスチェック事業

労働安全衛生法に基づき、嘱託医（産業医）・健康管理医を委嘱し、職員の健康診断の実施及びその結果に基づく健康増進の措置や保健管理、作業環境の維持管理を行い、職員の保健管理等について総合的な指導・助言を行っている。また平成 21 年度からは市総括安全衛生委員会を設置し、年 2 回開催している。

メンタルヘルス対策の取り組みとして、28 年度より学校職員を対象としたストレスチェックを実施し、学校職員自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めている。

年 度	内 容
令和2	嘱託医配置校 19 校 : 18 人 健康管理医配置校 98 校 : 83 人
3	嘱託医配置校 20 校 : 18 人 健康管理医配置校 100 校 : 98 人
4	嘱託医配置校 23 校 : 21 人 健康管理医配置校 97 校 : 79 人
5	嘱託医配置校 23 校 : 21 人 健康管理医配置校 97 校 : 78 人

(注) 錫山小・中学校、玉龍中・高等学校は兼務

※学校職員ストレスチェック事業

年 度	対象者	受検者	高ストレス判定者
令和2	3,785 人	3,585 人	325 人
3	3,807 人	3,631 人	418 人
4	3,889 人	3,712 人	412 人
5	3,847 人	3,637 人	393 人

(5) 学校給食施設設備整備事業（自校方式校）

経年劣化による老朽化が進んでいる給食室について、屋上の防水工事等を行い、漏水等の危険のない運営に努めた。

年 度	学校名
令和2	名山小、桜丘東小
3	福平中
4	大龍小
5	谷山中

(6) 学校給食業務委託事業（自校方式校）

献立作成や食材発注など、直営で培ってきた行政責任の確保に留意しながら、民間業者のノウハウ等を活用するため、自校方式校給食室の学校給食業務の一部を民間に委託した。

年 度	新規委託校
令和3	桜丘中
5	吉野小、谷山中

(7) 学校給食室空調設備設置事業（自校方式校）（令和3年度）

降灰対策のため空調を設置している桜島地区の小中学校を除く給食施設において、スポットクーラーを1台ずつ設置した。

(8) 学校給食センター整備事業（令和5年度～）

松元地域を中心とした新学校給食センター整備に向け、基本計画を策定した。

(9) 物価高騰に係る学校給食費支援補助金（令和4年度～）

物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、学校給食を実施する市立小中学校に対し、学校給食費の一部を支援した。

(10) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

児童生徒の安全確保のために、地域安全指導員としてスクールガードリーダーを委嘱・配置し、学校周辺や通学路等の巡回指導の実施、学校ボランティアや学校に対して必要な指導を行った。

(11) ICT活用による子ども見守り事業（令和5年度～）

児童に見守り端末（ICタグ）を無償で配布し、見守りスポットを通過した際に、通過時刻などが記録され、迷子や行方不明などの緊急時の対応が行えるサービスを、市内3小学校校区において試験的に導入した。

(12) 学校環境衛生検査実施事業（令和5年度～）

児童生徒や職員の健康管理並びに学校環境衛生の向上を図るため、国が定めた学校環境衛生基準に従い、市立学校の揮発性有機化合物の空气中濃度を把握した。

## 5 社会教育

### (1) 生涯学習関連施設の運営

#### ① 生涯学習プラザ、地域公民館

##### ア 利用者実績と開設講座数

年 度		令和2	3	4	5
生涯学習 プラザ	利用者実績	233,545 人	231,269 人	286,890 人	265,577 人
	開設講座数	38 講座	47 講座	49 講座	49 講座
地域公民館	利用者実績	651,594 人	656,300 人	784,478 人	860,848 人
	開設講座数	432 講座	519 講座	557 講座	555 講座

##### イ 地域公民館整備事業

地域住民の身近な生涯学習の拠点である地域公民館において、施設の老朽化やバリアフリーへの対応のための整備を進めた。

年 度	館 名
令和3	松元公民館

#### ② 校区公民館、地区コミュニティセンター

##### ア 社会学級等の開設実績

年 度	令和2	3	4	5
開設実績	248 学級	259 学級	254 学級	237 学級

#### ③ かごしま文化工芸村

##### ア 利用者実績と開設講座数

年 度	令和2	3	4	5
利用者実績	21,514 人	18,606 人	19,646 人	20,585 人
開設講座数	43 講座	42 講座	38 講座	38 講座

#### ④ 勤労女性センター、勤労青少年ホーム

##### ア 利用者実績と開設講座数

年 度		令和2	3	4	5
勤労女性 センター	利用者実績	28,073 人	30,279 人	34,798 人	35,735 人
	開設講座数	76 講座	108 講座	132 講座	130 講座
勤労青少年 ホーム	利用者実績	27,341 人	26,785 人	27,178 人	27,793 人
	開設講座数	113 講座	117 講座	132 講座	135 講座



イ 勤労女性センター開館 40 周年記念事業 (令和 2 年度)

日 時 令和 2 年 11 月 15 日 (日) 10 時 20 分～12 時 00 分

内 容 40 周年のあゆみスライドショー、自主クラブ太極拳によるオープニング発表会、  
講演会 ほか

ウ 勤労青少年ホーム開館 50 周年記念事業 (令和 5 年度)

日 時 令和 6 年 2 月 18 日 (日) 13 時 30 分～15 時 45 分

内 容 開会行事、ゴスペルや社交ダンス等の発表、利用生による意見発表  
特別企画「音楽でつづる 50 年の歩み」 ほか

(2) 青少年の体験型施設の運営

① 利用者実績

年 度	令和 2	3	4	5
少年自然の家	23,621 人	24,491 人	29,516 人	31,135 人
宮川野外活動センター	7,939 人	7,740 人	7,661 人	8,041 人
冒険ランドいおうじま ※	178 人	525 人	519 人	56 人

※ 令和 6 年 3 月 20 日閉所

(3) 図書館

① 蔵書数 (公民館図書室含む。各年度 4 月 1 日現在)

年 度	令和 2	3	4	5
蔵書数	958,638 冊	970,107 冊	973,937 冊	1,015,994 冊

※令和 5 年度：天文館図書館分 44,966 冊を含む

② 天文館図書館管理運営事業 (令和 4 年度～)

まちなかで誰もが気軽に本とふれあうことができる天文館図書館を令和 4 年 4 月 9 日に供用開始し、いづろ・天文館地区の活性化にもつなげた。

③ 図書館・科学館身障者用駐車場整備事業 (令和 4 年度)

図書館・科学館利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、敷地内に身障者用駐車場 2 台分を整備した。(令和 4 年 5 月 25 日供用開始)

④ 電子図書館サービス導入事業 (令和 3 年度～)

電子図書館サービスの導入・実施により、市民の多種多様な知的ニーズに応え、誰もが使いやすい図書館サービスを提供した。(令和 4 年 2 月提供開始)

ア 実績

年度	令和 3	4	5
貸出のべ回数	6,805 回	27,108 回	28,864 回
電子書籍タイトル数	1,009 点	4,014 点	4,487 点

⑤ 図書館・科学館開館 30 周年記念事業（令和 2 年度）

ア 目的・概要

図書館・科学館の開館 30 周年を記念し、記念事業を開催することにより、図書館・科学館の利用拡大を図り、市民の読書活動ならびに科学に関する知識の普及等を推進した。

イ 記念事業

(記念式典)

日時 令和 2 年 12 月 18 日（金）10 時 00 分～10 時 30 分

場所 図書館 2 階 AV ホール

出席者 市長、市議会議員、教育長、ボランティア被表彰者 ほか

実施内容 図書館や科学館の運営を支えるボランティアの表彰  
30 年の歩みを振り返る映像の上映

(記念イベント)

30 年を振り返る思い出の写真展

図書館・科学館開館 30 周年記念クイズラリー ほか

(4) 公共施設予約システム（令和 4 年度）

市民の利便性のさらなる向上を図るために、施設の予約から利用料金の支払いまでをオンライン対応できるシステムを構築した。

(5) 豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議

「鹿児島市の教育を考える市民会議」の提言を受けて、平成 15 年 4 月 1 日に「鹿児島市心豊かで元気あふれる『さつまっ子』育成市民会議」を設置し、関係機関団体との連携を図りながら、提言を具現化するための各種事業を展開している。

① 委員構成 30 人以内（関係機関・団体長等）

② 主な事業等

ア 市民会議（年 3 回）

イ 企画運営委員会（年 3 回）

ウ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる運動（春・夏・秋・冬 年 4 回）の実施

エ 市民会議委員による 4 部会（家庭・学校・体験・環境）の編成と 4 部会別の具体的実践

a 家庭部会～心のとびらを開く家庭づくり講座

b 学校部会～さつまっ子育成市民大会

c 体験部会～さつまっ子育成市民大会

d 環境部会～非行等問題行動の防止と有害環境の浄化等のための関係機関と連携した広報活動等

(6) 新・郷中教育推進事業

放課後等に、小学校の余裕教室等を利用して子どもたちの安全安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちが、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に異年齢集団のよさを生かしながらか取り組むことにより、地域社会において心豊かで健やかに成長する環境づくりの推進を図った。

① 開設校

年 度	令和2	3	4	5
開設校数	78校	78校	78校	78校

(7) 学校支援ボランティア事業

学校の教育活動に地域の教育力を活用するため、地域住民の学校支援ボランティア活動への参加を促進し、地域住民と児童生徒との交流を通じて、地域の絆を回復させるとともに、教職員が児童と向き合う時間の拡充を図った。

年 度	令和2	3	4	5
実施校	78校	78校	78校	78校
地域本部	36本部	36本部	36本部	36本部
ボランティア登録者数	10,049人	9,591人	9,192人	9,443人
ボランティア活動数	14,509件	12,561件	13,761件	14,809件
延べ活動者数	46,233人	41,975人	46,228人	50,628人

(8) 学校運営協議会設置事業（令和2年度～）

市立学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域の情報共有を図り、「地域とともにある学校づくり」を一層推進することにより、質の高い学校教育の実現を目指した。

年 度	令和2	3	4	5
設置校数	6校	6校	19校	120校

※令和5年度に全市立学校への設置完了

6 文化

(1) 文化施設の運営

① 科学館

鹿児島を代表する火山、ロケットなどを科学のテーマとして取り上げ、自然界の法則や科学技術及び宇宙を分かりやすく紹介し、合わせて科学知識の普及向上を図った。

ア 利用者実績

年 度	令和2	3	4	5
入館者	60,395人	70,038人	90,082人	107,121人

イ 科学館展示リニューアル事業（令和5年度～）

老朽化した展示物を更新し、地域企業等と連携した企業展示を設け、幅広い世代が学べる展示へリニューアルするため、令和5年度に基本計画を策定した。

② ふるさと考古歴史館

ア 利用者実績

年 度	令和2	3	4	5
入館者	38,027人	40,974人	50,701人	56,046人

イ 特別企画展の開催

令和2年度 「文字よ、語れ！ ～出土品に標された文字・もじ・モジ～」

3年度 「もだん・de・さつま」

4年度 「すわ、谷山！－中世・谷山城跡とその周辺－」

5年度 「アナ・ミゾ～遺跡を織り成す“坑”と“溝”～」

③ 西郷南洲顕彰館

ア 利用者実績

年 度	令和2	3	4	5
入館者	6,975人	7,678人	11,251人	13,826人

④ 美術館

ア 利用者実績

年 度	令和2	3	4	5
入館者	78,940人	89,588人	115,377人	119,221人

イ 特別企画展の実績

令和2年度 キスリング展、乙女のモダンデザイン

3年度 スイス プチ・パレ美術館展、フロム・ジ・エッジ

4年度 シダネルとマルタン展、川瀬巴水

5年度 タグチアートコレクション展、ひろしま美術館コレクション日本近代洋画の名作

ウ 美術品購入

令和 3年度 ( 日本画 ) 橋口 五葉「耶馬溪の初夏」、

( 日本画 ) 木村 探元「水飲みの虎」

( 油彩画 ) 橋口 五葉「光る雲」

( 水彩・素描 ) 橋口 五葉「絵画帖」

( 版画 ) 橋口 五葉「1914年カレンダーを手にする女（英語版）」

- ( 陶芸 ) 薩摩焼 堅野「錦手牡丹唐獅子文耳付花生」  
 ( 陶芸 ) 薩摩焼 堅野(郡山静遊庵絵付け)「布袋像」

⑤ 旧島津氏玉里邸庭園

ア 利用者実績

年 度	令和2	3	4	5
入館者	7,956人	9,668人	9,436人	9,114人

⑥ 旧鹿児島紡績所技師館(異人館)

異人館は、島津家第29代当主島津忠義により、鹿児島紡績所の操業のために招いたイギリス人技師の宿舎として、慶応3(1867)年に建設された、現存する貴重な木造洋風建築である。世界文化遺産である「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する建造物として、適切な保存を図った。

ア 利用者実績

年 度	令和2	3	4	5
入館者	5,404人	10,133人	11,378人	12,298人

※平成27年7月世界文化遺産登録

(2) 文化財の保存・活用

① 世界遺産保全・活用事業

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」のうち、市内の構成資産(旧集成館、寺山炭窯跡、関吉の疎水溝)の保全や受入環境の整備を図った。(集成館地区管理保全協議会及び集成館地区整備活用専門家委員会の開催、異人館周辺整備工事、構成資産のモニタリング、民間事業者補助など)

② 寺山炭窯跡災害復旧事業(令和2年度～)

令和元年6月28日及び7月1日に被災した寺山炭窯跡について、災害復旧事業を行うことで、世界遺産としての価値の保全を図った。(遺産影響評価(HIA)、周辺斜面地復旧工事・植生回復事業、炭窯本体復旧工事など)炭窯石積の再崩落箇所については、原因究明に係る調査を行った。

③ 寺山炭窯跡リビングヘリテージ事業(令和5年度～)

寺山炭窯跡を「リビングヘリテージ(生きている遺産)」として持続可能な形で保全・活用するための基盤づくりを行った。(植生回復事業、炭づくり体験など)

④ 山紫水明の玉里邸庭園再生事業(令和5年度～)

南九州を代表する国名勝庭園としての価値を保全するため、経年劣化した箇所の整備を行った。(上御庭井戸ポンプ更新、下御庭高木剪定など)

# 産 業 観 光 企 業

## ◀ 商 工 ▶

### 1 商工業の概要

本市は商業・サービス業を中心に発展してきており、南九州における産業活動の拠点都市として重要な役割を担っている。

令和3年経済センサス活動調査（確報）によると、本市の事業所総数は26,595事業所、そのうち農林漁業を除く事業所数は26,505事業所となっている。事業所数（農林漁業を除く。）の内訳は「卸売業、小売業」が26.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.5%、「医療、福祉」が11.1%などとなっており、経営規模からみると、従業者数4人以下の事業所が54.6%を占め、小規模事業所の割合が高い。

#### (1) 商業

##### ① 卸売業

令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数は2,306事業所、従業者数は22,687人となっており、平成28年経済センサス活動調査時と比較すると、事業所数は4.0%、従業者数は1.9%減少している。

##### ② 小売業

令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数は4,660事業所、従業者数は38,952人となっており、平成28年経済センサス活動調査時と比較すると、事業所数は11.6%、従業者数は14.8%減少している。

#### (2) 宿泊業、飲食サービス業

##### ① 宿泊業

令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数は143事業所、従業者数は3,343人となっており、平成28年経済センサス活動調査時と比較すると、事業所数は7.7%、従業者数は2.8%減少している。

##### ② 飲食店

令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数は2,613事業所、従業者数は18,527人となっており、平成28年経済センサス活動調査時と比較すると、事業所数は13.7%、従業者数は10.9%減少している。

### (3) 工業

本市の工業は、令和3年経済センサス活動調査（従業者4人以上の事業所）によると、事業所数は466事業所、従業者数は11,705人、製造品出荷額等は約3,387億円となっており、2020年工業統計調査と比較すると、事業所数は5.0%の増、従業者数は0.2%の増、製造品出荷額等は3.3%の減となっている。

業種別に見ると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等の全てにおいて、食料品製造業が最も多く、それぞれ31.1%、47.9%、43.9%を占めている。また、製造品出荷額等では、食料品製造業に次いで、飲料・たばこ・飼料製造業（31.6%）、印刷・同関連業（3.5%）となっている。

### (4) 地場産業

本市の主な地場産業としては、茶、焼酎、本場大島紬等がある。

令和3年経済センサス活動調査によると、茶（荒茶・緑茶）は18事業所で出荷額18,138百万円、焼酎は5事業所で出荷額6,226百万円、本場大島紬は9事業所で出荷額302百万円となっている。

### (5) 新産業・クリエイティブ産業

#### ① デザイン業

令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数は33事業所、従業員数は128名となっており、前回の平成28年経済センサス活動調査時と比較すると、事業所数は2.9%減少し、従業者数は36.2%増加している。

#### ② ソフトウェア業

令和3年経済センサス活動調査によると、事業所数は160事業所、従業員数は2,535名となっており、前回の平成28年経済センサス活動調査時と比較すると、事業所数は31.1%、従業員数は12.5%増加している。

## 2 商工業振興対策

本市では、令和4年3月に策定した「第2期鹿児島市商工業振興プラン」を推進することにより、地域経済の重要な担い手である中小企業を中心とした商工業の振興を図り、地域経済のにぎわいと活力の創出、そして安定的な雇用の確保につなげるため、新たな産業の創出や地域を支える産業の成長促進、海外展開の促進、魅力ある就業環境と担い手の確保を施策の柱とし、地域産業の“稼ぐ力”の向上を図った。

商業・サービス業については、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者を支援するため、各種支援金の給付を行った。また、専門家の派遣やICTツールの導入支援による小規模事業者の生産性向上や、大学と連携した繁盛店づくり等に取り組んだ。

工業については、社会経済環境の変化に対応し、経営基盤の強化、製品の品質向上や技術力、研究開

発力等の充実を図った。

また、地場産業については、伝統技術・技能を継承する後継者の確保と育成に努めるとともに、経営基盤の強化を図り、鹿児島らしさを生かした企業の振興に努めた。

さらに、新産業・クリエイティブ産業については、異業種連携や産学連携による新事業の創出、新分野への事業展開の促進に努めるとともに、商品・サービスの高付加価値化や創造的な新事業展開を促進し、地域経済の活性化を図るため、クリエイティブ人材の育成支援と、高い技術力や技術開発力を有する市外の情報関連企業の誘致に努めた。

## (1) 商業・サービス業の振興施策

### ① 共同施設設置事業に対する助成

事業協同組合等が構成員の事業共同化のための共同施設又は一般公衆の利便に寄与する共同施設を設置した場合に、1事業1億円を限度に助成した。

・助成額：事業費ごとに区分した助成率を事業費に乗じて得た額の合計

（助成率は、共同施設の種類の、国・県の補助金の有無により異なる）

なお、街路灯を省エネ化した場合は、1団体100万円を限度に助成した。

・助成率：50/100以下（国・県補助なしの場合）・20/100以下（国・県補助ありの場合）

年 度	令和2	3	4	5
実施団体数	4団体	(休止事業)	0団体	0団体
助成金額	120,343千円	(休止事業)	0千円	0千円

### ② 明るい商店街づくり支援事業

商店街の夜の魅力の創出と消費者が安心して楽しく買物ができる環境づくりを促進するために、商店街が設置し、維持管理する街路灯等にかかる電気料の一部及びリース又はレンタルにより、省エネ電球を導入した場合のリース料又はレンタル料の一部を助成した。

年 度	令和2	3	4	5
助成団体数	65団体	68団体	70団体	68団体
助成金額	6,746千円	6,912千円	6,873千円	5,879千円

### ③ 桜島降灰対策事業

桜島爆発による降灰から快適な都市環境と美観を守るため、次の事業を行った。

#### ア 降灰除去機購入に対する助成

商店街が降灰除去機を購入した場合、1台につき購入費の1/2に相当する額で、5万円を限度に助成した。

#### イ アーケード降灰除去事業に対する助成

商店街がアーケードの降灰除去事業を実施した場合、経費の1/2に相当する額で、1回あたり20万円を限度に助成した。（助成回数は、1商店街につき1会計年度2回まで）

#### ウ 降灰の収集用克灰袋の配布



商店街に降灰の収集用克灰袋を配布した。

年 度		令和2	3	4	5
降灰除去機補助金	団体数	0 商店街	0 商店街	0 商店街	1 商店街
	助成金額	0 千円	0 千円	0 千円	47 千円
アーケード降灰除去事業補助金	団体数	3 商店街	2 商店街	5 商店街	8 商店街
	助成金額	394 千円	310 千円	464 千円	947 千円
克灰袋の配布	団体数	1 商店街	0 商店街	0 商店街	3 商店街
	配布枚数	200 枚	0 枚	0 枚	400 枚

④ 元気の出る中小企業支援事業

市内の商店街や商工業の事業協同組合、中小企業者で組織するグループが自主的に開催する研修会活動等に対し講師を派遣し、その活動を側面から支援した。

年 度		令和2	3
講師派遣	団体数	5 団体	(休止事業)
	講座回数	5 回	(休止事業)

令和4年度からは、商店街や中小企業者で組織する団体等の研修会の開催や、中小企業者の中小企業大学校人吉校の研修の受講に対して助成した。

年 度	令和4	5
研修会の開催支援	5 件	1 件
中小企業大学校の研修受講の助成	5 件	1 件

⑤ 頑張る商店街支援事業

商店街の活性化を図るため、商店街等が実施する独自のアイデアや創意工夫による取り組みに対して助成した。

年 度	令和2	3	4	5
実施団体数	24 団体	20 団体	26 団体	32 団体
助成金額	27,774 千円	28,999 千円	10,161 千円	13,391 千円

※令和4年度からは、総合支援型を廃止し個別支援型に一本化

⑥ 創業者テナントマッチング事業

中心市街地、団地核の活性化を図るため、本市主催の創業セミナー等の修了生が空き店舗を活用して創業する場合の店舗整備に対し助成した。

年 度	令和2	3	4	5
助成件数	1 件	(休止事業)	1 件	3 件
助成金額	1,000 千円	(休止事業)	1,000 千円	3,000 千円

## ⑦ 大学連携による繁盛店づくりコンサルティング事業（令和4年度～）

マーケティングを学ぶ学生と店主の協働による小売・卸売・飲食サービス業の魅力向上に取り組むことで、繁盛店づくりと、若者の育成・地元定着を図った。

年 度	令和4	5
参加店舗数	5店舗	6店舗

## ⑧ 商店街歩行者通行量調査

今後の商店街の振興のための基礎資料とするため、市内の主要商店街における歩行者通行量を把握し、その状況や動向を比較分析した。 隔年毎実施：次回令和6年度

## ⑨ 組織化に対する助成

中小企業振興助成条例第6条に基づき、中小企業者が法人である事業協同組合等を組織した場合に、1法人当たり10万円を限度に助成した。

年 度	令和2	3	4	5
実施団体数	0団体	(休止事業)	0団体	0団体
助成金額	0千円	(休止事業)	0千円	0千円

## ⑩ 街なかりノバージョン推進事業

空き店舗等の有効活用によるまちの賑わい創出を図るため、空き店舗等を活用する事業計画作成を支援する街なかりノバージョン実践セミナーを開催した。

年 度	令和2	3	4	5
セミナー受講者数	20人	(休止事業)	18人	17人

## ⑪ 小規模事業者ICT導入促進支援事業（令和4年度～）

ICTを活用した小規模事業者の生産性向上の取組を促進するため、専門家の派遣やICTツールの導入に対し助成した。

年 度	令和4	5
専門家派遣件数	20件	16件
ICTツール導入助成件数	18件	7件

## ⑫ 事業継続支援金事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続に困っている中小企業への支援として、事業の継続を下支えするため、支援金を給付した。

年 度	令和2
給付件数	5,544件
給付金額	1,895,458千円

## ⑬ プレミアム付商品券等発行支援事業（令和2年度～）

新型コロナウイルス感染症や原油高・物価高騰の影響が長期化する中、小売・サービス業等の事業者支援を行い、商店街の活性化を図るとともに、地域における消費の喚起・下支えを行うため、

プレミアム付商品券の発行などを行う商店街等に対し助成した。

年 度	令和2	3	4	5
実施団体数	11 団体	—	9 団体	15 団体
助成金額	222, 101 千円	—	320, 722 千円	408, 382 千円

⑭ 休業協力支援金事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症対策に係る県の休業要請に応じたスナック等の遊興施設の事業継続を下支えするため、支援金を給付した。

年 度	令和2
給付件数	507 件
給付金額	59, 100 千円

⑮ コロナに負けない商店街づくり応援事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症対策に会員と一体になって取り組む商店街・通り会に対し、まちのにぎわいの創出や商店街の活性化を図るため、その取組の広報PR経費について助成した。

年 度	令和2
実施団体数	13 団体
助成金額	5, 679 千円

⑯ タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金事業（令和2年度～3年度）

県の新型コロナウイルス感染拡大警報及び飲食店への営業時間短縮要請等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を下支えするため、支援金を給付した。

年 度	令和2	3
給付件数	352 件	1, 662 件
給付金額	24, 240 千円	155, 385 千円

⑰ プレミアムポイント事業（令和3年度～4年度）

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている飲食店の支援、地域における消費の喚起・下支えを行うため、電子決済による市内飲食店の利用に対し、業種を問わず利用できるプレミアムポイントを付与した。

年 度	令和3	4
参加店舗数	744 店舗	1, 042 店舗
付与金額	104, 493, 261 円	262, 122, 340 円

⑱ 新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業（令和3年度～4年度）

県による飲食店への営業時間短縮要請に応じた事業者に対して、県と連携し協力を支給した。

年 度	令和3	4
支給店舗数	15, 647 店舗	9, 802 店舗

市負担額	828,164 千円	467,293 千円
------	------------	------------

## ⑱ 家賃支援金事業（令和2年度～4年度）

新型コロナウイルスの感染拡大、県による飲食店への営業時間短縮要請に伴い、売上が減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続を支援するため、支援金を給付した。

年 度	令和2	3	4
給付件数	7,733 件	4,199 件	2,279 件
給付金額	923,045 千円	323,569 千円	170,924 千円

## ⑳ 明るい商店街づくり支援事業（新型コロナ関連）（令和4年度）

コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う街路灯等に係る電気料金の値上げにより、自己負担額が増加した商店街等に対して、その増加分を助成した。

年 度	令和4
助成団体数	42 団体
助成金額	1,835 千円

## ㉑ 生産性向上設備導入支援事業（令和4年度）

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた生産性向上の取組を支援するため、先端設備等の導入を行う事業者に対し助成した。

年 度	令和4
助成件数	27 件
助成金額	35,352 千円

## ㉒ レシートを活用したプレミアム還元事業（令和4年度）

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた生活者の支援や地域経済の活性化を図るため、市内全世帯を対象に、市内店舗での買い物に対しプレミアムとして商品券等の還元を行った。

年 度	令和4
還元件数	227,769 件
還元金額	683,307 千円

## ㉓ 中小企業者特別支援金事業（令和5年度）

長期化する原油価格・物価高騰の影響を緩和し事業継続を支援するため、売上高に対する営業利益の割合などが減少している中小企業者等に対し特別支援金を給付した。

・助成額：個人事業主 10 万円、法人 20 万円

	支給件数	支給金額
個人事業主	2,427 件	242,700 千円
法 人	2,140 件	428,000 千円
計	4,567 件	670,700 千円

## ④ その他商業・サービス業の振興施策

- ・にぎわい商店街づくり支援事業（～令和4年度）
- ・地域繁盛店づくり支援事業（～令和3年度）

## (2) 工業・地場産業の振興施策

## ① 「メイドインかごしま」支援事業

## ア 経営力強化事業

- a 製造業者や製造業グループへ経営・技術・デザイン・販路等の専門家（アドバイザー）を派遣し、専門的立場から指導することにより、企業の経営力及び技術力等の向上を支援した。

〔派遣実績〕

年 度	令和2	3	4	5
企業数	1件	1件	1件	4件
回 数	2回	2回	1回	5回

- b 本市中小企業者（製造業者）の知的財産権の取得、人材育成、生産性向上に関する取り組み等に対して助成を行った。

〔事業実績〕

年 度	令和2	3	4	5
補助対象者数	5件	2件	6件	10件
助成金額	750千円	258千円	1,326千円	1,812千円

- c 専門家によるセミナー及び個別相談会を開催した。

〔事業実績〕

年 度	令和2	3	4	5
セミナー	・ECサイト売上アップ	—	・SNS広報戦略 ・ブランディング	・写真撮影 ・SNS広告
相談内容	—	—	ブランディング	SNS広告・集客
相談企業数	—	—	5社	5社

## イ 販路拡大推進事業

- a 四市連携による地場企業販路拡大推進

首都圏等の市場に向け、地場中小企業の販路拡大を図るため、福岡市、熊本市、北九州市との交流連携協定に基づき、四市が連携してビジネスマッチング商談会の開催に取り組んだ。

〔事業実績〕 令和3年度 機械金属製造業ビジネスマッチング商談会(熊本市)  
 令和4年度 情報サービス業ビジネスマッチング商談会(福岡市)  
 令和5年度 食料品製造業ビジネスマッチング商談会(鹿児島市)

- b 本市中小企業者（製造業者）の国内見本市、商談会等への出展、展示会等の開催に対する助成を行った。

〔事業実績〕

年度	令和2	3	4	5
補助対象者数	1件	2件	4件	12件
助成金額	19千円	187千円	304千円	937千円

ウ 新製品等支援事業

- a 本市中小企業者（製造業者）の新製品等の開発、新商品の販路開拓等に対する助成を行った。

〔事業実績〕

年度		令和2	3	4	5
補助対象者数	新製品等開発	7件	5件	9件	14件
	新商品販路開拓	4商品	6商品	8商品	1件
助成金額	新製品等開発	1,299千円	859千円	1,380千円	2,695千円
	新商品販路開拓	982千円	1,657千円	2,346千円	218千円

エ Webマーケティング推進事業（令和4年度～5年度）

中小企業者等のSNS等を活用した広報宣伝にかかる経費に対し助成を行った。

年度	令和4	5
補助対象者数	52件	16件
助成金額	13,331千円	2,330千円

オ ふるさと納税お礼品開発等支援事業（令和4年度～）

本市中小企業者のふるさと納税お礼品となる商品の製造又はブラッシュアップに対する助成を行った。

〔事業実績〕

年度	令和4	5
補助対象者数	4商品	2商品
助成金額	493千円	209千円

② 伝統的工芸品産業の活路開拓支援事業

本場大島紬など伝統的工芸産業の産地組合等が行う活路開拓事業に対して助成を行った。

年度	令和2	3	4	5
実施団体数	2団体	2団体	3団体	3団体
助成金額	2,710千円	2,710千円	3,110千円	2,938千円

③ 特産品宣伝事業

本市の特産品を広く紹介・宣伝し、販路拡大を図るため、特産品ガイドブックを作成して、観光

案内所や市内ホテル、県外での観光キャンペーンや物産展等のイベントで配布した。

年 度	令和2	3	4	5
配 布 数	12,024 部	7,682 部	10,592 部	20,646 部

④ 特産品コンクール開催事業

多様化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため、製造業者を対象にコンクールを開催し優秀商品を表彰することで、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品を広くPRすることにより、販路の開拓を図った。

〔事業実績〕

年 度	令和2	3	4	5
出品数（食品）	93	79	83	77
出品数（工芸品）	39	34	35	31
入賞商品数	22(6)	22(9)	22(7)	22(9)

※入賞商品数の（ ）は市内業者数

⑤ よかもん自慢支援事業（～令和4年度）

地場産業の育成・振興を図るため、かごしまの新特産品コンクールにおいて市長賞及び県知事賞等を受賞した商品の販路拡大の取り組みを支援した。

〔事業実績〕

年 度	令和2	3	4
補助対象件数	2 件	(休止事業)	0 件
助成金額	300 千円	(休止事業)	0 円

⑥ 輸出チャレンジ支援事業

中小企業者等が、海外での販路拡大を目的に、海外で開催される展示会等へ出展又は参加する際に要する経費、海外市場調査等の実施に要する経費並びに海外現地視察に要する経費の一部を助成し、中小企業者等の海外販路拡大の取り組みを促進した。

年 度	令和2	3	4	5
助成件数	1 件	(休止事業)	2 件	3 件
助成金額	45 千円	(休止事業)	400 千円	381 千円

⑦ ECサイト導入等支援事業

市内の中小企業者等の商品販売やサービス、店舗のPRを図るため、EC（電子商取引）サイトの立ち上げ等に対し助成を行った。

年 度	令和2	3	4	5
助成件数	558 件	50 件	104 件	29 件
助成金額	198,455 千円	18,080 千円	37,861 千円	5,871 千円

※令和2年度～4年度までは、ホームページの導入、リニューアルも対象

## ⑧ かごんまのよかもん！あげちやう！キャンペーン事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症の影響で帰省が困難となっている県外在住の学生、県外の鹿児島マラソン出走権保持者等に対して、特産品の詰め合わせとECサイト等の案内チラシを送付することにより、学生の応援、特産品の周知及び販路拡大を行うとともに、特産品の詰め合わせが届いた人によるSNS等での商品の情報発信を促し、地場産業の活性化を図った。

年 度	令和2
発送件数	5,011 件

## (3) 新産業・クリエイティブ産業の振興

## ① 新産業創出支援事業

ヘルスケアビジネスなど新たな産業を創出するため、部会セミナーやワークショップ、産学連携による少人数制産学マッチングイベント等を実施したほか、新サービス等の創出に向けた取組に対する助成や、起業や新製品開発におけるクラウドファンディングを活用した資金調達の支援、また、新規事業等の事業化に向けた専門家による伴走型の支援等を行った。

〔新産業創出研究会部会実績〕

年 度	令和2	3	4	5
区 分	ヘルスケア産業部会 新事業展開部会	ヘルスケア産業部会 新事業展開部会	ヘルスケア産業部会 新事業展開部会	ヘルスケア産業部会 新事業展開部会
開催回数	4回	(休止事業)	4回	3回
会員数	132 事業者	138 事業者	154 事業者	174 事業者

## ② フードビジネス推進事業

かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術等を生かしたこだわりのある新商品開発等を促進するため、食品関連事業者や新たに食品加工に取り組もうとする事業者の商品開発や販路開拓等を支援した。

〔支援概要〕

商品開発ハンズオン支援、鹿児島市商是塾、新商品開発入門セミナー、フードコーディネーターによる支援、新商品開発に係る補助金

〔事業者支援実績〕

年 度	令和2	3	4	5
延べ支援事業者数	149 事業者	(休止事業)	53 事業者	52 事業者

## ③ ベンチャー型事業承継推進事業（令和2年度～）

若手後継者によるベンチャー型事業承継を推進するため、業態転換、新市場参入など事業承継を契機にした新たな領域への挑戦を支援する講習会等を開催するとともに、関係機関等と連携し、第三者承継を支援した。

〔セミナー等の開催状況〕



年 度		令和2	3	4	5
トークセッション	回数	1回	(休止事業)	1回	1回
	参加者数	28人	－	20人	7人
ワークショップ	回数	1回	(休止事業)	3回	
	参加者数	6人	－	21人	
事業承継セミナー	回数		(休止事業)	1回	1回
	参加者数		－	36人	18人

## ④ クラウドファンディング活用支援事業（令和2年度）

起業や新製品・新サービスの開発、新型コロナウイルスに伴う課題解決に資するビジネス創出に取り組む鹿児島市内の起業家や中小企業等が、クラウドファンディングを活用してテストマーケティングや資金調達をする際の手数料に対して補助を行った。

〔事業実績〕

年 度	令和2
補助件数	3事業者
補助金額	173千円

## ⑤ クリエイターマッチング支援事業（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、新たな事業展開が必要な市内の中小企業者等が、事業にクリエイティブの要素を取り入れ、新たな製品やサービスを開発するために、マークメイザンが運営するビジネスマッチングサイトを通じて、クリエイター等に発注する取り組みの一部に対して補助を行った。

〔事業実績〕

年 度	令和2
補助件数	27事業者
補助金額	2,663千円

## ⑥ クリエイティブ産業創出拠点施設企画運営事業

クリエイティブ産業の振興を図り、地域経済の活性化に資するため、クリエイティブ人材の育成や多様な事業者等との交流のほか、入居企業等の支援などを行う「マークメイザン」の企画運営を行った。

〔施設概要〕 入居用施設（24室）、シェアオフィス（6ブース）、交流スペース、テストキッチン、ユーティリティスタジオ等

〔交流スペース利用者数〕

年 度	令和2	3	4	5
利用者数	3,620人	3,676人	3,425人	3,542人

## ⑦ クリエイティブ産業創出支援事業

市内デザイナー等の育成や製造業者等のデザイン面での事業革新を支援するため、「かごしまデザインアワード」や人材育成セミナー等を実施したほか、令和5年度にはかごしまデザインアワード10回記念イベントの開催や受賞者等のデータベース化、受賞作品の商品化支援等を行い、クリエイティブ産業の振興を図った。

[かごしまデザインアワード]

年 度	令和2	3	4	5
課題数	6 課題	(休止事業)	6 課題	6 課題
応募作品数	422 作品	(休止事業)	476 作品	638 作品

⑧ クリエイティブ人材誘致事業

製品の高付加価値化等に必要なクリエイティブ人材を誘致するため、UIJターンイベントを首都圏や関西圏、福岡市において開催したほか、移住に係る経費の助成や、移住したクリエイティブ人材のコミュニティ形成支援等を行った。

年 度	令和2	3	4	5
クリエイティブ人材の移住者数	11 人	8 人	12 人	7 人

⑨ 鹿児島・渋谷クリエイティブシンポジオン開催事業（～令和4年度）

本市のクリエイティブ産業振興に係る取組等を全国へ情報発信するため、渋谷区と鹿児島市を会場とするクリエイティブ産業の振興をテーマとしたイベントを開催した。

[イベント参加者数]

年 度	令和2	3	4
参加者数	141 人	(休止事業)	383 人

※ 令和2年度は、オンライン開催、令和4年度は、渋谷会場及び鹿児島会場2回開催（鹿児島会場はオンライン同時開催）

⑩ 未来のICT人材育成事業（令和5年度～）

本市経済の持続的な成長を支えるICT人材の育成と地元定着を促進するため、高校生や大学生等を対象にプログラミング技術を学ぶセミナーや地元企業による出前講座等を実施した。

年 度		令和5
AI プログラミング&トークセッション	回数	4 回
	参加者数	39 人
ICT 人材による出前講座	回数	3 回
	参加者数	1,113 人

(4) その他（商工業全般の振興施策）

① ソーホーかごしま管理運営事業

ベンチャービジネスの展開や新規創業の更なる促進を図るため、創業支援に関する情報発信の強化を図るとともに、インキュベーション・マネージャーによるオンライン相談体制を整備するなど、

SOHO事業者等を育成・支援する拠点施設として、ソーホーかごしまの管理運営を行った。

〔施設概要〕

入居用施設（21室）、創業準備ブース、会議室、ワークブース、交流サロン、商談コーナー等

## ② 新規創業者等育成支援事業

ベンチャービジネスの展開や新規創業の促進を図るため、インキュベーション・マネージャー（IM）の配置や創業に関するセミナー等を開催するとともに、事業継続の支援などにより、新規創業者等に対する支援を行ったほか、令和4年度には留学生への起業意向調査を実施した。

〔相談状況〕

年 度	令和2	3	4	5
延べ相談件数	1,290件	1,210件	1,696件	1,193件

〔セミナー等の開催状況〕

年 度		令和2	3	4	5
創業セミナー	回数	11回	11回	11回	12回
	参加者数	324人	387人	409人	688人
創業カフェ	回数	1回	(休止事業)	1回	1回
	参加者数	34人	—	41人	40人
事業承継セミナー	回数	1回	(休止事業)		
	参加者数	23人	—		

## ③ 女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業

起業等に関心や意欲を持つ女性、学生、シニアに対する起業セミナーや相談支援を行うほか、起業家による出前講座を大学と連携して実施し、若者が起業について考えるきっかけづくりを行った。

〔セミナー等の開催状況〕

年 度		令和2	3	4	5
女性のための 起業セミナー	回数	2回	(休止事業)	1回	1回
	参加者数	65人	—	40人	33人
未来起業家 応援セミナー	回数	1回	(休止事業)	1回	2回
	参加者数	49人	—	26人	40人
セカンドステージ 起業チャレンジセミナー	回数	1回	(休止事業)	1回	1回
	参加者数	26人	—	26人	35人
起業家による出前講座	回数	—	—	—	13回
	受講者数	—	—	—	2,558人

## ④ ソーシャルビジネス促進事業

新規創業者等に対する支援とあわせて、地域・社会の課題をビジネスの手法を用いて解決するソ

ーシャルビジネス事業者等に対する相談支援を行った。

⑤ 企業立地推進事業

本市における雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、企業立地推進方策に基づき市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業立地を戦略的に推進した。

ア 企業訪問活動

イ 企業立地パンフレットの作成

ウ 鹿児島県企業誘致推進協議会が行う企業立地懇話会や事務研修会への参加

エ （一財）日本立地センターが行う産業立地実務研修会等への参加

オ 鹿児島市企業立地促進補助金交付要綱に基づき、製造業、情報通信業、知識集約型産業、コールセンター、事務処理センター及び本社機能の立地に対し、その設備投資額や新規雇用数などに応じた助成を行った。

〔立地協定締結企業〕

年 度	令和2	3	4	5
企業数	8社	7社	12社	6社

⑥ 企業立地PR事業（令和4年度～5年度）

本市における雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、プレスリリース配信サービスや日経新聞広告等を用いた企業立地に関するPR活動等を行い、市外企業の誘致や地元企業の増設等を推進した。

⑦ 中小企業指導団体助成事業

中小企業者及び事業協同組合等の総合的な向上改善と育成に努めている指導団体の行う事業に対して助成金を交付した。

指導団体	年 度			
	令和2	3	4	5
鹿児島商工会議所	6,400千円	6,400千円	6,400千円	6,400千円
かごしま市商工会	10,500千円	10,500千円	10,500千円	10,500千円
鹿児島県中小企業団体中央会	1,300千円	1,300千円	1,300千円	1,300千円
鹿児島県商店街振興組合連合会	200千円	200千円	200千円	200千円
(一社)鹿児島市商店街連盟	1,500千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円
(公社)鹿児島県工業倶楽部	200千円	200千円	200千円	200千円
日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター	1,300千円	1,300千円	1,300千円	1,300千円

⑧ 鹿児島市商工業振興プラン推進事業

鹿児島市商工業振興プランに位置付けた施策の進捗状況及び主要指標の達成状況を確認し、施策の見直しや新たな施策の展開等について大局的な意見交換を行う「鹿児島市中小企業振興推進会議」

や同プランの重点プロジェクトの推進に係る意見交換等を行う「熱度マネジメント会議」を開催し、同プランの着実な推進を図った。

⑨ 特別定額給付金事業（令和2年度）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染防止拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への給付を行った。

・支給額：一人10万円

支給件数		支給金額
世帯数	人員	
297,541 世帯	600,843 人	60,084,300 千円

⑩ 「鹿児島市の製造業」の作成・公表（令和5年度）

総務省・経済産業省が令和3年6月1日現在で調査した「令和3年経済センサス-活動調査」の結果をもとに、本市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等について分析し、「鹿児島市の製造業」として報告書を作成・市ホームページにて公開した。

### 3 融資制度

中小企業の経営の安定、振興を図るため、事業資金の円滑な供給を行うとともに、金融環境の変化に即応した融資制度の充実に努めた。

令和2年度以降における融資制度の改善及び主要な施策等は、次のとおりである。

#### (1) 資金の主な見直し

##### ① 創業支援資金

###### ア 対応保証制度の変更（令和2年度）

従来的一般保証に加え創業関連保証（国の特別保証）も利用可能とした。

- 対象者 これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方
  - ・市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で6月を経過していない方
  - ・市内で1月以内に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内に新たに会社を設立しようとする方
  - ・本市の特定創業支援等事業（創業スキル養成講座等）を受けて6月以内に市内で事業を開始しようとする方
  - ・市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方（移転後6月未満の方を含む）
- 融資期間 運転：7年以内（1年据置含む）

設備：10年以内（1年据置含む）

○ 保証料率 年1.00%（市補助前）

イ 保証料補助拡大対象となるセミナーを拡充（令和3年度）

街なかりノベーション実践セミナー（令和2年度以降開催分に限る。）を追加。

② 環境配慮促進資金（令和2年度）

資金を利用して購入できる社用車の種類にプラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車を追加。

③ 新事業展開支援資金

ア 保証料補助拡大対象となるセミナーを拡充（令和3年度）

街なかりノベーション実践セミナー（令和2年度以降開催分に限る。）を追加。

イ 新事業展開支援資金（新産業創出研究会）を廃止（令和4年度）

④ 街なかりノベーション推進資金

ア 融資対象者を拡充（令和3年度）

街なかりノベーション実践セミナー修了者（令和2年度以降開催分に限る。）を追加。

イ 融資対象者を削除（令和5年度）

リノベーションスクール修了者を削除。

⑤ ICT活用促進資金の創設（令和4年度）

○ 対象者 同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図るため、ICTの活用促進のための資金が必要な方

○ 融資期間 運転：7年以内（1年据置含む）

設備：10年以内（1年据置含む）

○ 保証料率 年0.45～1.90%（市補助前）

⑥ 経営安定化資金

ア 保証料補助割合の引き上げ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者等への資金繰りを支援するため、保証料の補助割合を5分の4から全額に引き上げ。

a セーフティネット保証対応（4号）

○ 適用期間 令和2年3月2日から令和3年3月31日まで

b 危機関連保証対応

○ 適用期間 令和2年3月13日から令和3年12月31日まで

イ 融資利率の引き下げ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者等への資金繰りを支援するため、融資利率を0.2%引き下げ。

a 危機関連保証対応

○ 適用期間 令和2年4月1日から令和3年12月31日まで

## (2) 取扱金融機関の拡大

市中小企業融資に係る取扱金融機関に鹿児島みらい農業協同組合を追加。（令和5年度）

## (3) 利子補給

### ① 新型コロナウイルス関連融資利子補助金（令和2年度～3年度）

#### ア 新型コロナウイルス関連緊急経営支援利子補助金

- 対象者 令和2年4月30日までに県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金、令和2年3月31日までに県セーフティネット対応資金（4号）を利用した方  
※県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金については、県と協調。
- 利子補助金 償還開始（支払利息開始のみを含む。）の日の属する月から起算して1年間の支払利子相当額（市負担分は上限30万円）

#### イ 経営安定化資金利子補給金

- 対象者 令和2年3月31日までに市経営安定化資金（危機関連保証対応、セーフティネット保証対応（4号））を利用した方
- 利子補給金 償還開始（支払利息開始のみを含む。）の日の属する月から起算して1年間の支払利子相当額（上限30万円）

### ② 新規開業支援利子補給金

- 対象者 創業支援資金を利用した方
- 利子補給金 創業支援資金の融資実行後12月以内の支払利子相当額（上限30万円）

## 4 中心市街地の活性化

第2期中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成25年4月～30年3月）の計画期間終了に伴い、第3期中心市街地活性化基本計画（当初計画期間：平成30年4月～令和5年3月）を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた。また、世界的に流行した新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことから、令和5年3月に計画期間1年延長の認定を受け、計画期間を令和6年3月までとし、ウィズコロナの厳しい経済状況の下、官民一体となって活性化に取り組んだ。

第3期計画では、商業・サービス機能の強化と稼ぐ観光の実現を目指し、中心市街地における各種プロジェクトを実施したことにより、再開発ビルの整備、都市の杜の整備など都市機能の集積が進み、新たな大型イベント等のソフト事業も官民一体となって展開したことで、空き店舗数は減少、宿泊観光客数は増加し、それぞれ、令和元年度、平成30年に目標値を達成するなど、一定の活性化が図られた。

しかしながら、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、空き店舗数は急激に増加、宿泊観光客数は急激に減少し、新型コロナウイルス感染拡大前の水準には戻っていない状況である。

その他、エネルギー価格や穀物などの原材料価格は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻をきっかけに上昇し、さらに、円安の進行により食品メーカー各社などでは値上げの動きが広がり、家計の負担感増加につながることで、消費活動を下押しすることも懸念され、本市の経済活動の中心的役割

を担う中心市街地を取り巻く環境は依然厳しい状況にあると考えられる。

新たに第4期中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和6年4月～令和11年3月）を国の認定を受けない本市独自計画として策定し、上位計画・関連計画における中心市街地のまちづくりの方向性との整合を図りながら、主に商業面、観光面での課題の解決に向けて、市民、事業者、行政等が一体となって取組を進めている。

### (1) 中心市街地活性化推進事業

基本計画の着実かつ円滑な推進を図るとともに、中心市街地活性化協議会に対する支援等を行うことにより、都市機能の増進及び経済活力の向上を促進した。基本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政等が一体となって取り組みを進めるとともに、設定した目標指標の達成状況を把握し、定期的にフォローアップを実施し、新たな事業の追加等を行った。

#### ○第3期計画（平成30年4月～令和6年3月）の概要

##### 〔目標指標の現況〕

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
商業・サービス機能の強化	空き店舗数	86店舗 (平成28年度)	70店舗 (令和5年度)	76店舗 (令和5年度)
稼ぐ観光の実現	宿泊観光客数	2,953千人 (平成28年)	3,220千人 (令和5年)	2,421千人 (令和4年)

##### 〔参考指標の現況〕

参考指標	基準値	目標値	最新値
歩行者通行量（30地点、土日）	158,363 人／日 (平成28年度)	171,000 人／日 (令和5年度)	152,116 人／日 (令和5年度)
「中心市街地がにぎわっている」と感じる市民の割合	44.1% (平成28年度)	50.0% (令和3年度)	31.6% (令和3年度)

##### 〔計画掲載事業の実施状況（毎年度末時点）〕

年度	平成30	令和元	2	3	4	5
事業完了	5事業	9事業	15事業	39事業	46事業	57事業
実施中	73事業	76事業	77事業	58事業	63事業	63事業
未着手	0事業	0事業	0事業	0事業	0事業	0事業



総事業数	78事業	85事業	92事業	97事業	109事業	120事業
------	------	------	------	------	-------	-------

## ○第4期計画（令和6年4月～11年3月）の概要

## 〔目標指標〕

目標	目標指標	基準値	目標値
街なかのにぎわい創出 と回遊性の向上	歩行者通行量 (30地点、土日)	143,403人/日 (令和4年度)	171,000人/日 (令和10年度)
都市型観光の推進	宿泊観光客数	242万1千人 (令和4年)	338万8千人 (令和10年)

## 〔参考指標〕

参考指標	基準値	目標値
空き店舗数	78店舗 (令和4年度)	66店舗 (令和10年度)
「中心市街地がにぎわっている」 と感じる市民の割合	31.6% (令和3年度)	43.9% (令和8年度)

## (2) 中心市街地にぎわい創出支援事業（令和4年度～）

中心市街地の面的な活性化を図るため、商店街等が実施するにぎわい創出につながるイベント等に対し助成した。

年 度	令和4	5
実施団体数	2団体	6団体
助成金額	2,160千円	12,253千円

## (3) 街なかサービス推進事業

中心市街地における来街者の利便性と回遊性の向上や、街なかのにぎわい創出を図るため、観光やイベント等の案内、トイレ・ベビーカーの貸出等の街なかサービス及び特産品の展示販売などを行う天まちサロンを運営した。

## 〔利用実績〕

年度	令和2	3
利用者数	31,354人	30,778人

※令和4年3月末天まちサロン閉所に伴い事業廃止

## 5 雇用対策

市内の中小企業への従業員の定着を図り、中小企業の活力を助長するとともに、地域社会の活性化を図るため、雇用促進対策、勤労者福祉対策及び職業能力開発促進対策として、次のような事業を行っている。

### （1）雇用促進対策

#### ① 就職困難者等雇用奨励金制度

市内に在住する障害者、高齢者、母子家庭の母等、生活保護受給者等、就職氷河期世代長期不安定雇用者、及びその他就職が特に困難な者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内に事業所を有する中小企業の事業主（雇用保険の適用事業所）に奨励金を支給した。

重度障害者等を雇用したとき	1人月額 6,000 円を 12 カ月間
重度以外の障害者を雇用したとき	1人月額 3,000 円を 12 カ月間
精神障害者を雇用したとき	1人月額 6,000 円を 12 カ月間
発達障害者・難治性疾患患者を雇用したとき	1人月額 3,000 円を 12 カ月間
高齢者（60 歳以上）、母子家庭の母等、生活保護受給者等、就職氷河期世代長期不安定雇用者、及びその他就職が特に困難な者を雇用したとき	1人月額 3,000 円を 6 カ月間

年 度	令和 2	3	4	5
交付件数	224 事業所 (273 人)	328 事業所 (374 人)	194 事業所 (204 人)	212 事業所 (238 人)

#### ② トライアル雇用支援金制度（令和 5 年度で廃止）

雇用機会の拡大及び安定的な雇用の確保を図るため、国のトライアル雇用助成金支給決定後も引き続き対象労働者を雇用している、市内に事業所を有する事業主に対しトライアル雇用支援金を支給した。

##### ア 受給できる事業主

市内に事業所を有し、対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、国の「トライアル雇用助成金」の支給決定を受けた事業主。ただし、申請日において引き続き対象労働者を雇用していること。

##### イ 対象労働者

市内に住所を有し、国のトライアル雇用助成金の支給対象労働者として、市内に事業所を有する事業主に雇用された者。

## ウ 支給金額

対象労働者1人につき、国のトライアル雇用助成金の2分の1の額

## エ 交付実績

年 度	令和2	3	4	5
交付件数	15 事業所 (16 人)	7 事業所 (7 人)	20 事業所 (20 人)	21 事業所 (21 人)

## ③ かごしまで働きたい若者応援会議

若者の市外流出抑制に向け、地元定着やUターンに資する取り組みについて、産学官が連携して検討を進めた。

## ④ 若者就職応援フェア「みらいワーク“かごしま”」開催事業

若者の市外流出抑制に向け、地元企業に対する理解促進等を図るため、地元の企業等が一堂に会し、中学生をはじめとする若い世代への企業等の魅力発信や情報提供を労働局・県と連携して行った。

年 度	令和2	3	4	5
参加者数	610 人	942 人	797 人	623 人

## ⑤ 若年者の就業対策

若年者を取り巻く雇用環境については、雇用面のミスマッチ、職業意識の変化に伴う定着の悪化などに対応した取り組みを実施し、若年者の雇用改善を図った。

## ア 地元就職促進に向けた訪問要請

若年者の地元就職促進等を図るため、経済団体や業界団体等を直接訪問し、要請を行った。

## イ キャリア形成ガイドブックの作成・配布 発行部数 年 10,000 部（令和2年度で廃止）

## ウ 高校生ステップアップセミナーの開催

年 度	令和2	3	4	5
参加者数	401 人	594 人	456 人	431 人

## エ 鹿児島市新就職者激励大会の開催

年 度	令和2	3	4	5
参加者数	152 人	137 人	143 人	122 人

## オ 「ワカモノ×カゴシマシ」魅力再発見セミナーの開催（令和4年度～）

年 度	令和4	5
参加者数	93 人	131 人

## ⑥ 働きたい女性の就活応援事業

働く意欲のある女性の再就職等の促進を図るため、職場見学会や講座を開催し、離職期間があることに伴う不安等の解消を図りながら、就職活動をサポートした。

## ア 職場見学会の開催

働く意欲のある女性に対して、実際の職場を訪問する「職場見学会」を開催し、女性の活躍を希望する市内事業所とのマッチングの機会を提供した。

年 度	令和2	3	4	5
開催回数	8回	(休止事業)	2回	2回
参加者数	55人	(休止事業)	11人	12人

イ 本市子育て交流施設等を活用したミニ講座の開催

いずれ働きたい意向のある子育て中の女性を対象とした講座を開催するとともに、子育てに配慮した求人等の情報を提供した。

年 度	令和2	3	4	5
開催回数	5回	5回	5回	5回
参加者数	23人	25人	29人	20人

⑦ 高齢者の就労促進

(公社)鹿児島市シルバー人材センターへの助成

ア 定年退職後等、就業を通じて、自らの生きがいの充実や高齢者の就業機会の拡大等を図るとともに、活力ある地域づくりを促進するため、(公社)鹿児島市シルバー人材センターに助成した。

年 度	令和2	3	4	5
会員数	4,229人	4,408人	4,266人	4,110人
受注件数	25,138件	24,828件	24,416件	23,835件

イ 就労促進ガイドブックの作成・配布 発行部数 年8,000部（令和2年度で廃止）

⑧ 障害者技能向上支援事業

障害者の雇用促進につなげるため、特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室を実施し、技能向上の機会を提供するとともに、アビリンピック全国大会の参加者に激励金を支給した。

ア 障害者技能労働者奨励金の支給

アビリンピック全国大会等の参加者に、激励金を支給した。

年 度	令和2	3	4	5
対象者	5人	(休止事業)	3人	2人

イ 障害者雇用ガイドの発行

事業主の障害者雇用に対する理解と協力を得るために「障害者雇用ガイド」を作成し、広報啓発を行った。

⑨ 留学生人材確保推進事業（令和2年度は未実施、令和3・4年度は休止事業）

在学中から鹿児島の産業や事業所への理解促進を図り、卒業後も鹿児島で活躍する有能な人材を確保するため、留学生を対象とした職場見学会を開催した。

年 度	令和5
開催回数	1回
参加者数	17人

## ⑩ 連携中枢都市圏合同企業説明会開催事業

連携中枢都市圏を形成する4市（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、始良市）で合同企業説明会を開催し、圏域全体で人材の確保や雇用機会の拡大を図った。

年 度	令和2	3	4	5
出展企業数	63社	65社	64社	60社
説明会参加者数	122人	118人	120人	87人

## ⑪ 移住・就業等支援事業

U I J ターンによる就業・起業者の創出を図るため、東京23区の在住者または23区への通勤者が、鹿児島市内に移住し、中小企業等に就業・起業またはテレワークを行っている場合に、移住支援金を支給した。

年 度	令和2	3	4	5
交付件数	8件	21件	28件	42件

## ⑫ 就職氷河期世代活躍支援事業（令和3年度～）

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、学卒時に希望する就職ができず、現在も不安定な就労状況にある就職氷河期世代の方を対象に正規雇用を目指すセミナー等を実施した。

年 度	令和3	4	5
参加者数	13(10)	13(8)	14(13)
就職状況	正規4(3)	正規4(1)	正規2(2)

※参加者数及び就職状況の（ ）内は就職氷河期世代の内数

## ⑬ 雇用維持支援金事業（令和2～4年度）

新型コロナウイルスの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等における従業員の雇用維持を図るため国の雇用調整助成金と協調して市単独の支援金を支給した。

年 度	令和2	3	4
交付件数	1,759件	2,254件	661件

## ⑭ 広報紙「中小企業のひろば」の発行

望ましい雇用就業構造の実現、労働力需給調整、高年齢者雇用対策、障害者雇用対策、労働福祉など、国、県、市の施策への理解を深めてもらうために「中小企業のひろば」を作成して事業主等に配布し、事業主及び従業員への広報・啓発を図った。

年2回発行（10、3月）

## ⑮ かがしま市しごと情報ナビの運営

国や県、関係機関を含めた市内の仕事に関する情報をわかりやすく案内するかがしま市しごと情報ナビを運用した。

## ⑯ 勤労者労働基本調査等の実施（令和4年度。概ね3年に1度実施）

勤労者と事業者の双方に対して、就労意識や労働環境に関する調査を実施し、労働条件や勤労者福祉の向上の基礎資料とした。

## (2) 職業能力開発促進対策

## ① 職業訓練センターの設置

独自で従業員の職業訓練を行うことが困難な中小企業が共同で職業訓練を行う施設として、職業訓練センターを設置している。職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会を施設の管理者に指定し、管理運営を委託している。

年 度	令和2	3	4	5
訓練生数	34人	28人	29人	35人

## ② ものづくり職人育成支援事業

ものづくり分野の技能継承、技術力向上等を図るとともに、市内事業所の人材育成を支援するため、職業訓練センターで実施される職業訓練に要する費用を助成した。

年 度	令和2	3	4	5
交付件数	17事業所 (17人)	10事業所 (16人)	11事業所 (20人)	12事業所 (16人)

## ③ 技能功労者・青年優秀技能者の表彰

技能尊重の気運を広く社会に醸成するとともに、技能者の地位及び技能水準の向上並びに将来を担う人材の育成に資するため、優れた技能を有し、鹿児島市の産業発展に尽くされた技能者及び優れた青年技能者の表彰を行った。

年 度	令和2	3	4	5
技能功労者 被表彰者数	35人	40人	42人	36人
青年優秀技能者 被表彰者数	11人	11人	9人	12人

## ④ 認定職業能力開発校優良訓練修了生の表彰

認定職業能力開発校の修了生が、今後とも意欲的に技能の習得に努め、技能水準の向上に寄与するとともに、技能尊重の気運を広く社会に醸成するため表彰を行った。

年 度	令和2	3	4	5
被表彰者数	7人	5人	4人	6人

## ⑤ 技能五輪全国大会等参加促進事業

技能水準の一層の向上を図るとともに、若年労働者の技能離れを防止し、併せて技能尊重の気運を広く社会に醸成するため、技能五輪全国大会等に参加する技能労働者に対して、激励金を支給した。

## 技能五輪全国大会

年 度	令和2	3	4	5
対象者	2人	(休止事業)	2人	6人

## 一級技能士全国技能大会 ※隔年開催

年 度	令和2	3	4	5
対象者	2人	—	—	2人

## (3) 勤労者福祉対策

## ① 中小企業退職金共済制度等への加入促進

中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」、「鹿児島商工会議所特定退職金共済制度」、「鹿児島県中小企業団体中央会特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に掛金の一部を助成した。

年 度	令和2	3	4	5
交付件数	60 事業所 (129 人)	68 事業所 (245 人)	116 事業所 (495 人)	52 事業所 (225 人)

## ② (公財)鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの助成

中小企業勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与している同サービスセンターに運営費の一部を助成した。

年 度	令和2	3	4	5
会員数	20,297 人	20,277 人	20,140 人	20,616 人

## ③ 勤労者交流センター（愛称：よかセンター）の設置

勤労者やその家族の余暇活用の充実と相互の交流を促進するために設置したもので、体育館、トレーニングルーム、多目的ホールなどのほか、情報コーナーや談話コーナーなどのオープンスペースを備えた施設である。

## ア 概 要

- ・ 所在地 中央町10番地（キャンセ7・8階）
- ・ 延床面積 6,132.99㎡（7・8階延床面積）
- ・ 供用開始 平成13年1月19日
- ・ 開館時間 午前9時～午後9時

・休館日 年末・年始（12月29日～翌年1月3日）

イ 主な施設

- ・有料施設 体育館、トレーニングルーム、多目的ホール、会議室、創作室、和室
- ・無料施設 談話コーナー、情報コーナー、サロン、プレイルームなど

ウ 利用者数

年 度	令和2	3	4	5
利用者数 (有料スペース)	113,422人	107,592人	102,121人	131,261人

④ ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業

働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進への取組事例等をセミナー等で紹介し、事業所の意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組みを支援した。

ア 事業所向けセミナーの実施

年 度	令和2	3	4	5
開催回数	1回	(休止事業)	1回	2回
参加者数	155人	(休止事業)	240人	67人

イ 市内事業所への無料のアドバイザー派遣

年 度	令和2	3	4	5
派遣件数	1件	(休止事業)	2件	3件



## 6 計量検査

### (1) 計量検査指導事業

取引、証明に使用されている計量器の信頼性を確保するとともに、正確な計量を促し、計量の安全を図るため、次の事業を行った。

- ・計量器定期検査、計量器立入検査、商品量目立入検査

### (2) 暮らしに役立つ計量啓発事業

市民の暮らしに直接役立つ計量の知識の普及啓発を図るため、次の事業を実施した。

- ・計量のひろば 鹿児島県等との共催により、11月1日の計量記念日に合わせて計量に関するイベントを開催した。
- ・計量パネル展 各種イベント等で計量に関するパネル展示を行った。

## ◀ 農 林 水 産 ▶

### 1 農林水産業の概要

本市は農林水産業の持続的発展を目指し、安全安心かつ新鮮で良質な農林水産物の生産振興を図るとともに、農村地域の資源を活用した都市住民との交流による活力ある農村地域づくりを進めてきた。

農業では、ビニールハウスなどの施設を利用した軟弱野菜の生産を主体に、都市型農業をさらに進めるとともに、桜島小ミカン、茶、オクラなど、地域特産物の生産振興に努めてきた。また、畜産業では、肉用牛を中心に優良種畜の確保など、資質改善に努めてきた。

しかしながら、都市化の進行による生産環境の変化や生産者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、降灰や鳥獣被害、家畜防疫への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響や資材・飼肥料の高騰などの課題を抱え、厳しい経営環境となってきた。

このような中、認定農業者や新規就農者など多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、農業委員会と連携し農地の流動化を進め、農地の有効活用を図ってきた。また、降灰対策や電気柵の導入による鳥獣被害対策への対応、ほ場整備、農道・水路など、生産基盤の整備を進めるとともに、畜産では優良種畜の導入や受精卵移植の技術を活用した資質改善に取り組んだ。また、都市農業センターにおける栽培技術やスマート農業技術の研修会及び実証等を行い、都市型農業や地域の特性を生かした農業の振興に取り組んだ。

林業では、森林の有する木材生産のほか、水源かん養や地球温暖化防止等、多面的機能の発揮のため、森林経営計画に基づく計画的・効率的な森林施業を進め、木材の積極的な活用を通じ市民の森林に対する意識の醸成を図るとともに、森林環境譲与税を活用した新たな森林経営管理に取り組んだ。

水産業では、優良漁場の造成及び漁業資源の確保を図るため、魚礁の設置など生産基盤の整備を進めるとともに、マダイ・ヒラメ等を放流し、栽培漁業の推進に努めてきた。また、海づり公園は、安全な海づり施設として開園以来多くの人々に利用され、市民のレクリエーションの場としての機能を果たしている。

さらに、付加価値を高めた新商品開発を推進するための6次産業化商品開発室を都市農業センターに整備するなど、6次産業化の支援や環境への負荷を低減する環境保全型農業の推進に努めたほか、農林水産まつりや地域農業まつりなどの各種イベント等を通じ、農林水産業への理解の促進を図るとともに、農林水産物のPRや地産地消の促進に取り組み、農林水産物の消費拡大に努めた。

### 2 次世代の担い手の確保・育成

#### (1) 新規就農者支援対策事業

農業担い手の育成と農村地域の活性化を図るため、各種研修の実施や施設整備等への支援、経営開始資金等の活用により、新規就農者を確保、育成するとともに、将来の就農につながるよう市民農業

塾の実施や地域の認定農業者等が経営相談等のサポートを行う新規就農里親制度を実施した。

**(2) 次世代農業担い手サポート事業（令和2年度～）**

人・農地プラン(地域計画)の話合い活動により、今後、地域の農業に必要な施設としてプラン(計画)に位置付けられた既存の農業用施設を、有効活用するために必要な経費に対する支援を実施した。

**(3) 遊休農地活用推進事業**

遊休農地の活用を推進するため、農業委員会と連携し遊休農地の情報共有化や活用方法の検討を行うとともに、遊休農地バンクによる農地の情報提供や遊休農地の復元及び、認定農業者等への農地の貸借に対する助成、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を行ったほか、ボランティアの協力により市民農園を開設するなど、遊休農地の解消を進めた。

**(4) 都市農業センターの運営**

農業研修ゾーンにおいて栽培技術の実証、普及研修等を行い、都市型農業の振興を図るとともに、市民農園ゾーンやふれあいゾーンでは、土とのふれあい等を通じて、市民の農業に対する理解と相互の交流を深め、あわせて市民の健康づくりに努めた。

**(5) 農地利用最適化推進事業**

農地利用の集積・集約化を図るため、農地の利用状況調査や遊休農地所有者等への意向調査等を行った。

**(6) 森林経営管理推進事業**

森林経営管理制度を推進するため、森林所有者の意向調査及び森林整備等を実施するとともに、林業事業者が直接雇用する職員の社会保険等の掛金や高性能林業機械の整備に対して助成し、担い手の育成を図った。

**(7) 漁業施設整備支援事業**

漁協が実施する施設整備に対して助成を行い、漁業経営の安定を図った。

### 3 生産環境の整備

**(1) 農村振興対策事業**

**① 農林水産業振興プランの進行管理**

「魅力ある地域資源を育み、生かし、つながる持続可能な農林水産業の確立」を目指す第3期農林水産業振興プランに基づき、農林水産業の振興と農村地域の活性化を推進した。

② 話し合い活動の推進（令和5年度）

集落・地域での話し合いを通じ、地域の中心となる経営体を位置付けるとともに、農地集積や地域農業のあり方を定める人・農地プランの実質化の推進と地域計画の策定に努めた。

③ 中山間地域等直接支払事業

多面的機能の確保を図るため、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、生産活動等の継続に対して支援を行った。

④ 農業振興地域整備計画の推進（令和5年度）

優良農地の明確化及び今後の農地の有効活用に向けた各種施策を計画的かつ集中的に実施するため、農業振興地域整備計画の全体見直しに向けた基礎調査を実施した。

(2) スマート農業推進事業（令和4年度～）

省力化・高品質生産等により農業の収益力向上を図るため、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の導入に向けた取組みに対して支援等を実施した。

(3) 都市型農業振興のための大学との連携事業

都市型農業の振興のため、鹿児島大学との連携による野菜生産技術等の共同研究に取り組み、桜島大根の機能性把握のための有用成分分析に一定の成果を得た。また、令和5年度より、軟弱野菜栽培の見える化・マニュアル化について連携して研究を開始した。

(4) 農産物生産振興事業

① 施設等整備事業

ビニールハウス等の施設整備や生産資材に対して助成し、市内産農産物の生産性向上と農業経営の安定を図った。

② 奨励作物生産安定対策事業

地域特産農産物（ニガウリ・桜島大根・茶など）の生産のための資材等購入経費に対して助成し、産地の育成並びに拡大定着を図った。

③ 生産者団体育成事業

本市の農産物の生産者で組織している生産団体に対して活動費の助成を行い、自主的な組織活動を支援した。

(5) 環境保全型農業推進事業

① 減農薬栽培等推進事業

防除資材の購入経費に対して助成し、防除薬剤の使用軽減などに努め、環境に配慮した農業を進めた。

② 環境保全型農業直接支援事業

有機農業など環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付し、支援に努めた。

(6) 降灰地域防災営農対策事業（農産関係）

① 降灰地域土壌等矯正事業

苦土石灰と樹皮堆肥を購入する経費に対して助成し、降灰により酸性化した土壌の改良や生産性の向上を図った。

② 降灰地域野菜安定対策事業

被覆施設等を整備する経費に対して助成し、野菜の降灰被害防止と生産安定を図った。

③ 降灰地域果樹安定対策事業

被覆施設等を整備する経費に対して助成し、果樹の降灰被害防止と生産安定を図った。

④ 降灰地域茶安定対策事業

摘採機能付き除灰機等を整備する経費に対して助成し、茶の品質低下の防止と生産安定を図った。

⑤ 降灰地域被覆施設整備更新事業

降灰により劣化したビニールハウス等の被覆資材を更新する経費に対して助成し、野菜の降灰被害の防止と生産安定を図った。

⑥ びわ病虫害防除対策事業

びわに対する農薬を購入する経費に対して助成し、びわの病虫害を防除した。

⑦ 耐灰性作目導入促進事業

耐灰性作目の導入促進のための生産資材を購入する経費に対して助成し、降灰・火山ガスに比較的強いキヌサヤエンドウの導入を図った。

⑧ 降灰地域施設整備事業

被覆施設等の整備や被覆資材の張替えに要する経費に対して助成し、降灰による果樹等の被害を防止した。

⑨ びわ果実降灰被害防止対策事業

びわ果実の被覆資材の購入に対して助成し、降灰によるびわ果実の被害を防止した。

⑩ 特産かんきつ生産安定対策事業

桜島小みかん等に対する葉面散布剤を購入する経費に対して助成し、樹勢回復を図った。

(7) 有害鳥獣被害対策事業

鳥獣を寄せ付けない集落ぐるみでの取り組みの推進や、鳥獣の侵入防止のための電気柵等の設置に対する助成、また、有害鳥獣の円滑な捕獲を行うための捕獲実施費などの交付やICT技術を活用した効率的な捕獲活動への支援により、鳥獣による農林産物の被害防止を図った。

- (8) かがしまの農業未来創造支援事業 ※令和4年度までは、農業・農村活性化推進施設等整備事業茶の管理機等の導入に要する経費に対して助成し、生産安定を図った。
- (9) 野菜価格安定対策事業  
生産者及び生産者団体などと資金を造成し、「価格差補給金」を交付することにより、野菜農家の経営安定を図った。
- (10) 農業資材価格高騰対策補助金（令和4年度）  
資材価格高騰に伴い増加した負担分への助成により、農業経営の安定を図った。
- (11) 肥料価格高騰対策緊急支援事業（令和4～5年度）  
肥料価格高騰に伴い増加した負担分への助成により、農業経営の安定を図った。
- (12) 飼料価格高騰対策緊急支援事業（令和4～5年度）  
飼料価格高騰に伴い増加した負担分の一部を助成し、畜産経営の維持を図った。
- (13) 黒牛・黒豚等資質改善事業
- ① 黒牛資質改善事業  
優良な黒牛産子の導入に対して助成し、生産性の向上と畜産経営の安定を図った。
  - ② 優良家畜導入資金貸付事業  
黒牛の素畜を購入する農家に対して資金を貸し付け、生産性の向上と畜産経営の安定を図った。
- (14) 家畜防疫対策事業  
家畜・家きんの監視伝染病、人獣共通感染症等の予防注射等に対する助成や、発生予防への取り組みにより、畜産経営の安定と安全な畜産物の生産を図った。
- (15) 降灰地域防災営農対策事業（畜産関係）
- ① 降灰地域畜産施設整備事業  
桜島地域における畜産施設等の整備に対して助成し、降灰下での営農安定を図った。
  - ② 飼料作物調製施設設置事業、降灰地域飼料作物確保対策事業  
飼料生産調製機械等の整備に対して助成し、降灰下での良質な粗飼料確保を図った。
- (16) 環境保全型畜産推進事業  
家畜排せつ物処理施設等の整備に対して助成し、畜産環境改善と土づくりを図った。

(17) 受精卵移植事業

優良な受精卵を移植し、肉用牛等の資質改善を図った。

(18) 全国和牛能力共進会出品対策事業 ※令和4年度までは、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会推進事業

優良繁殖雌牛の導入や肥育技術の実証に対して支援し、大会に向けた対策の推進を図った。

(19) 治山事業

治山事業を実施し、林地の保全を図った。

(20) 森林保護事業

桜島地域で航空防除及び松くい虫被害木の伐倒駆除を実施し、松林の保全を図った。

(21) 森林資源整備事業

間伐等に対して助成し、森林の公益的機能の発揮や木材の利用の促進を図った。

(22) 林道整備事業

松元南部地区における森林整備の促進及び林産物搬出のための生産基盤整備を図るため、立木補償、所有権移転を実施した。

(23) 林道管理事業

森林整備の促進及び林産物の搬出合理化を図るため、林道の維持管理を行った。

(24) 市有林・分収林等管理事業

市有林、分収林の保育作業、維持管理を実施し、木材の生産並びに山地災害防止、水源かん養など、森林の持つ公益的機能の発揮に努めた。

(25) 森林環境譲与税基金管理事業

森林の整備に関する施策等の費用に充てるため、森林環境譲与税基金の管理を行った。

(26) 漁港管理事業

市が管理する漁港（第1種）の維持管理を行った。

(27) 赤水・生見漁港機能保全事業

赤水・生見漁港の機能保全計画に基づく機能保全工事を行い、施設の長寿命化と更新コストの平準

化・縮減を図った。

**(28) 谷山漁港水産基盤機能保全事業負担金**

県が実施する谷山漁港（県管理漁港）水産基盤機能保全事業へ負担金を支出し、谷山漁港の施設の長寿命化を図った。

**(29) 漁業生産基盤整備事業**

① 魚礁設置事業

コンクリート魚礁等を設置し、漁業生産基盤の整備を図った。

② 増養殖振興事業

イカしば・松木、タコつぼ投入やヒジキ等海藻繁殖に対して助成し、水産資源の増殖を図った。

**(30) マダイ・ヒラメ等放流事業**

① 市栽培漁業振興事業

市栽培漁業振興基金の運用等によりマダイ、ヒラメの種苗放流等に対して支援し、栽培漁業の振興を図った。

② ヒラメ等放流事業

ヒラメの種苗放流に対して助成し、資源の確保と漁獲の維持を図った。

③ 内水面放流事業

アユ等の放流に対して助成し、資源の保護と増殖を図った。

**(31) 海面環境保全事業**

海岸に漂着した軽石等の除去を行い、浮遊軽石による漁業被害の防止を図った。

**(32) 水産業金融事業**

漁業者等が融資を受けた資金に対し利子補給を行い、漁業の経営基盤の強化や経営の安定を図った。

**(33) 農業土木**

農道や用水路などの整備や適切な維持管理を行った。

① 団体営土地改良事業

・村づくり交付金事業 西部第一地区、吉野地区

・農業基盤整備促進事業 鹿児島第1二期地区、鹿児島第2地区

・農業水路等長寿命化・防災減災事業（令和4年度～）

大中地区、本河原上地区、雑田第一地区、瀬戸神地区、湯穴口地区

・農地耕作条件改善事業（令和5年度～） 丸山地区



- ② 県営土地改良事業
  - ・ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（～令和4年度） 松元地区
  - ・ 農村地域防災減災事業（用排水施設整備） 郡山地区
  - ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（令和2年度～） 宮坂地区、中溝地区
  - ・ 中山間地域農業農村総合整備事業（令和4年度～） 松元地区
- ③ かごしまの農業未来創造支援事業 ※令和4年度までは農業・農村活性化推進施設等整備事業
- ④ 市単独土地改良事業

## 4 魅力ある地域資源の活用

### (1) 6次産業新商品開発チャレンジ事業（令和4年度～）

6次産業化による付加価値の高めた新商品開発を推進するため、施設整備や研修会を開催するほか、生産者団体と大学等が連携した商品開発を支援した。

### (2) 6次産業化推進事業

6次産業化を推進するため、6次産業化に関する研修会を行うとともに、本市農林水産物を利用した商品開発の取り組みなどを支援した。

### (3) 花園マルシェ実施事業 ※令和4年度までは、都市農業センター土曜マルシェ実施事業

「四季の花園」の鑑賞期間に合わせて、都市農業センターの試験農産物や市内産の野菜・花き、6次産業化商品等をPR販売し、市内産農産物の消費拡大を図った。

### (4) 鹿児島市農林水産まつり

生産者と市民のふれあいの促進や農林水産物の消費拡大を図るため、農林水産まつりを開催し、市民の本市農林水産業への理解の促進に努めたほか、共進会等を実施することにより農産物の生産技術等の向上を図った。

### (5) 地域農業まつり

吉田、桜島、喜入、松元、郡山地域において持ち回りで農業まつりを開催することにより、地域農業への市民の理解と地産地消の促進に努めたほか、地域間の交流を図った。

### (6) 農林水産物PR事業

市民に農林水産物をPR販売する「旬のキャンペーン」や産地見学を行う「産地交流会」など各種イベントを実施し、地産地消の促進や消費拡大に努めた。

(7) 農村女性等活動支援事業

地域特産物のPRや食文化の継承、農産加工の技術向上など、農村女性等グループの活動の促進に努めた。

(8) 木育環境整備推進事業（令和4年度～）

ヘキサゴンウッドブロックの贈呈など木製品の積極的な活用により、森林のもたらす恩恵や重要性について、理解促進を図った。

(9) 海づり公園管理事業

鴨池海づり公園及び桜島海づり公園の施設の管理を行い、市民の余暇の活用及び健康の増進を図った。

## ◀ 中央卸売市場 ▶

### 1 中央卸売市場の沿革

本市の中央卸売市場は、昭和10年4月に商工省の開設認可を受け、全国で7番目、九州では最初の中央卸売市場（青果・水産）として、昭和10年11月3日に業務を開始した。

昭和40年、経済の発展とともに人口の増加による取扱数量の増大、輸送車両の大型化、モータリゼーションの進展などによって市場敷地の狭隘性が問題となり、城南町の現在地に魚類市場を建設し、昭和42年4月に魚類部を移転させ単独市場として業務を開始した。

昭和46年、卸売市場法の全面改正に伴い、南九州の流通拠点としての市場機能を十分発揮するため、青果市場を移転新設する整備計画を策定し、昭和51年11月に東開町の現在地で業務を開始した。

中央卸売市場の運営については、生鮮食料品の円滑な流通を図り市民の食生活の安定に寄与すべく、生鮮食料品の安定供給と食の安全・安心を確保しながら、中央卸売市場としての業務を推進してきた。

平成21年3月に今後の市場の施設整備と活性化対策についての整備方針を示した「鹿児島市中央卸売市場整備計画」を策定し、この計画に基づき平成24年3月に「鹿児島市中央卸売市場魚類市場再整備基本計画」を、同年7月に「鹿児島市中央卸売市場青果市場リニューアル基本計画」を策定した。

青果市場では、平成26年度から平成30年度までに、屋根付荷捌場・自走式立体駐車場の新築工事、エレベーター・見学デッキの新設工事を行うとともに、管理棟・関連商品売場棟・卸売場棟・冷蔵庫棟などの改修工事や場内舗装工事等を実施した。

魚類市場では、平成26年度に市場棟などの実施設計を行い、令和3年度までに現在地での建替え工事等を実施し、令和6年度に再整備事業完了予定としている。

令和3年3月には、今後の市場のあり方や方向性、運営方針を明確化した「鹿児島市中央卸売市場経営展望」を策定した。

### 2 魚類市場再整備事業

平成24年3月に策定した「鹿児島市中央卸売市場魚類市場再整備基本計画」に基づき、現在地での建替え整備を行う。

#### (1) 概要

- ・新市場棟、新関連店舗棟、ポンプ室、発泡スチロール置場棟等の新設
- ・既存施設の解体

#### (2) 目的

市場施設の老朽化、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応するとともに、市場関係業者のニーズを集約し、中央卸売市場としての機能向上を図る。

## (3) 経過等

- 令和2年度 ・市場棟（2工区）新築工事（～3年8月）
- 令和3年度 ・市場棟（2工区）への移転、周辺施設の解体工事着手
- 令和4年度 ・発泡スチロール置場棟等新築工事、場内整備工事着手
- 令和5年度 ・場内整備工事

## 3 魚類市場構内運搬特殊自動車電動化推進事業（令和2年度～）

再整備に伴い市場内の高度な衛生管理体制を確立するため、構内運搬特殊自動車の電動化を図る事業者に対して助成した。

年 度	令和2	3	4	5
助成件数	17 件	19 件	45 件	36 件
助成金額	5,139 千円	1,708 千円	7,926 千円	4,599 千円

## 4 中央卸売市場の取扱高

区分	年 次	令和2	3	4	5
青果市場	取扱数量	172,410 t	177,814 t	170,770 t	167,183 t
	取扱金額	34,108,292 千円	33,944,959 千円	35,733,652 千円	36,756,167 千円
魚類市場	取扱数量	21,177 t	22,360 t	22,247 t	21,678 t
	取扱金額	14,668,891 千円	14,037,041 千円	16,563,562 千円	16,939,241 千円
合計	取扱数量	193,587 t	200,174 t	193,017 t	188,861 t
	取扱金額	48,777,183 千円	47,982,000 千円	52,297,214 千円	53,695,408 千円

## ◀ 観 光 ▶

## 1 観光施策の概要

本市は、桜島や錦江湾などに代表される豊かな自然景観や、幕末・明治維新に象徴される歴史・文化、街なかで楽しめる温泉、焼酎や黒豚に代表される食など、豊富な資源に恵まれているほか、東アジアに近接する陸・海・空の交通結節点であり、これらを基盤に国際観光都市として発展してきた。

ここ数年の本市の観光行政をとりまく動向を見てみると、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、移動の制限や旅行控えの動きが生じるなど、新型コロナの局面により観光需要が大きく影響を受ける状況が続いた。

この間、本市では、コロナ収束後の観光需要回復を見据え、令和3年度に本市観光の指針となる「第4期鹿児島市観光未来戦略」を策定し、稼ぐ観光の実現に向けた各種施策を官民一体となって推進してきた。

令和2年度には、新型コロナの感染症対策として、宿泊施設や貸切バス、タクシー等の衛生対策強化への支援を行うとともに、コロナ禍における観光振興策として県外向けの宿泊キャンペーンや修学旅行の誘致に取り組んだほか、おはら祭等の観光イベントを感染症対策を行った上で開催した。また、スポーツの更なる振興を図るため、鹿児島市スポーツ振興協会を新たに設立したほか、かごしま健康の森公園のパークゴルフ場の供用を開始した。

令和3年度には、引き続き衛生対策強化への支援や宿泊キャンペーン、修学旅行の誘致等に取り組むとともに、観光の再生に向け、海外観光客のニーズ等の調査や高付加価値コンテンツ造成の実証実験を実施したほか、受入体制の充実に向け、鹿児島中央駅東口駅前広場観光案内所の運営を開始するとともに、センテラス天文館に新たに観光案内所を設置した。また、東京2020オリンピックの開催に伴い、7人制ラグビー南アフリカ代表チームの事前合宿受入を行った。

令和4年度には、第4期鹿児島市観光未来戦略に掲げる稼ぐ観光の実現に向け、観光未来戦略アドバイザーを設置し、観光CRMアプリを活用した地域マーケティングに取り組むとともに、登録DMOの設立に向けた体制強化を図った。また、桜島噴火警戒レベル引き上げに伴う風評被害対策やコロナ禍の需要喚起策として宿泊キャンペーンを実施するとともに、コロナ収束後の観光需要回復を見据えた魅力づくりやユニバーサルツーリズムなど受入体制の充実に向けた取組を支援した。さらに、磯新駅の設置に向け、駅前広場の基本・実施設計を行うとともに、観光農業公園にオートキャンプ場を整備したほか、多機能複合型スタジアムの実現に向け、より具体的なコンセプトなどの検討を進めた。

令和5年度には、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」を開催し、市民総ぐるみで大会を盛り上げ、全国に本市の魅力を発信した。また、世界マスターズ水泳選手権九州大会を福岡市・熊本市と3市共同で開催するとともに、新型コロナの水際対策の緩和により回復が見込まれるインバウンドの誘客や受入体制の充実に向けた取組を積極的に展開したほか、物価高騰対策として宿泊キャンペーンを実施した。さらに、甲突川リバーサイドにおいて、民間活力を導入しキッチンカー等による新たなにぎわいを

創出するとともに、多機能複合型スタジアム検討協議会を設置し、スタジアム像の検討を進めた。

このような取り組みにより、コロナ禍で一旦は大きく減少した観光客・観光消費額は、令和4年にはコロナ前の水準には届かないものの大幅な回復がみられた。

今後においても、「第4期鹿児島市観光未来戦略」を指針として、稼ぐ観光の実現に向けた各種施策を官民一体となって着実に進めていく。

### (1) 宿泊観光客の状況

年	令和元	2	3	4
宿泊観光客数	3,920 千人	2,076 千人	2,161 千人	2,958 千人
日本人	3,427 千人	2,011 千人	2,153 千人	2,936 千人
県内	924 千人	643 千人	736 千人	885 千人
県外	2,503 千人	1,368 千人	1,417 千人	2,051 千人
外国人	493 千人	65 千人	8 千人	22 千人

## 2 観光資源・施設等の状況

### (1) 維新ふるさと館の管理運営

平成6年4月に歴史観光の拠点として開館し、明治維新における鹿児島の歴史や先人の偉業を、映像・ジオラマ・ロボットなどの多彩な演出で、楽しく分かりやすく紹介している。

年 度	令和2	3	4	5
入館者数	50,718 人	58,703 人	91,512 人	100,701 人

### (2) 国民宿舎レインボー桜島・桜島マグマ温泉の管理運営

平成12年、旧桜島町が観光の振興を図り、住民の健康と福祉を増進することを目的として袴腰付近に設置したもので、合併に伴い16年11月から管理運営を引き継いで行っている。

年 度	令和2	3	4	5
宿泊者数	5,766 人	7,926 人	12,342 人	15,101 人
入浴者数	67,780 人	69,477 人	73,411 人	101,485 人

### (3) かがしま水族館（愛称「いおワールド」）の管理運営

「黒潮浪漫海道」をメインテーマに、黒潮のたどる南西諸島の海から鹿児島までの魚たちを多彩な水槽で紹介することによって、水族に関する知識を広め、自然環境への意識の高揚を図っている。

また、市民の健全な余暇の活用に供するとともに、本市の観光の振興にも資する施設である。

年度	令和2	3	4	5
入館者数	287,074人	397,932人	611,543人	711,102人

#### (4) 平川動物公園の管理運営

緑に囲まれた自然の中で、楽しく、遊びながら動物の生態を観察したり、動物とのふれあいを通じて、自然保護や動物愛護の精神を学べるように「楽しく学べる、楽しく遊べる動物公園」を基本コンセプトとして、施設の整備や運営を行っている。

##### ◎入園者数・飼育動物数の推移

		令和2	3	4	5
入園者数	一 般	205,129人	210,816人	267,023人	262,065人
	小・中学生	47,520人	54,838人	71,547人	78,395人
	無 料	143,962人	156,436人	198,156人	166,677人
	合 計	396,611人	422,090人	536,726人	507,137人
飼育動物	種 類	141種	138種	132種	130種
	点 数	1,044点	1,056点	1,025点	915点

#### (5) 観光地周遊バス「カゴシマシティビュー」の運行

市内の主要な観光地を約60分～80分で周遊するバスを運行し、観光客の交通の利便性を図る。

#### (6) サクラジマ アイランドビューの運行

世界有数の活火山・桜島の観光を気軽に体感してもらうため、桜島港から湯之平展望所までを周遊するバス「サクラジマ アイランドビュー」を運行し、観光客の交通の利便性を図る。なお、平成31年4月から新たなルートを加えて30分間隔で運行している。

#### (7) キュート

観光客の利便性をさらに高めるため、市営バス（カゴシマシティビューやサクラジマ アイランドビューを含む）・市電・桜島フェリーの全てを、1枚の券で利用できる共通利用券を設けている。

- ① 料金
  - ・1日券 大人1,200円 小児600円
  - ・2日券 大人1,800円 小児900円
- ② 特典 維新ふるさと館、かごしま近代文学館・メルヘン館、かごしま水族館、桜島マグマ温泉、観覧車アミュランなどの市内の主な観光施設の入館料等を割引

#### (8) 鹿児島アリーナの管理運営

平成4年、市民のスポーツの振興及び文化の向上を図るとともに、本市の観光の振興に資するため

に設置したもので、メインアリーナは、国際・全国規模のスポーツ大会やコンサート等を開催できる多目的施設となっている。27年4月から、指定管理者制度を導入し、年末年始を除き年中無休とした。

年 度	令和2	3	4	5
利用者数	131,641人	162,932人	224,651人	295,669人

#### (9) マリンピア喜入の管理運営

本施設は、八幡温泉保養館（浴場、会議室、売店等）、1年中泳げる室内温水プール、多目的広場を備えており、「道の駅」としても登録されている。

年 度	令和2	3	4	5
利用者数	120,174人	125,154人	146,086人	167,760人

#### (10) スパランド裸・楽・良の管理運営

本施設は、水着で入るスパゾーン・温泉・レストラン・トレーニングルーム・宿泊施設等を備えた健康増進施設である。

年 度	令和2	3	4	5
利用者数	176,701人	161,375人	199,119人	218,561人

#### (11) スポーツ施設の利用実績

市民が、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるようスポーツ施設を設置し、市民の生涯スポーツの普及・振興及び競技力の向上を図る。

利用者数

年 度	令和2	3	4	5
鴨池公園野球場等 (広場・テニスコート含む)	50,854人	68,574人	64,518人	74,659人
鴨池公園水泳プール	134,750人	130,792人	152,448人	169,087人
東開庭球場	79,480人	83,035人	100,175人	124,821人
市民体育館	59,937人	58,887人	69,600人	76,334人
鴨池公園多目的屋内運動場	54,277人	55,929人	71,723人	59,966人
桜島総合体育館等 (溶岩グラウンド・多目的広場含む)	79,267人	105,618人	246,963人	240,562人
松元平野岡体育館等 (温泉施設・運動場・茶山ドーム・せせらぎ広場含む、ただし、令和4年度までは松元武道館・松元弓道場を含む)	156,363人	133,765人	192,819人	239,325人



喜入総合体育館等 (運動場含む、ただし、令和4年度ま では喜入武道館を含む)	58,953人	58,973人	73,412人	78,940人
吉田文化体育センター等 (運動場・多目的屋内運動場含む)	84,589人	91,949人	112,768人	123,973人
郡山体育館等 (運動場・早馬球技場・花尾運動場 含む)	111,121人	123,494人	140,094人	123,956人

### 3 イベントの振興

#### (1) おはら祭（毎年11月2日・3日開催）

年度	参加者	内 容
令和2 (第69回)	62連 4団体 2,221人	総踊り、おごじょ太鼓
3 (第70回)	77連 10団体 2,914人	総踊り、おごじょ太鼓 70回記念企画
4 (第71回)	147連 51団体 8,024人	総踊り、マーチング、伝統芸能 おごじょ太鼓、ダンスタイム「オハラ21」
5 (第72回)	178連 231団体 16,009人	総踊り、マーチング、伝統芸能 おごじょ太鼓、ダンスタイム「オハラ21」 東京ディズニーリゾート®40周年スペシャルパレード

#### (2) 桜島火の島祭り（平成17年度開始）※令和4年度にて事業終了

年 度	開 催 日	来場者数
令和元	7月27日（土）	約34,000人
2	中止（※）	
3	中止（※）	
4	10月1日（土）	約12,000人

（※）新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止

#### (3) かごしま錦江湾サマーナイト大花火大会（平成12年度開始）

年 度	開 催 日	来場者数
令和2	12月25日（金）	分散開催（※1）
3	11月2日（火）	分散開催（※2）

4	8月20日（土）	約70,000人
5	8月19日（土）	約150,000人

（※1）かごしまウインターナイト大花火大会として市内24ヶ所に分散して開催

（※2）かごしまオータムナイト大花火大会として市内22ヶ所に分散して開催

(4) 天文館ミリオネーション（平成27年度開始）

年 度	開催期間	来場者数
令和2	12月4日～1月17日	約43,000人
3	12月3日～1月16日	約113,000人
4	12月2日～1月15日	約78,000人
5	12月1日～1月14日	約107,000人

(5) 錦江湾潮風フェスタ（平成26年度開始）

年 度	開催期間	来場者数
令和2	中止（※）	
3	中止（※）	
4	中止（※）	
5	7月22日～23日	約51,000人

（※）新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止

(6) ランニング桜島（平成16年度開始）

年 度	開 催 日	申 込 者 数
令和2	中止（※）	—
3	12月5日（日）	2,426人
4	12月4日（日）	2,829人
5	11月26日（日）	3,216人

（※）新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止

(7) 鹿児島マラソン（平成27年度開始）

年 度	開 催 日	定 員	申込者数
令和2	令和3年3月7日（日）	マラソン 10,000人 ファンラン 2,500人	中止（※） 代替イベントとしてオンラインマラソンを実施
3	4年3月6日（日）	マラソン 8,000人	中止（※）

		ファンラン 2,000 人	マラソン 7,525 人 ファンラン 1,936 人
4	5年3月5日（日）	マラソン 9,000 人 ファンラン 2,500 人	マラソン 6,469 人 ファンラン 2,625 人
5	6年3月3日（日）	マラソン 10,000 人 ファンラン 3,000 人	マラソン 7,414 人 ファンラン 3,166 人

（※）令和2・3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止

## （8）イベント助成

### ① “美味のまち鹿児島”づくりの推進

民間団体等が実施する、多くの観光客や市民を呼び込める“食”のイベントに対する助成制度を設け、食の都づくりを目指し、本市の更なる観光振興を図った。（助成期間：3年間 新規選定は令和2年度までで終了）

#### ○選定イベント

平成30年度 鹿児島島の食とビールを楽しむイベント開催事業  
鹿児島クリスマスマーケット  
令和2年度 食べて応援！かごしまテイクアウトキッチン in かんまちあ  
海と食の地域モデル in 鹿児島

### ② 観光イベント創出支援事業

民間団体等が実施する、多くの市民や観光客を呼び込める新たなイベントに対する助成を行っている。（助成期間：5年間 新規選定は29年度までで終了）

#### ○選定イベント

平成28年度 焼酎ストリート  
29年度 鹿児島ジャズフェスティバル

③ 渋谷・鹿児島おはら祭については、平成10年から助成を行っており、24年からは「渋谷・鹿児島おはら祭実行委員会」に対し負担金を支出している。

④ おぎおんさあ宵祭については、平成30年度から補助金を交付している。

⑤ ソフトバレーボール大会については、松元と桜島で個別に開催していたものを平成18年度から統合し、負担金を支出している。

⑥ サイクルフェスタ in 桜島については、2011年世界室内自転車競技選手権鹿児島大会実施を機に開催し、平成24年度から負担金（現在は補助金）を支出している。

⑦ ビーチバレー大会については、平成8年度から補助金を交付している。

## 4 観光客誘致受入事業

### (1) 誘客力のある観光メニューの創出

#### ① Withコロナ新観光プロジェクト事業

令和2年度に、新たな視点で観光プロジェクトを各面から展開することで、コロナ収束後の需要回復を見据えた観光メニューの充実につなげた。

##### ア かごしまワクワク体験推進

市民モニターへのお試し体験クーポンの発行を行った。

##### イ マイクロツアーリズムモニターツアー

モニターツアーの実施により、着地型旅行商品の充実を促進した。

##### ウ オンライン観光支援

オンライン旅行等の取組を実施する民間事業者等を支援した。

#### ② 稼ぐ観光パワーアップ実証実験事業

令和3年度に、桜島・錦江湾を検証エリアとして、コロナ後の観光再生に向けた稼ぐ力の強化を図るため、観光CRMアプリの開発・運用及び高付加価値コンテンツ造成の実証実験を行った。

#### ③ 甲突川リバーサイド利活用事業

令和5年度に、維新ふるさと館周辺の甲突川河畔において、民間活力を導入し、キッチンカー等による新たなにぎわいの創出を図った。

#### ④ 新島観光施設整備事業

令和2年度に鹿児島市新島利活用策に基づき広場や案内所などの設計等を行った。

### (2) 稼ぐ観光につながる誘客推進

#### ① DMOの推進

登録DMOの設立に向け、経営企画等に係る体制強化に取り組む鹿児島観光コンベンション協会に対して助成し、令和5年度に登録DMOに登録された。

#### ② 観光CRMアプリの導入・運用

令和4年度から、観光CRMアプリを活用した地域マーケティングの強化に取り組む鹿児島観光コンベンション協会に対して助成した。

#### ③ かがしま観光未来塾の設置

令和4年度から、かがしま観光未来塾を設置し、マーケティング・マネジメント等を担う高度な観光人材の育成に取り組んだ。

#### ④ 経済波及効果等調査事業

地域経済循環の向上を図るため、経済波及効果等の調査などを行った。

### (3) 国内観光客の誘致

#### ① コロナ禍における宿泊キャンペーン等の実施

令和2年度から5年度にかけて、市内宿泊施設で宿泊の割引を受けられるクーポンを市独自に発行し、新型コロナや桜島の噴火警戒レベル引上げ、物価高騰の影響を受けた宿泊需要の回復を図る宿泊キャンペーンのほか、修学旅行生を対象とした観光施設等の利用料無料化を実施した。

② デジタルメディアによる宣伝

観光PR動画の制作・プロモーションやWeb、SNS、OTA（オンライントラベルエージェント）等を活用した情報発信を行った。

③ 印刷物による宣伝

観光ガイドマップやポスター等を制作し、県内外の旅行業者やホテル業者等へ送付するとともに、観光案内所での掲示・配布等により本市の魅力を広くPRした。

④ 修学旅行誘致

鹿児島県教育旅行受入対策協議会等と連携した誘致セールスや、新規の修学旅行誘致のための旅行会社への補助、修学旅行ガイドマップ制作等を実施した。

⑤ 映画撮影等誘致支援事業

鹿児島の魅力発信につなげるため、本市を舞台とした映画等に対する助成や撮影支援を行ったほか、ロケーションガイド制作等によるロケの誘致のための情報発信を行った。

⑥ その他、国内キャンペーン等の実施

特産品や観光の魅力を伝えるイベントや企業等を対象としたトップセールスの実施、国内旅行の情報を求める参加者が集う旅行博覧会や鹿児島ファンの集う物産展等への出展による本市観光のPRを行うとともに、行政区域を越えた都市等と連携し、広域的なルートづくりや観光宣伝など、広域観光連携事業を実施した。

**(4) 海外観光客の誘致**

① 海外観光客特性・ニーズ調査・対応事業

令和2年度に、コロナ収束後の観光需要回復を見据えて、海外観光客の特性・ニーズの調査等に取り組んだ。

② 観光プロモーションの実施

令和4年度は、世界水泳を見据えて福岡市や熊本市と連携したプロモーションを行った他、鹿児島空港の直行便の回復状況を踏まえ、台湾や香港等をターゲットとした情報発信などにより本市観光をPRした。

③ 海外観光客誘致事業補助金

韓国、中国、台湾及び香港等からの観光客の宿泊観光促進を図るため、鹿児島市へ送客を行う旅行エージェントに対し助成した。

④ 海外観光客受入体制整備費助成事業補助金

市内の観光関連の民間事業者が行う外国語表記や公衆無線LAN環境等の整備に対し助成した。

⑤ 観光パンフレット等の作成

旅ガイド、桜島・錦江湾ジオパークガイドマップ、外国語版観光ガイドマップなど観光パンフレット等の外国語版〔英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語〕を作成し、海外での本市PRに活用した。

⑥ 観光客船の誘致・受入

関係機関と連携して国内・海外の観光客船の誘致・受入を行った。

年 度	令和2	3	4	5
寄港船数	1 隻	2 隻	13 隻	92 隻

(5) 受入体制の充実

① 稼ぐインタープリターの創出

令和4年度から、魅力あるガイド付きツアーの造成やブラッシュアップを図るため、多言語ガイド向けの実践的な研修を実施した。

② おもてなし人材の育成

ボランティアガイドの案内により鹿児島島の歴史・文化を楽しめる「鹿児島ぶらりまち歩き」を実施する鹿児島観光コンベンション協会に対し助成した。

③ かごしま国体・かごしま大会に向けた取組

デジタルサイネージや観光PRキャラクター「西郷どん」を活用した選手等へのおもてなしにより、鹿児島ファンの拡大を図った。

④ 観光案内機能の強化

鹿児島中央駅東口駅前広場及びセンテラス天文館に新たな観光案内所を設置した。

⑤ インバウンド向けフードダイバーシティの推進

令和4年度から、ムスリムやベジタリアンなど食の多様性に対応する新メニューの開発等を伴走支援した。

⑥ 衛生対策や受入体制等の充実支援

ア 観光事業者向け補助金

令和2年度から5年度において、宿泊施設・貸切バス事業者・タクシー事業者が行う衛生対策や、観光事業者による高付加価値化等を支援した。

イ 貸切バス事業維持支援補助金

新型コロナや物価高騰等により厳しい経営環境にある貸切バス事業者に対し補助金を交付した。

⑦ ユニバーサルツーリズムの推進

令和3年度から、特別全国障害者スポーツ大会の開催に向けたユニバーサルツーリズム推進のための取組として、施設情報の調査や発信、宿泊施設等の受入体制の整備に対して支援した。

⑧ 公衆無線LANの整備（令和5年3月現在）

Kagoshima City Free Wi-Fi 17ヶ所

Kagoshima City View Bus Free Wi-Fi 3台

## 5 世界文化遺産の活用

平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」について、市民団体等と協働して遺産の価値や魅力の情報発信、理解増進に努めた。

また、令和2年に鹿児島経済同友会、鹿児島県中小企業団体中央会、鹿児島県経営者協会、株式会社島津興業、鹿児島県、鹿児島市を構成団体とした磯新駅設置協議会が設立され、6年度末の新駅の開業を目標にJR九州などの関係団体と連携した取り組みを促進した。

## 6 桜島・錦江湾ジオパークの推進

令和2年度に鹿児島市全域、始良市、垂水市へのエリア拡大が認定され、2市と連携した取組を進めるなど、世界認定に向け、ジオの魅力・特性を生かした観光交流の推進、自然科学への認識の向上及び郷土への愛着や誇りの醸成などを図るジオパーク活動を推進した。

また、令和5年度は、日本ジオパーク認定10周年を記念するイベント等の事業を実施した。

## 7 グリーン・ツーリズムの推進

### (1) グリーン・ツーリズムの推進

都市と農村の交流促進及び農村地域の活性化を図るため、令和4年3月に「第3期鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画」を策定し、その計画に基づき、市、関係団体、農村地域の住民と協働して、地域の特性を生かしたグリーン・ツーリズムの推進に取り組んだ。

〔鹿児島市グリーン・ツーリズム登録団体等の数〕

年 度	令和2	3	4	5
登録団体数	49 団体	52 団体	55 団体	59 団体

〔農家民泊受入数〕

年 度	令和2	3	4	5
学校数	0 校	0 校	1 校	2 校
生徒数	0 人	0 人	29 人	110 人

※令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症による修学旅行の中止により受入実績なし

### (2) 鹿児島市観光農業公園（愛称「グリーンファーム」）の管理運営

農村地域の自然や農畜産物等に触れながら、農業や食、環境などについて体験・学習できる本市グリーン・ツーリズムの拠点施設として平成24年11月に開園し、農業、調理、自然、環境の体験プログラムや季節のイベントなどを実施するほか、キャンプ場や滞在型市民農園の運営を行っている。

令和3年4月から、指定管理者制度を導入したほか、キャンプ場に持参テントサイトやオートキャンプ場を整備した。

年 度	令和2	3	4	5
来園者数	約 154,200 人	約 149,700 人	約 166,400 人	約 182,200 人
体験者数	29,921 人	35,062 人	39,059 人	34,915 人

### (3) 都市農村交流センターお茶の里の管理運営

都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図ることを目的に平成27年3月に開館し、農畜産物等の生産者と消費者が交流する場、広場を活用した集い憩う場、農畜産物等の加工体験の場を提供している。

年 度	令和2	3	4	5
来館者数	約 285,400 人	約 300,800 人	約 315,700 人	約 318,000 人

## 8 スポーツを通じた観光交流等の促進

### (1) 観光交流

#### ① スポーツキャンプ受け入れ

本市でキャンプを行ったイギリス競泳チーム、ジュビロ磐田、清水エスパルス、松本山雅FC、東芝ブレイブルーパス東京などのチームに対して、歓迎行事や支援事業を実施した。

#### ② 合宿誘致の推進

本市で合宿を実施する県外の大学生の団体への補助金交付、誘致セールスの実施等により合宿の誘致を図った。

#### ③ プロスポーツチームの活動支援

本市を拠点とする「鹿児島ユナイテッドFC」及び「鹿児島レブナイズ」のユニフォームを活用し、「マグマシティ鹿児島市」を広くPRするとともに、同チームの活動支援を行った。

### (2) その他のスポーツ関連事業

#### ① 鹿児島市スポーツ振興協会負担金（令和2年度～）

鹿児島市におけるスポーツの普及・振興を担う中核的な組織として、生涯スポーツ・競技スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じた交流の拡大等を進めることにより、市民の健康増進、活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的に、令和2年4月に一般財団法人鹿児島市スポーツ振興協会を設立し、令和3年に公益財団法人へ移行した。

#### ② パークゴルフ場整備事業（平成29年度～令和2年度）

市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図るとともに、交流人口の増加に資するため、かごしま健康の森公園にパークゴルフ場の整備を行い、令和2年11月に供用を開始した。



## 9 多機能複合型スタジアムの整備検討

まさに新たにぎわいや活力を生み出す拠点となる、多機能複合型スタジアムの実現に向け、調査検討を進めている。

令和3年度は、「稼げる」スタジアム調査分析等業務として、スタジアムの海外事例などの調査分析を行い、関係団体や市民等への周知、浸透を図るため、シンポジウムを開催した。

令和4年度は、需要予測等調査・整備検討支援業務を実施し、中間報告では、3候補地における来場者数予測、施設整備費等の試算、経済波及効果の算出、配置図等の作成を行い、最終報告としては、交通アクセスや景観等への影響などを取りまとめたほか、元プロサッカー選手等による機運向上イベントを開催した。

なお、令和5年2月には、地権者からの申し出を受けて浜町バス車庫を候補地から除外し、6月には、ドルフィンポート跡地等、住吉町15番街区を候補地から除外し、北ふ頭において検討を行うことを表明した。

令和5年度は、有識者等で構成する多機能複合型スタジアム検討協議会を設置し、北ふ頭における整備可能性や、スタジアム像の検討及び機運向上の取組について、意見交換・意見聴取を行ったほか、学生によるワークショップを開催し、スタジアム像の検討を行った。

なお、令和6年2月には、市長と知事の意見交換が行われ、鹿児島ユナイテッドFCのJ2昇格に伴い、あらためて、スタジアム整備までの時間軸を考慮する必要が出てきたことなどから、早期整備に向けた取組を進めるため、北ふ頭での検討を白紙に戻すことを表明した。

## 10 特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会の開催

2023年のかごしま国体・かごしま大会の開催に向け、選手等の受入体制を整え、安心安全で円滑な運営に取り組んだほか、炬火リレーや関連イベントの実施などで気運を醸成するなど、市民総ぐるみで大会を盛り上げた。

また、全国から来訪された多くの方々に鹿児島の魅力を体感していただくとともに鹿児島らしい心のこもったおもてなしで、温もりに満ちた大会となるよう各種取り組みを実施した。

（特別国民体育大会の概要）

愛 称	燃ゆる感動かごしま国体
スローガン	熱い鼓動 風は南から（国体・大会共通）
会 期	令和5年9月16日～24日（9日間）[会期前] 10月7日～17日（11日間）[本大会]

（特別全国障害者スポーツ大会の概要）

愛 称	燃ゆる感動かごしま大会
会 期	令和5年10月28日～30日（3日間）

（主な経過等）

平成 27 年度から令和 2 年度の第 75 回国民体育大会・第 20 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて準備開始

- 2 年度 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会第 4 回総会の開催  
第 75 回国民体育大会・第 20 回全国障害者スポーツ大会開催中止決定  
特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会開催決定  
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会第 5 回総会の開催  
〃 第 6 回総会の開催
- 3 年度 〃 第 7 回総会の開催  
特別国民体育大会鹿児島市開催運営基本方針の策定  
特別国民体育大会鹿児島市開催準備総合年次計画の改訂、各基本計画の策定等
- 4 年度 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会第 8 回総会の開催  
ボランティア募集の開始、HP・SNS による情報発信、期日前イベントの実施、競技体験会の実施、とちぎ国体・とちぎ大会等調査、要項等の改訂等
- 5 年度 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会第 9 回総会の開催  
LINE 公式アカウントの運用、炬火イベントの実施、  
観戦・観光ガイドブック作成等  
特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会の開催  
事業概要説明会の開催、振り返りイベントの実施、大会報告書の作成など  
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会第 10 回総会（解散総会）の開催

[特別国民体育大会]

延べ数（単位：人）

式典	式典会場	日程	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
総合開会式	白波スタジアム (鹿児島県立鴨池陸上競技場)	10 月 7 日	2,786	9,405	7,703	19,894
総合閉会式		10 月 17 日	901	5,383	5,863	12,147
合 計			3,687	14,788	13,566	32,041

(正式・特別競技)

延べ数（単位：人）

競技名	種別	競技会場	会期	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
陸上競技	全種別	白波スタジアム (鹿児島県立鴨池陸上競技場)	10 月 13 日～ 10 月 17 日	10,055	12,331	46,306	68,692
水泳	競泳	鴨池公園水泳プール	9 月 22 日～ 9 月 24 日	5,872	6,617	17,671	30,160
	飛込		9 月 18 日～ 9 月 20 日				
	水球		9 月 17 日、 9 月 19 日～				

## 産業観光企業（観 光）

競技名		種別	競技会場	会期	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
	アーティスティックスイミング			9月20日				
		女子		9月18日～ 9月20日				
		少年女子		9月16日				
テニス		成年男女	東開庭球場	10月8日～	1,014	3,523	6,014	10,551
	少年男女	鹿児島県立鴨池庭球場	10月11日					
バレーボール	6人制	少年男子	南栄リース桜島アリーナ (桜島総合体育館)	10月8日～ 10月10日	1,144	3,195	34,265	38,604
			西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)	10月11日				
		少年女子	西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)	10月8日～ 10月11日				
体操	競技	全種別	西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)	9月21日～ 9月24日	2,990	5,409	15,887	24,286
	新体操	少年女子		9月16日～ 9月17日				
	トランポリン	男子女子		9月18日				
セーリング		全種別	鹿児島市平川特設セーリング会場	10月8日～ 10月11日	2,740	3,033	1,942	7,715
ソフトテニス		全種別	東開庭球場	10月13日～ 10月16日	1,440	2,593	16,768	20,801
卓球		全種別	あいハウジングアリーナ松元 (松元平野岡体育館)	10月12日～ 10月16日	1,984	3,490	9,346	14,820
軟式野球		成年男子	平和リース球場 (鹿児島県立鴨池野球場)	10月13日～ 10月16日	543	1,530	4,405	6,478
			鴨池公園野球場 (鴨池市民球場)	10月13日、 10月16日				
柔道		成年男子 少年男子 女子 女子	西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)	10月14日～ 10月16日	1,233	2,747	15,760	19,740
ライフル射撃	50m	全種別	鹿児島県ライフル射撃場	10月8日～ 10月10日	1,380	2,018	2,480	5,878

産業観光企業（観 光）

競技名	種別	競技会場	会期	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計	
	10m		10月8日～ 10月11日					
	BR, BP 少年男子 少年女子	ハートピアかごしま	10月8日～ 10月10日					
ラグビーフットボール	成年男子	鹿児島県立サッカー・ラグビー場	10月9日～ 10月10日	968	1,858	5,006	7,832	
	女子		10月11日～ 10月12日					
アーチェリー	全種別	鹿児島ふれあいスポーツランド運動広場	10月14日～ 10月16日	816	1,484	3,036	5,336	
ボウリング	全種別	サンライトゾーン	10月8日～ 10月12日	1,420	2,688	530	4,638	
高等学校野球	硬式	—	平和リース球場 (鹿児島県立鴨池野球場)	10月8日～ 10月9日、 10月11日	742	2,051	21,213	24,006
総合案内所等		—	—	—	807	—	807	
合 計				34,341	55,374	200,629	290,344	

※ボウリングは無観客開催、観覧者数は視察員等

※高等学校野球は10月8日雨天順延のため10月9日～11日で実施

(デモンストレーションスポーツ競技)

延べ数(単位:人)

競技名	競技会場	会期	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
お手玉	かごしま県民交流センター	5月28日	121	66	135	322
フライングディスク	鹿児島県立吉野公園	5月28日	162	48	412	622
合 計			283	114	547	944

[特別全国障害者スポーツ大会]

延べ数(単位:人)

式典	式典会場	日程	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
開会式	白波スタジアム (鹿児島県立鴨池陸上競技場)	10月28日	2,789	8,255	4,480	15,524
閉会式		10月30日	5,541	6,225	3,962	15,728
合 計			8,330	14,480	8,442	31,252

(正式競技)

延べ数(単位:人)

競技名	競技会場	会期	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
陸上競技(身・知)	白波スタジアム	10月28日～	5,690	3,539	3,363	12,592

産業観光企業（観 光）

	(鹿児島県立鴨池陸上競技場)	10月30日				
水泳(身・知)	鴨池公園水泳プール	10月28日～10月30日	1,535	1,550	1,159	4,244
アーチェリー(身)	鹿児島ふれあいスポーツランド運動広場	10月29日	151	296	208	655
卓球(身・知・精) ※サウンドテーブルテニス(身)を含む	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)	10月28日～10月29日	1,468	1,048	452	2,968
フライングディスク(身・知)	鹿児島県立サッカー・ラグビー場	10月28日～10月30日	1,888	1,518	730	4,136
ボウリング(知)	サンライトゾーン	10月28日～10月29日	552	437	275	1,264
バレーボール(身・知)	南栄リース桜島アリーナ(桜島総合体育館)	10月28日～10月29日	686	759	690	2,135
大会協力者等	—	—	—	12,113	—	12,113
合 計			11,970	21,260	6,877	40,107

(オープン競技)

延べ数(単位:人)

競技名	競技会場	会期	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
スポーツウェルネス吹矢(身)	ハートピアかごしま	10月22日	33	36	70	139
電動車椅子サッカー (パワーチェアフットボール) (身)	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)	10月21日～10月22日	88	200	450	738
ふうせんバレーボール(身・知・精)	鹿児島市勤労者交流センター	10月29日	170	110	100	380
合 計			291	346	620	1,257

※特別国民体育大会の総合開・閉会式及び特別全国障害者スポーツ大会の参加者数は県が算出

## 11 コンベンションの誘致

鹿児島市及び関係地域における観光とコンベンションの振興を図ることを目的に、平成7年4月1日に(財)鹿児島コンベンションビューローと(社)鹿児島市観光協会を一体化して発足(25年4月1日に公益財団法人へ移行)。観光客受入事業やコンベンション誘致支援事業等に関する各種事業を展開している。

本市では、MICE誘致戦略プランに基づき、海外も含めた誘致セールスの強化等に取り組む同協会に対し助成した。

### (1) (公財)鹿児島観光コンベンション協会の概要

- ① 基本財産 5億5,100万円

- ② 理事長 鹿児島市長 下鶴 隆央
- ③ 事業所 中央町10番地キャンセビル7階
- ④ 職員数 44人（令和5年4月1日現在）
- ⑤ 賛助会員 319（令和5年4月1日現在）
- ⑥ 主な事業
  - ・観光客の誘致及び受入
  - ・コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
  - ・観光及びコンベンションに関する広報宣伝
  - ・観光及びコンベンションに関する調査、企画及び開発
  - ・観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供
  - ・観光及びコンベンションに関する人材の育成及び啓発
  - ・観光及びコンベンションの施設の管理運営
  - ・鹿児島市等からの委託による受託事業の管理運営 など

(2) 本市で開催された各種大会・会議等

年 度	件数	県外参加者数
令和2	15件	6,150人
3	37件	13,242人
4	84件	29,003人
5	111件	36,777人

※鹿児島観光コンベンション協会が支援を行っていることにより把握しているもの

## ◀ 病 院 事 業 ▶

### 1 事業の概要

本市の病院事業は、診療科33科、許可病床数は574床を有し、平成30年3月に地域医療支援病院に承認されるなど、県下の中核的総合病院として、市民はもとより県民の健康保持に必要な医療の確保と医療水準の向上を図るため、施設・設備及び医療機器の整備拡充並びに医師、看護師の確保及び育成に努めている。

### 2 施設・設備等の整備

#### (1) 施設の規模

敷地面積：44,632㎡

延べ面積：52,606㎡

建物階数：地上8階、塔屋1階

建物高さ：41m

構 造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）※病院本棟

病 床 数：574床（一般病床568床、感染症病床6床）

駐車台数：647台

#### (2) 高度医療機器の整備

##### ① 磁気共鳴画像診断装置（MR I 装置）（増設 令和3年1月設置）

MR I 検査とは、磁石の筒の中に入り、磁気と電磁波を用いて水素電子の動きを利用し、体の断面を撮影する検査である。最新機器の導入により、画質の向上や検査時間の短縮等が可能となった。

##### ② 内視鏡下手術支援ロボット（増設 令和3年5月設置）

1～2cmの小さな穴に3Dカメラと手術用鉗子のアームを挿入し、3Dモニター画面を見ながら遠隔でアームを操作して患部の切除や縫合を行うことで、患者への負担が少ない手術が可能となった。

##### ③ 生化学・免疫自動分析装置（新設 令和5年2月設置）

γGTP、コレステロールなどの項目から新型コロナを含む感染症関連の検査まで幅広く使用する機器であり、検体搬送装置と接続することで対応測定テスト数の増加や測定時間の短縮等が可能となった。

##### ④ 心臓血管撮影装置（更新 令和5年3月設置）

心臓とそれにつながる血管の病変を診断する装置であり、血管やカテーテルなどの動画撮影技術が向上するとともに、1枚の画像に必要な放射線量がこれまでの装置の半分以下でも高画質の画像

を得ることが可能となった。

⑤ リモートアフターローディング治療装置（更新 令和6年3月設置）

子宮頸癌等の治療に用いられる腔内照射装置であり、特殊な器具を用いて子宮の内側から放射線を照射することで、通常のリニアックによる体外からの放射線照射と比較して、非常に高い治療効果を得ることが可能となった。

### 3 損益収支推移表

（単位：千円，％）

	令和元(決算)	2(決算)	3(決算)	4(決算)
総収益(a)	21,831,188	22,529,526	24,235,083	25,381,463
総費用(b)	22,062,157	23,453,769	23,973,409	24,905,729
損益(a)－(b)	△230,969	△924,243	261,674	475,734
収益率(a)／(b)	99.0	96.1	101.1	101.9

### 4 主な取り組み

(1) 看護師特定行為研修センターの設置（令和3年4月）

看護師の資質向上及び医師の負担軽減を図ることを目的として、医師の指示が記載された文書等を基に、医師の判断を待たず、国が定める一定の診療の補助を行うことができる看護師を育成するための研修を実施する看護師特定行為研修センターを設置した。

(2) がん治療・支援センターの設置（令和3年4月）

緩和センターやがん相談センター、院内がん登録室及び外来化学療法部を集約し、がん患者へのケアを一体化したがん治療・支援センターを設置した。

(3) 鹿児島市立病院再整備推進事業（令和3年4月～令和6年3月）

当院が将来にわたり高度・専門医療を提供するため、手術室の増室、ICU、MFICUの増床、感染症病棟の独立化など再整備の基本的な考えをまとめた再整備計画を令和3年度に策定し、増築棟を建設して新たな機能を新設するとともに、既存棟の改修を行うこととした。これを基に、令和5年度は実施設計を行った。

(4) コロナ住民接種（令和3年5月）

本市の委託医療機関として、通常診療に影響のない土日に住民に対する新型コロナウイルスワクチン接種の個別接種を令和3年5月より開始し、令和3・4年度で延べ16,504人に対して接種を実施し



た。

**(5) 第2期鹿児島市病院事業経営計画の策定（令和4年3月）**

安定した経営を維持するとともに、経営環境の変化等に的確に対応するため、令和3年度に策定した「鹿児島市立病院再整備計画」を反映した第2期経営計画を、第六次鹿児島市総合計画が令和4年度にスタートすることにあわせて予定を1年前倒しして策定した。

**(6) DPC特定病院群指定への対応（令和4年4月～）**

平成30年度から令和3年度において、大学病院に準ずる高度な医療を提供している医療機関として「DPC特定病院群」の指定を受けていたが、令和4年度にその指定から外れたことから、再度の指定を目指すため、令和4年4月よりプロジェクトチームを発足し、課題となる「診療密度」を向上させるための方策を検討、実施した。

**(7) 地域がん診療連携拠点病院の指定（令和5年4月）**

令和2年4月に、がん診療の提供体制が充実しているとして厚生労働大臣から地域がん診療連携拠点病院（高度型）に指定された。令和4年8月の国の指針改定に伴い高度型の区分は廃止されたが、引き続き、県の推薦を基に令和5年4月から指定されており、がん診療における地域の中心的役割を果たすとともに、質の高い医療を提供に努めている。

**(8) 第2期鹿児島市病院事業経営計画の改訂（令和6年3月）**

令和4年3月に総務省から示された「公立病院経営強化ガイドライン」の趣旨を踏まえて、令和5年度に第2期鹿児島市病院事業経営計画の一部改訂を行った。

**(9) ISO15189の認定取得（令和6年3月）**

検体採取から検査結果の報告まで、全てにわたる業務及び品質マネジメントシステムが国際規格に適合していることを証明するISO15189の認定を取得した。

## ◀ 交 通 事 業 ▶

### 1 事業の概要

本市交通事業は、市民に身近な公共交通機関として重要な役割を果たしてきているが、交通手段の多様化や少子高齢化の進行などにより、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、交通局では、安全を最優先とし、より快適で質の高いサービスを提供していくことをめざし、経済性を発揮しつつ、本市のまちづくりと市民の生活を支える公営交通事業者としての社会的使命を果たしていくための基本計画として令和2年3月に策定した「鹿児島市交通事業経営計画」に基づき、自動車運送事業の抜本的見直しを着実に推進し、持続可能な経営基盤の確立を図ることとしていた。

しかしながら、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者は大幅に減少し、本計画の財政見通しとは初年度から大幅に乖離したほか、新しい生活様式など公共交通の利用に関する考え方にも変化が生じてきたことなどから、本計画の見直しを3年度に前倒しして実施し、新たな社会に即した事業見直し等を進めながら、減収等も踏まえた中での持続可能な経営基盤の確立を図ることとした。

なお、エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響により、事業運営に必要な軽油や資材等の価格が高騰し、経営に大きな影響を与えており、今後、より一層厳しい状況も予想されるところである。

自動車運送事業の抜本的見直しについては、令和元年7月に締結した一部路線の移譲に関する基本協定に基づき、2年4月に16路線、3年4月に4路線を民間のバス事業者に移譲したほか、市長事務部局等への年次的な出向による人員の適正化や不要となった資産の売却等を進め、事業規模の縮小に取り組んだ。

令和2年度以降の主な施策としては、軌道事業においては、乗客サービスの向上を図るため、唐湊停留場を拡幅し、車いすで利用できるよう整備（2年度完了）するとともに、鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業にあわせて、鹿児島駅前停留場をバリアフリーに対応した停留場として整備（3年度完了）したほか、郡元電停交差点における電車走行の安全性の確保や乗り心地向上等を図るため、平成29年度から実施していた制振軌道構造への軌道改良（2年度完了）を行った。

また、令和3年度から電車2110形～2140形のモーターを制御し速度を調整するVVVF制御装置の更新を順次行っており、5年度から電車1000形で使用しているブレーキシステムを電気式から、近年開発された、より信頼性の高い空気式へ順次更新している。

その他に、令和4年度に線路の分岐器の更换や「唐湊」及び「二中通」における電停ネーミングライツの導入、5年度にいづろ交差点等における併用軌道の横断歩道舗装改修や脇田停留場の上屋改修等を行った。

自動車運送事業においては、引き続き北・桜島営業所管内の路線に係る管理の委託を行ったほか、令和5年度に「ゼロカーボンシティかごしま」の一環として初めてEVバスを2両購入するとともに、低

公害低床型の中型バスを5両購入した。また、5年10月から全路線の運賃を均一制の230円に改定し、本改定に併せてラピカによる乗継割引を拡充したほか、市バス定期券を市電も含めた全路線で利用可能な全線定期券とし、利用者にとって分かりやすい運賃体系と新サービスによる利便性向上、収入増及び費用減に取り組んだところである。

路線については、利用者の利便性を考慮しながら、運行の効率化を図るため、令和2年度に3番玉里団地線のダイヤ改正及び60番桜島線並びに70番桜島代替線の桜島フェリーとの接続を考慮したダイヤ改正を行い、3年度は、4番城山・玉里線、8番西玉里団地線の運行経路の一部変更及びダイヤ改正を行った。4年度は、11番鴨池・冷水線、12番海岸線の栄町までの運行経路の延伸及びダイヤ改正を行ったほか、4番城山・玉里線、8番西玉里団地線、17番宇宿線、18番大学病院線、27番県庁・与次郎線についてもダイヤ改正を行った。5年度は、1番伊敷ニュータウン線、10番高麗橋線、16番鴨池港・文化ホール線、20番緑ヶ丘・鴨池港線、31番玉里・三和町線のダイヤ改正、3番玉里団地線、5番日当平線の運行経路の一部変更及びダイヤ改正を行ったほか、桜島フェリーのダイヤ改正に合わせ、60番桜島線及び70番桜島代替線のダイヤ改正を行った。

両事業共通の取組としては、令和2年度に「観光おもてなしラピカ」や「スマホ一日乗車券」、3年度に「市電・市バス・シティビュー24時間乗車券」、4年度に「市電・市バス・シティビューナイトパス」、5年度に「国体おもてなしラピカ」を発売した。また、4年11月から、コロナ禍収束後を見据え、新たなキャッシュレス決済として、市電へのクレジットカードタッチ決済の導入について、公募により選定した事業者と共同で実証実験を開始し、6年3月に市バスへも導入した。

新型コロナウイルス感染症の影響への対応としては、利用低迷を受け、令和3年12月をもって観光レトロ電車「かごでん」と定期観光バスを廃止し、同バスを貸切運行に活用することとしたほか、4年4月に利用者への影響ができるだけ小さくなるよう配慮したうえで需要に見合ったダイヤ改正を実施した。

今後も、経営を取り巻く環境は厳しい状況であることを踏まえながら、新たな経営計画に基づき、コロナ禍収束後の新たな社会に即した事業見直し等を進め、持続可能な公営企業を目指していきたい。

## 2 車両、施設等の改善状況

種別	区分	年度				合計
		令和2	3	4	5	
電車 関係	併用軌道改良工事（交差点内）	2				2工区
	軌道改良工事（分岐器）	1		1		2箇所
	停留場改良工事	2				2箇所
	停留場上屋改修工事			1	1	2箇所
	分岐器レール交換	4		2		6箇所
	併用軌道舗装改修工事（交差点内）	1		1	2	4箇所
	電車改造		1	3	4	8両
バス 関係	バス購入				7	7両
	バス停留所上屋（補修）	5	6	3	1	15棟

## 3 電車・バスのダイヤ改正、路線の新設・延長等

### 【電車】

#### (1) ダイヤ改正

令和2年度 3月27日 鹿児島駅前停留場供用開始に伴うダイヤの全面改正（土・日祝）

令和4年度 4月1日 運行時分・運行回数の見直しによるダイヤの全面改正（土・日祝）

#### (2) 路線の新設・延長など

令和3年度 12月31日 観光レトロ電車「かごでん」運行廃止（通常運行へ）

### 【バス】

#### (1) 一部路線の民間移譲

令和2年度 4月1日 鹿児島交通及び南国交通への一部路線移譲

##### ○鹿児島交通

3番玉里・西紫原線（鶴ヶ崎橋～市役所前系統のみ）、13番天保山線、  
14番谷山線（市役所前～慈眼寺団地系統のみ）、15番東紫原線、  
18番大学病院線（市役所前～桜ヶ丘団地系統のみ）、19番南紫原線、23番紫原・武町線、  
25番唐湊線、33番慈眼寺・与次郎線、41番紫原・武岡台高校線

##### ○南国交通

2番清水・常盤線、6番吉野線、21番永吉線、22番葛山線、  
36番吉田インター線、40番武岡台高校線

令和3年度 4月1日 南国交通への一部路線移譲  
7番明和・中央駅西口線、9番武岡・鴨池港線、26番明和線、30番明和・鴨池港線

(2) ダイヤ改正

令和2年度 4月1日 ダイヤ一部改正 3番玉里団地線  
11月1日 ダイヤ一部改正 60番桜島線、70番桜島代替線  
令和3年度 4月1日 ダイヤ一部改正 4番城山・玉里線、8番西玉里団地線  
2月1日 ダイヤ一部改正 あいばす（小原地域）  
令和4年度 4月1日 ダイヤ一部改正 4番城山・玉里線、8番西玉里団地線、  
11番鴨池・冷水線、12番海岸線、17番宇宿線、  
18番大学病院線、27番県庁・与次郎線  
8月1日 ダイヤ一部改正 12番海岸線  
令和5年度 4月1日 ダイヤ一部改正 1番伊敷ニュータウン線、3番玉里団地線、  
5番日当平線、20番緑ヶ丘・鴨池港線  
60番桜島線、70番桜島代替線  
1月15日 ダイヤ一部改正 10番高麗橋線、16番鴨池港・文化ホール線、  
31番玉里・三和町線、60番桜島線

(3) 路線の新設・延長など

令和3年度 4月1日 継続運行の開始 4番城山・玉里線、8番西玉里団地線  
12月31日 路線廃止 定期観光バス(かごしま歴史探訪コース・桜島自然遊覧コース)  
1月31日 路線・系統廃止 あいばす（小野・伊敷地域）  
2月1日 バス停留所新設 魚見第一公園前  
運行経路の変更 あいばす（小原地域）  
令和4年度 4月1日 バス停留所新設 栄町  
運行経路の延長 11-2番鴨池・冷水線、12番海岸線  
令和5年度 4月1日 継続運行の開始 3番玉里団地線、5番日当平線

4 運賃の改定

(1) 電車の運賃

令和2年度から5年度については運賃の改定なし

(2) バスの運賃

令和5年度 10月1日 特殊区間制、対キロ区間制の併用を廃止し、均一制（大人230円）に改定

## 5 増収及びサービス向上策

- (1) 北・桜島営業所管内の路線に係る管理の委託
- (2) 電停・バス停上屋の整備
- (3) イベント・コンサート時の電車・バス臨時運行
- (4) イレブン電車・イレブンバス運行(令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
- (5) 夏休み子供乗車券(チャレンジバス)実施 ※令和4年度から高校生は対象外
- (6) 鹿児島駅前停留場の拡幅・延長、上屋の整備(令和2年度)
- (7) 唐湊停留場の拡幅・延長、上屋の整備(令和2年度)
- (8) ICカード乗車券「観光おもてなしラピカ」発売(令和2年8月～令和5年3月)
- (9) 「スマホ一日乗車券」発売(令和2年8月～)
- (10) 「市電・市バス・シティビュー24時間乗車券」発売(令和3年8月～)
- (11) 「チャギントラッピング電車」運行(令和4年2月～)
- (12) 宇宿一丁目停留場(上り)上屋の改修(令和4年度)
- (13) 「市電・市バス・シティビューナイトパス」発売(令和4年7月～)
- (14) 市電運賃クレジットカードタッチ決済導入実証実験の開始(令和4年11月～)
- (15) 「電停ネーミングライツ」運用(令和5年1月～)
- (16) ICカード乗車券「国体おもてなしラピカ」発売(令和5年9月～12月)
- (17) 市バスの定期乗車券の全線化実施(令和5年10月～)
- (18) 市バスへの運賃クレジットカードタッチ決済の導入(令和6年3月～)
- (19) 低公害低床型バスの導入(令和5年度)
- (20) EVバスの運行開始(令和6年3月～)

## 6 損益収支推移表

(単位：千円、%)

年度 区分	令和元（決算）	2（決算）	3（決算）	4（決算）
総収益 イ	4,379,640	(※1) 3,440,095	(※3) 3,444,431	(※5) 3,760,952
総費用 ロ	4,964,458	(※2) 4,337,045	(※4) 3,912,486	(※6) 3,878,969
差引イーロ	△584,818	△896,950	△468,055	△118,017
収益率イ／ロ	88.22	79.32	88.04	96.96

(※1) 76,435千円の特別利益を含む。 (※5) 90,966千円の特別利益を含む。

(※2) 79,951千円の特別損失を含む。 (※6) 132千円の特別損失を含む。

(※3) 88,990千円の特別利益を含む。

(※4) 30,630千円の特別損失を含む。

## 7 その他

## (1) 資産活用

運行業務に必要としない局遊休資産については売却し、売却に至らない局遊休資産については、売却できるまでの間、駐車場用地等として貸し付け、資産の有効活用に努めている。

## ◀ 水道・工業用水道・公共下水道事業 ▶

### 1 事業の概要

本市の上下水道事業は、節水機器の普及や人口減少等に伴い水需要が減少する中で、老朽化し更新が必要な施設は増加傾向にあるなど、厳しい経営環境におかれている。

また、集中豪雨や地震などによる大規模災害への対策や、地球温暖化など環境問題への取組と配慮、多様化・高度化するお客さまニーズへの対応なども強く求められている。

このような社会情勢の中で、市民生活に必要な不可欠なライフラインである上下水道サービスを、将来にわたって安定的に運営し、次世代につなげるために、「くらしを守り 未来までささえ続ける かがしまの上下水道」を基本理念とする「鹿児島市上下水道ビジョン（令和4年度～13年度）」を策定した。

さらに、同ビジョンに掲げる施策を、中長期的な視点に立ち計画的に行うために、「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画（令和4年度～13年度）」を策定し、財政見通しを踏まえながら、優先度・重要度を考慮し、具体的な取組事項を効率的かつ効果的に実施している。

#### (1) 水道事業

本市の水道事業は、大正8年の通水以来、市勢の発展や市民生活の向上に伴う水需要の増加に的確に対応するため、水源開発や給水区域の拡張を行い、安全で良質な水の安定的供給に努めてきている。

現在は、令和13年度を目標年度とする水道整備事業計画に基づき、水道施設の更新、水道管路の耐震化などを計画的に実施している。

##### 《第1回水道整備事業計画の概要》

- ① 計画給水区域 28,306ha
- ② 計画給水人口 573,900人
- ③ 計画給水量 計画1人1日最大給水量 347ℓ  
計画1日最大給水量 198,800 m<sup>3</sup>
- ④ 目標年度 令和13年度
- ⑤ 工事期間 令和4年度～令和13年度
- ⑥ 総事業費 2,636,313千円
- ⑦ 認可年月日 令和5年2月16日
- ⑧ 取水計画

種別	施設能力
表流水水源	178,800 m <sup>3</sup> /日
湧水水源	74,220 m <sup>3</sup> /日
地下水水源	38,380 m <sup>3</sup> /日
伏流水水源	0 m <sup>3</sup> /日
合計	291,400 m <sup>3</sup> /日



**(2) 工業用水道事業**

一倉工業団地などの給水事業所へ安定的に給水することを目的に、施設の維持管理を図っている。

## 《工業用水道事業計画概要》

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| ① 計画給水区域    | 喜入一倉町の一部                       |
| ② 計画給水量     | 計画1日最大給水量 1,680 m <sup>3</sup> |
| ③ 許可年月日     | 昭和62年1月31日                     |
| ④ 供給規程変更届出日 | 令和元年7月25日                      |
| ⑤ 水源        | 地下水                            |
|             | 計画取水量 1,680 m <sup>3</sup> /日  |

**(3) 公共下水道事業**

市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために、第12次変更計画（一部変更）に基づいて、事業計画区域内を対象に、汚水管路施設及び雨水施設の整備を計画的に実施するとともに、老朽化した施設の増加に伴い、これら施設の更新費用の増大が想定されることから、中長期的な更新需要を見据えた改築計画に基づき、計画的な更新や長寿命化を行っている。

また、下水汚泥は、資源として再利用するために堆肥化を行っており、現在、緑農地還元を基本にコンポスト製品（製品名サツマソイル）として有効活用を図っている。

雨水に関連する業務については、令和2年度から地方公営企業法を適用し、市長事務部局より水道局に移管された。

## 《第12次変更計画（一部変更）の概要》

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 計画処理区域面積  | 7,467ha                                   |
| ② 計画処理区域内人口 | 472,000人                                  |
| ③ 計画汚水量     | 214,200 m <sup>3</sup> /日（計画1人1日あたり 454ℓ） |
| ④ 排除方式      | 分流式                                       |
| ⑤ 処理方式      | 高級処理                                      |
| ⑥ 処理場       | 南部処理場、谷山処理場                               |
| ⑦ 汚水ポンプ場    | 上町中継ポンプ場ほか3ポンプ場                           |
| ⑧ 雨水ポンプ場    | 錦江第1雨水ポンプ場ほか19ポンプ場                        |
| ⑨ 目標年度      | 令和6年度                                     |
| ⑩ 総事業費      | 189億円（雨水含む）                               |

## 2 施設の整備

### (1) 水道事業

年度	令和2	3	4	5
水道整備事業	<p>(水道拡張事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河頭浄水場の機械設備更新工事、五ヶ別府水源地の浄水設備工事などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 50mm から 500mm までの導水管等を 42,781m 布設した。</li> </ul> <p>(配水管整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内一円に口径 50mm から 300mm までの配水管を 13,188m 布設した。</li> </ul>	<p>(水道拡張事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河頭浄水場の機械設備更新工事、田上ポンプ所の電気設備更新工事などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 100mm から 800mm までの導水管等を 2,989m 布設した。</li> </ul> <p>(配水管整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内一円に口径 50mm から 150mm までの配水管を 10,899m 布設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河頭浄水場の電気設備更新工事、河頭浄水場（甲系統の浄水施設）の更新用地の購入などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 100mm から 400mm までの導水管等を 4,154m 布設した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内一円に口径 50mm から 200mm までの配水管を 9,328m 布設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河頭浄水場の集中監視制御設備更新工事、紫原第三配水池築造工事などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 50mm から 400mm までの導水管等を 3,640m 布設した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内一円に口径 50mm から 300mm までの配水管を 8,463m 布設した。</li> </ul>
水道改良事業	<p>(水道建設改良事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙女塚配水池の場内管路改良工事などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 50mm から 200mm までの配水管等を 20,212m 布設した。</li> </ul>	<p>(水道建設改良事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮坂第三水源地の計測機器改良工事などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 50mm から 150mm までの配水管等を 18,886m 布設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野頭配水池の配水池改良工事などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 50mm から 250mm までの配水管等を 24,190m 布設した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東昌配水池の配水池改良工事などを行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>口径 50mm から 300mm までの配水管等を 21,714m 布設した。</li> </ul>

(2) 公共下水道事業（污水）

年度	令和2	3	4	5
下水道建設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉野地区、広木地区、土地区画整理事業区域（吉野地区、谷山駅周辺地区、谷山第三地区）等に管径100mmから1,100mmまでの汚水管9,905mを布設した。</li> <li>上町中継ポンプ場の汚水ポンプ設備更新、南部処理場の汚水ポンプ設備更新などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉野地区、土地区画整理事業区域（吉野地区、谷山駅周辺地区、谷山第三地区）等に管径100mmから250mmまでの汚水管7,308mを布設した。</li> <li>南部処理場の汚泥濃縮設備更新、水処理散気設備更新などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉野地区、土地区画整理事業区域（谷山駅周辺地区、谷山第三地区）等に管径100mmから200mmまでの汚水管4,859mを布設した。</li> <li>南部処理場の集中監視制御設備更新、送風機設備更新などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉野地区、土地区画整理事業区域（谷山第三地区）等に管径100mmから200mmまでの汚水管5,390mを布設した。</li> <li>南部処理場の水処理散気設備更新、脱水機設備更新などを行った。</li> </ul>
下水道改良事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径100mmから2,400mmまでの汚水管6,097mの改良を行った。</li> <li>谷山処理場の土壌脱臭設備改良などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径100mmから2,400mmまでの汚水管7,036mの改良を行った。</li> <li>南部処理場の初沈汚泥掻寄機等改良などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径100mmから1,200mmまでの汚水管5,547mの改良を行った。</li> <li>南部処理場のスクリープレス脱水機改良などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径100mmから2,400mmまでの汚水管5,426mの改良を行った。</li> <li>谷山処理場の送風機改良などを行った。</li> </ul>

(3) 公共下水道事業（雨水）

年度	令和2	3	4	5
雨水整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径<math>\square 900 \times 800</math>mmから<math>\square 3,300 \times 3,200</math>mmまでの雨水管きよ343mの改良などを行った。</li> <li>稲荷川雨水貯留施設整備に伴う土地購入を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径<math>\square 800 \times 700</math>mmから<math>\square 3,300 \times 3,200</math>mmまでの雨水管きよ549mの改良などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径1,005mmから<math>\square 3,300 \times 3,200</math>mmまでの雨水管きよ870mの改良などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管径910mmから<math>\square 3,200 \times 2,500</math>mmまでの雨水管きよ602mの整備などを行った。</li> <li>西塩屋第2雨水ポンプ場などの耐水化工事を行った。</li> <li>稲荷川雨水貯留施設、大石様川水路第5支線257mの整備を行った。</li> </ul>

### 3 経営の効率化

水道局においては、経営基盤の強化を図るため、常に経営の効率化に努めているところである。これまでも、次のとおり、経費の節減を図るために事務事業の見直し、業務の民間委託等を行うとともに、事務処理の迅速化・D Xの推進を図るためのシステムの導入など、最大限の内部努力を行っている。

今後とも、経営の効率化を推進し、経営基盤の強化を図るとともにお客様サービスの一層の向上に努めたい。

#### (1) 民間活力の活用

- ① 検針及び料金徴収等業務包括委託契約の更新（令和5年度～）

※委託業務の追加：水洗化普及促進業務、自己材メーター取替指導業務

#### (2) 事務処理の効率化・D Xの推進

- ① スtockマネジメントシステムの稼働（管路系：令和4年度、施設系：令和5年度）  
 ② デジタル式預貯金照会システムの導入（令和5年度～）  
 ③ 給水装置・排水設備工事に係る電子申請の導入（令和5年度～）

#### (3) お客様サービスの向上

- ① 新しい支払方法の導入  
 ・ P a y B、L I N E P a y（平成30年度～）      ・ P a y P a y（令和3年度～）  
 ② W e b口座振替受付サービスの導入（令和5年度～）

#### (4) その他の経費節減等

- ① 企業債の償還期間及び償還方法の見直し（平成27年度～）  
 ② 電気料金の契約方法の見直し（令和2～3年度）

### 4 損益収支推移表

#### (1) 水道事業特別会計

（単位：千円，％）

区分 \ 年度	令和元 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算)
総 収 益 (イ)	11,392,359	10,284,748	11,160,618	10,976,417
総 費 用 (ロ)	9,870,227	9,457,389	9,460,769	9,485,111
差 引 (イ) - (ロ)	1,522,132	827,359	1,699,849	1,491,306
収益率 (イ) / (ロ)	115.42	108.75	117.97	115.72

## (2) 工業用水道事業特別会計

(単位：千円，%)

区分 \ 年度	令和元 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算)
総収益(イ)	7,266	8,456	10,660	12,590
総費用(ロ)	6,028	5,755	6,783	6,972
差引(イ)－(ロ)	1,238	2,701	3,877	5,618
収益率(イ)／(ロ)	120.54	146.93	157.16	180.58

## (3) 公共下水道事業特別会計

(単位：千円，%)

区分 \ 年度	令和元 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算)
総収益(イ)	7,933,927	10,225,450	9,811,788	9,750,884
総費用(ロ)	7,675,416	9,725,001	9,289,619	9,656,780
差引(イ)－(ロ)	258,511	500,449	522,169	94,104
収益率(イ)／(ロ)	103.37	105.15	105.62	100.97

## 5 その他

## (1) 鹿児島市上下水道ビジョンの策定（令和3年度）

市民生活や社会経済活動を支えるライフラインである上下水道サービスを、将来にわたって安定的に運営し、次世代につなげていくため、50年先の将来を見据えて、今後10年間の方向性を示した、上下水道事業の基本計画となる『上下水道ビジョン』を策定した。

## (2) 処理場統廃合事業の実施（平成17年度～令和3年度）

6処理場から2処理場に統廃合するため、老朽化が進行し、規模の小さい処理場については、計画的、段階的に廃止し、令和4年2月28日の錦江処理場の廃止により、南部処理場と谷山処理場の2処理場体制に移行した。

## (3) 施設能力適正化の取組（平成27年度～）

施設の更新時期などに合わせ送配水管等を整備することにより、取水量低下や老朽化等の課題がある水道施設を廃止し、施設整備費や維持管理費の削減を図っている。

また、水需要が減少傾向にあること等を踏まえ、長期的視点に立った施設能力適正化の検討を行い、

水道施設の統廃合を進めている。

主な取組として、郡山送水施設の整備を進めており、令和4年度から5年度まで官民連携の検討、6年度から9年度で設計・施工することとしている。

#### (4) 下水道ストックマネジメント事業の実施（令和2年度～）

下水道施設の持続的な機能確保、ライフサイクルコストの最小化や事業費の平準化を図る『鹿児島市下水道ストックマネジメント計画』に基づき、令和2年度から汚水管路施設、処理施設、雨水施設のストックマネジメント事業をそれぞれ実施している。

##### 『鹿児島市下水道ストックマネジメント計画』

[第1期]

〈計画期間〉 令和2～6年度

〈計画概要〉 ①汚水管路施設 改築延長 13.0 km

②処理施設 改築件数 747 点

③雨水施設 改築延長 1.2 km

#### (5) 水道管路更新事業の実施（令和4年度～）

『水道管路更新計画』に基づき、計画的かつ効率的に老朽化した配水管の布設替えを行っている。

##### 『水道管路更新計画』

〈計画期間〉 令和4～13年度      〈計画概要〉 更新延長 253km

#### (6) デザインマンホール蓋の導入（平成30年度～）

平成30年度から下水道への関心を高めるために薩摩切子の文様をモチーフとしたデザインマンホール蓋を設置している。

さらに、令和元年度から4年度にかけて観光資源等を活用したカラーデザインマンホール蓋を設置した。

#### (7) 雨水管理総合計画の策定（令和3年度～令和5年度）

公共下水道による浸水対策を計画的に進めるため、当面・中期・長期と段階的に、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める雨水管理総合計画を策定した。

#### (8) 雨水ポンプ場耐水化計画の策定（令和3年度）

河川氾濫等による被災リスクの高い施設について、雨水ポンプ場耐水化計画を策定した。

**(9) かごしまのおいしい水PR事業（令和3年度～）**

水道水のおいしさや安全性を知っていただくため、環境にもやさしいマイボトル対応型給水機を観光案内所（鹿児島中央駅・天文館）に設置した。

**(10) 変更認可策定事業（令和3～4年度）**

水源地の統廃合や河頭浄水場の更新等を行うため、次期事業計画の変更認可を取得した。

**(11) 場外系監視制御設備事業（令和3年度～）**

水道施設の老朽化した監視制御設備の更新にあわせて、ICTを活用した新システムを整備する。  
（令和8年度運用開始予定）

**(12) 公共下水道事業全体計画の策定（令和4年度）**

今後の水需要の減少や老朽施設の更新需要の増加に対応し、20年後の施設規模等を定めた全体計画を策定した。

**(13) 河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業（令和4年度～）**

河頭浄水場の甲系統の浄水施設は、施設の老朽化が進んでいるとともに、耐震性も劣っていることから、令和5年度に更新基本計画を策定し、計画的に更新を行う。（令和13年度供用開始予定）

**(14) 雨水ポンプ場遠隔集中監視システム整備事業（令和5年度～）**

雨水ポンプ場の稼働状況を一元的に管理する遠隔集中監視システムを整備する。（令和7年度運用開始予定）

**(15) 浄水場・処理場施設見学バーチャル動画作成事業（令和5年度～）**

上下水道について理解を深めてもらうとともに、より身近に感じてもらうために、施設見学のバーチャル動画を作成した。（令和6年3月供用開始）

## ◀ 船 舶 事 業 ▶

### 1 事業の概要

船舶事業は、旧桜島町で運営していた交通事業（桜島フェリー）を引き継ぎ、平成16年11月1日に、本市の第4番目の公営企業として事業を開始した。

昭和9年に、旧西桜島村の村民の生活航路・通学航路として船舶事業を開始して以来、桜島地域と市街地のみならず、薩摩・大隅両半島を結ぶ海上交通機関として重要な役割・使命を担い、現在では、年間乗客338万人、航送車両101万台の輸送を行っている。

この間、桜島港フェリーターミナルやフェリー乗降施設及び接岸施設の整備並びに船舶の大型化を図り、現在、船舶4隻で、平日51航海（102便）、土日祝日56航海（112便）の24時間運航をしている。桜島フェリーは、本市における総合的な交通体系の中に位置づけられるとともに、鹿児島が世界に誇る観光資源である桜島へのアクセスとして、観光振興や地域の活性化に大きく寄与する一方、災害発生時の救難船舶としての役割も果たしているところである。

船舶事業の経営については、近年の桜島・大隅地域の人口減少や東九州自動車道の延伸等の影響を受け、利用者の減少が続き厳しい状況が続いている中、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、輸送量が大幅に減少し収益が大きく落ち込み、大幅な純損失となった。令和4年度以降も、輸送量及び収益において一定の回復はみられたものの、依然としてコロナ前の水準には達しておらず、極めて厳しい経営状況が続いている。

このような中、将来にわたり効率的で持続可能な経営の実現を目指すため、令和4年度を初年度とする第2期船舶事業経営計画に基づき、令和5年4月から運航体制を5隻から4隻に見直したほか、令和6年7月に資金不足を解消するための運賃改定を実施することとしている。

このほか、いっそうの収益拡大を目指すため、観光部局等と連携し県外教育機関や旅行代理店への営業活動を強化するなど、修学旅行等の誘致活動に取り組むとともに、YouTube公式チャンネルへの英語字幕付きの動画投稿やSNS広告の実施など、SNSの積極的な活用により国内外へ桜島フェリーの魅力発信に努めたほか、マリポートかごしまからクルーズ船の乗客を輸送する二次交通としての運航や錦江湾ナイトクルーズの運航を行うなど利用促進活動に取り組んだ。

今後も引き続き安全運航及び効率的で持続可能な事業運営に努めていく。



## 2 運航ダイヤの改定

### (1) 令和3年4月1日実施

航海数（便数） 平日 60 航海（120 便） 土日祝日 65 航海（130 便）

### (2) 令和4年4月1日実施

航海数（便数） 平日 59 航海（118 便） 土日祝日 65 航海（130 便）

### (3) 令和5年4月1日実施

航海数（便数） 平日 51 航海（102 便） 土日祝日 56 航海（112 便）

## 3 増収対策、節減対策及びサービス向上対策

### (1) 増収対策

- ① 錦江湾魅力再発見クルーズ船の運航開始（プレ運航：平成24年度、正式運航：平成25年度～令和3年度）
- ② よりみちクルーズ船上セミナーの実施（平成26年度～令和4年度）
- ③ よりみちクルーズ体験パスポートの配付（平成29年度～令和4年度）
- ④ 桜島フェリー「御船印」発売開始（令和4年10月7日）
- ⑤ 貸切船の二次交通利用を開始（マリンポートかごしま～桜島港）（令和5年6月1日）
- ⑥ 錦江湾ナイトクルーズの運航開始（令和5年8月10日）

### (2) 節減対策

- ① 船舶6隻体制から5隻体制への見直し（平成29年度～令和4年度）
- ② 運航ダイヤの改定（令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年4月1日実施）
- ③ 船舶5隻体制から4隻体制への見直し（令和5年度～）
- ④ 減船に伴い納涼船事業及びよりみちクルーズ船事業を廃止（令和5年4月1日）

### (3) サービス向上対策

- ① クレジットカード非接触型決済機能を導入（令和4年10月17日実施）

### (4) その他

- ① 第2期鹿児島市船舶事業経営計画（令和4年度～13年度）策定（令和3年度）

## 4 損益収支推移表

(単位：千円、%)

年度 区分	令和元 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算)
総収益(a)	2,299,222	1,947,655	1,873,322	2,252,832
総費用(b)	2,570,830	2,590,824	2,578,810	2,605,399
差引(a)-(b)	△271,608	△643,169	△705,488	△352,567
収益率(a)/(b)	89.4	75.2	72.6	86.5

建設

◀ 建設管理 ▶

1 公園・緑化

(1) 公園緑地整備と現況

本市の都市公園は、令和6年4月1日現在で694公園が設置されており、総面積471.52ha、市民一人あたりに換算すると8.05㎡となっている。

公園緑地は、市民に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティ等の場、さらには災害避難地としての機能など、重要な役割を果たすことから、全市的に調和のとれた公園緑地の配置・拡充やすべての人にとって利用しやすい公園づくりを整備の基本方針としている。

整備にあたっては、「身近な公園・広場の創出・拡充」、「広く市民に親しまれる公園の充実」、「緑の保全と花と緑の充実」を主要施策として掲げ、公園づくりを行うこととしている。

◎鹿児島市の都市公園等の現況

(令和6年4月1日現在)

公園種別		開設公園						
		都市計画決定公園		都市計画決定外公園		計		
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
都市公園	街区公園	122	29.05	499	67.71	621	96.76	
	近隣公園	15	25.49	22	36.61	37	62.10	
	地区公園	4	19.61	3	14.13	7	33.74	
	総合公園	4	130.22	—	—	4	130.22	
	運動公園	1	43.15	—	—	1	43.15	
	特殊公園	風致公園	2	37.10	1	1.00	3	38.10
		動物公園	1	29.34	—	—	1	29.34
		墓園	2	10.90	—	—	2	10.90
		歴史公園	—	—	2	1.84	2	1.84
		緑道	1	14.80	2	0.90	3	15.70
		都市緑地	1	0.80	10	7.43	11	8.23
		緩衝緑地	—	—	2	1.44	2	1.44
	都市公園合計	153	340.46	541	131.06	694	471.52	
	都市計画区域外公園			3	15.90	3	15.90	
	鹿児島市の公園合計	153	340.46	544	146.96	697	487.42	
	都市公園の1人当たり面積	4,715,200㎡ ÷ 585,724人 ≒ 8.05㎡ (人口は推計人口)						

① 「若き薩摩の群像」整備事業

“大交流新時代”都市空間整備事業の一環として、鹿児島中央駅東口駅前広場の「若き薩摩の群像」に、元土佐藩士の高見弥一、長崎出身の堀孝之の2名のブロンズ像を追加する整備を行う。

令和2年度：彫像制作・建立、除幕（9月30日）

② 都市公園建設事業

市有地等の活用や民有地の借上げなどにより公園用地の確保に努めるとともに、土地区画整理事業の施行とあわせた公園整備などにより、公園の量的拡充と調和のとれた配置に努める。

◎市有地等の活用

令和2年度：仁田尾前ふれあい公園の整備、札下広場の測量設計

3年度：札下広場の整備

◎民有地の借上げ

令和2年度：坂之上東中公園の測量設計、肥田ふれあい公園の測量設計・整備

③ 都市公園再整備事業

園路やフェンス等の改良及び補修など、既存公園の改修により公園の快適性と利便性の向上を図る。

◎公園施設の改良

令和2年度：港中央公園、かごしま健康の森公園、錦江湾公園、皇徳寺中央公園ほか2公園

4年度：小野公園、城山公園

5年度：田上団地第二公園ほか4公園、卸本町公園、かごしま健康の森公園

④ 都市公園安心安全対策推進事業

安心で質の高い暮らしを実現するため、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全に安心して利用できる都市公園の整備を推進する。

◎トイレ等のバリアフリー化

令和2年度：清見公園、桜ヶ丘一丁目公園

3年度：皇徳寺しいの木公園

4年度：射場前公園、桜ヶ丘二丁目公園、甲突川右岸緑地

5年度：武岡ハイランド第五公園

◎公園施設（遊具等）の改築・更新

令和2年度：脇田中央公園ほか7公園の公園施設の改築

3年度：かに座公園ほか15公園の公園施設の改築等

4年度：折尾公園ほか9公園の公園施設の改築等

5年度：清滝公園ほか9公園の公園施設の改築等

◎豪雨対策

令和3年度：南洲公園

⑤ 武岡公園整備事業

都市計画決定から80年以上が経過し、市街地部で整備されていない唯一の未開設公園となっている武岡公園を、優れた眺望スポットとしてだけでなく、市民や観光客の方々の憩い、散策の場として整備する。

令和2年度：用地取得

3年度：用地取得

4年度：用地取得、公園実施設計

5年度：用地取得、都市計画変更

⑥ 公園施設（橋梁）長寿命化事業

長期的なコストの縮減や平準化等を図るため、公園内橋梁の長寿命化計画を策定し、予防保全型の維持管理を行う橋梁の計画的な補修等を行う。

令和2年度：9号歩道橋（皇徳寺南公園）の補修工事

3年度：田之橋（祇園之洲公園）の補修工事、

1号歩道橋（皇徳寺西公園）の詳細点検・補修設計

4年度：6号歩道橋（皇徳寺ブルーベリー公園）ほか10橋の定期点検、

1号歩道橋（皇徳寺西公園）の補修工事

5年度：6号歩道橋（皇徳寺ブルーベリー公園）の詳細点検・補修設計

⑦ 加治屋まちの杜公園整備事業

市立病院跡地について、中心市街地の回遊性向上に資する新たな潤いの拠点となる「加治屋まちの杜公園」を整備する。また、公園の魅力向上や維持管理費等の低減を図るため、公募設置管理制度（P-PFI）を活用して、民間活力を導入する。

令和2年度：整備工事、供用開始（10月23日）

⑧ 都市公園健康づくり事業

都市公園内に健康遊具を設置し、公園機能の充実を図るとともに、市民の健康づくりを促進する。

令和2年度：甲突川右岸緑地ほか2公園

⑨ 都市公園施設改修事業

公園の機能性・利便性を向上し、利用促進を図るため、新たな公園施設の整備や既存施設の改修を行う。

令和4年度：小野公園、中央公園、甲突川右岸緑地、港中央公園、皇徳寺中央公園

5年度：南洲終焉之地、小野公園、かに座公園、甲突川右岸緑地

(2) 都市緑化の推進

緑につつまれた潤いの空間を創出し、四季の表情豊かな花と緑の街づくりを推進する。

① 花と緑のハーモニー事業

道路や公園の整備改良などにあわせて、樹木の植替えや適正配置を行うとともに、街路樹による歩道の隆起根などで市民生活に支障をきたさないよう、支障となる根の除去などを行い、潤いと安らぎのある都市空間の創出を図っている。

また、街路樹の安全性を確保し、将来にわたって緑の快適環境を継承するため、「（仮称）鹿児島市街路樹再生プラン」を策定する。

令和5年度：（仮称）鹿児島市街路樹再生プラン基礎調査等

② 市電軌道敷緑化

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を図るため、市電の軌道敷に芝生などで緑化を行い、潤いと安らぎのある都市空間を創出する。

③ 公共施設の屋上・壁面緑化

屋上・壁面緑化には、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギーの効果があることから、本市の公共施設で行うことにより、市民への普及、啓発を図り、緑の街並みづくりを促進している。

令和2年度：天文館公園公衆トイレ（壁面）

中央町19・20番街区（屋上）

3年度：千日町1・4番街区（屋上）

新南部清掃工場（屋上）

④ 民間建築物屋上・壁面緑化助成事業

ヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出し、緑の街並みづくりを促進するため、市街化区域内の民間建築物の屋上又は壁面の緑化に対し助成している。

令和2年度：助成件数 2件、助成総額 711千円

3年度：助成件数 0件、助成総額 0千円

4年度：助成件数 1件、助成総額 240千円

5年度：助成件数 2件、助成総額 1,390千円

⑤ 花壇

交通島、交差点、駅前広場、緑地等に設置した花壇に季節の花を植栽する。

◎主な花壇設置箇所

令和2年度：マイアミ通線、いづろ交差点 ほか 63箇所

3年度：マイアミ通線、いづろ交差点 ほか 63箇所

4年度：マイアミ通線、いづろ交差点 ほか 63箇所

5年度：マイアミ通線、いづろ交差点 ほか 63箇所

⑥ 城山公園自然の森再生事業

市街地の中心に位置する城山公園において、降雨による斜面崩壊や、外来種の侵入による自然林の減少など植物を巡る環境に変化が生じていることから、指定文化財の有する普遍的価値を尊重しながら、貴重な緑を次世代へ継承するための保全活動に取り組んでいる。

令和2年度：植生調査、外来種駆除（モウソウチク、トウチク、ハヤトウリ）

3年度：植生調査、外来種駆除（モウソウチク、トウチク、ハヤトウリ）

4年度：植生調査、外来種駆除（モウソウチク、トウチク、ハヤトウリ）

5年度：植生調査、外来種駆除（モウソウチク、トウチク、ハヤトウリ、カンチク）

⑦ 甲突川千本桜再生プロジェクト事業

甲突川の桜並木は植栽後約50年が経過し、樹勢の低下や生育不良が見られることから、にぎわいと潤いが共存する新たな桜の名所とするため、市民や民間事業者等の協力を得ながら、甲突川千本桜として再生する。

令和5年度：樹木実態調査

⑧ 地域コミュニティ公園管理事業

地域住民による主体的な公園管理の推進と、地域コミュニティの活性化を図り、地域団体が主体となるパークマネジメント導入に向けての機運醸成につなげるため、公園の草刈りや樹木剪定、トイレ清掃を行う町内会等の団体に報償金を交付する。

令和2年度： 2公園

3年度： 6公園

4年度：12公園

5年度：55公園

## 2 河川

河川・水路については、近年、全国的に増加する集中豪雨の発生や台風の激化などを踏まえ、都市基盤河川改修事業（国庫補助事業）、準用河川改修事業、水路等新設改良事業等に取り組み、市民の安心・安全の確保に努めた。

また、個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業により、貯留施設等の設置者に対して設置に要した費用の2分の1（令和2年度までは3分の2）の助成を行ったほか、調整池等の現況調査結果に基づき、調整池等の能力増強のための改良を行い、流出抑制を推進した。

◎個人住宅雨水貯留施設等設置助成事業の実績

	申請件数（設置件数）								
	貯留施設			浸透施設		合計			備考
	申請数 (件)	個数 (個)	貯留量 ( $\%$ )	申請数 (件)	個数 (個)	申請数 (件)	個数 (個)	貯留量 ( $\%$ )	
令和2年度	437	854	118,773	0	0	437	854	118,773	
3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	休止
4年度	154	284	37,862	1	1	155	285	37,862	
5年度	137	259	33,170	0	0	137	259	33,170	

### 3 急傾斜地崩壊対策事業

崖地崩壊による災害から市民の生命を守り、安全で快適な生活環境をつくるため、県・市一体となつて、関係地権者の理解と協力を得ながら積極的に事業推進に努めている。

◎急傾斜地崩壊対策事業の実績（令和2～令和5年度）

（単位：箇所、千円）

			令和2年度	令和3	令和4	令和5	合 計
県 施 行	一般 事業	地区数	8	9	18	19	54
		事業費	644,000	416,000	583,000	709,000	2,352,000
	緊急 事業	地区数	0	0	0	0	0
		事業費	0	0	0	0	0
市 施 行	県単 事業	地区数	10	12	12	8	42
		事業費	160,085	172,488	195,340	162,848	690,761
	地域 防災	地区数	4	6	0	0	10
		事業費	168,566	180,246	0	0	348,812
合 計			22	27	30	27	106
			972,651	768,734	778,340	871,848	3,391,573

◎災害関連特定急傾斜地崩壊対策事業の実績（令和4年度からの新規事業）

（単位：箇所、千円）

		令和4年度	令和5	合 計
市施行	地区数	4	4	8
	事業費	84,885	88,472	173,357

◎がけ地応急防災工事費補助事業の実績（令和2年度からの新規事業）

（単位：箇所、千円）

	令和2年度	令和3	令和4	令和5	合 計
申請数	8	5	5	7	25
事業費	1,588	1,360	509	1,618	5,075



## 4 港湾

桜島港の避難港及び漁船対策港において、港湾施設の機能向上と漁業の振興を図るため、物揚場の付帯施設等の改良を行った。

また、桜島爆発の災害から地域住民の生命を守るため、避難施設等の補修や泊地に堆積した土砂の浚渫、湯之持木地区緑地公園の管理及び照明等の修繕等を行ったほか、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく対策工事を行った。

## ◀ 都 市 計 画 ▶

## 1 都市計画関連事業

## (1) 概要

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉に寄与することを基本としている。本市は、平成16年11月の合併に伴い、5つの都市計画区域が併存しており、土地利用の適切な誘導とその均衡ある発展を図るために、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分並びに用途地域などの地域地区の指定をはじめ、道路・公園・緑地・下水道等の都市施設を都市計画で定め、それぞれの整備を逐次進めている。

## (2) 第二次かごしま都市マスタープランの策定

かごしま都市マスタープランとは、県が定める都市計画区域マスタープラン等に即し、地域に密着した観点から、まちづくりの将来ビジョンや地区別のあるべき市街地像等の都市計画の基本的な方針を示すものである。

本市では、平成13年3月に策定した「かごしま都市マスタープラン」が、目標年次を迎えたことから、都市づくりの基本理念に「都市経営」や「地域共創」の視点を新たに取り入れ、「成長・拡大の都市づくり」から「成熟・持続可能な都市づくり」への転換を図ることで、都市の活力を生み出すとともに、市民や地域団体、大学、事業者など、多様な主体と協しながら一体的に取り組むことで、地域の価値を向上させることとした、「第二次かごしま都市マスタープラン」を令和4年3月に策定した。

平成29年度 ・ 市民意識調査の実施

30年度 ・ 第1回かごしま都市マスタープラン策定協議会の開催

令和元年度 ・ 第2回かごしま都市マスタープラン策定協議会の開催

・ まちづくりワークショップ及びまちづくりシンポジウムの開催

2年度 ・ 第3回かごしま都市マスタープラン策定協議会の開催

市民意見聴取（6大学でのワークショップなど）

3年度 ・ 第4回かごしま都市マスタープラン策定協議会の開催

・ パブリックコメント手続の実施、地域別意見交換会（10会場）

・ 第5回かごしま都市マスタープラン策定協議会の開催

・ 都市計画審議会への諮問

## (3) 線引きの見直し

線引きとは、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資を行い、農林漁業との土地利用の調和を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の二つに区分（区域区分）するものである。

本市では、昭和46年2月に線引きを行い、58年3月に第1回定期見直し、平成8年6月に第2回定

期見直し、10年9月と13年8月に随時見直しを行い、16年5月に第3回定期見直しを行った。

また、16年11月の合併に伴い、行政区域内に1つの線引き都市計画区域、4つの非線引き都市計画区域や都市計画区域外が併存しており、都市計画区域の再編や線引き、地域地区等のあり方が課題となっていたが、当面、急激な土地利用の変化を避けて現状を基本とした土地利用を維持することとし、新たに加わった5地域については、それぞれの地域における土地利用状況に応じて地域地区（用途地域、特定用途制限地域等）や地区計画などの活用を図るとしたところである。

その後、21年8月と22年12月に随時見直しを行い、26年10月に、第4回定期見直しにおいて、公有水面埋立地を市街化区域に編入するとともに、保全を図るべき斜面緑地を市街化区域から市街化調整区域に編入した。また、30年3月に、公有水面埋立地等を市街化区域に編入する随時見直しを行い、令和6年3月には、第5回定期見直しにおいて、市街化区域縁辺部の現に都市的土地利用が行われている区域を含まない土砂災害特別警戒区域及びその周辺の山林などの区域を市街化調整区域に編入する等の見直しを行った。

#### (4) 用途地域の見直し

用途地域とは、土地の合理的な利用と良好な生活環境をつくりだすため、土地利用の規制・誘導を行うものである。

本市では、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正により12種類となった用途地域の区分に沿って、8年6月の第2回定期見直しで、全市的な見直しを行い、新用途地域を指定した。

その後、2回の一部見直しを経て、16年5月の第3回定期見直しで、全市的な用途地域見直しを行い、17年7月には土地区画整理事業の進捗に伴う一部変更、18年7月には谷山駅周辺地区土地区画整理事業等の都市計画決定にあわせて一部変更を行った。

21年8月には公有水面埋立地や吉田都市計画区域の一部（牟礼岡団地）に用途地域を指定し、22年3月には谷山地区の都市計画事業の進捗による一部変更を行い、同年12月には計画的な市街化の見込みのない土地の用途地域を廃止した。

26年2月には谷山駅周辺地区地区計画の決定及び南伊敷地区地区計画の変更に伴う一部見直しを、同年6月と10月には第4回都市計画定期見直しにおいて、全市的な用途地域見直しを行い、30年3月には、公有水面埋立地等に用途地域の指定を行った。

また、令和3年12月には吉野第二地区の土地区画整理事業の進捗に伴う一部変更、6年3月には第5回都市計画定期見直しにおいて、全市的な用途地域見直しを行うとともに、喜入都市計画区域の一部（喜入支所周辺）に用途地域を指定した。

#### (5) 居住環境向上用途誘導地区

居住環境向上用途誘導地区は、立地適正化計画における居住誘導区域内において、居住環境向上施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行う一方、それ以外の建築物については、従前どおりの規制を適用することにより、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地

区である。

本市では、令和4年3月に策定した「第二次かごしま都市マスタープラン」において、主要な道路の沿道等では、職住育近接型のまちづくりに向けて、周辺の居住環境と調和を図りながら、居住環境向上用途誘導地区などの活用を位置付けたことから、令和6年3月の第5回都市計画定期見直しにおいて、小規模な日用品店舗等の立地を許容する第二種低層住居専用地域を対象に、居住環境向上用途誘導地区を指定するとともに、建築条例を制定し、居住環境向上施設を有する建築物の用途規制や容積率の緩和を行った。

## (6) 地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図り、その地区独自のまちづくりを進めるために、建築物の用途や高さ、壁面の後退距離、色彩などのルールを決める、地区レベルの都市計画である。

本市では、令和2度～令和4年度に次の地区において地区計画の都市計画決定を行っている。

年度	名 称	区 域	面 積
令和2	シャイニータウン草牟田地区	草牟田二丁目の一部	約2.5ha
3	シャイニーヒル魚見地区	魚見町の一部	約2.2ha
	吉野第二地区	吉野町及び大明丘三丁目の一部	約66.5ha
4	和田平タウン地区	山田町の一部	約1.7ha

## (7) 市街化調整区域における住宅建築等

市街化調整区域については、これまで平成9年4月から指定既存集落制度を導入し、14年3月には優良田園住宅建設促進制度を導入してきたが、依然として人口の減少や高齢化などにより集落機能の低下が懸念されたことから、12年の都市計画法改正で追加された市街化調整区域の開発許可の立地基準に基づき、鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例を16年10月に制定し、同年11月1日から施行した。

このことにより、市街化調整区域においては住宅等の建築が大幅に増加したものの、地域によっては建築動向が依然として緩やかで、集落機能の維持を図ることが困難な状況も発生してきたことから、それまでの50以上の建築物が連たんしている土地の区域に加え、新たに20以上の建築物が連たんしている土地の区域においても1戸の住宅の建築を許可できるようにするよう条例を改正し、22年4月1日から施行した。

その後、集落機能の維持、増進が図られるなど一定の効果も見られたが、特定の地区への建築の集中や、大規模な宅地開発による指定既存集落の低密度化などの課題に対応するため、一定規模以上の宅地造成等を抑制するよう条例を改正し、28年4月1日から施行したほか、29年4月には優良田園住宅制度を廃止するとともに、条例改正後、住宅建築が認められる区域は、原則として指定既存集落内

となったが、平成9年以降、見直しを行っていないことや、区域外での住宅建築が進んでいる状況等を踏まえ、29年10月に当該区域の見直し等を行った。

また、令和3年には都市計画法等の一部改正に伴い、条例で定める区域について、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高いエリアを除外する条例改正を行い、4年4月から施行した。

#### (8) GIS都市計画データ

平成21年度からGIS都市計画データを公表するとともに、都市計画の見直しに合わせ、GIS都市計画データを修正し、総括図等、市民に提供するための閲覧用図書を作成した。

## 2 コンパクトな市街地形成促進事業

人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを形成するため、かごしま都市マスタープランに基づき、地域の核となる地区に、店舗等の生活利便施設が集約されるよう、土地利用の誘導方針として「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」を平成24年3月に策定した。

策定後は、コンパクトなまちづくりの実現に向け、土地利用ガイドプランに基づく拠点形成するための実現化方策の検討や、過度な車依存から公共交通への利用転換を図り、環境負荷へも配慮したエコ・コンパクトシティの実現に向けた方策の検討を行っている。

#### (1) 土地利用ガイドプラン関係

- ・庁内調整会において、具体的な実現化方策を検討（平成24年度～）
- ・集落核等の地域住民との意見交換会（28年度～）
- ・かごしまコンパクトなまちづくりプランと一本化（令和5年度）

#### (2) エコ・コンパクトシティ関係

- ・モデル地区におけるハード施策の実施（平成27年度～ 坂之上駅アクセス環境整備事業）

## 3 アクセス環境整備事業

#### (1) 谷山地区アクセス環境整備事業

谷山地区は、本市の副都心として位置づけられ、人口は増加傾向にあるものの、都市基盤の整備が十分とはいえ、交通の要衝としての交通結節機能の強化が課題となっていた。

このことから、平成22年3月に策定した「鹿児島市公共交通ビジョン」の中で、谷山地区サブターミナルの整備を推進施策として位置づけた。

28年3月には、谷山地区連続立体交差事業により鉄道が高架化され、現在施行中の谷山駅周辺地区、

谷山第二地区及び谷山第三地区土地区画整理事業の進捗により、駅利用者の増加が見込まれることから、交通結節機能の強化を図るとともに、公共交通利用への転換や利便性向上を目指すことを目的とし、慈眼寺駅及び谷山駅の駅前広場の整備を行った。慈眼寺駅前広場は30年5月25日に、谷山駅前広場は令和元年8月23日に供用を開始した。

(2) 坂之上駅アクセス環境整備事業

JR坂之上駅を中心とした周辺の交通結節機能の充実を図り、環境負荷にも配慮したまちづくりを進めることで、公共交通への利用転換を主軸としたエコ・コンパクトシティの実現を目指すことを目的としており、平成27年度に駐輪場及び自動車乗降場の実施設計等を行い、28年度から用地協議を行っている。

4 かがしまコンパクトなまちづくりプラン推進事業

人口の急激な減少と高齢化を背景とした諸課題に対応するため、医療・福祉施設や商業施設、住居等がまとまって立地し、住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできる『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方のもと、居住や都市の生活を支える機能の誘導による「コンパクトなまちづくり」と「地域交通の再編」とを連携させたまちづくりを進めるため、改正都市再生特別措置法（平成26年8月施行）に基づき、「かがしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を29年3月に策定し、運用を開始した。

平成28年度 ・かがしまコンパクトなまちづくりプランの策定（29年3月31日）

29年度～・プランの運用開始

- ・推進協議会、推進庁内会議の設置及び開催
- ・届出対応等による住宅建築や誘導施設の動向把握

令和元年度 ・プランの一部変更（誘導施設の追加）

3年度 ・プランの一部変更（居住誘導区域の変更）

5年度 ・プラン改定（居住環境向上施設の設定、防災指針の作成等）

5 こどもまちづくり探検隊

こどもまちづくり探検隊は、本市の将来を担う子供たちがまちづくりへの興味や関心を高めるきっかけとして、バスを利用して実際のまちの様子やまちづくりが進んでいる様子を見て、その課題や魅力を探るものであり、平成13年度から夏休み期間中に実施している。

◎こどもまちづくり探検隊の実施状況

	実施日	応募者数	参加者数
第18回	平成30年7月26日	136名	128名

第19回	令和元年7月22日	132名	127名
第20回	令和4年7月22日	88名	47名
第21回	令和5年7月21日	53名	49名

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止

## 6 かがしま団地みらい創造プラン推進事業

人口減少や高齢化の進んだ既存の住宅団地において、若年層などの居住を誘導することにより、多様な世代が暮らす活力ある団地を目指して、市民や事業者等との協働のもと、活性化に向けた取組を進めるため、令和2年度に「かがしま団地みらい創造プラン」を策定し、3年度よりプランに基づく支援を行っている。

- 令和2年度 ・ かがしま団地みらい創造プラン策定（3年3月）
- 3年度～ ・ 対象団地の地域コミュニティ協議会等へのプランの周知・意識啓発を目的とした意見交換会
- ・ 希望する地域での職員や専門家による助言、ワークショップの運営支援
- ・ まちづくり活動を発表するとともに団地間の交流を促すセミナーの開催
- ・ 庁内検討会の開催

## 7 都市景観形成事業

### (1) 概要

良好な景観は、国民共有の財産であり、将来にわたり国民がその恵沢を享受できるように守り、創り、育てていかなければならない。本市は、波静かな錦江湾や雄大な桜島などの自然が広がる、世界に誇れる美しい景観に恵まれている。また、それぞれの地域には、鹿児島の風土・文化に生まれ、市民が愛着と誇りを持っている景観もある。このような良好な景観が地域社会の共通の財産であることを再認識し、市民、事業者、行政が一体となって景観に配慮したまちづくりを進めていくために、景観法に基づく景観計画及び景観条例による施策等を実施している。

### (2) 景観計画及び景観条例

平成20年6月1日に施行した景観計画では、全市域を景観計画区域に指定し、城山展望台から錦江湾・桜島への眺望を確保するための建築物等の高さの制限や色彩基準等の景観形成基準、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定基準等を定めるとともに、本市特有の景観や歴史的価値のある建築物等を有する地区を景観形成重点地区候補地として位置づけている。

また、同日に施行した景観条例では、届出の対象となる建築物や開発行為等の規模、変更命令に関する事項、市民活動への支援等を定めている。

① 景観計画に定める景観形成の目標

- ・個性ある骨格景観の形成により、「鹿児島らしさ」を創りあげる。
- ・地域のまちづくり計画等と連携し、地域の魅力を引き出す景観形成を進める。
- ・地域の景観資源を活用し、景観の魅力の向上を図る。
- ・市民、事業者、行政が協働して、みんなが誇れる景観形成を進める。

② 景観法に基づく届出等

景観計画区域内における一定規模以上の建築物の建築や、工作物の建設、開発行為等について届出等を行わせることにより、良好な景観形成を誘導している。

◎景観法に基づく届出等の状況

（単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
法第16条第1項に基づく届出（新規）	118	131	118	108
法第16条第2項に基づく届出（変更）	11	17	15	14
法第16条第5項に基づく通知（国・地方公共団体）	21	8	19	23
計	150	156	152	145

③ 景観形成重点地区

ほかでは見られない本市特有の景観や歴史的価値のある建造物などを含む景観を有する地区を景観形成重点地区候補地として位置づけている。周辺住民が一体となって景観づくりを進めていくことの合意が図られた後、本市と住民等との協働により地区の景観計画を検討し、その策定をもって景観形成重点地区に指定することとしている。

なお、候補地に位置づけられていない地域であっても、景観資源を有し、これを核に景観形成を進めるとして合意が図られた場合は、同様に地区の景観計画を検討し、その策定をもって景観形成重点地区に指定することとしている。

◎景観形成重点地区の指定状況

地区名	指定年月日
慈眼寺公園周辺地区	令和3年4月1日

(3) 景観重要建造物・景観重要樹木

地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与する建造物や樹木は、地域の個性ある景観づくりの核として大切にしていく必要がある。このことを所有者はもとより、広く市民の間で認識し、そのような建造物や樹木が市民共通の財産として多くの方々から愛され、親しまれるように守っていくため、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定している。

(4) 都市景観施設マネジメント事業

老朽化している都市景観施設等を計画的に維持管理し、施設の長寿命化を図る。



◎ガス灯本体の更新実績

（基）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
更新数	20	0	7	9

(5) 景観アドバイザー

良好な景観形成を推進する活動を行う団体等に対し、技術的な指導・助言を行う専門家である景観アドバイザーを派遣し、市民の景観づくり活動等に対する支援を行っている。

◎派遣実績

（単位：回）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
派遣回数	2	0	0	0

(6) 景観まちづくり市民教室

景観に対する市民意識の向上を目的として、景観まちづくりを進めようとしている方や景観まちづくりに興味のある方などを対象とした、景観まちづくり市民教室を開催している。

◎参加実績

（単位：人）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
参加者数	75	開催見送り	88	開催見送り

(7) 景観まちづくり学習

身近な景観の掘り起こし等を通して子どもの頃から景観に関心を持ち、良好な景観まちづくりに関わる意識を持った人づくりを目的として、学校と連携して、景観まちづくり学習を実施している。

◎実施状況

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
実施学校名	中郡小	開催見送り	本名小	開催見送り

(8) 鹿児島市景観まちづくり賞

良好な景観形成に寄与している建築物や屋外広告物、市民等の活動により保全されている景観の良好な街並み、田園、海岸、緑地、景観形成に貢献する市民等の活動を表彰し、これらを広く紹介することにより、景観に対する市民や事業者の関心を高め、魅力的な景観のあるまちづくりを進めることを目的として、鹿児島市景観まちづくり賞を創設し、募集、表彰している。

◎応募及び受賞件数

（単位：件）

	令和2年度（第6回）		
	建築部門	屋外広告部門	景観部門
応募件数	28	12	3
受賞件数	3・特別賞1	3	2

(9) 市民の景観づくり活動等への支援

一定の区域における良好な景観形成を目的として活動を行う団体の活動に要する費用や景観重要建造物及び景観重要樹木の外観保存等並びに景観形成重点地区における建造物の修景に要する費用の一部を助成するなど、市民の景観づくり活動等に対する支援を行っている。

年 度		令和2	令和3	令和4	令和5
補助実績	件数	1件	1件	2件	0件
	金額	25,000円	109,000円	1,407,000円	0円

(10) まちなか夜間景観形成事業

「歴史景観」や「水辺景観」、「市街地景観」などの身近な景観の中から、新たな夜間景観資源を市民と協働で発掘し、ライトアップや街路灯などを整備することで、市民参加による新たなにぎわい創出や愛着と誇りが持てる夜間景観の形成を図るものである。

令和5年度は、歴史景観エリア（歴史と文化の道地区等）の夜間景観について、ワークショップや実証実験を実施している。

(11) 屋外広告物対策事業

本市は平成8年の中核市移行と同時に、美観風致の維持保全、公衆への危害防止を目的として、屋外広告物条例等を制定し、屋外広告物の許可事務や違反広告物対策等に取り組んでいる。

この条例では、市域を4地域に区分した4段階の規制や広告物の種類ごとの詳細な許可基準の設定、桜島への展望を阻害する広告物の禁止等について定めるほか、屋外広告物の登録制や違反広告物簡易除却に関する規定を設けている。

① 屋外広告物許可件数 (単位：件)

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
許可件数	2,242	2,394	2,304	2,389

② 違反広告物の簡易除却件数 (単位：件)

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
委託分	1,830	1,438	589	551
市民等	81	4	48	10
直営その他	1,565	350	299	596
計	3,476	1,792	936	1,157

(12) 公共掲示板等リニューアル事業

老朽化した公共掲示板及びはり紙専用広告塔について、民間力を活用したリニューアルを行ったものである。片面に公共掲示板、もう片面に一般広告を掲示する新たな掲示板を民間事業者が整備し、整備費用や維持管理等の費用を一般広告の収益で賄うゼロ予算事業である。

## 8 宅地開発許可制度

### (1) 開発許可制度

開発許可制度は、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域について、計画的な市街化を促進する市街化区域と、原則として市街化を抑制する市街化調整区域に区分するとともに、都市計画区域内の開発行為に対し公共施設や排水施設等の必要な施設の整備を義務付けることなどにより、良質な宅地水準を確保するために創設されたものである。

また、都市的な土地利用が都市計画区域外でも行われていることから、一定の開発行為については都市計画区域の内外を問わず許可の対象とし、適正な都市的土地利用の実現を図ることとしている。

#### ① 開発許可

市街化区域、市街化調整区域など、都市計画で位置づけられた区域区分に応じて、一定規模以上の「主として建築目的で行う土地の区画形質の変更」を行う場合は、都市計画法第29条に基づく許可が必要となる。

#### ② 鹿児島市宅地開発に関する条例の制定

宅地開発許可制度の適正な運用と透明性の確保を図り、良質な宅地開発を誘導するために、都市計画法で条例に委任された道路や公園の一部の技術基準に加え、事前協議や事前説明等の許可前の手続き、防災措置や進行管理等の許可後の手続きについて定めた鹿児島市宅地開発に関する条例を平成19年3月に制定し、同年10月1日から施行した。

#### ③ 宅地開発技術指針の策定

本市の開発・宅造許可事務の透明性の向上及び適正化を図るため、鹿児島市宅地開発に関する条例の施行に合わせて、これまでの行政指導の基準であった「開発指導要綱」及び「開発行為施行基準」を廃止するとともに、開発・宅造許可を行うための「法の基準」や、これまで本市において個別に定めてきた「審査基準や運用等」、公共施設の設置に必要な「公共施設管理者基準」を一体的に整理した「鹿児島市宅地開発技術指針」を策定した。

#### ④ 開発許可件数

(単位：件)

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
旧鹿児島市	11	18	22	20
合併した5町地域	0	2	1	3

※当初許可件数（変更許可は除く）

### (2) 宅地造成許可制度

宅地造成許可制度は、宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的としている。

① 宅地造成許可

宅地造成工事規制区域内で宅地造成の工事をしようとする場合は、宅地造成等規制法第8条に基づく許可が必要となる。また、宅地造成工事は、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

② 宅地造成許可件数

（単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
許可件数	20	24	21	27

※当初許可件数（変更許可は除く）

(3) 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例の届出

宅地造成工事規制区域外で行われる開発行為等についても条例に基づく届出を行うことにより、災害を防止し、市民の生命及び財産を災害から守り、安心安全なまちづくりの推進を目的としている。

① 条例届出件数

（単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
旧鹿児島市	9	13	11	12
合併した5町地域	3	3	5	4

## 9 市街化調整区域内での建築許可制度

### (1) 市街化調整区域内での建築許可制度

本市では、昭和46年2月から、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資を行うとともに、農林漁業との土地利用の調和を図るため、鹿児島都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するいわゆる線引きを行っている。

そのうち市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であることから、建築等の行為について一定の制限を設けている。

① 都市計画法第43条に基づく建築許可

市街化調整区域においては、建てられる建築物の用途などを制限しており、建築等の行為を行う場合は、都市計画法第43条に基づく許可が必要となる。

② 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の制定

市街化調整区域内の集落においては、人口の減少や高齢化の進行により集落機能の低下が懸念されていたことから、平成12年の都市計画法改正で追加した市街化調整区域の開発許可の立地基準（都市計画法第34条第8号の3）の規定に基づき、16年10月に鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例を制定し、同年11月1日から施行した。

その後、市街化調整区域における大規模な宅地造成等による急激な宅地化の動向を踏まえ、一定規模以上の宅地造成等について抑制する方向で、27年9月に条例を一部改正し、28年4月1日から

施行した。

また、令和2年の都市計画法の一部改正に伴い、条例で定める住宅建築等が可能な区域について、災害リスクの高いエリアを除外する一部改正を行い、令和4年4月から施行している。

③ 市街化調整区域内での建築許可件数 （単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
許可件数	203	253	206	205
うち住宅建築等に関する条例許可件数	181	232	192	189

(2) 違反建築物の是正指導

市街化調整区域内において、許可を受けずに建築行為を行うなど、都市計画法に違反した事案が散見されることから、市街化調整区域内の違反建築物について、撤去も視野に入れて是正指導を行っている。

① 開発審査会提案基準の追加

本来、都市計画法では設置が認められない市街化調整区域内の建設業関係の倉庫等について、今後のまちづくりや資材置場の存在意義などを踏まえ、同法の範囲内で許可が行えるよう開発審査会提案基準を策定し、平成19年4月1日から施行した。

② 違反建築物の是正指導状況 （累計：棟）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
総調査棟数	901	909	925	932
うち法に適合しているもの	37	37	37	37
うち是正済棟数	709	722	743	750
うち未是正棟数	155	150	145	145
うち是正計画書提出棟数	92	87	82	82
うち是正計画書未提出棟数	61	61	63	63
うち事情聴取を行うもの	2	2	0	0

10 住居表示

昭和37年に住居表示に関する法律が施行されたことを受け、本市では昭和38年度に城南地区について初めて住居表示を実施し、それ以来、年次計画に基づき順次実施している。

令和5年度末現在、実施済面積は77.214km<sup>2</sup>で、進捗率は89.6%となっている。

◎住居表示実施状況

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
地区名	実施なし	実施なし	吉野地区 (第2期)	実施なし
実施日	-	-	令和5年1月23日	-
新町名	-	-	吉野三丁目 吉野四丁目	-
旧町名	-	-	川上町 吉野町	-

## 11 市街地のまちづくり

広域交通と市内交通が接続する鉄道駅周辺部や都心においては、市街地環境の整備改善や都市機能の集積を図り、にぎわいとゆとりのある都市空間を創出するため、市街地の再開発を進めている。

### (1) 鹿児島中央駅地区

#### ① 中央町19・20番街区市街地再開発事業

九州新幹線が部分開業した当時の鹿児島中央駅周辺においては、アミュプラザ鹿児島の開業などにより、新たなにぎわいをみせていたものの、中央駅に隣接する南部地区においては、建物の老朽化などにより、商業の活力が低下している状況にあった。

そのような中、中央駅東口の南部地区全体の活性化を図る先行プロジェクトとして中央町22番街区・23番街区の市街地再開発事業が実施され、この事業に続き、南部地区の顔でもある中央町19番街区・20番街区においても、市街地再開発事業が実施され、令和3年6月に商業施設ライカ1920が開業した。

19・20番街区の再開発により、鹿児島の玄関にふさわしい都市景観の形成や、にぎわいとゆとりある都市空間の創出が図られた。

#### ア 計画概要

施 行 者：中央町19・20番街区市街地再開発組合

地区面積 約0.7ha

施設概要：延べ面積 約47,700㎡

構造・階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階・地上24階建

主な用途 商業・業務施設、ホール、共同住宅、駐車場

#### イ 主な経過

平成27年度：都市計画決定（市）、事業計画案作成開始（基本設計、資金計画等）

28年度：市街地再開発組合設立認可（県）、実施設計、権利変換計画案作成等開始

29年度：権利変換計画認可（県）、既存建築物解体工事着工

30年度：再開発ビル工事着工

令和2年度：再開発ビル工事完成

3年度：商業施設ライカ1920開業

② 中央町16番街区駐車場整備支援事業

鹿児島中央駅周辺は、鹿児島の陸の玄関にふさわしいにぎわいとゆとりあるまちづくりが求められている地区であり、中央町19・20番街区市街地再開発事業が進められている中、その効果をより高める取り組みが必要となっている。

そこで、中央町16番街区において、19・20番街区再開発ビルの来客用駐車場や託児所・店舗・事務所等で構成される複合施設の整備を支援し、令和3年1月に複合施設が完成した。

16番街区の複合施設整備により、鹿児島中央駅周辺の交通処理の円滑化や、さらなるにぎわいとゆとりある都市空間の創出が図られた。

ア 計画概要

施行者：南国殖産株式会社

地区面積 約0.3ha

施設概要：延べ面積 約12,400㎡

構造・階数 鉄骨造 地上9階建

主な用途 店舗、託児所、事務所、自走式駐車場（226台）

イ 主な経過

平成30年度：基本設計

令和元年度：実施設計、複合施設工事着工

2年度：複合施設工事完成、複合施設開業

③ 中央町19・20番街区再開発ビル保留床取得支援事業

南国殖産株式会社が行う再開発ビルの保留床取得への支援により、市街地再開発事業の推進が図られた。

④ 鹿児島中央駅周辺一体的まちづくり推進事業

鹿児島中央駅東口地区においては、まちなかのにぎわい創出や回遊性の向上を図ることを目的に、平成20年度から地元の商店街や大規模事業者と一体的なまちづくりについてのワークショップを実施し、21年11月に初めての共同イベントとなる「かごしま中央駅まつり」が開催された。

23、24年度には、東口地区と西口地区が連携し、地元商業者、事業者、行政等との協働により、エリアマネジメントの考え方に基づく、まちづくりの指針となる「まちづくりガイドライン」を作成し、25年度以降、ガイドラインに基づいた様々な活動を実施し、27年10月からは、鹿児島中央駅東口駅前広場において観光客や来街者への「まち案内活動」を実施している。

さらに、29年5月には、鹿児島中央駅周辺の既存の3組織で構成される「鹿児島中央駅周辺まちづくり推進協議会（愛称：KAGOCHU）」が設立され、「安心安全な」、「おもてなしの心に

溢れた」、「にぎわいのある魅力的な美しい」まちづくりの推進に取り組んでいる。

令和元年度からは、かごしま国体・かごしま大会に向けた高校生との「まち案内活動」に取り組んだ。

また、2年度からは、中央町19・20番街区市街地再開発組合が行う電車通りデッキ整備を支援し、4年9月に開通した。電車通りデッキが開通したことにより、鹿児島中央駅周辺の歩行者の利便性や回遊性の向上などが図られた。

## (2) いづろ・天文館地区

### ① 千日町1・4番街区市街地再開発事業

いづろ・天文館地区は、商業・業務機能をはじめ様々な高次都市機能が集積する本市のまちの顔として、また南九州随一の繁華街として本市経済の発展に重要な役割を果たしてきたが、近年の消費者ニーズの多様化や大型商業施設の中心市街地外への出店、また建築物の老朽化により、商業の活力が低下してきていることなどから、活性化を図ることが急務となっている。

そこで、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、都市環境の向上と都市機能の更新に資するため、市街地再開発事業が実施され、令和4年4月に商業施設センテラス天文館が開業した。

1・4番街区の再開発により、にぎわいとゆとりある都市空間の創出や観光・交流機能の強化などが図られた。

#### ア 計画概要

施行者：千日町1・4番街区市街地再開発組合

地区面積 約1.0ha

施設概要：延べ面積 約36,600㎡

構造・階数 鉄骨造 地下1階・地上15階建

主な用途 商業・業務施設、ホール、ホテル、図書館

#### イ 主な経過

平成28年度：都市計画決定（市）、事業計画案作成開始（基本設計、資金計画等）

29年度：市街地再開発組合設立認可（県）、実施設計、権利変換計画案作成等開始

30年度：権利変換計画認可（県）、既存建築物解体工事着工

令和元年度：再開発ビル工事着工

3年度：再開発ビル工事完成

4年度：商業施設センテラス天文館開業

### ② 呉服町2・3番街区駐車場整備支援事業

いづろ・天文館地区は、都心部として本市の発展に重要な役割を果たしてきたが、近年は、周辺環境の変化等により、地区の活力が低下していることなどから、活性化を図ることが急務となっており、千日町1・4番街区市街地再開発事業を進める中、その効果をより高める取り組みが必要となっている。



そこで、呉服町2・3番街区において、千日町1・4番街区再開発ビルの来客用駐車場の整備を支援し、令和4年3月に開業した。

2・3番街区の駐車場整備により、交通処理の円滑化や土地利用の共同化等による市街地環境の改善が図られた。

ア 計画概要

施行者：株式会社千日1・4開発

地区面積 約0.3ha

施設概要：延べ面積 約12,700㎡

構造・階数 鉄骨造 7層8段

主な用途 業務施設、自走式駐車場（440台）、駐輪場

イ 主な経過

令和元年度：建設・運営を行う事業者の募集・決定

2年度：実施設計、既存建築物解体工事着工

3年度：駐車場工事着工、完成、駐車場開業

③ 千日町1・4番街区再開発ビル保留床取得支援事業

株式会社千日1・4開発が行う再開発ビルの保留床取得への支援により、集客力のあるテナント誘致やイベント開催などによるさらなるにぎわいの創出が図られた。

④ いづろ・天文館地区回遊空間づくり推進事業

郊外型大型商業施設の立地など、社会経済情勢の変化の中で厳しい環境にあるいづろ・天文館地区において、歩いて楽しめるまちづくりを推進するための方策及びその事業化に向けた検討などを行っている。

平成28年度は、当該地区の事業者や学生などによるワーキンググループを開催し、地区内の活性化につながる施策の検討を行った。29年度には、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、天文館商店街振興組合連合会等が、天文館通電停前と金生町にアーケードを設置することを決定し、令和2年度に金生町アーケードが設置された。

5年度は、天文館通電停前アーケードのデザイン案を募集するなど、6年度中の設置に向けた取り組みを進めている。

⑤ 照国表参道歩行者天国社会実験事業

天文館地区のほぼ中央に位置する照国表参道を、イベントスペースやオープンカフェなどの非日常的な空間とすることにより、新たなにぎわい拠点を創出し、来街者の増加や回遊性の向上などを図ることを目的として、令和4年度に社会実験を実施し、来場者や店舗事業者の歩行者天国に対する意見をアンケート調査により把握するとともに、本格実施時の交通規制方法や誘導員配置箇所の最小化などを検証した。

歩行者天国について、にぎわい創出効果が確認できたことや、アンケートで約9割が継続的な開催を望んでいること、周辺交通に目立った影響はなかったことなどから、5年度以降は商店街を主体とし、本格実施することとなった。

### (3) 鹿児島駅周辺地区

#### ① 鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業

鹿児島駅周辺地区は、中心市街地の北に位置し、かつては交通の要衝として活気に満ちていたが、近年、周辺環境の変化等による活力の低下や鉄道による市街地の分断、北側市街地から駅へのアクセスが乏しいことなどから、交通結節機能の強化が求められている状況であった。そこで、交通結節機能を強化し、利便性・安全性の向上を図るとともに、回遊性のある歩行空間を創出するため、鹿児島駅前広場や自由通路等の一体的な整備に取り組んだ。

令和3年度に、駅前広場や上本町磯線を含む鹿児島駅周辺整備の全ての工事が完了し、供用を開始したことにより、交通結節機能の強化や魅力ある新たな都市拠点の形成が図られた。

#### ア 計画概要

- ・鹿児島駅前広場の整備
- ・鹿児島駅自由通路の新設
- ・JR鹿児島駅駅舎の整備（自由通路との一体化）
- ・上本町磯線の拡幅改良（歩道拡幅・右折レーン新設・交通広場新設）
- ・市電鹿児島駅前停留場とJR鹿児島駅舎の連携強化

#### イ 主な経過

- |        |   |
|--------|---|
| 平成21年度 | 鹿児島駅周辺整備計画に関する検討調査                      |
| 22年度   | 鹿児島駅周辺整備計画基本設計                          |
| 24年度   |   |
| ～27年度  | 上本町磯線道路改良等の詳細設計、駅前広場、自由通路、JR駅舎の基本設計     |
| 28年度   | 駅前広場及び自由通路の都市計画決定、基盤整備工事に着手、上町ふれあい広場等完成 |
| 29年度   | 駅前広場、自由通路、JR駅舎の詳細設計                     |
| 30年度   | JR旧駅舎解体                                 |
| 令和元年度  | JR新駅舎完成                                 |
| 2年度    | 自由通路完成                                  |
| 3年度    | 駅前広場及び上本町磯線道路改良の整備完了、事業完了               |

#### ② 浜町1番街区再開発事業

鹿児島駅前広場に面し、市が土地所有者である浜町1番街区の観光ビルは、築60年が経過し、耐震性不足が懸念されるとともに、外壁の汚れが目立つなど老朽化が進んでおり、良好な景観とは言い難い状況にあった。そこで、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく一体的な再開発が実施され、令和6年1月に再開発ビルが完成した。

浜町1番街区の再開発により、駅前にふさわしい都市景観の形成やにぎわいとゆとりある都市空間の創出などが図られた。

ア 計画概要

施行者：鹿児島観光ビルマンション建替組合

地区面積 約0.6ha

施設概要：延べ面積 約15,600㎡

構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上14階建

主な用途 共同住宅、店舗

イ 主な経過

令和2年度：建替え決議、建替組合設立認可（市）、実施設計、権利変換計画案作成等開始

3年度：権利変換計画認可（市）、既存建築物解体工事着工、再開発ビル工事着工

5年度：再開発ビル完成

(4) 中心市街地地区（歩いて楽しめるまちづくり推進事業）

鹿児島中央駅から天文館、本港区、さらに鹿児島駅までのエリアにおいて、来街者の様々な消費行動やまちの魅力の気付きにつなげ、にぎわいとゆとりのある都市空間の創出を図るため、歩いて楽しめるまちづくりに取り組んでいる。

令和5年度は、天文館地区と本港区をつなぐマイアミ通りにおいて、歩いて楽しめる都市空間を創出するため、歩道空間に出店や休憩スペースなどを設置する社会実験を行った。

## 12 都市再生整備計画事業

### (1) 都市再生整備計画事業の概要

都市再生整備計画事業は、都市再生特別措置法に基づき「都市再生整備計画」を策定し、地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりを推進するものであり、同事業に対する助成制度として、平成16年度に「まちづくり交付金」が創設されたが、現在は22年度に創設された「社会資本整備総合交付金」の支援事業の一つとして位置づけられている。

### (2) 中心市街地における都市再生整備計画事業の推進

九州新幹線全線開業により、ますます激化する都市間競争の中、本市が南の交流拠点都市としてさらに発展していくため、その核となる都心部において、中心市街地活性化基本計画及び立地適正化計画と連携しながら都市再生整備計画事業を推進し、個性と魅力あふれるまちづくりを進めている。

令和4年度までは、鹿児島駅周辺地区、いづろ・天文館地区及び鹿児島中央駅東口地区の3地区で整備計画を作成し、鹿児島駅周辺基盤整備を行い、センテラス天文館やライカ1920など新たなにぎわい拠点の創出を図ってきた。

5年度からは、これらの整備効果を活かしながら、広域的な拠点形成をさらに進めるために、中心市街地全体を対象区域とした整備計画を作成し、歩いて楽しめるまちづくりを推進している。

(3) 都市再生整備計画の概要

① 鹿児島駅周辺地区（第2期）

ア 目標：かごしまらしさにあふれた、鹿児島の北の玄関口にふさわしいまちづくり

イ 計画期間：平成30～令和4年度（5年間）

ウ 計画区域：約22ha

エ 目標を定量化する指標：駅前広場の利用満足度、アクセス満足度、歩行者交通量

オ 交付対象事業（令和5年2月 第6回変更）

総事業費：約36.4億円　うち基幹事業費：約36.4億円（8事業）

② いづろ・天文館地区

ア 目標：広域拠点としてのにぎわいとふれあいのまちづくり

イ 計画期間：平成30年度～令和4年度（5年間）

ウ 計画区域：約40ha

エ 目標を定量化する指標：歩行者通行量

オ 交付対象事業（令和5年2月 第6回変更）

総事業費：約22.5億円　うち基幹事業費：約22.3億円（5事業）

① 鹿児島中央駅東口地区

ア 目標：かごしまの陸の玄関にふさわしいにぎわいとゆとりある都市空間の創出とおもてなしの心に溢れたまちづくり

イ 計画期間：令和2年度～4年度（3年間）

ウ 計画区域：約43ha

エ 目標を定量化する指標：歩行者通行量、まち案内活動の日数

オ 交付対象事業（令和5年2月 第3回変更）

総事業費：約6.3億円　うち基幹事業費：約6.2億円（1事業）

④ 中心市街地地区

ア 目標：二つの軸（都市軸、景観軸）を中心ににぎわいを面的に拡げ、歩いて楽しい個性と魅力ある都市空間を創出する

イ 計画期間：令和5年度～9年度（5年間）

ウ 計画区域：約338ha

エ 目標を定量化する指標：歩行者通行量、歩いて楽しいと感じる市民の割合、中心市街地の地価

オ 交付対象事業（令和6年1月 第1回変更）

総事業費：約59.8億円　うち基幹事業費：約59.1億円（7事業）

## 13 鹿児島港のウォーターフロント開発

ウォーターフロントは、大隅半島や離島などを結ぶ人流・物流の拠点、国内外の観光客等が訪れる交流空間として重要な役割を担っている。

魅力あるウォーターフロントの形成を目指し、鹿児島港港湾計画に位置付けられた各港区の整備計画及び利用計画の促進を図ることとしている。

### (1) 鹿児島港港湾計画

鹿児島港は、本市の北から南へ20kmの範囲に及び、7つの港区から成り立っている。この7つの港区は、種子島、屋久島、奄美大島などの離島や、大隅半島との定期船のターミナルとして、また、地域経済を支える生活物資の流通基地や漁業、レクリエーションなどの活動の場として地域の発展に大きな役割を果たしている。

港湾管理者である県は、平成5年に、魅力ある南の拠点づくりを目指し、豊かなウォーターフロントを形成するため、17年度を目標年次とした「鹿児島港港湾計画」を改訂した。その後、奄美・沖縄航路の拠点機能の強化を目的とした新港区の整備に関する港湾計画の一部変更を行うなど、適宜、課題に対応してきており、31年3月には、中央港区において遊休化している水面貯木場等を埋立て交流空間の形成を図るため、また、谷山二区において巡視船の係留施設を整備するための港湾計画の軽易な変更がなされている。

### (2) 港湾整備

鹿児島港については、平成5年に改訂された鹿児島港港湾計画に沿って整備が進められている。

本港区では、高速船ターミナルが19年4月に供用開始されるなど、離島航路の集約が進められた。

新港区では、大規模地震災害時における物流機能の確保などを目的に、23年度に改修工事に着手し、26年3月に耐震強化岸壁やフェリーターミナル、ボーディングブリッジ等の供用が開始された。

中央港区のマリンポートかごしまについては、1期工事約24haのうち1工区約10.3 haについては、19年9月に供用開始され、2工区約13.7haについては、28年7月に全面の供用が開始された。また、22万トン級のクルーズ船が接岸できる新たな岸壁が、令和4年3月に完成した。

このほか、鴨池港区と中央港区を結ぶ臨港道路鴨池中央港区線の整備等が進められている。

### (3) 鹿児島港本港区の開発

県・市・商工会議所で構成する鹿児島港ポータルネッサンス21事業推進協議会によって、平成7年3月に「鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画」が策定された。同計画は、「“躍動と南のロマン”あふれる「みなと鹿児島」の創造」を開発コンセプトとして、生活者や観光客が楽しみ、憩える、快適で高質なウォーターフロントの創出を目指したものである。

これに基づき、中央ゾーンにおいては、17年4月に商業施設ドルフィンポートが開業したほか、18年12月にNHK新鹿児島放送会館がオープン、19年4月には種子・屋久高速船旅客ターミナルが供

用を開始した。

その後、ポータルネッサンス21事業推進協議会は、本港区のまちづくりに一定の役割を果たし、所期の目的を達成したとして、25年3月に解散した。

県は、31年2月に、本港区エリアについて「年間365日、国内外の幅広い観光客や県民で賑わい、国際的な観光都市にふさわしい『来て見て感動する観光拠点』の形成を図る」ことを開発コンセプトにした「鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン」をとりまとめたほか、令和4年3月に、本港区のドルフィンポート跡地と住吉町15番街区を整備予定地とする「スポーツ・コンベンションセンター基本構想」を策定するとともに、本港区エリア一帯の利活用について、同構想や港湾としての機能を踏まえつつ、県全体に経済効果を波及させていくという視点を念頭において、同エリアを巡る様々な意見もお聞きしながら検討を行うため、「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」を4年12月に設置し、土地利用の方向性を示すゾーニングやエリア毎の利活用の方針等について示した「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」を6年3月にとりまとめた。

## 14 谷山地区連続立体交差事業

### (1) 谷山地区連続立体交差事業

谷山地区では、JR指宿枕崎線により地区が東西に分断され、地区の一体的な土地利用や良好な都市環境の形成が阻害されており、鉄道の横断部では道路交通渋滞が生じるなど、経済活動や市民生活に大きな影響を与えていた。

谷山地区連続立体交差事業は、JR指宿枕崎線の谷山駅付近から慈眼寺駅付近までの約2.7kmを連続して高架化し、当区間の踏切を除却することで、渋滞・事故の解消など都市交通の円滑化や、鉄道による東西の地域分断の解消、都市生活の安全性・快適性の向上など、都市環境の改善を図るものである。

本市では、平成5年度から県が事業主体となる連続立体交差事業の可能性について検討を始め、市議会においては、8年6月に「JR指宿枕崎線の連続立体交差事業の導入を求める決議」が採択された。

その後、本市が事業主体となった限度額立体交差事業の導入について、12年度から各種調査設計を行い、16年度には限度額立体交差事業の新規事業として補助採択された。また、これと並行して連続立体交差事業の施行者を中核市にまで広げるよう国へ働きかけた結果、16年度にこれに沿った見直しがなされた。

これらを経て、17年度には全国で初めて、政令指定都市を除く市施行による連続立体交差事業の新規着工準備箇所として補助採択され、18年7月に都市計画決定を受け、19年12月に事業認可がなされた。その後、20年10月に起工式を開催し、22年3月に仮線一次切替、25年6月に仮線二次切替を行い、計画区間の全てにおいて高架本体工事に着手した。27年3月には施行期間や事業費について、事業計画の変更を行い、28年3月に高架線への切替が完了した。28年度からは仮線の撤去、交差幹線道路5路線を含む交差道路の整備や高架排水施設の整備を行い、30年3月に事業を完了した。

事業区間 : 東谷山二丁目～慈眼寺町 高架化区間約2.7km、工事区間約3.1km

除却踏切 : 15カ所（中村踏切、伊作街道踏切、試験場踏切、大久保踏切、諏訪踏切など）

交差幹線道路：5路線（北清見薬師堂線、南清見諏訪線、惣福森山線、谷山支所前通線、御所下和田名線）

施工方式：仮線方式（永田川橋梁部を除く）

(2) 谷山地区連続立体交差事業（関連事業）

JR指宿枕崎線の高架化に伴い、新たに生じる高架下及び鉄道残地を活用して、駐輪場、遊歩道を整備することにより、徒歩、自転車による交通結節点へのアクセス性を高め、自転車から公共交通への利用転換を図るとともに、東西の地域分断の解消や都市生活の安全性・快適性の向上を図り、都市環境の改善を目指したものである。

平成26年9月に高架化に伴って新たに生じる高架下空間の利用に関する地元意向調査を実施し、その結果を踏まえて土地所有者であるJR九州と協議を行い、28年3月に高架下利用計画を策定した。28年度からは谷山電停、谷山駅及び慈眼寺駅において駐輪場の整備を行った。30年度からは高架下等に遊歩道及び自転車道の整備を行った。令和2年度からは谷山電停ロータリーの整備を行い、令和5年3月に事業を完了した。

15 土地区画整理事業

土地区画整理事業については、これまでに戦災復興土地区画整理事業をはじめ、脇田地区、紫原地区、谷山塩屋地区、笹貫地区、武・田上地区、小松原地区、桜川地区、桜川第二地区、谷山第一地区、原良第一地区、原良第二地区、原良第三地区、宇宿中間地区で換地処分が完了しており、令和3年度には新たに谷山第二地区（72.9ha）で換地処分を行った。

現在施行中の郡山中央地区（46.2ha）、吉野地区（114.1ha）、吉野第二地区（66.5ha）、谷山駅周辺地区（15.3ha）、谷山第三地区（34.9ha）については、事業の早期完了に向け、国庫補助金等の財源を確保しながら事業を進めている。

◎各地区の事業費の推移（令和2～令和5年度）

（単位：円）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和5年度末の進捗率 (%)
郡山中央地区	482,826,181	409,342,748	370,753,425	515,048,201	90.2
吉野地区	1,592,884,909	650,252,531	569,967,125	162,250,000	99.2
吉野第二地区	58,916,877	68,119,381	17,879,094	29,048,200	0.5
谷山第二地区	94,772,198	75,720,065	—	—	100.0
谷山駅周辺地区	1,304,374,233	1,356,454,463	1,382,594,877	456,341,860	96.7

谷山第三地区	2,731,453,749	2,744,873,608	2,354,667,209	3,106,222,062	37.5
--------	---------------	---------------	---------------	---------------	------

（令和5年度は決算見込額）

## 16 清算事務

土地区画整理事業に伴う清算事務については、谷山第二地区が令和3年度に換地処分を終え、清算事務を行っている。

◎土地区画整理事業の換地処分実施地区一覧表

（令和6年3月末現在）

地区名	施行面積 (ha)	換地処分公告	清算金	
			徴収率	交付率
谷山第二地区	72.9	令和3年10月29日	99.82%	100%

## 17 田上小学校周辺における土地区画整理事業の検討

田上小学校周辺における土地区画整理事業については、事業に係る調査・検討を行い、地域の課題等について整理を進めている。



## ◀ 建 築 ▶

## 1 建築指導

## (1) 建築確認事務

昭和25年5月24日に制定された建築基準法（昭和25年11月23日施行）は、その後の社会情勢の変化、建築技術の進歩等により実情にそぐわない点が生じてきたことなどから、昭和45年6月1日に同法の一部改正（昭和46年1月1日施行）がなされた。

これを受け、本市でも昭和46年3月25日付けで建築指導課を設置し、特定行政庁として、それまで県が行っていた建築確認事務等を行うこととなった。

その後、平成10年6月12日の同法の一部改正（平成11年5月1日施行）により、これまで特定行政庁の建築主事が行ってきた確認・検査業務が、新たに国土交通大臣又は都道府県知事が指定した民間機関（指定確認検査機関）でも行えるようになった。

平成18年6月21日の同法の一部改正（平成19年6月20日施行）では、一定規模以上の建築物について都道府県知事又は都道府県知事が指定する構造計算適合性判定機関による構造計算審査や、3階建以上の共同住宅についての中間検査が義務付けられることとなった。

なお、本市では同法で定められているもの以外に、不特定多数の者が利用する施設の安全を確保するため、3階建以上でかつ延べ面積が500㎡を超える劇場・病院・福祉施設・学校等についても、条例により中間検査の対象としている。

◎建築確認申請等の過去4年間の受付件数 (単位：件)

区 分 \ 年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
確 認 申 請 (建 築 物)	293	284	269	241
〃 (建築設備)	17	12	27	10
〃 (工 作 物)	46	43	67	16
許 可 申 請 書	75	70	82	72
計 画 通 知 書	62	53	41	62
合 計	493	462	486	401

## (2) 民間建築物耐震化促進事業

耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により、耐震診断が義務付けられたホテル、店舗等の不特定多数が利用する大規模建築物の耐震改修等にかかる費用に対し、国、県とともに補助を行うとともに、戸建て住宅（平成12年5月31日以前着工）の耐震化に関する相談に応じるため、専門的な知識を持った耐震アドバイザーを派遣している。

◎事業実績

① 耐震化補助

（単位：件、千円）

		令和2年度		令和3		令和4		令和5	
		件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
補助区分	補強設計	—	—	—	—	—	—	—	—
	耐震改修	2	435,855	1	13,853	1	12,386	1	9,947
補助金額の合計		435,855		13,853		12,386		9,947	

② 耐震アドバイザー派遣

（単位：件、千円）

		令和2年度		令和3		令和4		令和5	
		件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
派遣		26	260	12	120	25	250	19	190

(3) 安全安心住宅ストック支援事業

住宅の耐震化を促進するため、平成20年度から、木造住宅耐震診断・改修工事補助事業において、木造住宅の耐震診断・改修工事にかかる費用に対し補助を行ってきた。また、緊急経済対策として、地域経済の活性化や雇用の安定に資するとともに、既存住宅の長寿命化や質の向上を図るため、24年度から、安心快適住宅リフォーム支援事業において、市民が市内業者を利用して行う住宅のリフォームにかかる費用に対し補助を行ってきた。

上記2つの補助事業に替わり、27年度からは、安全で良質な住宅ストックの形成を図るとともに、子育て・高齢者等世帯の安心な住まいづくりを促進するため、安全安心住宅ストック支援事業を創設し、住宅の耐震化やリフォームにかかる費用に対し補助を行っている。

◎事業実績

（単位：件、千円）

		令和2年度		令和3		令和4		令和5	
		件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
補助区分	耐震診断	28	2,628	23	2,154	10	1,000	15	1,361
	耐震改修	20	17,853	26	23,056	11	10,682	12	11,143
	リフォーム	426	79,267	27	9,930	19	6,689	16	5,805
補助金額の合計		99,748		35,140		18,371		18,309	

(4) 空き家等対策事業

市民の安全や良好な生活環境の確保を図るため、空家法や条例に基づく指導等を行うとともに、危険空き家の解体にかかる費用に対し補助を行っている。

## ◎事業実績

(単位：件、千円)

	令和2年度		令和3		令和4		令和5	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
補助	31	8,675	25	7,119	31	8,485	16	4,698

## (5) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある敷地に建てられた危険住宅に居住する住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の除却や新たな住宅の建設（購入を含む。）等に要する経費に対して国、県とともに補助を行っている。

## ◎事業実績

(単位：件、千円)

		令和2年度		令和3		令和4		令和5	
		件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
補助区分	除却費等	0	0	2	1,950	1	975	1	751
	建物助成費	0	0	0	0	1	4,650	1	3,724
補助金額の合計		0		1,950		5,625		4,475	

## (6) 民間建築物アスベスト対策事業

吹付けアスベスト等の除去等を促進し、市民の健康及び生活環境の保全を図るため、全ての民間建築物で吹付けアスベスト等があるものを対象に、これらの分析調査や除去等にかかる費用に対し補助を行っている。

## ◎事業実績

(単位：件、千円)

		令和2年度		令和3		令和4		令和5	
		件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
補助区分	分析調査	1	33	0	0	0	0	2	500
	除去等	1	1,630	2	2,467	0	0	1	1,630
補助金額の合計		1,663		2,467		0		2,130	

## (7) 分譲マンションアドバイザー派遣事業

マンションの適正な維持管理や改修・建替えを支援するため、専門知識を持つアドバイザーを派遣している。

## ◎事業実績

(単位：件、千円)

		令和2年度		令和3		令和4		令和5	
		件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
派遣		17	255	16	240	11	165	11	165

(8) 空家活用アドバイザー派遣事業

空家の活用や適正管理を促進し、危険な空家の発生を抑制するため、専門的な知識を持った空家活用アドバイザーを派遣している。

◎事業実績 (単位：件、千円)

	令和2年度		令和3		令和4		令和5	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
派遣	8	80	5	50	6	60	4	40

(9) 民間ブロック塀安全対策補助事業

地震発生時における塀の倒壊による通行人の被害等を未然に防止し、地震災害に強いまちづくりを促進するため、道路に面する民間ブロック塀の撤去にかかる費用に対し補助を行っている。

◎事業実績 (単位：件、千円)

	令和2年度		令和3		令和4		令和5	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
補助	30	2,222	22	1,367	19	1,258	10	855

2 住宅

(1) 住宅事情

平成30年の住宅・土地統計調査によると、本市においては、下表のとおり住宅総数が世帯数（275,287世帯）を上回っており、戸数面では充足している状況にある。

(単位：戸)

住宅総数	居住世帯あり	居 住 世 帯 な し			
		空 き 家	建 築 中	一時現在者のみ	計
319,760	271,010	47,580	950	220	48,750

※標本調査による推計値であるため、表中の個々の数値の合計は必ずしも総数と一致しない。

(2) 市営住宅等

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために、住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸する住宅である。

本市では、良質な住宅ストックの形成を図るため、耐用年数や居住水準を考慮しながら、昭和57年度から建て替えを進めており、平成15年度からは、既存の市営住宅の安全性の確保や長寿命化等を図るため、市営住宅ストック総合改善事業に取り組んでいる。

これら市営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対策を推進することを基本とし、世帯構成を考慮した住宅の供給など、少子高齢社会の進行を踏まえた対応を図るとともに、未就学児のいる子育て

世帯の居住の安定確保等を図るため、子育て仕様住戸の整備を進めている。

また、地域活性化の一助とするため、市街化調整区域の指定既存集落では、平成9年度から既存集落活性化住宅建設事業(令和5年度完了)を、合併5町地域では、平成20年度から地域活性化住宅建設事業(令和2年度完了)を実施した。

① 市営住宅の管理戸数(4月1日現在)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5
管理戸数	11,010	11,015	11,080	10,992

② 市営住宅の建設状況 ※ ( )内は子育て仕様住戸 (着工ベース)

年度	令和2		令和3		令和4		令和5	
	住宅名	戸数	住宅名	戸数	住宅名	戸数	住宅名	戸数
建替	西伊敷32号棟	31(4)	玉里団地27号棟	42(6)	—	—	西伊敷45号棟	40(0)
	大明丘16号棟	34(4)	—	—	—	—	—	—
	計	65	計	42	計	0	計	40
新規	東佐多(第二) 1,2号棟	5	—	—	—	—	平川中木場 1,2号棟	5
	計	5	計	0	計	0	計	5
合計	70		42		0		45	
除却	110		0		50		120	

③ 市営住宅ストック総合改善事業の実施状況

「鹿児島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、居住性の向上、バリアフリー対策の推進、安全性の確保等を目的として、既存住宅の改善工事等を実施している。

◎個別改善を行った住宅の内訳 ※ ( )内は子育て仕様住戸 (着工ベース)

	令和2年度		令和3		令和4		令和5		合計	
	住宅名	戸数	住宅名	戸数	住宅名	戸数	住宅名	戸数	棟数	戸数
個別改善	—	—	—	—	桜ヶ丘 13,14号棟	50(5)	—	—	2	50

④ 既存集落活性化住宅建設事業(令和5年度完了)

人口の減少や地域の活力が低下している市街化調整区域内の指定既存集落の活力維持の一助とするために、主に子育て世帯を対象として、指定既存集落の小学校の周辺に、豊かな自然環境等の地域資源を生かし、田園風景と調和した低層の市営住宅を建設したところである。

◎既存集落活性化住宅建設事業の実施状況

（着工ベース）

年度	地区名又は住宅名	建設戸数（戸）
平成11～17年度	平川、錫山、皆与志、小山田、桜島地区	65
平成18年度	皆与志中組	5
	犬迫	10
平成19年度	東桜島	10
平成21年度	錫山飛渡	5
平成23年度	平川	5
平成25年度	犬迫	10
平成28年度	小山田塚田	5
令和5年度	平川中木場	5
計		120

⑤ 地域活性化住宅建設事業（令和2年度完了）

人口の減少や地域の活力が低下している合併した5町地域の集落の活力維持の一助とするために、集落における小学校の周辺地域の豊かな自然環境等の地域資源を活かし、周辺の自然環境と調和のとれた市営住宅を建設したところである。

◎地域活性化住宅建設事業の実施状況

（着工ベース）

年度	住宅名	建設戸数（戸）
平成22年度	花尾南迫	10
平成23年度	本城	10
平成24年度	瀬々串	5
平成27年度	宮之浦	4
平成28年度	宮之浦	6
令和2年度	東佐多（第二）	5
計		40

⑥ 市営住宅管理運営事業

市民サービスの向上や管理事務の効率化を推進するために、令和元年度から指定管理者に市営住宅の管理業務と修繕業務の一部を委任するものである。

⑦ 市営住宅滞納家賃収納業務委託事業

市営住宅家賃を滞納したまま退去した者に対する徴収強化を図るため、退去滞納者に対する債権回収業務を弁護士法人へ委託するものである。

⑧ 市営住宅敷地等有効活用施策検討事業

市営住宅入居者を含む地域住民の利便性向上を図るとともに本市の新たな収入等につなげるため、

市営住宅の敷地や空き住戸の有効活用施策及び当該施策の事業化に向けた可能性を検討するものである。

(3) 民間賃貸住宅に対する支援（優良賃貸住宅供給促進事業）

民間賃貸住宅の建設費や入居者の家賃に対し補助することにより、優良な民間賃貸住宅のストック形成を誘導するとともに、中堅所得者、高齢者及び子育て世帯等に対し、良質な賃貸住宅の供給を促進する。

これまで、中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）及び地域優良賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）について実施している。

(4) 住生活基本計画の策定

市民の住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的に、本市の住宅政策の基本的な方向性を示す「鹿児島市住生活基本計画」を令和6年3月に策定した。

### 3 建築

(1) 公共建築物ストックマネジメント事業

本市では、数多くの公共建築物を所有していることやその建築物の老朽化が進んでいることを受け、既存公共建築物（学校、市営住宅、公営企業を除く）について、中長期の視点に立った計画的で効率的な維持保全を行い、建築物の機能維持による市民サービスを確保するとともに、建築物の長寿命化、維持保全コストの縮減と平準化を図っている。

① 計画的・効率的な維持保全

主な既存公共建築物では、計画的で効率的な維持保全を行うため、現行の保全計画を更新するとともに、新たに保全対象となった建築物の保全計画を新規に作成した。

（単位：棟）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5
計画作成棟数	69	63	60	59
主 な 施 設	ふれあいスポーツランド	青果市場	市民文化ホール	鹿児島アリーナ

② 日常の適正な維持管理

ア 施設所管課が行う日常点検において技術的支援を行い、建築物の不具合の早期発見と早期対応の促進を図っている。

イ 公共建築物の電気・水道料金の維持管理コストの縮減に向けて、保全計画等の情報に基づき職員が技術的な提案や検討を行い、電力の需給契約の見直し等に施設所管課と連携して取り組んでいる。

③ 施設情報の一元化と保全情報の提供

建築物の概要や修繕履歴等の情報を一元的に管理するとともに、施設の維持保全に関する情報を提供する保全ニュースを、定期的に全庁に配信している。

## 4 設備

### (1) 公共建築物省エネルギー推進事業

公共建築物における省エネルギーを推進するため、平成25年度から設備機器の運転支援に取り組んでいる。

① 省エネルギー運転支援の取組

平成25年度比で電気使用量12%削減を目指す。

ア 施設の運営形態や設備機器の運転状況の調査を行い、その施設に適した省エネ手法の指導・助言を施設管理者等に行う。

イ 前年度の運転支援効果の検証を行い、取組の定着を図る。

② 施設所管課への情報提供

市役所WANにおいて、取組内容や成果を紹介する。

③ 民間への情報提供

市ホームページや「環境フェスタかごしま」などで取組内容や成果を紹介する。



## ◀ 道 路 ▶

## 1 道路

## (1) 概要

道路網の整備については、幹線道路と生活道路の機能分担を図りながら、均衡のとれた交通環境及び生活環境の整備に努めてきた。

広域幹線道路等の整備については、広域的な交流をさらに拡充するため、南九州西回り自動車道、東九州自動車道の整備を促進した。

南九州西回り自動車道については、平成27年3月に川内隈之城道路10.2kmが、平成29年11月に出水阿久根道路14.9 kmが全線開通し、残る整備区間である阿久根川内道路についても、平成30年10月より整備が進められている。

東九州自動車道については、平成26年12月に鹿屋串良ジャンクションから曾於弥五郎インター間17.7kmが、令和3年7月に志布志インターから鹿屋串良ジャンクション間19.2kmが供用開始し、令和元年10月より夏井インター（仮称）から志布志インター間の整備が進められている。

また、九州縦貫自動車道等の高規格幹線道路を補完するとともに、これらの路線と広域幹線ネットワークを形成し、市域の骨格を形成する重要な路線として、地域高規格道路である鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路の整備推進を国、県に強く要請している。

このうち鹿児島東西幹線道路については、平成25年9月に完成した新武岡トンネルを含む、鹿児島インターから建部インターまでの区間2.2kmが暫定供用されており、現在、田上インターから甲南インター（仮称）までの区間の整備が進められている。

さらに、市街地流入部を中心に生じる交通渋滞を緩和するため、国道10号鹿児島北バイパスや国道226号、県道鹿児島蒲生線（都市計画道路「催馬楽坂線」）の整備を促進するとともに、本市と鹿児島空港を結ぶ外環状道路及び災害時における国道10号や九州縦貫自動車道の代替道路として重要な、県道伊集院蒲生溝辺線等の整備を促進した。

このうち国道10号鹿児島北バイパスについては、花倉地区の土砂災害による被害を回避するため、令和5年12月に都市計画変更を行い、祇園之洲地区の地盤改良等の整備が進められている。

生活道路である市道の整備については、幹線道路整備事業、生活道路整備事業、地方道路等整備事業、交通安全施設整備事業、市道バリアフリー推進事業、自転車走行ネットワーク形成事業等により、交通安全の確保や生活環境の向上等を図るための整備を行っているところである。

また、市域内の幹線機能を果たす県道の整備事業費の一部を負担するとともに、私道の整備に対して助成金を支出し、それらの整備促進を図ってきた。

## (2) 整備状況

## ① 街路事業

住宅密集地からの発生交通や通過交通を処理するためのアクセス道路として、また、都市内の円滑な交通流動の確保を図るため、都市計画道路谷山支所前通線の整備を推進した。

◎事業の概要等

事業名	総事業費及び概要	備考
谷山支所前通線 (連立関連区間)	(1)総事業費 421,000千円 (2)延長 約116m (3)幅員13m	令和2年度完了

② 幹線道路整備事業

平成27年度に策定した幹線道路整備事業第7次計画及び令和3年度に策定した幹線道路整備事業第8次計画に基づき、都市計画道路を除く国道県等の主要な幹線道路網を補完する幹線市道や地域間等を結ぶ幹線市道の拡幅改良を行う事業で、奥之宇都線や宮坂一倉線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
2	666m	2	882m	2	359m	2	89m

③ 生活道路整備事業

幹線市道以外の市道、いわゆる地域内の足元的な市道について、地元要望等を踏まえ、狭隘で線形の不良な道路の改良を行う事業で、本坊伊集院線や中尾2号線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
3	149m	1	63m	4	270m	3	75m

④ 側溝整備事業

住宅地における生活環境の向上、排水機能の向上及び蓋版設置による道路幅員の有効利用を図るため、老朽化した側溝の整備等を行う事業で、小池登山線や春山2号線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
47	4,014m	40	2,758m	42	2,521m	40	2,510m

⑤ 舗装新設改良事業

増加する交通量及び重交通に耐えられる舗装への切り替えや、関連する歩道の整備を行い、道路の安全性と機能向上を図るため、武岡団地中央線や小松原山田線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
8	1,659m	6	1,009m	9	1,165m	9	571m

⑥ 道路災害防止事業

市道沿いの自然崖面等の改良を行い、崖面の崩壊による事故を防止し、道路の安全性の向上を図るため、武岡団地56号線や古屋敷草野線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
11	500m	15	578m	14	525m	10	502m

⑦ 地方道路等整備事業

幹線道路の整備を図るため、起債を導入して、比志島本線や川上丸岡線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
4	269m	1	36m	1	74m	—	—

⑧ 半島振興対策道路整備事業

半島振興対策実施地域の生活環境の向上や均衡ある発展を図るため、松元石谷線や仁田尾六ヶ所線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
5	790m	5	423m	5	328m	7	524m

⑨ 辺地対策道路整備事業

辺地総合整備計画に基づき、その他の地域との生活文化水準の格差是正を図るため、クリーンリサイクルセンター線や白石・湯屋線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
—	—	3	177m	2	103m	2	216m

⑩ 石油貯蔵施設立地対策道路整備事業

石油貯蔵施設の設置の円滑化、周辺地域住民の福祉の向上を図るため、施設設置に伴って必要となる宮坂一倉線や新田線等の整備を行った。

◎事業実績

令和2年度		令和3		令和4		令和5	
路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長	路線数	整備延長
4	352m	4	279m	4	298m	3	230m

⑪ 無電柱化推進計画事業

令和2年度に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保等を図るため、城南線や唐湊線等の地中化工事等を行った。

⑫ 橋りょう新設改良事業

道路改良に伴い架け替え等が必要となったことから、田中園橋の整備を行った。

⑬ 交通安全施設整備事業

交通の安全を確保するため、歩道設置、交差点改良、視距改良等の道路整備や道路標識、防護柵、区画線等の交通安全施設の設置を行う事業で、下門仲組線や光山線等の整備を行った。

⑭ 市道バリアフリー推進事業

高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい歩道となるよう、「第2期市道バリアフリー推進計画」に基づき、みずほ通線や与次郎ヶ浜2号線等において歩道の段差解消や勾配の緩和等を行うとともに、令和4年度に策定した「第3期市道バリアフリー推進計画」に基づき、パース通線等においてベンチ(休憩施設)の設置を行った。

⑮ 自転車走行ネットワーク形成事業

クルマから自転車への転換による環境負荷の低減や自転車の安全で快適な通行を確保し、自転車で走りやすいまちの実現に向けて、平成25年度に策定した「鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画」に基づき、鴨池与次郎ヶ浜線やいづる通線等の整備を行った。

⑯ ゾーン30プラス等の整備

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、幹線道路で囲まれた区域等(ゾーン)における走行速度や通過交通(進入)の抑制を図るため、警察による最高速度30km/hの区域規制と道路管理者による物理的デバイス等(ハンプや狭さくなど)を適切に組み合わせたゾーン30プラス等の整備を行った。

年 度	令和2年	令和3	令和4	令和5
整備地区	清和地区 西田地区 上荒田地区	清和地区 大竜地区	—	郡元3丁目地区 東谷山1丁目地区

⑰ 都市計画道路網再編事業

社会情勢の変化などを踏まえ、都市計画道路見直し基本方針の策定に向けた検討を進めている。

- 令和4年度
- ・見直し検討対象路線の選定
  - ・見直し協議会、見直し検討委員会の設置・開催
- 5年度
- ・見直し検討対象路線の評価・検証、将来交通量推計
  - ・見直し協議会、見直し検討委員会の開催

⑱ 主要渋滞箇所対策事業

市道部における主要渋滞箇所(20箇所)について、既存道路を有効活用した右左折専用レーンの延伸・新設などの交差点改良等によるピンポイント対策を行った。

◎事業の実施状況

年 度	令和2年	令和3	令和4	令和5
実施箇所	—	—	—	玉里団地入口 交差点

⑱ みんなで目指す渋滞解消プラン策定事業

渋滞対策を総合的に進めていくため、ハード・ソフトの両面から取り組む施策を掲げる渋滞対策基本計画の策定に向けた検討を進めている。

令和5年度 ・ 渋滞対策に関する基礎調査

## 2 特殊地下壕対策事業

市民の身体、生命及び財産に係る事故や災害を防止するため、市街地に現存する特殊地下壕のうち、陥没等が顕著で危険性の高い特殊地下壕の埋め戻しを行った。

◎事業の実施状況

年 度	令和2年	令和3	令和4	令和5
実施箇所	—	—	—	小原町地区 東谷山四丁目地区 2箇所

## 3 道路・橋りょう維持事業

### (1) 道路維持事業

#### ① 道路維持事業

老朽化した舗装路面の補修及び路肩、側溝の補修を行い、一般交通の安全確保と市民の生活環境の整備に努める。

#### ② 道路ストック修繕事業

平成25年度に行った道路ストック総点検及び道路法改正（平成25年9月2日施行）に伴う定期点検（5年に1回）の結果から策定した各施設の長寿命化修繕計画に基づき、トンネル・横断歩道橋・門型標識・道路舗装の修繕を行う。

- ・ 舗装維持管理計画（平成29年5月策定 第2次計画令和4年3月策定）
- ・ トンネル長寿命化修繕計画（平成31年3月策定 令和4年3月改定）
- ・ 横断歩道橋長寿命化修繕計画（令和3年3月策定 令和4年3月改定）
- ・ 門型標識施設維持管理計画（平成31年3月策定）

③ 事業推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5
道路維持費	2,164,230	1,841,261	1,660,271	2,295,992
うち、 道路維持事業	1,284,083	1,125,009	1,093,035	1,372,754
うち、 道路ストック修繕事業	868,851	704,485	552,866	923,238

(2) 橋りょう維持事業

① 橋りょう維持事業

既設橋りょうの維持補修を行い、一般交通の安全確保と市民の生活環境の整備に努める。

② 橋りょう長寿命化事業

平成23年3月に策定した「橋りょう長寿命化修繕計画」を進めてきたが、道路法改正（平成25年9月2日施行）に伴う定期点検（5年に1回）に基づき、令和2年3月に更新を行ったことから更新計画に基づき、計画的に修繕を行い、橋りょうの長寿命化を図り、本市の道路網の安全性・信頼性を確保する。

③ 事業推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	令和2	令和3	令和4	令和5
橋りょう維持費	565,873	582,506	509,940	410,612
うち、 橋りょう長寿命化事業	561,846	577,650	506,947	407,728
うち、 橋りょう維持事業	4,027	4,856	2,993	2,884

## 4 桜島降灰除去事業

桜島の爆発により道路や側溝及び公共下水道などに堆積した降灰を路面清掃車等で除去し、道路交通の安全と側溝等の冠水防止を図る。

また、宅地及び事業所内に堆積した降灰で、市が指定する降灰置場に搬出されたものについて、収集及び運搬処分を行い、市民の生活環境の保全に努めている。

### ◎桜島降灰除去事業の実施状況

事業名	令和2		令和3		令和4		令和5	
	搬出土 (m <sup>3</sup> )	事業費 (千円)	搬出土 (m <sup>3</sup> )	事業費 (千円)	搬出土 (m <sup>3</sup> )	事業費 (千円)	搬出土 (m <sup>3</sup> )	事業費 (千円)
道路降灰除去	1,336.6	377,497	1,246.3	361,969	1,224.0	350,673	1271.8	340,811
宅地降灰除去	2,672.6	82,540	2,037.2	68,871	1,626.6	63,585	1316.0	57,635
計	4,009.2	460,037	3,283.5	430,840	2,850.6	414,258	2587.8	398,446

## 5 自転車等駐車対策推進事業

### (1) 概要

平成8年3月に鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例を制定し、同年10月から歩道や車道、駅前広場など、公共の場所に放置してある自転車や原動機付自転車の指導・撤去を行っている。

また、鹿児島中央駅周辺においては、平成8年度に自転車等駐車を整備するとともに、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

平成13年度からは、天文館を中心とする中央地区において、分散して自転車等駐車を整備するとともに、その周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

撤去した自転車等は所有者を調査し、返還に努めているが、公示後6カ月が経過しても引き取りがなく所有権が本市に帰属した自転車については、リサイクル自転車フェアに出品し、物を大切にすること意識の高揚や資源の有効活用を図っている。

### (2) 目的

駅周辺や繁華街における放置自転車等による通行障害の解消や都市景観の向上を目的とし、交通の円滑化及び良好な生活環境の保全を図る。

### (3) 施設の概要

#### ◎有料市営自転車等駐車場の内訳と利用方法

名称	位置	利用方法
市営鹿児島中央駅東口自転車等駐車場	中央町39番1	一時利用、定期利用

市営黒田踏切自転車等駐車場	西田一丁目1番33	定期利用
市営鹿児島中央駅西口自転車等駐車場	武一丁目7番3	一時利用、定期利用
市営東千石自転車等駐車場	東千石町3番44	一時利用、定期利用
市営山之口自転車等駐車場	山之口町11番2	一時利用、定期利用
市営二本松自転車等駐車場	山之口町3番29	一時利用、定期利用
市営西千石自転車等駐車場	西千石町16番11	一時利用、定期利用
市営おつきや自転車等駐車場	東千石町17番17	一時利用
市営松山通自転車等駐車場	呉服町2番6	一時利用
市営中町自転車等駐車場	中町4番10	一時利用、定期利用

(4) 自転車等の撤去・返還・附置義務等の状況

区分	撤 去					
	放置禁止区域内		放置禁止区域外		自転車等駐車場内	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年度	599台	8台	676台	20台	295台	14台
3	546台	16台	572台	24台	252台	7台
4	561台	15台	580台	19台	281台	10台
5	682台	12台	741台	20台	343台	7台

区分	返 還				リ サ イ ク ル				
	盗難届出分 (警察)		本人返還		市民等への売却		公用車と して活用	鉄くずとして売却	
	自転車	原動機付 自転車	自転車	原動機付 自転車	自転車	原動機付 自転車	自転車	自転車	原動機付 自転車
令和2年度	55台	0台	314台	13台	77台	20台	8台	1,368台	15台
3	33台	0台	303台	23台	49台	18台	3台	1,002台	4台
4	34台	2台	342台	25台	195台	19台	7台	836台	1台
5	52台	2台	429台	19台	198台	19台	5台	881台	1台

区分	保 管				附置義務	
	6カ月保管中の台数		帰属後の保管台数			
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	届出	完了
令和5年度末累計	674台	13台	356台	7台	1件	1件



## 6 地籍調査事業

### (1) 概要及び効果

地籍調査は、国土調査法に基づき、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものである。

その効果としては、土地境界を巡るトラブルの未然防止、登記手続の簡素化・費用縮減、土地の有効活用の促進、公共事業の効率化・コスト縮減、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化等が挙げられる。

### (2) 本市の進捗状況（令和5年度末時点）

調査対象面積	調査済面積 (他事業整備を含む。)	進捗率
512.35km <sup>2</sup>	254.95km <sup>2</sup>	49.7%

※国有林野、湖沼等は調査対象面積に含まない。

※他事業整備とは、国土調査法第19条第5項による指定（予定を含む。）及び法務局の登記所備付地図作成等によるものである。

### (3) 事業内容

国や県の第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき調査に着手した。

- ① 令和2年度着手地区（令和4年11月30日 登記完了）
  - ア 紫原団地の一部（紫原二、五、七丁目の各一部）
- ② 令和3年度着手地区（令和6年2月26日 登記完了）
  - ア 紫原団地の一部（紫原一、四、五、六、七丁目の各一部）
- ③ 令和4年度着手地区
  - ア 紫原団地の一部（紫原一、三、四、六丁目、南郡元町、南新町の各一部）
- ④ 令和5年度着手地区
  - ア 桜ヶ丘団地の一部（桜ヶ丘一丁目の一部）
  - イ 紫原団地の一部（紫原三丁目の一部）

## ◀ 消 防 ▶

頻発化・大規模化する大雨や台風、地震や火山噴火などの自然災害をはじめ、火災や事故、テロ災害などあらゆる事象への対応とその備えが強く求められている。また、高齢化の進行などにより、救急需要の増大が予想されている。

このような情勢を踏まえ、質の高い消防力をさらに強化し、災害に強いまちを目指すため、消防活動及び救急救命の体制を強化するとともに火災予防対策の推進に取り組んでいる。

### 1 大規模災害等対策の推進

#### (1) 災害対応力の強化

複雑・多様化する災害に対し迅速かつ的確に対応するため、消防庁舎、車両、資機材及び装備等の整備や職員の訓練・研修の充実により災害対応力の強化を図った。

##### ① 消防拠点の整備等

###### ア 概 要

仮眠室の個室化や消防庁舎へのシャッター設置など消防拠点機能の強化と執務環境の整備を行った。

###### イ 経過等

###### a 消防拠点整備事業

桜島東分遣隊の仮眠室を個室化するとともに消毒室を設置する工事を開始した。（令和6年度工事完了予定）

###### b 消防庁舎管理強化事業

令和2年度から令和4年度にかけ、消防庁舎の防犯体制を強化するとともに、桜島の大規模噴火に伴う大量の軽石火山灰等に対応するため、消防庁舎にシャッターを設置した。

###### c 消防局執務環境等整備事業

新型コロナウイルス等感染防止対策のため、洗面所に非接触型自動水洗を整備するなどの執務環境整備を行った。

##### ② 消防車両等高性能化事業

###### ア 概 要

大規模災害等に対応できるよう、最新の技術を取り入れた消防車両等を導入し、高性能化を図った。

###### イ 経過等

令和2年度に南林寺S K車を道路狭隘地域にも進入することができる15m級はしご車に、令和4年度に水槽車を大容量（10,000ℓ）の車両に更新した。また、桜島の大規模噴火に伴う大量の軽石火山灰等に対応するため、緊急自動車の仕様を四輪駆動方式に変更したほか、交通事故防止

等を目的としてドライブレコーダーを設置した。

③ 消防局緊急食糧等整備事業

ア 概 要

大規模災害発生時にインフラ等が途絶した状況において、消防職員が円滑かつ継続的に活動するために必要となる非常食等を整備した。

イ 経過等

- a 令和2年度に3日分の非常食、水及び携帯トイレを整備した。
- b 令和5年度に3日分の非常食を更新した。

④ 消防局人材育成事業

ア 概 要

消防局人材育成基本方針に基づき、人材育成を組織的に実施できる職場環境作り、体系的な研修の実施、計画的な人事管理を行い、高度化・専門化する消防業務を的確に遂行できる人材を育成した。

イ 経過等

令和5年度から昇任試験問題作成の業務委託を開始した。

⑤ 資機材・装備安全高性能化事業

ア 概 要

都市化の進展や社会情勢の変化等により複雑多様化する災害・事故に対応するとともに、隊員の安全を確保するため、資機材及び装備の安全・高性能化を図った。

イ 経過等

- a 安全帯の新規格に適合したフルハーネス型の墜落制止用器具を整備した。
- b 火災現場における屋内進入時の安全対策として消防隊に携帯警報器を整備した。
- c 個人防火装備に係るガイドラインの基準に適合する防火装備を整備した。
- d 土砂災害現場等における二次災害防止を図るため、崩落監視システムを整備した。

⑥ 泡消火薬剤整備事業

ア 概 要

危険物火災に対する消火能力を強化するため、経年劣化した泡消火薬剤の更新を行った。

イ 経過等

令和4年度及び令和5年度に経年劣化した泡消火薬剤を廃棄するとともに、薬剤を更新した。

⑦ 実体験型警防訓練事業

ア 概 要

多種多様な災害や事故を想定した実体験型の訓練を実施するため、消防総合訓練研修センターの改修や訓練資機材の整備等を行った。

イ 経過等

- a 整備計画に基づき都市型搜索救助資機材を整備した。

b 訓練センター保全計画を新たに策定し、当該計画に基づき施設改修を行った。

⑧ 広域消防応援事業

ア 概要

令和2年7月豪雨災害の際に、熊本県芦北町等に緊急消防援助隊を派遣したほか、広域応援に必要な資機材等の整備や訓練・研修による隊員の知識習得及び技能向上を図った。

イ 経過等

a 令和2年度に緊急消防援助隊登録小隊にNBC災害即応部隊指揮隊や土砂・風水害機動支援部隊指揮隊など6隊を追加登録し、登録隊数を28隊とした。

b 令和2年7月豪雨災害の際に、鹿児島県土砂・風水害機動支援部隊及び鹿児島県大規模危険物火災対応小隊の5隊27人を熊本県芦北町等に派遣し、崖崩れ現場の捜索・救助活動や工場における消火活動等を実施した。

c 令和3年度に総務省消防庁から二次災害の危険があるような場所でも迅速に被害状況が確認できるようドローンの無償貸与を受けた。

d 国際消防救助隊合同訓練への参加

・令和5年11月 福岡県で開催された九州地区国際消防救助隊合同訓練に参加

e 緊急消防援助隊合同訓練への参加

・令和4年11月 沖縄県で開催された緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に参加

・令和4年11月 静岡県で開催された緊急消防援助隊全国合同訓練に参加

・令和5年11月 福岡県で開催された緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に参加

⑨ 消防緊急通信指令システム整備事業

ア 概要

消防緊急通信指令システムの安定稼働を維持するため、システムの一部更新を行ったほか、多様な通信手段による消防情報の配信などを行った。

イ 経過等

a 安心ネットワーク119の再構築による配信速度の向上及び多言語配信等の機能強化

・令和3年4月 運用開始

b 通信指令システムのサーバ系機器更新

・令和4年4月 運用開始

c 市LINE公式アカウントによる消防出動情報の配信

・令和5年7月 運用開始

⑩ 119番映像通報システム整備事業

ア 概要

迅速・的確な災害対応や応急手当につなげるため、通報者がスマートフォン等で撮影した災害現場の映像を通信指令センターに伝送できるシステムを導入した。

イ 経過等

- ・令和2年11月から令和3年3月まで 実証実験の実施
- ・令和5年10月 運用開始

⑪ 現場中継システム整備事業

ア 概要

医療の早期介入や映像情報の共有化を図るため、災害現場の映像をドクターカーや通信指令センター等に中継するシステムを整備した。

イ 経過等

- ・令和5年10月 運用開始

⑫ 雨量観測システム高度化事業

ア 概要

雨量観測システムサーバの更新時期に合わせて、当該サーバをクラウド化するとともに、パッケージ化された観測機器に更新することで、システムの安定稼働、観測機器のスリム化及び費用の低減を図った。

イ 経過等

- ・令和5年12月 運用開始

(2) 消防団を中核とする地域防災力の強化

消防団を中核とする地域防災力の向上を図るため、地域防災を担う消防団員の確保及び消防団組織の活性化、消防団施設・装備品等の充実及び消防団員の安全活動の確保などを主眼として、消防団の組織体制、活動内容の充実・強化を図った。

① 地域防災を担う消防団員の確保及び消防団組織の活性化

ア 消防団活動事業

消防団員の処遇を改善するため、活動に応じて支給する費用弁償を改め、出動報酬を創設した。

イ 女性消防団員活躍推進事業

火災予防広報や応急手当普及啓発活動に加え、災害現場における後方支援活動及び大規模災害時の避難所運営支援活動等の充実強化を図った。

ウ 技能別消防団運用事業

大規模災害時における消防活動体制を強化するため、消防団員の技能、資格等を活用した技能別消防団の活動の充実及び登録促進を図った。

エ 大学生等消防団加入促進事業

将来の地域防災の担い手を育成し、地域防災力の強化を図るため、学生機能別分団の活動内容を充実させるとともに大学生等の消防団への加入促進を行った。

② 消防団施設・装備品等の充実及び消防団員の安全活動の確保

ア 消防分団舎整備事業

- a 令和2年度に湯之分団舎及び黒神分団舎を移転新築した。
  - b 令和4年度及び令和5年度に消防団の組織再編により廃止した分団舎を撤去した。
  - c 整備計画に基づき、分団舎の改修及び執務環境の改善を行い、防災拠点機能を強化した。
  - d 消防団のPRと地域住民に対する防火防災意識の普及啓発を図るため、地域の小中学生等からデザインを募集し、分団舎のシャッターにラッピング加工した。
- イ 消防団活動用救護資機材等整備事業
- 大規模災害時等において、消防団員が安全かつ迅速・的確に救護活動を行うため、救護用資機材等を整備したほか、分団舎に設置したAEDの電極パッド及びバッテリーを更新した。
- ウ 消防車両等高性能化事業（再掲）
- 消防団車両の更新に併せて四輪駆動方式に仕様を変更したほか、交通事故防止等を目的としてドライブレコーダーを設置した。

## 2 救急需要対策の推進

### (1) 救急救命体制の強化

高齢化の進行等に伴う救急需要の増加が見込まれるとともに救急業務の更なる高度化が求められている中、市民の安心・安全を確保するために救急課を新設するとともに、中央本署及び谷山分遣隊に新たに救急隊を設置するなど、救急救命体制の強化を図った。

#### ① 救急体制の充実・強化事業

救急業務の高度化に対応するため、令和3年4月に救急課を新設するとともに、増加する救急需要に対応するため、中央本署及び谷山分遣隊に新たに救急隊を設置した。

#### ② 救急業務高度化事業

救命効果の更なる向上を図るため、救急自動車の高規格化や除細動機能付き総合観察装置の整備などを行ったほか、令和3年度までに全ての救急自動車に自動式心肺蘇生器を整備した。

#### ③ ドクターカー運用事業

市立病院と連携してドクターカーを運用し、救急医療体制を充実させることにより救命率の向上や後遺障害の軽減を図った。

#### ④ 救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業

##### ア 概 要

- a 救急業務の高度化や救急需要の増大に対応するため、救急救命士及び救急資格者を養成した。
- b 救急業務全般に係る教育を行うことができる「指導救急救命士」を養成した。
- c 救急救命士が行う救命処置に伴う医師の指示・指導・助言及び事後検証並びに救急救命士の教育・研修に係るメディカルコントロール体制の推進を図った。

##### イ 経過等（令和6年1月1日現在）

- ・救急救命士 90人

- ・気管挿管を実施することができる救急救命士 65人
- ・薬剤投与を実施することができる救急救命士 90人
- ・指導救命士 16人

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応

ア 感染防止対策用資機材の整備

新型コロナウイルスをはじめとする感染症流行時等において、救急隊員等が24週間にわたって活動するために必要な感染防止用資器材を備蓄した。

イ 救急隊の感染防止対策の見直し

救急隊員等の職業感染を防止するため、感染防止対策マニュアルを改訂した。

ウ 業務継続の取り組み

優先業務の選定や柔軟な部隊運用等を行うとともに、通信指令センターの経験者のリストをあらかじめ作成するなど、職員に多くの感染者が発生した場合においても業務が継続できる体制を確保した。

(2) 市民への応急手当普及啓発推進

① 応急手当普及啓発推進事業

ア 概 要

救命率の向上を図るために、応急手当の普及啓発を行い、適切な応急手当ができるバイスタンダーを養成するとともに、救急車の適正利用に関する広報を行った。

イ 年ごとの応急手当講習受講者数及び市民等による応急手当実施率

	令和2年	3	4	5
受講者数（人）	2,469	7,421	8,585	12,021
応急手当実施率（%）※	57.6	50.1	53.1	46.7

※ 応急手当実施率は、救急隊が医療機関に搬送した心肺停止状態の傷病者に対して市民等が心臓マッサージや人工呼吸等の応急手当を実施した率を示す。

3 火災予防対策の推進

(1) 防火安全対策の推進

各種メディアを活用した火災予防広報を行ったほか、防火協力会連合会と連携し、地域ぐるみによる防火意識の高揚を図った。また、少年期から火災予防への意識付けを図るため、「消防スケッチ大会」を開催するとともに、次世代の地域防災の担い手を育成するため、「少年消防クラブ」の育成を行うなどし、防火安全対策の推進を図った。

① 安心安全マイホームの推進事業

市民一人ひとりに住宅防火の意識付けを行うため、防火チラシの配布やラジオ等の各種メディア

を活用した火災予防広報を行ったほか、住宅用火災警報器の維持管理及び10年取り替え等について、「住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン」をはじめ、市電・市バス車内放送や「住警器川柳コンテスト」などで周知を図った。

② 火災予防思想啓発「消防スケッチ大会」事業

少年期から火災予防への意識付けを図るため、市内の小学3・4年生を対象に「消防スケッチ大会」を開催し、大型商業施設における入賞作品の展示や最優秀賞を受賞した児童への「一日消防署長」の委嘱などを行った。

③ 少年消防クラブ育成事業

市内の児童クラブを対象に防火防災に関する指導を行い、火災予防の知識習得並びに災害対応能力及び地域の共助力向上を図り、次世代の地域防災の担い手育成に努めた。

④ 防火協力会連合会助成金事業

防火協力会連合会の円滑な事業推進を目的として助成金を交付し、それぞれの地域で防火意識の高揚を図るとともに、高齢者の火災による死者数を低減させることを目的として、「火の用心！シルバー教室」を開催した。

(2) 事業所防火対策

火災による人命危険の高い病院・診療所や社会福祉施設、旅館・ホテル、雑居ビル等に対し、重点的な火災予防査察を行うとともに、事業所における防火安全性の確保を図るため、防火・防災管理者の育成指導や消防用設備等の適正な設置及び維持管理等の指導に努め、防火・防災管理体制の充実を図った。また、旅館・ホテル等の安全情報を提供する表示制度を推進するとともに、甲種防火管理新規講習等の実施や事業所の自主防火組織が行う法令研修会を支援するなどの取り組みを積極的に実施した。

(3) 違反是正の徹底

防火対象物の利用者等の安全・安心のため、重大な消防法令違反のある防火対象物を消防局ホームページなどで公表したほか、消防用設備の未設置などの重大な法令違反がある対象物を最優先に是正指導を行った。



## 桜島爆発対策特別委員会

桜島火山の継続的な爆発に伴う降灰対策等について調査検討を行い、国・県の財政措置を含めた各種施策のより一層の充実強化を期すため、関係当局への意見反映を図ることを目的として、令和2年5月15日、法に基づく特別委員会（委員11名）が設置された。（なお、この任期前は昭和52年9月16日、55年7月10日、59年6月15日、63年5月16日、平成4年5月19日、8年5月13日、12年5月17日、16年5月14日、20年6月19日、24年5月15日及び28年5月16日に同特別委員会が設置されている。）

本委員会においては、当局から降灰等による被害状況や各面にわたる取組状況等について説明を聴取するとともに、毎年実施されている桜島火山爆発総合防災訓練へ参加した。また、火山対策の参考にするため、浅間山、富士山における防災対策についての取組状況等も視察した。

要望活動面における主な取組としては、毎年、桜島火山活動対策協議会（関係4市の市長、議長、特別委員長等で構成）で集約決定した要望事項を同議会協議会（関係4市の正副議長、特別委員会正副委員長等で構成）で確認し、国の予算編成の時期をとらえ、桜島火山対策協議会の要望事項の後押しという形で同議会協議会とともに本特別委員会も衆・参両院災害対策特別委員長をはじめ、同災対委の理事、県関係国会議員、各政党本部に対し、積極的な要望活動を展開してきた。

これら4年間の調査経過を踏まえ、成果あるいは一定の方向性が見られた点及び今後の課題について協議した結果、次のとおり集約した。

（成果あるいは一定の方向性が見られた点）

- 1 災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）に沿った研究が引き続き進められるとともに、降灰予報については、関連システムの更新・強化が行われ、噴火した火口の位置にかかわらず、実際の噴火状況に即した降灰予報を速やかに提供できるよう運用が行われていること。また、中央港新町（マリンポートかごしま）に令和2年11月、機動用の可視カメラが、4年4月に機動用の赤外線熱映像装置が設置されるなど、監視の強化が図られたこと。
- 2 警戒避難体制確立のため、国道224号の鹿児島市下村地区の古里歩道整備が完了するなど、桜島周辺の国道・県道の整備が進められるとともに、4年7月、夜間避難を行う際の安全確保のため、黒神中学校前バス停及び塩屋ヶ元バス停に道路照明灯が設置されたこと。また、2年度に土石流対策として、長谷川砂防施設の整備が完了するとともに、各溪流における谷止工や護岸工の設置等が計画的に実施されるなど砂防・治山事業が着実に進められたこと。
- 3 2年度に火山防災強化市町村ネットワーク（6年1月現在168市町村で構成）を設立し、火山防災に資する火山活動の解明等について国が主体的に行うよう要望を行ってきたことなどを受けて、5年6月に改正された活動火山対策特別措置法により、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進する火山調査研究推進本部が文部科学省に設置される予定であること。
- 4 大規模噴火が起こった場合、島内の住民は火山灰だけではなく、火砕流や溶岩流等の火山噴出物により大きな被害を受けることが想定されることから、2年度末に噴火活動終息後における桜島住民の復旧・復興計画を策定したこと。

- 5 大規模噴火に伴う市街地側住民の広域避難に係る大量軽石火山灰対応計画について、広域避難シミュレーションや計画の実行性を高めるための検討を行い、4年度に対応方針を取りまとめたこと。また、広域避難等に関し、市街地側住民のさらなる意識啓発を図るため、3年度に火山防災リーフレットを作成・配布するとともに、市政出前トークに新たなテーマを設定し、幅広く同計画の周知を行うなど、大規模噴火に対する取組が強化されたこと。
- 6 4年7月24日の噴火警戒レベル5への引上げや5年6月の活動火山対策特別措置法の改正などを受け、本市が独自に火山防災対策を研究するため、桜島火山防災研究所（仮称）の設置に関する検討を再開し、同研究所の設置の方針を決定したこと。
- 7 桜島火山災害対策避難計画については、4年3月、島内避難計画に警戒範囲3.5kmへの対応を新たに追加したこと。また、5年3月、島外避難計画の桜島住民の避難状況の把握を「避難用家族カード」から「避難完了板」に改めるとともに、避難行動支援者の避難支援を協議する町内会長等、民生委員及び消防団による「3者調整会議」を新たに追加したほか、桜島フェリーの減船に伴う海外避難計画や児童等の避難計画の見直しを行うなどの修正を行ったこと。

（今後の課題）

- 1 桜島爆発対策関係予算の確保については、今後ともさらに努力していくべきであること。
- 2 桜島周辺の国道・県道については、一定の整備が進んでいるものの、住民の避難路確保の観点からも、より一層の事業促進を図る必要があること。
- 3 大規模噴火時の対応については、大量軽石火山灰対応計画の修正などが図られているものの、引き続き避難用バスの確保など迅速かつ効率的な島外避難や複合災害への対応のほか、家畜の避難に対する支援や市街地側住民の広域避難をはじめとする大量軽石火山灰対策の充実など、様々な課題の対応策についてさらなる検討が必要なこと。
- 4 県と関係4市で構成する桜島火山防災協議会としての避難計画策定に向け、早急に検討される必要があること。
- 5 4年12月の気象庁による緊急速報メールの配信終了を受けて、4年12月26日から本市が独自で配信することとしている緊急速報メールについては、噴火の規模や警戒範囲が示されておらず住民への情報提供に課題があることを踏まえ、噴火の規模や範囲等を示した上で、迅速かつ的確に情報提供を行うための対策を講じる必要があること。

## 都市整備対策特別委員会

本市が当面している河川改修、港湾整備、バイパス建設及び鹿児島中央駅周辺の課題等の都市整備問題について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図ることを目的として令和2年5月15日、法に基づく特別委員会（委員11名）が設置された。（令和4年10月に設置要綱を改正し、「鹿児島港本港区の課題を削除。なお、この任期前は、昭和52年12月29日、55年7月10日、59年6月15日、63年5月16日、平成4年5月19日、8年5月13日、12年5月17日、16年5月14日、20年6月19日、24年5月15日及び28年5月16日に同特別委員会が設置されている。）

本委員会においては、当局から、都市整備問題についての現況等の説明を聴取し、県工業試験場跡地の活用、武32号線と柳田通線を結ぶ新設道路への取組み、甲突川、稲荷川及び新川の河川改修状況、鹿児島港の整備状況、国道10号鹿児島北バイパス、東西幹線・南北幹線道路の整備状況等について各面から調査検討を行った。

さらには、千葉市の千葉駅西口地区の再開発及び西宮市の津門川放水路の整備について行政視察を行うとともに、東西幹線道路（鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線））及び国道10号鹿児島北バイパスの現場視察を行う中で鹿児島国道事務所から説明を受けるなど、幅広い対応を図った。

これら4年間の調査経過を踏まえ、成果あるいは一定の方向性が見られた点及び今後の課題について協議した結果、次のとおり集約した。

（成果あるいは一定の方向性が見られた点）

### 1 鹿児島中央駅周辺の課題について

(1) 西口地区の開発については、令和5年4月14日にJR鹿児島中央ビルが開業し、7月7日に日本郵政とJR九州から開発計画が示されたこと。また、4年9月2日に鹿児島中央駅西口地区開発連絡会が開催され、県工業試験場跡地の利活用に係る今後の進め方について意見交換を行い、平成19年に整理した「まちづくりの基本的な考え方」は尊重しつつ、周辺の開発の進展や新型コロナによる生活習慣やビジネス環境等の変化を踏まえた具体的な機能の精査・検討、経済団体等への意見聴取の実施などの意見が出され、県としては、これらの意見を踏まえ、各団体等から意見聴取を行うとともに、同地に求められる機能について精査・検討を進めていること。

### 2 河川改修について

- (1) 新川については、JR田上橋の架け替えが完了していること。
- (2) 稲荷川については、戸柱橋から稲荷橋上流までの護岸整備が完了していること。また、放水路計画については、令和3年8月20日に稲荷川水系河川整備計画が策定され、工事施行区間として、滝之神排水処理場管理橋付近から放水路吐口までの延長1,000mが示されるとともに、放水路本体工事の着手に向け、JR等の関係者との協議及び早期に治水効果を発揮できる分水路の暫定的な構造の検討が進められていること。
- (3) 甲突川については、郡山地区において護岸整備が進められており、山崎川については、第一山崎橋、第二山崎橋及び新岩崎橋の架け替え工事等が完了していること。

- (4) 流域治水の推進については、3年12月に鹿児島地域流域治水協議会が設立され、本市域内においては、3年度に新川水系など主に市街地を流れる8水系の流域治水プロジェクトを策定し、4年度は、吉田地域の思川水系など9水系をその他水系として一つにまとめてプロジェクトを策定していること。
- (5) 新川、稲荷川、甲突川の3水系の特定都市河川の指定については、県において5年度末の指定を目標に、関係者と調整等を行っていること。

### 3 港湾整備について

- (1) 鴨池港区と中央港区を結ぶ臨港道路（臨港道路鴨池中央港区線）については、5年10月の九州地方整備局事業評価監視委員会において、事業期間及び事業費の見直し案が了承され、事業期間が4年間延伸となり、事業費が90億円増の370億円になるとともに、現在、橋梁下部工、橋梁上部工、護岸工が進められていること。
- (2) 中央港区（マリポートかごしま）については、3年11月5日の九州地方整備局事業評価監視委員会において、国直轄の鹿児島港国際クルーズ拠点整備事業の事業期間が2年間延伸となり、事業費が6億円増の約84億円となったこと。また、水深10m岸壁及び航路・泊地や駐車場に係る舗装工等が4年3月に一部を除き完了したこと。

### 4 バイパス建設について

- (1) 国道10号鹿児島北バイパスについては、2年9月の九州地方整備局事業評価監視委員会において事業の再評価が実施され、総事業費が80億円増の約555億円となることが示され、事業の継続が了承されており、祇園之洲地区における祇園之洲橋（下り線）下部工工事等に取り組んでいること。また、整備を進めている鹿児島都市計画道路「磯街道線」のうち、吉野町花倉地区においては、延長およそ1,340mの区間における都市計画の変更手続を進めており、5年10月25日に鹿児島市都市計画審議会に諮問し、変更案に異議はないとの答申を受けたことから、11月14日に鹿児島県都市計画審議会へ変更案を付議し、原案どおり承認され、12月1日に都市計画の変更が決定したこと。
- (2) 東西幹線道路については、4年3月から立坑内での組立を行っていたシールドマシンが、5年5月に完成し、同年11月から稼働していること。また、10月の九州地方整備局事業評価監視委員会において事業の再評価が実施され、総事業費が250億円増の約1,188億円となることが示され、事業の継続が了承されたこと。

（今後の課題）

#### 1 鹿児島中央駅周辺の課題について

- (1) 西口地区の開発については、鹿児島中央駅西口地区開発連絡会で取りまとめられた基本的な考え方や令和3年11月の県市意見交換会において確認された事項に基づき、関係者間の緊密な連携を図りながら、協議・検討を進めるべきであること。
- (2) 武32号線と柳田通線を結ぶ新設道路については、周辺道路の整備状況や県工業試験場跡地の検討状況を踏まえ、検討が推進されるよう関係者間で協議・連携を進めるべきであること。

2 河川改修について

- (1) 新川については、市道田上橋から上流部の具体的な整備計画の提示とあわせ、聖明橋と浜田橋間の未整備区間88mについて、拡幅用地の関係権利者の理解が得られ、早期に改修がなされるよう、県に対し、対応を求めていくべきであること。
- (2) 稲荷川については、放水路本体工事の早期着手が図られるようさらに努力すべきであること。
- (3) 郡山地区の甲突川及び同水系の山崎川については、引き続き護岸整備の促進に努めるべきであること。
- (4) 流域治水の推進については、鹿児島地域流域治水協議会において、関係機関における取組状況の把握や進捗状況の報告等により情報共有を図ることで効果的な水害対策を推進し、併せて、将来にわたって必要な財源を安定的に確保し、流域治水の実効性を高めるよう努めること。

3 港湾整備について

- (1) 鴨池港区と中央港区を結ぶ臨港道路（臨港道路鴨池中央港区線）及び中央港区（マリポートかごしま）における国際クルーズ拠点の整備については、引き続き事業促進に努めるべきであること。

4 バイパス建設について

- (1) 国道10号鹿児島北バイパスについては、引き続き整備促進に努めるべきであること。
- (2) 東西幹線道路については、引き続き整備促進に努めるべきであること。また、南北幹線道路については、早急に都市計画決定がなされるよう、さらに努力すべきであること。

## 地方創生に関する調査特別委員会

地方創生に係る本市の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況等について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図ることを目的として、令和2年5月15日、法に基づく特別委員会（委員11名）が設置された。（なお、この任期前は、平成28年5月16日に同特別委員会が設置されている。）

本委員会においては、当局から、本市の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況等についての説明を聴取し、総合戦略等の進捗状況や地方創生推進交付金の活用等について調査を行う中で、総合戦略における取り組みや重要業績評価指標（K P I）の設定等について適宜適切な意見反映を図ってきた。

委員会においては、これらの調査経過を踏まえ、今後の委員会の取り組み等を協議した結果、総合戦略の推進に当たっては、地方創生推進本部及びプロジェクトチームにおいて施策の進行管理を行うとともに、総合戦略検証会議においてK P Iの効果検証等を行い、総合戦略の見直し等を行っているほか、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税制度について、積極的な活用が図られていること、第2期総合戦略について、同戦略を推進する上での基本的な考え方や4つの柱（数値目標）を「まち・ひと・しごと創生基本方針」として、第六次総合計画前期基本計画の中に位置づけるとともに、積極戦略・適応戦略・重点戦略は、同基本計画に掲げる施策等との整合を図ることとし、第六次総合計画と一体的に策定するとの意向が示されたことなどを踏まえた場合、本委員会としての所期の目的は概ね達成されたと判断されることから、調査を終了することを全会一致で決定し、成果については、次のとおり集約した。

（成果）

- 1 総合戦略の推進に当たっては、市長を本部長とする地方創生推進本部や4つの基本目標ごとに関係部課長で構成するプロジェクトチームを設置し、施策の進行管理を行うとともに、外部有識者で構成する総合戦略検証会議において、K P Iの効果検証等を行うP D C Aサイクルが構築され、同会議や市議会の意見等を踏まえる中で、次年度予算への反映や総合戦略の見直しが行われていること。
- 2 地方創生推進交付金については、対象事業に係る地域再生計画を作成し、地方創生の実現に向けた先駆的な事業等に取り組むなど、積極的な活用が図られていること。
- 3 地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度については、令和2年度から、国の認定手続簡素化の一環である総合戦略全体の包括的申請制度を活用し、総合戦略に掲げる産業振興や人材育成、子育て支援など幅広い分野にわたる取り組みに対して、企業の意向に沿って寄附を受け入れており、今後においても、関係部署と連携しながら貴重な財源として活用する意向が示されたこと。
- 4 4年度からの第2期総合戦略については、引き続き、人口減少問題の克服等に向けて取り組むため、第六次総合計画と一体的に策定することとし、同戦略を推進する上での基本的な考え方や4つの柱（数値目標）を「まち・ひと・しごと創生基本方針」として、第六次総合計画前期基本計画の中に位置づけること、また、同戦略は、同基本方針に沿って策定することとし、積極戦略・適応戦略・重点戦略は、同基本計画に掲げる施策等との整合を図ることとするとの意向が示されたこと。

（3年5月17日の本会議に報告し、調査を終了）

## 鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会

鹿児島港本港区のまちづくりに関する諸問題（サッカー等スタジアムの整備、ドルフィンポート跡地等の開発、路面電車観光路線の新設）について調査検討を行い、関係当局への意見反映を図ることを目的として、令和4年10月3日、法に基づく特別委員会（委員11名）が設置された。

本委員会においては、当局から、サッカー等スタジアムの整備、ドルフィンポート跡地等の開発の状況等についての説明を聴取し、サッカー等スタジアムの整備、ドルフィンポート跡地等の開発、路面電車観光路線の新設等について、各面から調査検討を行った。

さらには、大阪市の長居球技場（ヨドコウ桜スタジアム）及び豊田市の豊田スタジアムの管理運営等について行政視察を行うなど、幅広い対応を図った。

これら委員会設置後における調査経過を踏まえ、成果あるいは一定の方向性が見られた点及び今後の課題について協議した結果、次のとおり集約した。

（成果あるいは一定の方向性が見られた点）

### 1 ドルフィンポート跡地等の開発

- (1) ドルフィンポート跡地等の開発については、令和4年1月11日の第7回総合体育館基本構想検討委員会において、ドルフィンポート跡地にスポーツ・コンベンションセンター（総合体育館）、住吉町15番街区には駐車場を整備することが望ましいとするレイアウト案が決定し、同年3月31日に同センター基本構想を策定するとともに、同センターPFI等導入可能性調査の実施や同センター整備運営事業実施方針及び要求水準書（案）が公表されるなど、同センター整備の検討が進められていること。
- (2) 鹿児島港本港区エリア一帯の利活用については、4年12月に県が「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」を設置し、6年1月に同エリアの利活用の全体像であるゾーニングを含めた「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン（案）」がとりまとめられたこと。また、5年12月には、県が桜島の眺望やまちなみ景観など同エリアにふさわしい景観・デザインについて基本的な方向性を示す「鹿児島港本港区景観ガイドライン」を策定し、良好な景観形成と魅力向上を図ることとしていること。

（今後の課題）

### 1 ドルフィンポート跡地等の開発

- (1) ドルフィンポート跡地等の開発については、6年3月に策定予定の「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」や「鹿児島港本港区景観ガイドライン」等を踏まえる中で、いづろ・天文館地区等と連携が図られ、市民・県民や観光客の集う、潤いやにぎわいのある交流空間となり、さらなる中心市街地のにぎわいの創出や回遊性の向上につながるよう、取り組んでいくべきであること。

2 サッカー等スタジアムの整備

- (1) サッカー等スタジアムの整備については、浜町バス車庫、ドルフィンポート跡地等及び住吉町15番街区を候補地から除外し、新たに北埠頭を候補地としたものの、6年2月12日に北埠頭での検討を白紙に戻すこととし、今後、新たな候補地の選定を進めるとしていることから、県と市がこれまで以上に緊密な連携を図るとともに、市議会や関係者の意見を十分に踏まえる中で、候補地の選定を早急かつ丁寧に進めるべきであること。また、スタジアムの整備に当たっては、市民の理解が得られるよう、オール鹿児島による取組の推進に努めるべきであること。

3 路面電車観光路線の新設

- (1) 路面電車観光路線の新設については、本港区エリアの施設整備の動向等を踏まえる中で、検討を行うべきであること。



令和2年4月から6年3月までの  
 予算・決算に対する市議会要望・指摘事項及び附帯決議一覧

1 3年度一般会計予算（令和3年3月17日 議決）に対する附帯決議

①総務環境委員会附帯決議

番号	件名	所管
①	行政デジタル化推進事業について	総務部

令和3年度一般会計予算に計上されている行政デジタル化推進事業に関し、下記事項について強く要請する。

記

- デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するため、市長をCIO（最高情報統括責任者）と位置付けた上で、民間の専門的な知見の活用に向け、CIO補佐官を登用する必要性は認めるものの、同補佐官に求める役割が不明確であるため、真に必要な人材を確保できるのか、また、成果に基づく適切な評価を行うことができるのか懸念されることから、同補佐官の具体的な業務内容（ICTを通じて解決すべき課題）について人材募集に先立ち明確にされたい。
- 同補佐官の登用に当たっては、国において本年9月、デジタル庁が創設され、国と地方のシステムの標準化が逐次進められること等を考慮し、拙速な一般公募に固執することなく、令和3年度の内閣府のデジタル専門人材派遣制度等の活用など各面から検討されたい。
- 同事業は、本市のDXを推進するための重要な事業であることから、その進捗状況については議会にも適宜適切に報告されたい。  
 以上、決議する。

2 5年度一般会計予算（令和5年3月20日 議決）に対する附帯決議

①産業観光企業委員会附帯決議

番号	件名	所管
①	多機能複合型スタジアム整備検討事業中、新たな協議会の設置について	観光交流部

これまでの質疑を通じて、本委員会はスタジアムの多機能複合化と2候補地を含む鹿児島港本港区エリアにおける立地は不可分との理解に至った。一方で、同エリアへの立地は、とりわけ土地所有者の理解・協力が現状においては得られていないことから、厳しい状況であると判断する。加えて、県との連携をはじめ「オール鹿児島」の形骸化は衆目の一致するところである。

かかる状況から、令和5年度一般会計予算に計上されている多機能複合型スタジアム整備検討事業中、新たな協議会の設置に関して、下記事項について強く要請する。

記

- 1 新たな協議会の設置については、2候補地を含む鹿児島港本港区エリアにおけるスタジアムの立地・機能に関連して行う事業であることから、県の「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」等における議論の結果、同エリアにおける立地の見通し及び「オール鹿児島」での取組が整うまでは、同予算の適切かつ効果的な執行の観点から、実施に当たっては慎重に対応されたい。
- 2 鹿児島港本港区エリアにおける立地についての関係者との協議状況及び新たな協議会の設置に向けた準備状況については、遅滞なく本委員会及び「鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会」に報告されたい。  
以上、決議する。

3 6年度一般会計予算（令和6年3月18日 議決）に対する附帯決議

①市民文教委員会附帯決議

番号	件名	所管
①	ICT活用による子ども見守り事業について	教育委員会

「ICT活用による子ども見守り事業」は、令和5年度を初年度とする事業であるが、審査の過程で指摘したように、今日多くの保護者が各種端末等によりGPSを利用し位置情報確認等ができる状況を踏まえた場合、果たして事業による効果があるのか疑問である。

また、監査においても同様の指摘がなされていたにもかかわらず、5年度と同じ事業スキームで予算提案がなされていることも問題である。加えて、政策決定の過程でDX推進部やCIO補佐官がコミットしていたことが明らかになったが、その際、子供の見守りのみならず、高齢者の見守りにまで発展させる考えもあることが示されるなど、当初の議案説明では明らかでなかった長期的なもくろみについても当局から言及がなされた。

しかしながら、ICTタグは見守りスポットから半径50メートル程度までしか反応しないことを考えると、1校区20か所の設置では「点」に過ぎず、「面」での整備がなされるには相当の時間を要すると考えられ、十分な見守りが達成されるとは到底考えられず、GPSを利用するシステムに対する明らかな優位性も見られないことから、下記事項について強く要請する。

記

- 1 市民文教委員会に付託された第141号議案 令和6年度鹿児島市一般会計予算中、教育委員会関係のうち、（款）教育費（項）保健体育費（目）保健体育指導費の「ICT活用による子ども見守り事業」については、審査の過程での指摘を踏まえ、事業展開や十分な事業効果など議会に対し説明がなされない限り、当該予算の執行については慎重に対応されたい。
- 2 委員会審査における当該事業に対する指摘が解消され、予算執行のめどが立った場合は、予算執行前に適宜適切に委員会に対し報告されたい。

以上、決議する。

②産業観光企業委員会附帯決議

番号	件名	所管
②	多機能複合型スタジアム整備検討事業について	観光交流部

令和6年度一般会計予算に計上されている多機能複合型スタジアム整備検討事業に関し、下記事項について強く要請する。

記

- 1 多機能複合型スタジアム整備検討事業については、整備候補地の選定を最優先し、諸般の状況を勘案しつつ各面から精査し、候補地のめどが立った段階で執行するなど、慎重に対応されたい。

以上、決議する。

令和2年4月から令和6年3月までの  
市議会における意見書・決議一覧（可決されたもの）

## [意見書]

番号	議決年月日	件名
1	R2. 6. 25	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
2	R2. 6. 25	教育予算の拡充を求める意見書
3	R2. 9. 28	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
4	R3. 9. 27	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
5	R4. 3. 22	台湾の世界保健機構（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書
6	R4. 6. 24	教育予算の拡充を求める意見書
7	R4. 10. 3	地方財政の充実・強化を求める意見書
8	R5. 6. 28	教育予算の拡充を求める意見書
9	R5. 9. 15	地方財政の充実・強化を求める意見書
10	R5. 12. 22	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

## 1 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

令 2.6.25	第 2 回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 財務大臣、農林水産大臣 国土交通大臣、総務大臣

過疎対策については、昭和 45 年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化の進行は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

本市におきましても、平成 16 年 11 月に合併した旧桜島町の区域が、いわゆる「一部過疎」の適用を受け、引き続き過疎地域としてみなされていますが、同区域については、様々な取組にもかかわらず、依然として人口減少が進んでおり、少子高齢化の進行とも相まって、地域の活力低下が懸念されております。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することになりますが、現行法が目指す地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成のためには、引き続き、過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、そこに暮らす人々の生活を支えていく政策を確立・推進していくことが重要であります。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要請します。

### 記

1. 現行法の期限終了後も、引き続き過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。
3. 新たな過疎対策法においても、現行法第 33 条第 2 項の規定によるいわゆる「一部過疎」の制度を引き続き設けること。

## 2 教育予算の拡充を求める意見書

令 2. 6. 25 第 2 回定例会で可決  
 提 出 先 衆議院議長、参議院議長  
 内閣総理大臣、内閣官房長官  
 財務大臣、文部科学大臣  
 総務大臣

新型コロナウイルス感染症対策として本年 3 月には全国の小中学校等で一斉臨時休業が行われました。4 月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

また、学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、いじめや不登校、貧困による教育格差など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが重要であります。豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善が課題であります。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、国の施策として教職員定数の改善に向けた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するための環境整備は不可欠です。

よって、国におかれては、令和 3 年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

### 記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。とりわけ、小学校 2 年生以上においても、学級編制の標準を 35 人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

## 3 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

令 2. 9. 28 第 3 回定例会で可決  
 提 出 先 衆議院議長、参議院議長  
 内閣総理大臣、内閣官房長官  
 財務大臣、経済産業大臣  
 経済再生担当大臣  
 まち・ひと・しごと創生担当大臣  
 総務大臣

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっております。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

## 記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税などの一般財源総額を確保すること。  
その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。また、先の緊急経済対策として講じた特例措置は、本来国庫補助金などにより対応すべきものであることから、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
6. 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

#### 4 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

令 3. 9. 27 第 3 回定例会で可決  
提出先 衆議院議長、参議院議長  
内閣総理大臣、内閣官房長官  
財務大臣、経済産業大臣  
経済再生担当大臣、総務大臣

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及んでおり、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況が見込まれます。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増高する財政需要に見合う財源が必要であり、その確保策として、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国におかれては、令和 4 年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要請します。

#### 記

1. 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に影響を与えないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであることから、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和 3 年度税制改正において講じた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については、令和 3 年度限りとすること。
4. 令和 3 年度税制改正において講じた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、さらなる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。



## 5 台湾の世界保健機構（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書

（	令 4. 3. 22	第 1 回定例会で可決
	提 出 先	衆議院議長、参議院議長
		内閣総理大臣、内閣官房長官
		外務大臣、厚生労働大臣
		総務大臣

日本と台湾は重要なパートナーとして、文化・観光・経済など様々な分野で交流を行ってきており、日台相互間の人的往来は年々増加傾向にあります。

鹿児島との関係においても 2012 年には台湾との定期便が就航し、特に本市においては台湾からの宿泊観光客数が 2017 年には年間 6 万人を超え、現在、2018 年に策定したネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略等により、アジアとの人・もの・情報の多面的な交流など、様々な主体が一体となって鹿児島の新たな活力を生み出すための取組を推進し、経済・文化・観光等の幅広い分野で交流を深めています。

このような中、台湾は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に際して、いち早くウイルスを封じ込めるなど、感染拡大防止対策に最も成功している地域の一つであり、世界各国から高い評価を受けています。

一方で 2009 年以降、WHO の年次総会にオブザーバーとして参加し、保健衛生分野において国際貢献してきたにもかかわらず、2017 年からは参加が認められていません。

WHO 憲章は、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」と掲げており、この崇高な理念に照らしても、新型コロナウイルスの封じ込めに成功し、保健衛生分野での豊富な知見と経験を有する台湾の WHO 参加を妨げるべきではありません。

よって、国におかれては、台湾の WHO 参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾の WHO 年次総会へのオブザーバー参加実現に向けての取組をこれまで以上に強化するよう強く要請します。

## 6 教育予算の拡充を求める意見書

（	令 4. 6. 24	第 2 回定例会で可決
	提 出 先	衆議院議長、参議院議長
		内閣総理大臣、内閣官房長官
		財務大臣、文部科学大臣
		総務大臣

新型コロナウイルス感染症拡大により、学校では、マスク着用の励行や定期的な消毒、タブレットを使

った授業のための教材研究等教育に対する影響が各面に広がっています。一方では、いじめや不登校、貧困による教育格差など解消すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが重要であります。さらには、学校現場の多忙化解消が社会問題となり国も地方自治体も教職員の働き方改革を進めてきていますが、教職員採用試験の低倍率や教職員不足に見られるように、教職員が子どもたちと接する時間を確保し、教育活動に専念できる働きやすく魅力ある学校環境をつくることは、今日の大きな課題であります。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を確保し、豊かな子どもの学びを保障するための環境整備は不可欠です。令和4年度からは、段階的に小学校において35人学級が実施されていますが、引き続き国における教育予算の確保が重要と言えます。

よって、国におかれては、令和5年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

#### 記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。中学校においても学級編制基準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

### 7 地方財政の充実・強化を求める意見書

令4.10.3 提出先	第3回定例会で可決 衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 経済財政政策担当大臣 地方創生担当大臣、規制改革担当大臣 財務大臣、文部科学大臣 厚生労働大臣、経済産業大臣 国土交通大臣、環境大臣、総務大臣
----------------	--

コロナ禍の影響が長期化する中、地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模自然災害の発生に備えた対策、脱炭素化対策など、様々な政策課題に直面しているところです。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細

やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

さらには、ウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、地域経済については、燃料費高騰等による影響が大きくなっているところであり、農林水産業や交通・運輸事業などの産業活動においても、原油価格・物価高騰により経営に大きな影響が生じているところです。

このような中、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとされているところです。

今後、地方が責任をもって、社会保障はもとより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

よって、国におかれては、令和5年度の政府予算編成と地方財政計画の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要望します。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置については、引き続き、地方が感染拡大防止と地域経済の回復に向けた取組に適切に対応できるよう継続的な措置を講じること。
2. 社会保障、感染症対策、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
3. 地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生事業費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
4. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。
5. 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
6. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、児童虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
7. 森林環境譲与税については、より森林需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

## 8 教育予算の拡充を求める意見書

令 5. 6. 28 提 出 先	第 2 回定例会で可決 衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 財務大臣、文部科学大臣 総務大臣
---------------------	--

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に引き下げられましたが、学校では、手洗い等の手指衛生の指導などを引き続き実施することとされる一方、タブレットを使った授業も一層進められており、教材研究等の重要性が一段と高まってきています。また、増加するいじめや不登校対策、貧困による教育格差など解消すべき課題が山積しています。さらには、学校現場の多忙化が社会問題化し、国も地方自治体も教職員の働き方改革を進めていますが、超過勤務の実態は、依然として解消には至っていないのが現状です。このことにより、教職員採用試験の低倍率や教職員不足が生じ、地方自治体では、教職員の確保が難しくなっています。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を確保し、豊かな子どもの学びを保障するための環境整備は不可欠です。令和4年度からは、段階的に小学校において35人学級が実施されていますが、引き続き国においては、教育予算の確保が重要と言えます。

よって、国におかれては、令和6年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

## 記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数の改善を推進すること。中学校においても学級編制基準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

## 9 地方財政の充実・強化を求める意見書

令5.9.15 提出先	第3回定例会で可決 衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 経済財政政策担当大臣 地方創生担当大臣、規制改革担当大臣 財務大臣、文部科学大臣 厚生労働大臣、経済産業大臣 国土交通大臣、環境大臣、総務大臣
----------------	--

国内経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、物価高騰等の影響で依然として厳しい状況にあり、また、県内経済についても燃料高騰等により、農林水産業や交通・運輸事業などの産業活動に大きな影響が生じているところです。

地方はこれまで、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供してきました。

しかしながら、医療・介護などの社会保障への対応や地域交通の維持など、地方自治体の果たす役割が拡大する中で、政府の掲げる少子化対策・子ども政策の実施や、脱炭素化社会の実現に向けた取組など、様々な政策課題に対応しなければならず、加えて、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材は限られることから、今後の行財政運営は相当困難なものになることが予想されることです。

このような中、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとされているところです。

引き続き、地方が責任をもって深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、地方創生の実現、デジタル化の推進、脱炭素化の推進、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなど、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

よって、国におかれては、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要請します。

### 記

1. コロナ禍からの経済社会活動の回復や原油価格・物価高騰対策に対応できるよう必要な財政措置を講じること。
2. 社会保障、物価高騰対策、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタ

ル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

3. 地方創生の実現に向け、「地方創生推進費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
4. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。
5. 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
6. 「こども・子育て支援加速化プラン」の実施、地域医療の確保、児童虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
7. 森林環境譲与税については、より森林需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

## 10 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

{	令 5. 12. 22	第 4 回定例会で可決
	提 出 先	衆議院議長、参議院議長
		内閣総理大臣、内閣官房長官
		こども政策担当大臣
		財務大臣、文部科学大臣
		総務大臣

文部科学省の公表によると、令和 4 年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、10 年連続で増加しており、全国で 29 万 9,048 人、鹿児島県内においても 3,821 人の児童生徒が不登校とされており、依然高水準で推移しています。また、不登校の定義となっている「年間欠席 30 日以上」の条件には該当しないものの、潜在的な不登校児童生徒の存在も散見されます。

このような状況の中、フリースクール等の民間施設は、不登校の児童生徒にとって安心して学びを継続していただける居場所としての重要な選択肢となっている側面があります。一方で、フリースクール等を利用する際には、保護者や児童生徒に多額な経済的負担はもちろんのこと、身近に通うところがない場合には、遠方への通学にかかる時間的負担、身体的負担、心理的負担など様々な課題があり、このような負担を抱える保護者や児童生徒に対しての支援が必要であると考えます。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）の基本理念 2 に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が充実しているとは言い難い状態

であり、早急な具体策を講じる必要があります。

よって、国におかれては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

1. 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

## [決議]

番号	議決年月日	件名
1	R4.3.7	ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

**1 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議**

( 令4.3.7 第1回定例会で可決 )

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を脅かす明白な国際法違反であり、断じて容認できない。

ロシアの一方的な侵略に対し、我が国をはじめとする国際社会は、あらゆる外交努力を行い、一日も早いウクライナの平和と安定を再構築しなければならない。

ここに、鹿児島市議会はロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるものである。



請願・陳情の処理結果

請願・陳情の処理結果

1 請 願

番号	受 理 年 月 日	件 名	付 託 委員会	本 会 議	
				結 果	議 決 日
1	2. 6. 2	加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設等について	防災福祉こども	不採択	2. 9. 28
2	2. 8. 26	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書提出について	市民文教	不採択	2. 9. 28
3	4. 2. 14	(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業について	総務環境	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	
4	4. 6. 1	適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施中止を求める意見書提出について	総務環境	不採択	4. 10. 3
5	4. 9. 26	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書提出について	総務環境	不採択	4. 12. 23
6	5. 9. 8	生活保護基準の引上げ及び物価高騰対策給付金を全ての国民に支給することを求める意見書提出について	防災福祉こども	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	

2 陳 情

番号	受 理 年 月 日	件 名	付 託 委員会	本 会 議	
				結 果	議 決 日
1	2. 5. 18	安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情		全議員へ参考送付 (2. 6. 16)	
2	2. 8. 20	鹿児島市における分煙環境整備について	防災福祉こども	取下げ 承認	3. 6. 24
3	2. 9. 3	市民福祉手当の拡充や低所得者への支援について	防災福祉こども	不採択	2. 12. 21
4	2. 11. 25	「地域自治」の充実について	市民文教	取下げ 不承認  不採択	3. 9. 27
5	2. 11. 25	安心して学びあえる教育環境のための少人数学級を求める陳情書		全議員へ参考送付 (2. 12. 9)	
6	3. 6. 21	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情		全議員へ参考送付 (3. 9. 8)	
7	3. 7. 21	人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること		全議員へ参考送付 (3. 9. 8)	
8	3. 8. 17	「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求めることについて	防災福祉こども	不採択	4. 3. 22
9	3. 11. 18	分煙環境整備について	防災福祉こども	採択	4. 3. 22
10	3. 12. 2	ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い		全議員へ参考送付 (3. 12. 17)	

請願・陳情の処理結果

番号	受理年月日	件名	付託委員会	本会議	
11	4. 1. 19	台湾のWHO等国連専門機関参加及びCPTPP参加について		全議員へ参考送付 (4. 3. 2)	
12	4. 1. 25	母(毛嘉萍)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望		全議員へ参考送付 (4. 3. 2)	
13	4. 3. 3	学生の部活動等(小・中・高校、スポーツ少年団等、広く学生スポーツの社会体育学習活動全般を含む)における根拠・効果が不透明な活動停止に反対することについて	市民文教	不採択	4. 5. 19
14	4. 3. 3	学生の部活動等(小・中・高校、スポーツ少年団等、広く学生スポーツの社会体育学習活動全般を含む)における根拠・効果が不透明な活動停止に反対することについて	産業観光企業	不採択	4. 5. 19
15	4. 3. 25	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について		全議員へ参考送付 (4. 6. 15)	
16	4. 4. 12	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情		全議員へ参考送付 (4. 6. 15)	
17	4. 5. 16	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情		全議員へ参考送付 (4. 6. 15)	
18	4. 6. 6	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情		全議員へ参考送付 (4. 6. 24)	
19	4. 8. 25	川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める決議について	防災福祉こども	不採択	5. 3. 20
20	4. 8. 25	川内原発の40年の運転期間を守るための意見書の提出について		全議員へ参考送付 (4. 9. 14)	

請願・陳情の処理結果

番号	受 理 年 月 日	件 名	付 託 委員会	本 会 議	
21	4. 11. 22	行政や議会が宗教によって「政治的な差別」を行わないことを求める陳情書		全議員へ参考送付 (4. 12. 13)	
22	5. 1. 30	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書		全議員へ参考送付 (5. 3. 1)	
23	5. 3. 10	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情		全議員へ参考送付 (5. 3. 20)	
24	5. 3. 10	鹿児島市の「安全な学校給食」を求めることについて	市民文教	取下げ 承認	5. 9. 15
25	5. 3. 13	市立小中学校の給食費の無償化を求めることについて	市民文教	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	
26	5. 3. 13	市立小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めることについて	市民文教	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	
27	5. 5. 10	武岡団地グリーンベルトの樹木管理について	建設消防	不採択	5. 9. 15
28	5. 5. 22	全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情書		全議員へ参考送付 (5. 6. 19)	
29	5. 6. 21	相次ぐ原告勝訴判決に従い、直ちに生活保護基準を引き上げ、物価対策給付金をすべての国民に支給することを要望する意見書を国に提出してください。		全議員へ参考送付 (5. 6. 28)	
30	5. 8. 16	八重山周辺における風力発電事業の推進について		会議規則第 138 条第 5 項及び第 144 条による 取下げ承認 (議長承認 5. 8. 23)	

請願・陳情の処理結果

番号	受 理 年 月 日	件 名	付 託 委員会	本 会 議	
31	5. 8. 16	八重地区におけるグリーンツーリズムと自然エネルギー事業の推進について		会議規則第 138 条第 5 項及び第 144 条による 取下げ承認 (議長承認 5. 8. 23)	
32	5. 8. 16	(仮称) 日置市および鹿児島市における風力発電事業の早期着工について		会議規則第 138 条第 5 項及び第 144 条による 取下げ承認 (議長承認 5. 8. 23)	
33	5. 8. 17	鹿児島市営住宅条例一部改正による駐車場管理料金設定について	建設消防	不採択	5. 12. 22
34	5. 9. 6	八重山周辺における風力発電事業の推進について	総務環境	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	
35	5. 9. 6	「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業」の早期着工について	総務環境	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	
36	5. 9. 7	八重地区における自然エネルギー事業の推進について	総務環境	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	
37	5. 11. 24	明和小・中学校の一貫校化の動きについて地域住民・団体が十分な議論をできる場を求めることについて	市民文教	不採択	6. 3. 18
38	5. 11. 27	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情		全議員へ参考送付 (5. 12. 12)	
39	5. 11. 28	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		全議員へ参考送付 (5. 12. 12)	
40	6. 2. 9	川内原発 20 年運転延長について	防災福祉子ども	6. 4. 28 任期満了に付、 廃案	
41	6. 2. 9	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情		全議員へ参考送付 (6. 2. 27)	

鹿児島市議会事務局

令和6年5月14日発行

No. 146 号